

目 次

概 況 編

I 中国運輸局の概要	1
1. 沿 革	1
2. 機構及び主な業務	1
3. 管轄区域及び所在地	2
4. 中国地方交通審議会	4
(1) 中国地方交通審議会委員名簿	4
(2) 中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿	4
(3) 中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿	4
(4) 中国地方交通審議会審議状況	5
(5) 「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会審議状況	6
5. 関係団体	7
(1) 特殊法人	7
(2) 関係法人	8
(3) 関係任意団体	10
II 中国地方の概況	14
1. 主要経済指標	14
2. 空港の現況図	15
3. 港湾の現況図	16

総 務 部 編

I 運輸安全マネジメント	17
II 栄典関係	19
1. 叙位・叙勲	19
(1) 死亡者の叙位・叙勲	19
(2) 生存者の叙勲	19
2. 褒章	19

交通政策部編

I 地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み	20
1. 持続可能な公共交通ネットワークの構築	20
2. 地域公共交通確保維持改善事業	20
3. 新モビリティサービス推進事業	21
II 環境関係	22
1. 運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等	22
2. 環境対応車について	25

(1) 次世代自動車とは	25
(2) 国内販売台数に占める次世代自動車の内訳	25
(3) クリーンエネルギー自動車の導入状況	26
(4) 管内の天然ガススタンド・水素ステーション設置状況	26
3. グリーン経営認証	27
Ⅲ 物流関係	28
1. 災害に強い物流システムの構築	28
2. 貨物輸送の概況	29
3. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	31
4. 倉庫関係	32
(1) 倉庫の種類	32
① 普通倉庫	32
② 水面倉庫	32
③ 冷蔵倉庫	32
④ トランクルーム	32
(2) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の現況	33
(3) 倉庫貨物品目別入庫実績	34
(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移	35
5. 一般トラックターミナル事業の現況	36
Ⅳ バリアフリー推進関係	37
1. 基本構想策定状況	37
2. 移動等円滑化促進方針	38
3. 交通施設等におけるバリアフリー化の目標	38
4. 交通施設等におけるバリアフリー化の状況	39
(1) 鉄軌道駅のバリアフリー化状況	39
(2) ホームドアの設置状況	39
(3) バスターミナルのバリアフリー化状況	40
(4) 旅客船ターミナルのバリアフリー化状況	40
(5) 車両等のバリアフリー化状況	40
 観 光 部 編	
Ⅰ 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	42
Ⅱ 地域の観光資源を活用したプロモーション事業	43
1. 目 的	43
2. 実施方針等	43
Ⅲ ストレスフリーな受入環境の整備	44
1. 訪日外国人を含む旅行者の受入環境の整備に関する事業	44
2. 地域における観光資源の開発（コンテンツ造成事業）	44
Ⅳ 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE	45

1. 宿泊旅行統計の現状	45
2. 外客来訪促進に向けた取組み	47
3. M I C E	47
V ホテル・旅館関係	48
1. 登録ホテル及び登録旅館の概要	48
2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移	48
VI 旅行業関係	49

鉄 道 部 編

I 鉄道・軌道関係	50
1. 鉄道及び軌道事業者の概要	50
2. 鉄道及び軌道の位置図	53
3. 鉄道及び軌道事業者の運輸実績	54
4. 鉄道及び軌道の運賃制度	56
5. 鉄道及び軌道に対する補助金交付実績	60
(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）	60
(2) 地域公共交通確保維持改善事業 （地域公共交通感染症拡大防止対策事業）	60
(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（利用環境改善促進等事業）	60
(4) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）	60
(5) 鉄道施設総合安全対策事業費補助 （鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業）	61
(6) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 （インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）	62
(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 （交通サービス利便向上促進事業）	62
(8) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 （地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業）	62
(9) 旅行環境整備事業（交通サービス利便向上促進事業）	62
6. 動力車操縦者運転免許交付者数	63
(1) 旅客会社・貨物会社	63
(2) 民 鉄	63
7. 鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況	64
8. 鉄道及び軌道事業者別保有車両数	66
9. 鉄道及び軌道運転事故件数	67
10. 鉄道及び軌道の運転事故件数の推移	68
11. 踏切事故発生状況の推移	68
12. 踏切事故分類表	69
13. 鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移	70

(1) 旅客会社・貨物会社（中国運輸局管内）	70
(2) 民 鉄	70
II 索道関係	71
1. 索道事業者の概要	71
2. 索道の位置図	76

自動車交通部編

I 乗合・貸切・乗用関係	77
1. 旅客運送事業規模別事業者数	77
2. 輸送実績からみる乗合バス事業の概況	78
3. 乗合バス輸送人員の推移	80
4. 輸送実績からみる貸切バス事業の概況	81
5. 乗合事業者等に対する補助金の交付状況	82
(1) 令和2年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額	82
(2) 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額	82
(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額	82
(4) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）	82
(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額	83
(6) 観光振興事業費補助金交付額	83
(7) 自動車環境総合改善対策費補助金交付額	83
6. 乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性	84
7. 高速バス（都市間バス）の運行状況	85
8. 貸切バス事業の運賃料金	88
9. 乗合バス事業における交通バリアフリー対応車両の導入状況	89
II ターミナル関係	90
1. 一般バスターミナルの現況	90
2. 専用バスターミナルの現況	91
III ハイヤー・タクシー関係	92
1. ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移	92
2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況	93
3. 営業区域別1人1車制個人タクシー事業の概況	99
4. 福祉輸送事業限定事業者数の推移	100
5. ハイ・タク事業の運賃料金	101
(1) タクシー	101
(2) ハイヤー	106
IV 貨物関係	107
1. トラック事業者数の推移	107
2. トラック事業車両数の推移	108
3. 特別積合せトラック事業者の概況	109

V 貨物利用運送事業関係	110
1. 貨物利用運送事業者数の推移	110
2. 駅別、鉄道取扱貨物実績の推移	110

自動車技術安全部編

I 登録関係	111
1. 自動車数（車種別全国比）	111
2. 管内自動車数の推移（車種別）	112
3. 管内自動車数の推移（県別）	112
4. 管内新車登録届出状況	113
5. 自動車登録番号標（車両番号を含む）交付代行者	114
II 整備関係	115
1. 認証工場数	115
2. 認証工場数の推移	115
3. 指定工場数	116
4. 指定工場数の推移	116
5. 指定工場の分布図	117
6. 認定工場数	118
7. 自動車整備士合格者数の推移	119
8. 自動車整備士一種養成施設	120
9. 自動車整備士二種養成施設	121
III 検査関係	122
1. 自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数	122
2. 中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移	123
IV 事故・保安関係	124
1. 事業用自動車重大事故の概要	124
(1) 事故件数と死傷者数の推移	124
(2) 事故種類別件数の推移	124
(3) 業態別件数の推移	125
(4) 月別発生件数	125
(5) 事業用自動車1,000台当たりの県別事故件数の推移	125
(6) 事業用自動車1,000台当たりの事故種類別件数の推移	126
(7) 原因別発生件数の推移	126
2. 運行管理者数	127
3. 整備管理者数	127
V その他	128
独立行政法人自動車事故対策機構の業務実績	128

海事振興部編

I 一般海事関係	129
1. 海事思想の普及	129
(1) 海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者	129
(2) 「海の月間」行事一覧表	129
2. 海事代理士試験の概要	130
(1) 海事代理士試験の概要	130
(2) 海事代理士の登録状況	130
3. 不開港及び沿岸輸送特許の状況	130
II 旅客船関係	131
1. 旅客航路事業現況表	131
(1) 事業形態別事業者数及び航路数	131
(2) 船種別隻数及び総トン数	132
(3) 航路別	133
2. 異動状況調査表（事業者数及び航路数の異動）	134
3. 国又は地方自治体から補助を受けている航路	134
4. 輸送実績総括表	135
5. 国庫補助航路年度別補助金交付状況	136
6. 国庫補助航路の国庫補助金交付状況	137
7. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路構造改革補助金）交付状況	138
8. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （地域公共交通感染症拡大防止対策事業）交付状況	138
9. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付状況	138
10. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付状況 （交通サービスインバウンド対応支援事業）	138
11. 観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）交付状況	138
12. 観光振興事業費補助金交付状況 （海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業）	138
III 内航関係	139
1. 内航海運業者数及び支配船腹量	139
2. 資本金別内航海運業者支配船腹量	140
3. 内航船舶所有船腹量	141
IV 港湾運送関係	142
1. 主要取扱貨物の推移	142
2. 港湾運送事業者数	142
3. 資本金別企業規模	143
4. 船舶積卸し実績の推移	144
(1) 総括	144
(2) 年度実績500万トン以上の港湾	144

(3) 年度実績500万トン未満の港湾	144
5. 港湾福利施設設置状況	145
V 造船施設設備関係	146
1. 造船事業場数	146
2. 登録造船事業場の業種内訳表	147
3. 許可造船設備能力分類表	148
4. 管内許可造船所分布図	149
VI 造船関係	151
1. 船舶建造量の推移	151
2. 船舶受注量の推移（契約ベース）	151
3. 船舶手持工事量の推移（契約ベース）	151
4. 船舶建造実績及び手持工事量	152
5. 船舶受注実績	152
6. 船舶の修繕実績の推移	153
7. 海洋機器類建造実績の推移	153
8. 造船所従業員数の推移	153
VII 関連工業関係	154
1. 船用工業の業種別・管轄別工場数	154
2. 船用工業の規模別事業所数	155
(1) 資本金別事業所数	155
(2) 従業員数別事業所数	155
3. 船用工業事業所の従業員数の推移	155
4. 船用工業製品の生産実績の推移	156
5. 船用工業製品の単体輸出契約実績の推移	156
VIII 船員労政関係	157
1. 船員の最低賃金	157
2. 船員職業紹介状況	158
3. 管内船員派遣事業許可事業者一覧	159
4. 日本船舶・船員確保計画認定状況	160
IX その他	161
1. モーターボート競走場売上金額及び入場者数	161
2. モーターボート競走場売上金額の推移	162

海上安全環境部編

I 海洋汚染防止関係	163
1. 廃油処理施設	163
II 船舶油濁等損害賠償保障法関係	164
III 船舶登録及び測度関係	165
1. 登録船舶状況	165

2. 管内及び全国の登録船舶の推移	166
3. 船舶のトン数測度	167
IV 船舶検査関係	168
1. 船舶検査の状況	168
2. 製造認定事業場	168
3. 改造修理認定事業場	168
4. 整備認定事業場	169
5. 船舶型式承認物件	169
6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所	170
7. サービスステーション	171
8. J C I (日本小型船舶検査機構)	172
9. その他の検査機関	172
(1) 日本海事協会 (N K)	172
(2) 日本海事検定協会 (N K K K)	172
V 船員法適用船員等の概要	173
1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況	173
2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移	173
3. 船員法関係業務の処理状況	174
4. 労務監査の状況	175
5. 災害疾病発生の現状と推移	175
(1) 災害疾病発生状況	175
(2) 年度別災害発生状況	176
(3) 年度別疾病発生状況	177
6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況	178
7. 船員安全衛生推進会設立状況	178
VI 海技資格に関する業務の概要	179
1. 海技士国家試験実施状況 (中国・大型)	179
2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況	180
3. 境水先区水先実績	180
VII 管内旅客船事故発生状況	181
VIII 外国船舶監督の概要	182
1. P S Cの現状	182
2. 中国運輸局における P S Cの現状	182
3. P S Cに関する国際的な技術協力	182

I 中国運輸局の概要

1. 沿革

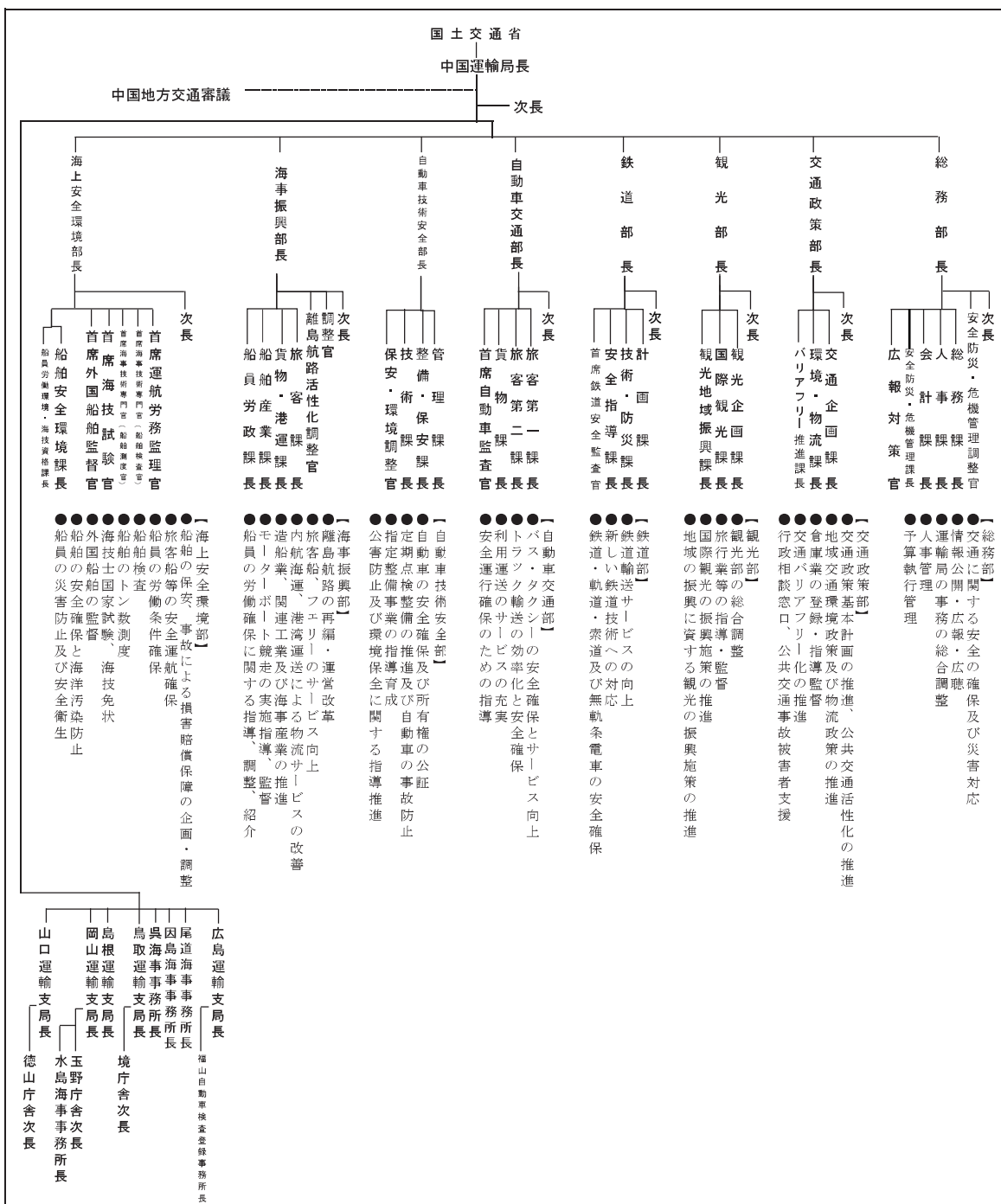
明治24年 8 月	大阪船舶司検所設置
明治32年 6 月	大阪海事局
大正 8 年 5 月	広島通信局海事部
昭和16年12月	神戸海務局
昭和19年11月	運輸通信省設置、海運局と改称
昭和19年11月	広島海運局
昭和20年 6 月	中国海運局

昭和22年 3 月	広島自動車事務所
昭和23年 1 月	広島道路運送監理事務所
	↓ 広島鉄道局陸運部
昭和24年 6 月	広島陸運局

昭和59年 7 月

中国运输局

2. 機構及び主な業務



3. 管轄区域及び所在地

中国運輸局の管轄区域は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県（海事関係事務においては、下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市を除く。）の5県である。



★中国運輸局（本局）

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30

部 署	ダイヤルイン番号	主 な 業 務 内 容
総 務 部 FAX 082-227-9797	総務課	情報公開受付窓口、局の総合調整
	広報対策官	行政情報の提供・公開、広報関係
	人事課	職員の人事・給与、福利厚生
	会計課	予算の要求・使用計画・契約・実行、物品・国有財産の管理
	安全防災・危機管理調整官 安全防災・危機管理課	交通の安全確保・交通に関する防災、危機管理
交 通 政 策 部 FAX 082-228-3629	交通企画課	交通政策基本計画の推進、公共交通活性化の推進、その他交通政策全般
	環境・物流課	地域公共交通環境政策及び物流政策の推進、倉庫業の登録・指導監督
	バリアフリー推進課	交通バリアフリー化の推進、行政相談窓口、公共交通事故被害者支援
観 光 部 FAX 082-228-9412	観光企画課	観光部の総合調整、旅行業等の指導・監督
	国際観光課	国際観光の振興施策（外国人観光旅客の誘致）の推進
	観光地域振興課	地域の振興に資する観光の振興施策（受入環境の整備等）の推進
鉄 道 部 FAX 082-228-9411	計画課	鉄道輸送サービスの向上
	技術・防災課	鉄道・ロープウェイ・リフトの施設の安全確保
	安全指導課	鉄道・ロープウェイ・リフトの事故防止対策の推進、運転免許
	鉄道安全監査官	鉄道・ロープウェイ・リフトの保安監査
自 動 車 交 通 部 FAX 082-228-3452	旅客第一課	バスの安全確保とサービス向上
	旅客第二課	タクシーの安全確保とサービス向上
	貨物課	貨物運送等のサービス充実
	自動車監査官	運送事業者の安全運行確保のための指導・監査
自 動 車 技 術 安 全 部 FAX 082-228-9148	管理課	自動車の登録
	整備・保安課	定期点検整備の推進及び整備事業者の指導・監督
	技術課	車両の安全確保
	保安・環境調整官	公害防止、環境保全に関する指導推進及び自動車の事故防止
海 事 振 興 部 FAX 082-228-7309	離島航路活性化調整官	離島航路の再編・運営改革
	旅客課	旅客船、フェリーのサービス向上
	貨物・港運課	内航海運、港湾運送による物流サービス向上
	船舶産業課	造船業、関連工業及び海事産業の推進
海 上 安 全 環 境 部 FAX 082-228-3468	船員労政課	船員の職業紹介、雇用保険、最低賃金、人材育成
	海事保安・事故対策調整官	船舶の保安、船舶の事故による損害賠償保障に関する調整
	船舶安全環境課	船舶の安全確保と海洋汚染防止、油濁損害賠償保障
	船員労働環境・海技資格課	災害防止及び安全衛生、海技試験、海技免状、船舶保安検査
	運航労務監理官	旅客船等の安全運航確保、船員の労働条件確保
	海事技術専門官（船舶検査官）	船舶検査、船舶保安検査
	海事技術専門官（船舶測度官）	船舶のトン数測度
	海技試験官	海技士国家試験
外国船舶監督官	外国船舶監督官	外国船舶の監督

■広島運輸支局（本庁舎）

〒733-0036 広島市西区観音新町4-13-13-2
 TEL (082)233-9166 総務企画・観光
 TEL (082)233-9167 輸送・監査
 TEL (050)5540-2068 登録
 TEL (082)233-9160 整備（検査担当）
 TEL (082)233-9169 整備（事業・保安担当）
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (082)295-3508 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (082)233-7752 登録、整備

◆広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所

〒729-0115 福山市南今津町44
 TEL (050)5540-2069 登録
 TEL (084)934-1334 検査
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (084)934-7516

●尾道海事事務所

〒722-0002 尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎
 TEL (0848)23-5235(代)
 FAX (0848)23-9414

●因島海事事務所

〒722-2323 尾道市因島土生町1899-35
 TEL (0845)22-2298(代)
 FAX (0845)22-2299

●呉海事事務所

〒737-0029 呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎
 TEL (0823)22-2520(代)
 FAX (0823)22-2522

■鳥取運輸支局（本庁舎）

〒680-0006 鳥取市丸山町224
 TEL (0857)22-4154 総務企画・観光
 TEL (0857)22-4120 輸送・監査
 TEL (050)5540-2070 登録
 TEL (0857)22-4110 整備
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (0857)22-4140 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (0857)22-4115 登録、整備

●鳥取運輸支局（境庁舎）

〒684-0034 境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎
 TEL (0859)42-2169(代)
 FAX (0859)42-2160

■島根運輸支局

〒690-0024 松江市馬潟町43-3
 TEL (0852)38-8111 総務企画・観光、海事
 TEL (0852)37-1311 輸送・監査
 TEL (050)5540-2071 登録
 TEL (0852)37-2138 整備
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (0852)37-2030 総務企画・観光、海事、輸送・監査
 FAX (0852)37-1340 登録、整備

■岡山運輸支局（本庁舎）

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5
 TEL (086)286-8121 総務企画・観光
 TEL (086)286-8122 輸送・監査
 TEL (050)5540-2072 登録
 TEL (086)286-8153 整備（検査担当）
 TEL (086)286-8155 整備（事業・保安担当）
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (086)286-8147 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (086)286-8168 登録、整備

●岡山運輸支局（玉野庁舎）

〒706-0011 玉野市宇野1-8-2 玉野港湾合同庁舎
 TEL (0863)31-4266(代)
 FAX (0863)32-4829

●岡山運輸支局 水島海事事務所

〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎
 TEL (086)444-7750(代)
 FAX (086)444-7761

■山口運輸支局（本庁舎）

〒753-0812 山口市宝町1-8
 TEL (083)922-5335 総務企画・観光
 TEL (083)922-5336 輸送・監査
 TEL (050)5540-2073 登録
 TEL (083)922-5397 整備（検査担当）
 TEL (083)922-5398 整備（事業・保安担当）
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (083)923-1036 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (083)928-9601 登録、整備

●山口運輸支局（徳山庁舎）

〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎
 TEL (0834)21-0180(代)
 FAX (0834)32-4094

4 . 中国地方交通審議会

中国運輸局長の諮問に応じて、運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議する。

(1) 中国地方交通審議会委員名簿

令和3年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
委 員	岡 畠 鉄 也	株式会社中国新聞社代表取締役社長
	田 村 興 造	広島経済同友会代表幹事
	◎ 佐 野 真理子	広島大学名誉教授
	畑 矢 健 治	株式会社中国放送取締役会長
	原 公 子	公益社団法人広島消費者協会理事

注 ◎：会 長 (50音順)

(2) 中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿

令和3年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
臨 時 委 員	内 田 喜 久	弁護士
	岡 本 信 也	中国地方海運組合連合会会長
	岡 本 裕 二	全日本海員組合中・四国地方支部次長
	○ 田 邊 尚	弁護士
	◎ 手 塚 貴 大	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
	内 藤 善 直	山陰旋網漁業協同組合顧問共和水産(株)海外まき網事業部長
	遊 佐 清 和	全日本海員組合尾道支部長
	内 堀 達 也	中国旅客船協会理事
	除 補 修	全日本海員組合中・四国地方支部長兼高松支部長

注 ◎：部会長 ○部会長代理 (50音順)

(3) 中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿

令和3年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
臨 時 委 員	磯 野 洋 一	株式会社浜田あけぼの水産
	日 浦 徹 治	中国旅客船協会理事
	金 坂 敏 弘	島根県機船底曳網漁業連合会代表理事
	河 菜 春 文	中国地方海運組合連合会副会長
	鈴 木 隆 之	全日本海員組合中・四国地方支部副支部長
	埴 野 治 次	中国地方海運組合連合会副会長
	船 本 源 司	鳥取県沖合底曳網漁業協会会長
	前 嶋 宏	鳥取県沖合底曳網漁業協会事務局長

(50音順)

(4) 中国地方交通審議会審議状況

令和3年10月1日現在

概況編

開催年月日	審 議 内 容	備 考
S 59. 7. 26	○諮問第4号「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第1号答申）	
S 60. 1. 25 第1回	○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第1号） ○第1号答申についての報告等	
S 60. 9. 3	○諮問第6号「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第2号答申）	
S 61. 3. 13 第2回	○「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第2号） ○第2号答申についての報告等	
S 62. 11. 18	○諮問第1号「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第3号答申）	
H 1. 3. 28	○諮問第2号「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第4号答申）	
H 2. 3. 22 第3回	○第3号答申及び第4号答申についての報告 ○中国地方における公共交通機関の現状報告等	
H 3. 7. 31 第4回	○会長選出	
H 6. 3. 18 第5回	○新地域交通計画の策定状況等について ○中国地方における交通運輸の現状について ○広島空港の現状について	
H 7. 3. 23 第6回	○平成7年度中国運輸局の重点施策について ○阪神・淡路大震災について ○広島新交通システムの開業・バス路線再編成について	
H 7. 8. 3 第7回	○「島根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第3号）	
H 8. 7. 31 第8回	○「島根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第5号答申） ○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第4号）	
H 10. 8. 26 第9回	○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申報告について（第6号答申） ○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第5号）	
H 12. 9. 11 第10回	○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」の答申報告について（第7号答申） ○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画の改定について」諮問（諮問第6号）	12. 9. 11以降は県部会の議決をもって本審議会の議決とすることとしており、諮問第6号に対する答申は、14. 3. 25の広島県部会からいただいている（答申第8号）
H 15. 3. 28 第11回	○「21世紀初頭の公共交通サービスと観光振興のあり方について」諮問（諮問第7号）	
H 16. 2. 9 第12回	○諮問第7号を受けた各専門委員会における検討状況の中間報告及び意見交換	
H 16. 8. 31 第13回	○「21世紀初頭における中国地方の公共交通サービスと観光振興のあり方について」に対する答申（答申第9号） ○「中国地方ブロック公共交通・地域交通環境計画」のフォローアップのあり方について	
H 19. 6. 18 第14回	○会長選出 ○第1回フォローアップ部会報告	
H 20. 9. 18 第15回	○船員労働に関する調査審議に係る体制の整備等について ○最近の経済社会情勢を踏まえた答申のフォローアップのあり方について	
H 26. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第8号） （H 26. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 26. 12. 24	○諮問第8号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第10号答申）	
H 27. 7. 15	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第9号） （H 27. 7. 21 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 27. 12. 22	○諮問第9号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第11号答申）	
H 28. 7. 25	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第10号） （H 28. 7. 26 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 28. 12. 26	○諮問第10号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第12号答申）	
H 29. 8. 7	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第11号） （H 29. 8. 8 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 29. 12. 25	○諮問第11号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第13号答申）	
H 30. 8. 17	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第12号） （H 30. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 30. 12. 25	○諮問第12号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第14号答申）	
R 1. 8. 19	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第13号） （R 1. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R 2. 1. 27	○諮問第13号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第15号答申）	
R 2. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第14号） （R 2. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R 3. 1. 28	○諮問第14号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第16号答申）	
R 3. 8. 6	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第15号） （R 3. 8. 18 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	

(5) 「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会（※）審議状況

開催年月日	審 議 内 容	備 考
H18. 7. 14 第1回	○中国地方において答申以降に講じられた公共交通サービス及び観光振興に関する主な取組みについて ○自治体、交通事業者等による先進的な取組み等について ○今後のフォローアップの方針等について	
H19. 6. 18 第2回	○「地域公共交通」の再生に向けた取組みについて ○中山間地域における観光と連携した公共交通の活性化について ○瀬戸内海を中心とした観光振興策について ○今後のフォローアップについて	
H20. 6. 26 第3回	○答申の内容の具現化に向けた取組み状況の総点検について ○市町村合併等を契機とした交通体系の見直しについて ○広島県交通系ICカード乗車券(PASPY)の導入について ○中国地方における観光振興策について	

（※）答申第9号のフォローアップ状況を報告するため設置。部会への報告をもって本審議会への報告とすることとされている。

５．関係団体

(1) 特殊法人

(ア) 海事関係

令和３年10月１日現在

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
日本小型船舶検査機構 広島支部	横山 健一郎	広島市南区宇品海岸3-9-38	(082) 254-6027	S49. 2. 2
〃 尾道支部	上原 幸二	尾道市東御所町9-1 (尾道ウォーターフロントビル4階)	(0848) 23-7250	S57.12.10
〃 岡山支部	三原 正	岡山市中区藤崎551-14	(086) 200-1780	S49. 2. 2
〃 境支部	小嶋 由紀夫	境港市竹内団地277-2	(0859) 47-2220	S49. 2. 2
〃 下関支部	村上 増規	下関市長府港町1-7	(083) 245-3241	S49. 2. 2
船員災害防止協会 中国支部	埜野 治次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	S43. 3. 15
〃 広島地区支部	埜野 治次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	S43.11. 1
〃 尾道地区支部	岡本 信也	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階内	(0848) 25-3458	〃
〃 因島地区支部	弓場 丞	尾道市因島土生町1899-35 因島海事事務所内	(0845) 22-2298	〃
〃 呉地区支部	河菜 春文	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎内	(0823) 25-0887	〃
〃 境地区支部	岩田 祐二	境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎内 鳥取運輸支局境庁舎内	(0859) 42-2169	〃
〃 松江地区支部	室崎 拡勝	松江市馬潟町43-3 鳥根運輸支局内	(0852) 38-8111	〃
〃 岡山地区支部	三枝 智通	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4 (一社) 瀬戸内市緑の村公社内	(0869) 34-4356	〃
〃 徳山地区支部	重枝 浩二	周南市築港町13-38 山口県内航海運輸組合内	(0834) 21-0505	〃
〃 阿武・萩地区支部	吉村 正義	萩市大字椿東6446-5 山口県漁業協同組合はぎ統括支店内	(0838) 25-0231	H1. 4. 1

(イ) 陸運関係

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部	田中 茂	広島市西区観音新町4-13-13-2	(082) 233-9172	H14. 7. 1
〃 福山事務所	中山 雅之	福山市南今津町44	(084) 930-4681	〃
〃 鳥取事務所	田中 邦宏	鳥取市丸山町224	(0857) 22-4210	〃
〃 鳥根事務所	菅 利彦	松江市馬潟町43-3	(0852) 38-9011	〃
〃 岡山事務所	則宗 克治	岡山市北区富吉5301-5	(086) 286-8333	〃
〃 山口事務所	梶原 秀之	山口市宝町1-8	(083) 921-6612	〃
独立行政法人自動車事故対策機構 広島主管支所	花野 和広	広島市西区観音新町2-4-25 (第一菱興ビル)	(082) 297-2255	S48.12.10
〃 鳥取支所	柳田 大介	鳥取市丸山町219-1 (鳥取県トラック協会研修センタービル)	(0857) 24-0802	S50. 7. 28
〃 鳥根支所	加藤 浩一	松江市母衣町55 (松江商工会議所ビル)	(0852) 25-4880	S50. 7. 25
〃 岡山支所	伊藤 雄造	岡山市北区青江1-22-33 (岡山県トラック総合研修会館)	(086) 232-7053	S49. 3. 15
〃 山口支所	大林 信	山口市吉敷下東1-3-1 (山陽ビル吉敷)	(083) 924-5419	S49. 7. 16
軽自動車検査協会 広島主管事務所	中村 竜雄	広島市西区観音新町4-13-13-4	(050) 3816-3080	S47.10. 1
〃 福山支所	高下 英樹	福山市南今津町41	(050) 3816-3081	S50. 6. 1
〃 鳥取事務所	大谷 勝彦	鳥取市安長77-1	(050) 3816-3082	S48. 4. 13
〃 鳥根事務所	松岡 茂樹	松江市馬潟町字帰り木68-1	(050) 3816-3083	〃
〃 岡山事務所	松岡 信満	岡山市北区久米177-3	(050) 3816-3084	〃
〃 山口事務所	中野 文徳	山口市葵1-5-57	(050) 3816-3085	〃

(2) 関係法人

(ア) 海事関係

(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
海事	(公社)中国海事広報協会	仁 田 一 郎	広島市南区宇品海岸1-13-13	(082) 253-1987	S 40. 2. 22
旅客	(一社)中国旅客船協会	小 嶋 光 信	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253-6907	S 24. 6
	(一社)岡山県旅客船協会	小 嶋 光 信	岡山市中区新築港9-1 国際両備フェリー(株内)	(086) 274-1222	
港運	(一財)中国港湾福利厚生協会	西 山 寛	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 255-0735	S 40. 6. 7
船舶	(一社)中国小型船舶工業会	佐々木 大 平	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 222-8118	S 43. 12. 27
	(一社)中国舶用工業会	黒 木 正 純	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 221-9699	S 44. 3. 25
船員	(一社)広島海技学院	吉 田 勉	広島市南区元字品町41-18	(082) 255-8700	S 23. 2. 6
	(一財)呉海員会館	泉 直 人	呉市中通1-1-2	(0823) 20-0660	S 25. 12. 20
	(一財)尾道海技学院	宗 重 好 夫	尾道市栗原東2-18-43	(0848) 37-8111	S 45. 9. 1

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
海事	(一社)日本海事代理士会 中国支部	立 田 善 昭	備前市日生町寒河2571-5 (せとうち海事・FP事務所内)	(0869) 72-1323	S 51. 10. 23
港運	(一社)日本貨物検査協会 中四国支部	井 出 純 司	広島市南区宇品海岸3-11-12	(082) 253-3141	
	(一社)全 日 検 中国支部	坂 手 紀 之	広島市南区宇品海岸2-23-36 (広島海上ビル)	(082) 251-5253	
	(一社)日本海事検定協会 呉事業所広島事務所	須佐美 圭 一	広島市南区宇品海岸3-13-28	(082) 254-0237	
	(一財)新 日 本 検 定 協会 水島事業所	豊 田 英 弘	倉敷市水島南幸町3-39 (明治ビル)	(086) 446-2117	
	〃 広島・呉事業所	中 嶋 岳 人	呉市中央1-6-9	(0823) 21-9101	
	(一財)日本穀物検定協会 関西神戸支部 中四国事務所	遠 藤 健 吾	倉敷市白楽町409	(086) 423-1162	
船舶	(一財)日本海事協会 岡山支部	加 藤 祐 一	岡山市北区幸町6-28	(086) 221-3645	S 9. 10. 1
	〃 尾道支部	脊 戸 康 史	尾道市新浜1-4-47	(0848) 25-2400	S 21. 9. 1
	〃 尾道支部 因島事務所	脊 戸 康 史	尾道市因島土生町塩浜1899	(0845) 22-0012	T 14. 3. 1
	〃 広島支部	今 本 郷 司	広島市中区宝町9-10	(082) 249-1971	S 22. 2. 1
	(一財)日本モーターボート競走会 児島支部	中 地 清 二	倉敷市児島元浜町88-25	(086) 473-2121	S 26. 10. 19
	(一財)日本モーターボート競走会 宮島支部	合 田 隆 満	廿日市宮島口1-15-60	(0829) 56-1131	S 27. 4. 22
	(一財)日本モーターボート競走会 徳山支部	山 門 昇	周南市栗屋1033	(0834) 25-0592	S 26. 11. 14
	(一社)日本マリン事業協会 中国支部	前垣内 敏 郎	広島市西区観音新町4-14-6 観音マリーナサービスセンター2F	(082) 532-8520	S 60. 1. 23

(イ) 陸運関係
(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
観光	(一社)広 島 県 観 光 連 盟	佐々木 茂 喜	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082) 221-6516	H 4 . 4 . 1
	(公社)鳥 取 県 観 光 連 盟	小 谷 文 夫	鳥取市相生町4-411	(0857) 39-2111	H 4 . 5 . 2
	(公社)鳥 根 県 観 光 連 盟	皆 美 佳 邦	松江市殿町1	(0852) 21-3969	H 4 . 4 . 1
	(公社)岡 山 県 観 光 連 盟	石 井 清 裕	岡山市北区表町1-5-1 岡山シンフォニービル内	(086) 233-1802	S 48 . 6 . 11
	(一社)山 口 県 観 光 連 盟	松 村 孝 明	山口市滝町1-1	(083) 924-0462	H 4 . 5 . 20
自動車	(公社)広 島 県 バ ス 協 会	椋 田 昌 夫	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 261-3238	S 51 . 7 . 20
	(一社)広島県レンタカー協会	近 藤 康 雄	広島市西区観音新町1-18-9	(082) 294-0655	S 55 . 6 . 12
	(一社)広島県タクシー協会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082) 233-9155	S 31 . 10 . 26
	(公社)広 島 県 ト ラ ッ ク 協 会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S 36 . 9 . 25
	(一社)中国自動車無線協会	岩 沖 卓 雄	広島市中区東白島町21-16 多田ビル3階	(082) 221-9357	S 45 . 12 . 28
	(一社)中国貸切バス適正化センター	三 井 正 信	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル6階	(082) 264-1255	H 29 . 4 . 17
	(一社)鳥 取 県 バ ス 協 会	中 島 文 明	鳥取市丸山町246-10	(0857) 22-2724	S 51 . 7 . 15
	(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会	澤 耕 司	鳥取市丸山町246-10	(0857) 24-4689	H 28 . 4 . 1
	(一社)鳥 取 県 ト ラ ッ ク 協 会	川 上 和 人	鳥取市丸山町219-1	(0857) 22-2694	S 49 . 10 . 5
	(一社)鳥根県旅客自動車協会	吉 田 伸 司	松江市上東川津町1238	(0852) 60-0928	S 51 . 7 . 17
	(公社)鳥 根 県 ト ラ ッ ク 協 会	永 井 好 輔	松江市東朝日町194-1	(0852) 21-4272	S 31 . 1 . 23
	(公社)岡 山 県 バ ス 協 会	小 嶋 光 信	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-5582	S 51 . 7 . 15
	(一社)岡山県レンタカー協会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-2718	H 10 . 9 . 8
	(一社)岡山県タクシー協会	梶 川 政 文	岡山市中区旭東町2-10-8	(086) 272-3451	H 5 . 9 . 1
	(一社)岡山県トラック協会	遠 藤 俊 夫	岡山市北区青江1-22-33	(086) 234-8211	S 46 . 4 . 15
	(一社)岡山県自家用自動車協会	小 倉 弘 行	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3133	S 30 . 12 . 26
	(公社)山 口 県 バ ス 協 会	松 村 喜 裕	山口市葵1-5-58	(083) 922-5031	S 51 . 8 . 18
	(一社)山口県レンタカー協会	東 亮 介	山口市葵1-5-58	(083) 924-2358	S 41 . 9 . 13
	(一社)山口県タクシー協会	福 嶋 真 一	山口市葵1-5-58	(083) 922-5110	S 33 . 4 . 30
	(一社)山口県トラック協会	喜多村 誠	山口市宝町2-84	(083) 922-0978	S 30 . 7 . 19
	(一社)山口県自家用自動車協会	峰 忠 幸	山口市葵1-5-58	(083) 932-0606	S 30 . 12 . 26
整備	(一社)広島県自動車整備振興会	上 野 弘 文	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S 27 . 2 . 12
	(一社)鳥取県自動車整備振興会	吉 川 浩	鳥取市丸山町233	(0857) 23-3271	S 27 . 1 . 24
	(一社)鳥根県自動車整備振興会	櫻 井 誠 己	松江市馬潟町43-4	(0852) 37-0041	S 32 . 4 . 10
	(一社)岡山県自動車整備振興会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3500	S 28 . 2 . 7
	(一社)山口県自動車整備振興会	久 光 彰	山口市葵1-5-58	(083) 924-8123	S 28 . 4 . 3
	(一財)山口県自動車振興センター	久 光 彰	山口市葵1-5-58	(083) 922-7633	S 41 . 6 . 11

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
旅行	(一社)日本旅行業協会 (JATA) 中国四国支部	時 永 幸 雄	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス内	(082) 536-0700	S 38.11. 8
	(一社)全国旅行業協会 (ANTA) 中国地方支部長連絡会	花 岡 正 雄	広島市東区光町1丁目11-5 チサンマンション内	(082) 264-3189	S 41. 2. 22
ホテル 旅館	(一社)日 本 ホ テ ル 協 会 中国四国支部	田 沼 直 之	広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島内	(082) 228-5074	S 16. 3. 5
	日 本 旅 館 協 会 中国支部連合会	永 山 久 徳	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082) 221-8353	H 24.10. 1
	(一社)全 日 本 ホ テ ル 連 盟 中国・四国支部	沖 一 泰	松山市平和通3-1-15 ホテル泰平	(089) 943-5000	S 49.10. 4
観光	(一社)国際観光日本レストラン協会 中国四国支部	三 保 二 郎	広島市南区仁保3-1-4 (株)かなわ内	(082) 287-3255	S 34.12. 22
	(公社)日 本 観 光 振 興 協 会 中国支部	佐々木 茂 喜	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082) 222-6625	S 39. 4. 1

(3) 関係任意団体

(ア) 海事関係

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
旅 客 船 関 係	広 島 県 旅 客 船 協 会	仁 田 一 郎	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253-6907	S 24. 6. .
	広 島 地 区 旅 客 船 協 会	上 村 隆 彦	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253-6907	
	呉 地 区 旅 客 船 協 会	内 堀 達 也	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎2階	(0823) 25-0887	
	尾 道 地 区 旅 客 船 協 会	弓 場 丞	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階	(0848) 25-3458	
	岡 山 地 区 旅 客 船 協 会	田 邊 学	岡山市中区新築港9-1 両備フェリー(株)内	(086) 274-1222	
	笠 岡 地 区 旅 客 船 協 会	天 野 雄二郎	笠岡市美の浜9-64	(0865) 63-9211	
	山 口 県 旅 客 船 協 会	清 水 聖	柳井市大字柳井134 防予フェリー(株)内	(0820) 22-5909	
港 運 関 係	島 根 ・ 鳥 取 県 旅 客 船 協 会	木 下 典 久	島根県隠岐郡隠岐の島町中町 隠岐汽船(株)内	(08512) 2-1122	S 27. 4. 1 S 37.12. 1 S 27. 4. 1 S 29. 1. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 27. 4. 1 S 38. 2. 1 S 53. 4. 1 H 12. 4. 1 H 23. 4. 1
	中 国 地 方 港 運 協 会	西 山 寛	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 255-0734	
	中国地方港運協会 岡山支部	黒 木 良 樹	岡山市南区築港元町8-50 岡山港埠頭開発(株)内	(086) 262-4359	
	〃 宇 野 支 部	竹 下 歩	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター内	(0863) 31-1034	
	〃 水 島 支 部	吉 井 誠	倉敷市中畝3-7-38 水島港湾会館内	(086) 455-4152	
	〃 笠 岡 支 部	関 藤 宏 志	笠岡市笠岡5949-3 笠岡通運(株)内	(0865) 62-5221	
	〃 福 山 支 部	鷲 尾 忠 彦	福山市新涯町2-30-10 福山港湾福祉センター内	(084) 953-8094	
	〃 尾 三 支 部	河 本 信 行	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848) 23-8611	
	〃 呉 支 部	小 林 久 晃	呉市宝町8-25 呉港湾福祉センター内	(0823) 21-4290	
	〃 広 島 支 部	綱 島 秀 之	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 253-3019	
	〃 岩 国 支 部	北 川 裕 之	岩国市新港町4-17-12 岩国港湾福祉センター内	(0827) 23-1055	
	〃 徳山下松支部	佐 伯 哲 治	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834) 31-1866	
	〃 三田尻中関支部	角 田 祐 道	防府市新田2033-1 三田尻中関港湾福祉センター内	(0835) 24-3151	
	中国地区検数検定連絡協議会	高 橋 正 和	広島市南区宇品海岸2-23-36 (一財)新日本検定協会広島事務所内	(082) 250-8250	
	広 島 み な と 振 興 会	綱 島 秀 之	広島市南区宇品海岸3-1-79 マツダロジスティクス(株)外貿易事務所内	(082) 251-3344	
	廿 日 市 木 材 港 運 送 協 議 会	戸 田 拓 夫	広島市南区宇品海岸2-23-27 広島荷役(株)内	(082) 254-0289	

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
内 航 関 係	中国地方海運組合連合会	岡 本 信 也	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	S 33. 8. 10
	広島県内航海運組合	河 菜 春 文	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	S 61. 11. 1
	広島県内航海運組合 備後福山支部	松 島 茂 樹	福山市沼隈町大字常石2142-11	(084) 987-1624	
	〃 東 部 支 部	小 村 朋 孝	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848) 25-3458	
	〃 蒲 刈 支 部	河 菜 春 文	呉市蒲刈町下町2361-7 呉市役所下蒲刈支所内	(0823) 65-2262	
	〃 倉 橋 支 部	岡 峰 伸太郎	呉市倉橋町乙7032	(0823) 56-0216	
	〃 広 島 支 部	東 谷 正 樹	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	
	〃 呉 支 部	花 田 照 吉	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎2階	(0823) 25-0887	
	似 島 地 区 海 運 組 合	吉 本 周 次	広島市南区似島町字家下327	(082) 259-2325	S 33. 2. 19
	全国内航タンカー海運組合中国支部	三 谷 秀 明	三原市城町3-1-1	(0848) 62-3839	S 40. 2. 4
	隠 岐 地 区 海 運 組 合	渡 部 勲	隠岐郡隠岐の島町港町大津の二、9-9	(08512) 2-4693	S 39. 6. 15
	岡 山 中 部 海 運 組 合	伏 原 直	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター内	(0863) 31-1657	S 61. 8. 12
	岡山県西南海運組合	山 河 義 弘	岡山県笠岡市五番町5-79 MKビル2F	(0865) 60-0340	S 61. 11. 1
	日生地区海運組合	久 本 久 治	備前市日生町寒河2571-5	(0869) 72-2011	S 35. 5. 19
	倉敷地区海運組合	赤 沢 哲	倉敷市玉島中央町1-23-18	(086) 526-7564	S 33. 7. 30
	山口県内航海運組合	重 枝 浩 二	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834) 21-0505	S 33. 7. 31
員内航 関係船	中国地区内航船員対策協議会	藏 本 由紀夫	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	H 2. 10. 3
倉 庫 関 係	中国地方倉庫協会連合会	古 川 浩 延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082) 261-1572	S 39. 9. 11
	広島県倉庫協会	古 川 浩 延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082) 261-1572	S 23. 3. 10
	岡山県倉庫協会	末 長 範 彦	岡山市東区光津700 岡山土地倉庫(株)内	(086) 948-5300	S 23. 3. 3
	鳥取県倉庫協会	林 義 弘	米子市流通町430-17 日本通運(株)山陰支店内	(0859) 46-0206	S 30. 4. 1
	島根県倉庫協会	林 義 弘	米子市流通町430-17 日本通運(株)山陰支店内	(0859) 46-0206	S 33. 1. 23
	山口県倉庫協会	喜多村 誠	下関市東大和町1-4-40 下関港湾福祉センター2階	(083) 261-0570	S 29. 5. 13

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
倉 庫 関 係	中国冷蔵倉庫協議会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階	(082) 942-1115	S 48. 5. 23
	広島県冷蔵倉庫協会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階	(082) 942-1115	S 48. 5. 23
	岡山県冷蔵倉庫協会	姫 井 善 果	岡山市北区青江1-7-6 岡山中央冷蔵倉庫(株)内	(086) 234-4811	S 48. 6. 19
	鳥取県冷蔵倉庫協会	篠 田 哲 也	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階 (広島県協会兼務)	(082) 942-1115	S 48. 6. 15
	島根県冷蔵倉庫協会	小 林 和 夫	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階 (広島県協会兼務)	(082) 942-1115	S 48. 6. 1
	山口県冷蔵倉庫協会	森 藤 武 文	下関市細江新町3-20 (株)ニチレイ・ロジスティクス九州 下関埠頭物流センター2階	(083) 242-0888	S 25. 10. 4
造 船 関 係	中国地区造船協議会	奥 村 幸 生	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 222-8118	S 63. 5. 23
	日造協中国地方支部	平 賀 哲 朗	広島市中区江波沖町5-1	(082) 231-9085	S 46. 8. 2
	中国船舶電装協議会	四 辻 修	尾道市因島重井町474-15 日昇無線(株)因島鉄工団地内	(0845) 25-1178	H 23. 3. 29
	日本船舶設計協議会	白 石 富喜太	玉野市宇野1-20-33 (株)大鑑設計事務所内	(0863) 31-1788	H 2. 7. 27
船 員 関 係	広島船員労働安全衛生協議会	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	S 33. 5. 23
	尾道船員労働安全衛生協議会	岡 本 信 也	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階内	(0848) 25-3458	S 33. 6. 1
	鳥取船員労働安全衛生協議会	岩 田 祐 二	境港市栄町65番地 共和水産株式会社内	(0859) 44-7171	H 29. 5. 31
	島根船員労働安全衛生協議会	室 崎 拡 勝	浜田市原井町3025番地 株式会社浜田あけぼの水産内	(0855) 22-3316	H 29. 7. 6
	山口県東部船員労働安全衛生協議会	重 枝 浩 二	周南市築港町13-38 山口県内航海運組合内	(0834) 21-0505	S 33. 6. 1
	広島船員安全衛生推進会 (旅客船・カーフェリー)	内 堀 達 也	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	H 10. 7. 8
	広島船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	H 10. 7. 8
	呉船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	河 菜 春 文	呉市広大新開1-12-20	(0823) 36-2010	H 11. 12. 7
	鳥取網代港船員安全衛生推進会	板 倉 高 司	岩美郡岩美町大字大谷2182番地470 鳥取県漁業協同組合網代港支所内	(0857) 72-0481	H 11. 2. 26
	内海水先人会広島連絡事務所	欠	広島市南区宇品海岸2-23-36 海上ビル	(082) 255-1402	S 54. 10. 22
	内海水先人会水島連絡事務所	欠	倉敷市水島青葉町4-20	(086) 444-6841	S 46. 4. 1
	境水先区水先人会	森 脇 啓治郎	境港市馬場崎町320	(0859) 44-2543	S 23. 7.
海 事 関 係	呉 海 事 振 興 会	柴 崎 公 太	呉市宝町9-25	(0823) 25-0887	S 62. 4. 14
	鳥取県海事振興協会	前 橋 知 之	境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎内	(0859) 42-2169	S 30. 6. 1
	島根県海事振興協会	福 島 伸 光	松江市御手船場町561 (有)福島造船鉄工所内	(0852) 21-6286	S 28. 8. 1
	岡山県東部海事団体協議会	鈴 木 幹 久	玉野市玉3-1-1	(0863) 23-2010	S 55. 12. 18
	岡山県西部海事振興会	吉 井 誠	倉敷市水島福岡町2-15	(086) 444-7750	S 56. 1. 1

(イ) 陸運関係

種 別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
鉄道関係	中国地方鉄道協会	椋 田 昌 夫	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 261-0313	S 23. 1. 1
	中国地方索道協会	田 辺 俊 則	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 298-8185	S 34. 4. 1
自動車関係	中国バス協会	吉 田 伸 司	広島市東区上大須賀町1-16	(082) 261-9760	S 28. 9. 1
	中国ハイヤー・タクシー連合会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082) 233-9155	S 38. 9. 11
	中国トラック協会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S 32. 5. 1
	中国霊柩自動車協会	小 山 正 人	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S 41. 3. 1
	広島地方通運業連盟	藤 本 達 也	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運(株)内	(082) 263-8847	S 26. 5. 1
	中国通運協会	藤 本 達 也	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運(株)内	(082) 263-6640	S 26. 5. 1
	中国通運業連合会	喜多村 誠	広島市南区東駅町1-1	(082) 283-9300	S 26. 6. 1
	鳥取県レンタカー協会	鳥 越 宣 孝	鳥取市湖山町東3-86(株) トヨタレンタリース鳥取内	(0857) 50-0152	
	鳥根県レンタカー協会	渡 部 稔	鳥根県松江市宍道町白石81-10 (株)原商内	(0852) 66-3708	
	岡山県霊柩自動車協会	松 本 有 造	岡山市北区青江1-22-33 (岡山県トラック協会内)	(086) 234-8211	S 41. 3. 31
整備関係	中国自動車標板協議会	上 野 弘 文	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S 35. 9. 13
	中国自動車整備連絡協議会	上 野 弘 文	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S 35. 7. 10
	全軽自協・中国ブロック協議会	前 泰 弘	広島市西区観音新町4-13-13-3	(086) 245-5800	S 45. 11. 5
	広島県自動車販売店協会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 232-4418	S 33. 6. 5
	広島県軽自動車協会	前 泰 弘	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 532-5507	S 31. 6. 22
	鳥取県自動車販売店協会	米 原 良	鳥取市丸山町246-1	(0857) 24-6171	S 38. 9. 20
	鳥取県軽自動車協会	金 口 伸	鳥取市安長77-3	(0857) 28-7021	S 43. 3. 11
	鳥根県自動車販売協会	野々村 健 造	松江市馬潟町43-4	(0852) 37-0044	S 38. 6. 4
	鳥根県軽自動車協会	添 田 英 範	松江市馬潟町68-11	(0852) 37-0046	S 42. 11. 18
	岡山県自動車販売店協会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3000	S 31. 7. 1
	岡山県軽自動車協会	槌 田 修	岡山市北区久米178-3	(086) 245-5800	S 30. 4. 1
	山口県自動車販売店協会	安 井 久 則	山口市葵1-5-58	(083) 922-0909	S 37. 10. 1
	山口県軽自動車協会	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083) 922-8877	S 42. 4. 1
	山口県軽自動車標板センター	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083) 922-0419	S 37. 10. 4

Ⅱ 中国地方の概況

1. 主要経済指標

区 分	単 位	広 島	鳥 取	島 根	岡 山	山 口	中 国	全 国	全国対比 (%)	年 次
総 面 積	km ²	8,479	3,507	6,708	7,114	6,113	31,921	377,975	8.4	R 3. 7. 1 _{*1}
総 人 口	人	2,812,477	556,959	672,979	1,893,874	1,356,144	7,292,433	126,654,244	5.8	R 3. 1. 1 _{*2}
就 業 人 口	〃	1,336,568	280,925	342,994	900,871	645,035	3,506,393	58,919,036	6.0	
第 一 次 産 業	〃	41,312	24,671	26,608	41,206	31,011	164,808	2,221,699	7.4	
第 二 次 産 業	〃	347,007	59,764	77,033	234,984	165,051	883,839	13,920,834	6.3	H27. 10. 1 _{*3}
第 三 次 産 業	〃	904,269	187,826	230,774	580,527	435,596	2,338,992	39,614,567	5.9	
総 生 産 額	10億円	11,714	1,908	2,532	7,806	6,375	30,334	565,587	5.4	H30 _{*4}
県 民 所 得	〃	8,759	1,410	1,814	5,256	4,383	21,622	419,461	5.2	
1人あたりの県民所得	千円	3,109	2,515	2,667	2,769	3,199	2,951	3,317	—	H30 _{*4}
事 業 所 数 ^(注)	所	5,661	891	1,255	3,685	1,952	13,444	217,601	6.2	H28 _{*5}
製 造 品 出 荷 額	10億円	10,343	704	1,086	7,789	6,303	26,225	313,129	8.4	
卸 売 業 年 間 販 売 額	〃	6,718	645	774	2,697	1,370	12,204	321,786	3.8	H31 _{*6}
小 売 業 年 間 販 売 額	〃	3,110	641	683	1,973	1,440	7,847	138,779	5.7	
自 動 車 保 有 台 数	台	1,914,664	467,730	554,872	1,552,668	1,072,072	5,562,006	82,077,752	6.8	
乗 用 車 保 有 台 数	〃	1,468,061	347,143	410,224	1,167,838	821,645	4,214,911	61,917,112	6.8	R 3. 3. 31
内 航 船 船 現 有 隻 数	隻	867	1	9	242	210	1,329	5,212	25.5	
内 航 船 船 ト ン 数	トン	276,814	99	932	87,806	65,413	431,064	3,977,415	10.8	
道 路 実 延 長	km	24,757	8,930	18,269	25,768	16,728	94,452	1,226,489	7.7	H31. 3. 31 _{*7}

〔注〕 製造業に属する事業所数（従業者4人以上）

〔資料〕 *1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

*3 総務省「国勢調査」

*5 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」

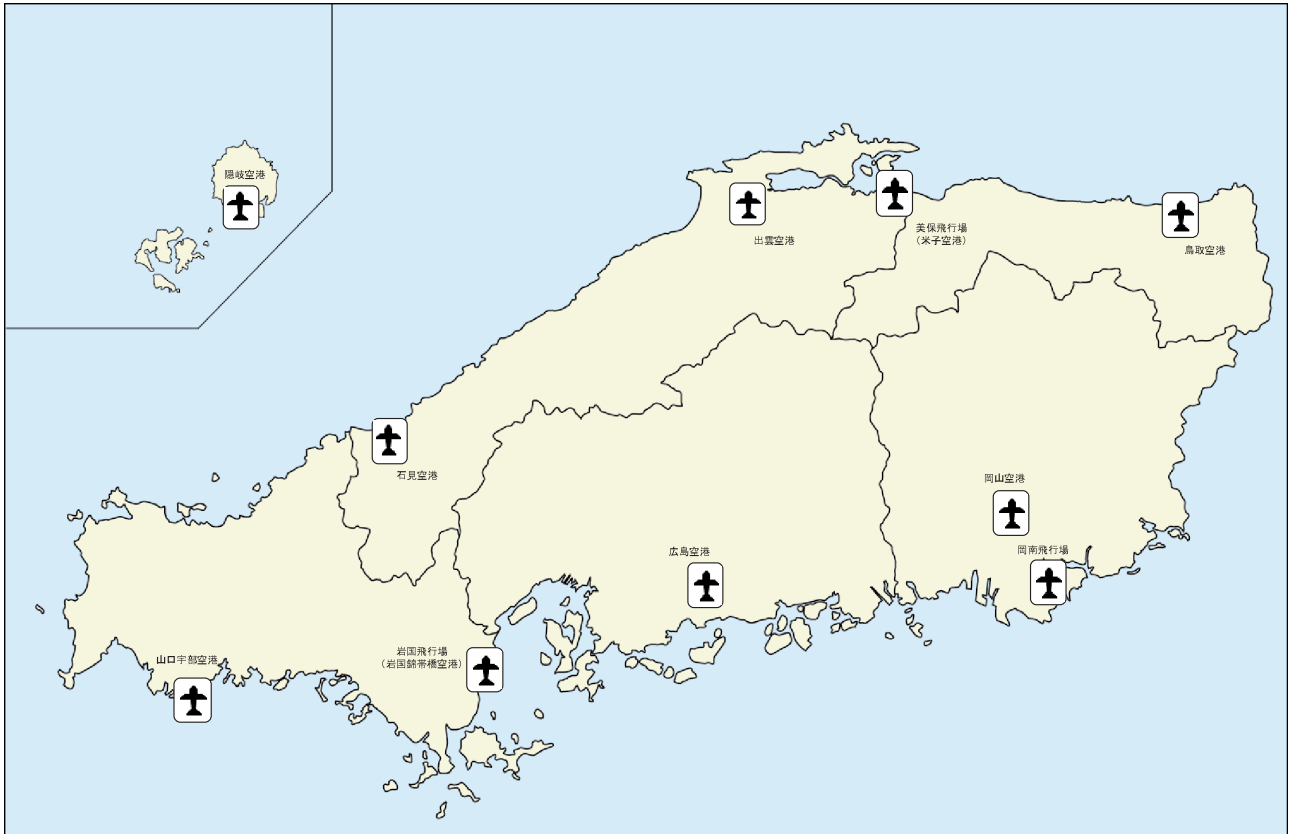
*7 国土交通省「道路統計年報」

*2 総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

*4 内閣府「県民経済計算」

*6 経済産業省「商業統計」

2. 空港の現況図（令和3年10月1日現在）



中国地方の空港の概況

令和3年10月1日現在※

項目	空港名	広島空港	岡山空港	山口宇部空港	岩国飛行場 (岩国錦帯橋空港)	鳥取空港	美保飛行場 (米子空港)	出雲空港	隠岐空港	石見空港
空港の種類		国管理	地方管理	特定地方管理	共用	地方管理	共用	地方管理	地方管理	地方管理
設備管理者		国土交通大臣	岡山県	山口県	米軍	鳥取県	防衛大臣	島根県	島根県	島根県
滑走路		3,000m×60m	3,000m×45m	2,500m×45m	2,440m×60m	2,000m×45m	2,500m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m
乗入定期航空会社		国内 4社 ・全日空 ・日本航空 ・IBEXエアラインズ ・春秋航空日本 国際 7社 ・全日空 ・日本航空 ・中国国際航空 ・中国東方航空 ・チャイナエアライン ・香港エクスプレス ・ノックエア	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・日本トランス ・オーシャン航空 国際 4社 ・大韓航空 ・中国東方航空 ・タイガーエア台湾 ・香港航空	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・スターフライヤー	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空 国際 3社 ・香港航空 ・吉祥航空 ・エアソウル	国内 4社 ・日本航空 ・日本エアコミューター ・アグリムエアラインズ ・ジェイ・エア	国内 2社 ・日本エアコミューター ・日本航空(ジェイエア)	国内 1社 ・全日空
路線及び便数		東京 日16便 札幌 日1便 仙台 日1便 成田 日3便 羽田 日2便 台北 日2便 上海 日2便 香港 日2便 バンコク 日2便	東京 日8便 札幌 日1便 仙台 日1便 成田 日1便 ソウル 日2便 台北 日2便	東京 日10便	東京 日2便 札幌 日2便 (運休)	東京 日2便	東京 日7便 香港 日7便 上海 日7便 ソウル 日7便	東京 日5便 大阪 日4便 福岡 日1便 名古屋 日2便 静岡 日1便 仙台 日1便 札幌 日1便	大阪 日1便 出雲 日1便	東京 日2便
乗降客数	令和元年度(人)	2,999,981	1,499,694	964,963	483,788	396,409	638,709	1,015,941	63,865	144,814
	令和2年度(人)	737,312	265,771	250,252	77,006	92,362	137,591	311,202	26,557	25,378
貨物取扱量	令和元年度(トン)	17,599	5,274	2,733	166	543	1,405	917	0	0
	令和2年度(トン)	6,263	1,397	1,759	151	294	566	307	0	0

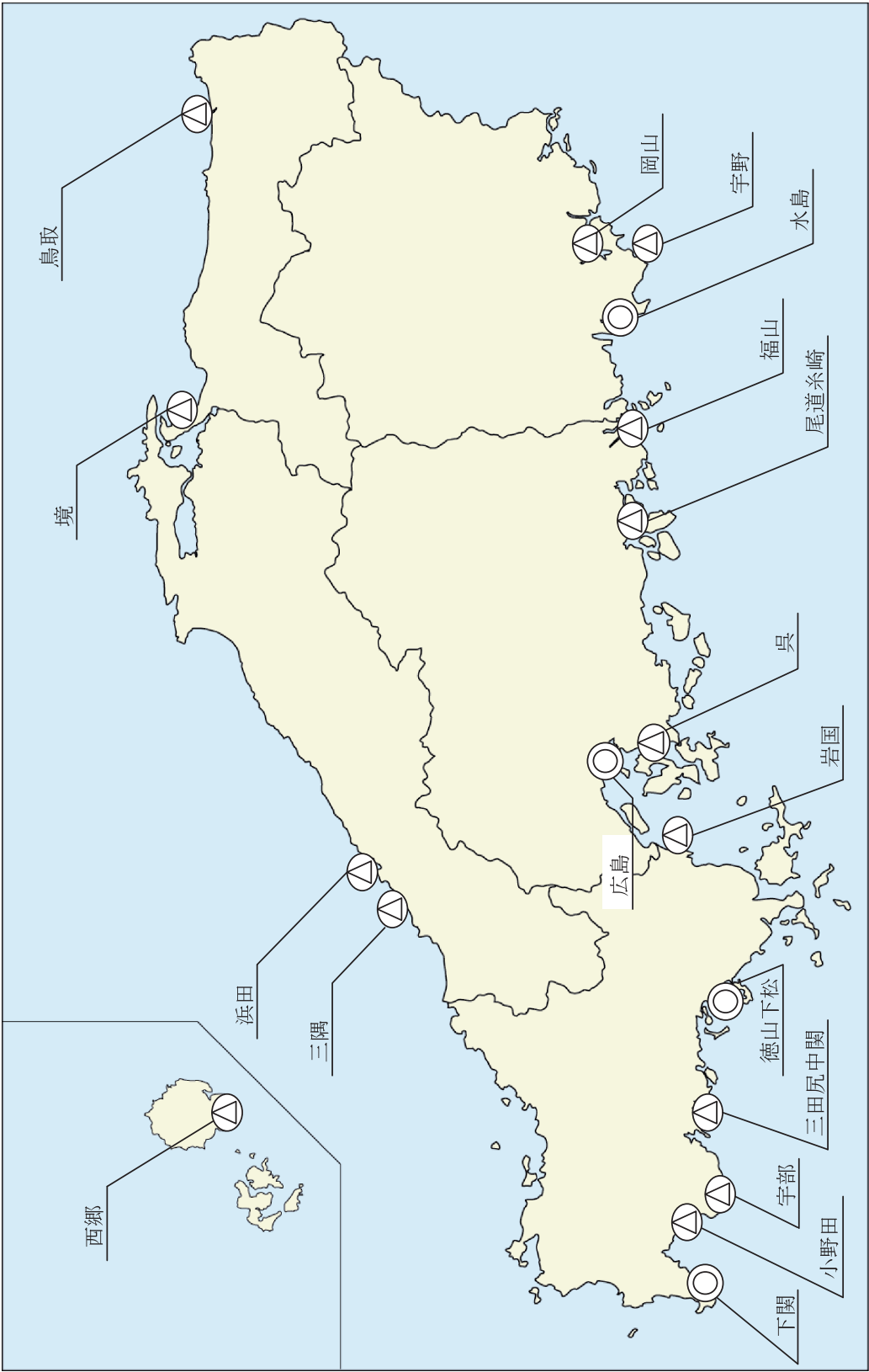
※岡山飛行場（管理者：岡山県、種別：その他公共用飛行場）は不定期航空輸送のみ

※便数は往復ベースで臨時便を除く

※乗降客数、貨物取扱量は、国土交通省「空港管理状況調査」による

3. 港湾の現況図 (令和2年4月1日現在)

- 国際拠点港湾
- △ 重要港湾



3. 管轄区域及び所在地

中国運輸局の管轄区域は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県（海事関係事務においては、下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市を除く。）の5県である。



★中国運輸局（本局）

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30

部 署	ダイヤルイン番号	主 な 業 務 内 容
総 務 部 FAX 082-227-9797	総務課	情報公開受付窓口、局の総合調整
	広報対策官	行政情報の提供・公開、広報関係
	人事課	職員の人事・給与、福利厚生
	会計課	予算の要求・使用計画・契約・実行、物品・国有財産の管理
	安全防災・危機管理調整官 安全防災・危機管理課	交通の安全確保・交通に関する防災、危機管理
交 通 政 策 部 FAX 082-228-3629	交通企画課	交通政策基本計画の推進、公共交通活性化の推進、その他交通政策全般
	環境・物流課	地域公共交通環境政策及び物流政策の推進、倉庫業の登録・指導監督
	バリアフリー推進課	交通バリアフリー化の推進、行政相談窓口、公共交通事故被害者支援
観 光 部 FAX 082-228-9412	観光企画課	観光部の総合調整、旅行業等の指導・監督
	国際観光課	国際観光の振興施策（外国人観光旅客の誘致）の推進
	観光地域振興課	地域の振興に資する観光の振興施策（受入環境の整備等）の推進
鉄 道 部 FAX 082-228-9411	計画課	鉄道輸送サービスの向上
	技術・防災課	鉄道・ロープウェイ・リフトの施設の安全確保
	安全指導課	鉄道・ロープウェイ・リフトの事故防止対策の推進、運転免許
	鉄道安全監査官	鉄道・ロープウェイ・リフトの保安監査
自 動 車 交 通 部 FAX 082-228-3452	旅客第一課	バスの安全確保とサービス向上
	旅客第二課	タクシーの安全確保とサービス向上
	貨物課	貨物運送等のサービス充実
	自動車監査官	運送事業者の安全運行確保のための指導・監査
自 動 車 技 術 安 全 部 FAX 082-228-9148	管理課	自動車の登録
	整備・保安課	定期点検整備の推進及び整備事業者の指導・監督
	技術課	車両の安全確保
	保安・環境調整官	公害防止、環境保全に関する指導推進及び自動車の事故防止
海 事 振 興 部 FAX 082-228-7309	離島航路活性化調整官	離島航路の再編・運営改革
	旅客課	旅客船、フェリーのサービス向上
	貨物・港運課	内航海運、港湾運送による物流サービス向上
	船舶産業課	造船業、関連工業及び海事産業の推進
海 上 安 全 環 境 部 FAX 082-228-3468	船員労政課	船員の職業紹介、雇用保険、最低賃金、人材育成
	海事保安・事故対策調整官	船舶の保安、船舶の事故による損害賠償保障に関する調整
	船舶安全環境課	船舶の安全確保と海洋汚染防止、油濁損害賠償保障
	船員労働環境・海技資格課	災害防止及び安全衛生、海技試験、海技免状、船舶保安検査
	運航労務監理官	旅客船等の安全運航確保、船員の労働条件確保
	海事技術専門官（船舶検査官）	船舶検査、船舶保安検査
	海事技術専門官（船舶測度官）	船舶のトン数測度
	海技試験官	海技士国家試験
外国船舶監督官	外国船舶監督官	外国船舶の監督

■広島運輸支局（本庁舎）

〒733-0036 広島市西区観音新町4-13-13-2
 TEL (082)233-9166 総務企画・観光
 TEL (082)233-9167 輸送・監査
 TEL (050)5540-2068 登録
 TEL (082)233-9160 整備（検査担当）
 TEL (082)233-9169 整備（事業・保安担当）
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (082)295-3508 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (082)233-7752 登録、整備

◆広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所

〒729-0115 福山市南今津町44
 TEL (050)5540-2069 登録
 TEL (084)934-1334 検査
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (084)934-7516

●尾道海事事務所

〒722-0002 尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎
 TEL (0848)23-5235(代)
 FAX (0848)23-9414

●因島海事事務所

〒722-2323 尾道市因島土生町1899-35
 TEL (0845)22-2298(代)
 FAX (0845)22-2299

●呉海事事務所

〒737-0029 呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎
 TEL (0823)22-2520(代)
 FAX (0823)22-2522

■鳥取運輸支局（本庁舎）

〒680-0006 鳥取市丸山町224
 TEL (0857)22-4154 総務企画・観光
 TEL (0857)22-4120 輸送・監査
 TEL (050)5540-2070 登録
 TEL (0857)22-4110 整備
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (0857)22-4140 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (0857)22-4115 登録、整備

●鳥取運輸支局（境庁舎）

〒684-0034 境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎
 TEL (0859)42-2169(代)
 FAX (0859)42-2160

■島根運輸支局

〒690-0024 松江市馬潟町43-3
 TEL (0852)38-8111 総務企画・観光、海事
 TEL (0852)37-1311 輸送・監査
 TEL (050)5540-2071 登録
 TEL (0852)37-2138 整備
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (0852)37-2030 総務企画・観光、海事、輸送・監査
 FAX (0852)37-1340 登録、整備

■岡山運輸支局（本庁舎）

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5
 TEL (086)286-8121 総務企画・観光
 TEL (086)286-8122 輸送・監査
 TEL (050)5540-2072 登録
 TEL (086)286-8153 整備（検査担当）
 TEL (086)286-8155 整備（事業・保安担当）
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (086)286-8147 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (086)286-8168 登録、整備

●岡山運輸支局（玉野庁舎）

〒706-0011 玉野市宇野1-8-2 玉野港湾合同庁舎
 TEL (0863)31-4266(代)
 FAX (0863)32-4829

●岡山運輸支局 水島海事事務所

〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎
 TEL (086)444-7750(代)
 FAX (086)444-7761

■山口運輸支局（本庁舎）

〒753-0812 山口市宝町1-8
 TEL (083)922-5335 総務企画・観光
 TEL (083)922-5336 輸送・監査
 TEL (050)5540-2073 登録
 TEL (083)922-5397 整備（検査担当）
 TEL (083)922-5398 整備（事業・保安担当）
 TEL (0570)030-330（検査予約システムヘルプデスク）
 FAX (083)923-1036 総務企画・観光、輸送・監査
 FAX (083)928-9601 登録、整備

●山口運輸支局（徳山庁舎）

〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎
 TEL (0834)21-0180(代)
 FAX (0834)32-4094

4 . 中国地方交通審議会

中国運輸局長の諮問に応じて、運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議する。

(1) 中国地方交通審議会委員名簿

令和3年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
委 員	岡 畠 鉄 也	株式会社中国新聞社代表取締役社長
	田 村 興 造	広島経済同友会代表幹事
	◎ 佐 野 真理子	広島大学名誉教授
	畑 矢 健 治	株式会社中国放送取締役会長
	原 公 子	公益社団法人広島消費者協会理事

注 ◎：会 長 (50音順)

(2) 中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿

令和3年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
臨 時 委 員	内 田 喜 久	弁護士
	岡 本 信 也	中国地方海運組合連合会会長
	岡 本 裕 二	全日本海員組合中・四国地方支部次長
	○ 田 邊 尚	弁護士
	◎ 手 塚 貴 大	広島大学大学院人間社会科学研究科教授
	内 藤 善 直	山陰旋網漁業協同組合顧問共和水産(株)海外まき網事業部長
	遊 佐 清 和	全日本海員組合尾道支部長
	内 堀 達 也	中国旅客船協会理事
	除 補 修	全日本海員組合中・四国地方支部長兼高松支部長

注 ◎：部会長 ○部会長代理 (50音順)

(3) 中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿

令和3年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
臨 時 委 員	磯 野 洋 一	株式会社浜田あけぼの水産
	日 浦 徹 治	中国旅客船協会理事
	金 坂 敏 弘	島根県機船底曳網漁業連合会代表理事
	河 菜 春 文	中国地方海運組合連合会副会長
	鈴 木 隆 之	全日本海員組合中・四国地方支部副支部長
	埴 野 治 次	中国地方海運組合連合会副会長
	船 本 源 司	鳥取県沖合底曳網漁業協会会長
	前 嶋 宏	鳥取県沖合底曳網漁業協会事務局長

(50音順)

(4) 中国地方交通審議会審議状況

令和3年10月1日現在

概況編

開催年月日	審 議 内 容	備 考
S 59. 7. 26	○諮問第4号「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第1号答申）	
S 60. 1. 25 第1回	○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第1号） ○第1号答申についての報告等	
S 60. 9. 3	○諮問第6号「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第2号答申）	
S 61. 3. 13 第2回	○「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第2号） ○第2号答申についての報告等	
S 62. 11. 18	○諮問第1号「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第3号答申）	
H 1. 3. 28	○諮問第2号「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第4号答申）	
H 2. 3. 22 第3回	○第3号答申及び第4号答申についての報告 ○中国地方における公共交通機関の現状報告等	
H 3. 7. 31 第4回	○会長選出	
H 6. 3. 18 第5回	○新地域交通計画の策定状況等について ○中国地方における交通運輸の現状について ○広島空港の現状について	
H 7. 3. 23 第6回	○平成7年度中国運輸局の重点施策について ○阪神・淡路大震災について ○広島新交通システムの開業・バス路線再編成について	
H 7. 8. 3 第7回	○「島根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第3号）	
H 8. 7. 31 第8回	○「島根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第5号答申） ○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第4号）	
H 10. 8. 26 第9回	○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申報告について（第6号答申） ○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第5号）	
H 12. 9. 11 第10回	○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」の答申報告について（第7号答申） ○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画の改定について」諮問（諮問第6号）	12. 9. 11以降は県部会の議決をもって本審議会の議決とすることとしており、諮問第6号に対する答申は、14. 3. 25の広島県部会からいただいている（答申第8号）
H 15. 3. 28 第11回	○「21世紀初頭の公共交通サービスと観光振興のあり方について」諮問（諮問第7号）	
H 16. 2. 9 第12回	○諮問第7号を受けた各専門委員会における検討状況の中間報告及び意見交換	
H 16. 8. 31 第13回	○「21世紀初頭における中国地方の公共交通サービスと観光振興のあり方について」に対する答申（答申第9号） ○「中国地方ブロック公共交通・地域交通環境計画」のフォローアップのあり方について	
H 19. 6. 18 第14回	○会長選出 ○第1回フォローアップ部会報告	
H 20. 9. 18 第15回	○船員労働に関する調査審議に係る体制の整備等について ○最近の経済社会情勢を踏まえた答申のフォローアップのあり方について	
H 26. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第8号） （H 26. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 26. 12. 24	○諮問第8号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第10号答申）	
H 27. 7. 15	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第9号） （H 27. 7. 21 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 27. 12. 22	○諮問第9号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第11号答申）	
H 28. 7. 25	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第10号） （H 28. 7. 26 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 28. 12. 26	○諮問第10号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第12号答申）	
H 29. 8. 7	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第11号） （H 29. 8. 8 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 29. 12. 25	○諮問第11号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第13号答申）	
H 30. 8. 17	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第12号） （H 30. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H 30. 12. 25	○諮問第12号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第14号答申）	
R 1. 8. 19	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第13号） （R 1. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R 2. 1. 27	○諮問第13号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第15号答申）	
R 2. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第14号） （R 2. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R 3. 1. 28	○諮問第14号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第16号答申）	
R 3. 8. 6	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第15号） （R 3. 8. 18 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	

(5) 「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会（※）審議状況

開催年月日	審 議 内 容	備 考
H18. 7. 14 第1回	○中国地方において答申以降に講じられた公共交通サービス及び観光振興に関する主な取組みについて ○自治体、交通事業者等による先進的な取組み等について ○今後のフォローアップの方針等について	
H19. 6. 18 第2回	○「地域公共交通」の再生に向けた取組みについて ○中山間地域における観光と連携した公共交通の活性化について ○瀬戸内海を中心とした観光振興策について ○今後のフォローアップについて	
H20. 6. 26 第3回	○答申の内容の具現化に向けた取組み状況の総点検について ○市町村合併等を契機とした交通体系の見直しについて ○広島県交通系ICカード乗車券(PASPY)の導入について ○中国地方における観光振興策について	

（※）答申第9号のフォローアップ状況を報告するため設置。部会への報告をもって本審議会への報告とすることとされている。

５．関係団体

(1) 特殊法人

(ア) 海事関係

令和３年10月１日現在

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
日本小型船舶検査機構 広島支部	横山 健一郎	広島市南区宇品海岸3-9-38	(082) 254-6027	S49. 2. 2
〃 尾道支部	上原 幸二	尾道市東御所町9-1 (尾道ウォーターフロントビル4階)	(0848) 23-7250	S57.12.10
〃 岡山支部	三原 正	岡山市中区藤崎551-14	(086) 200-1780	S49. 2. 2
〃 境支部	小嶋 由紀夫	境港市竹内団地277-2	(0859) 47-2220	S49. 2. 2
〃 下関支部	村上 増規	下関市長府港町1-7	(083) 245-3241	S49. 2. 2
船員災害防止協会 中国支部	埜野 治次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	S43. 3. 15
〃 広島地区支部	埜野 治次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	S43.11. 1
〃 尾道地区支部	岡本 信也	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階内	(0848) 25-3458	〃
〃 因島地区支部	弓場 丞	尾道市因島土生町1899-35 因島海事事務所内	(0845) 22-2298	〃
〃 呉地区支部	河菜 春文	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎内	(0823) 25-0887	〃
〃 境地区支部	岩田 祐二	境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎内 鳥取運輸支局境庁舎内	(0859) 42-2169	〃
〃 松江地区支部	室崎 拡勝	松江市馬潟町43-3 鳥根運輸支局内	(0852) 38-8111	〃
〃 岡山地区支部	三枝 智通	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4 (一社) 瀬戸内市緑の村公社内	(0869) 34-4356	〃
〃 徳山地区支部	重枝 浩二	周南市築港町13-38 山口県内航海運輸組合内	(0834) 21-0505	〃
〃 阿武・萩地区支部	吉村 正義	萩市大字椿東6446-5 山口県漁業協同組合はぎ統括支店内	(0838) 25-0231	H1. 4. 1

(イ) 陸運関係

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
独立行政法人自動車技術総合機構 中国検査部	田中 茂	広島市西区観音新町4-13-13-2	(082) 233-9172	H14. 7. 1
〃 福山事務所	中山 雅之	福山市南今津町44	(084) 930-4681	〃
〃 鳥取事務所	田中 邦宏	鳥取市丸山町224	(0857) 22-4210	〃
〃 鳥根事務所	菅 利彦	松江市馬潟町43-3	(0852) 38-9011	〃
〃 岡山事務所	則宗 克治	岡山市北区富吉5301-5	(086) 286-8333	〃
〃 山口事務所	梶原 秀之	山口市宝町1-8	(083) 921-6612	〃
独立行政法人自動車事故対策機構 広島主管支所	花野 和広	広島市西区観音新町2-4-25 (第一菱興ビル)	(082) 297-2255	S48.12.10
〃 鳥取支所	柳田 大介	鳥取市丸山町219-1 (鳥取県トラック協会研修センタービル)	(0857) 24-0802	S50. 7. 28
〃 鳥根支所	加藤 浩一	松江市母衣町55 (松江商工会議所ビル)	(0852) 25-4880	S50. 7. 25
〃 岡山支所	伊藤 雄造	岡山市北区青江1-22-33 (岡山県トラック総合研修会館)	(086) 232-7053	S49. 3. 15
〃 山口支所	大林 信	山口市吉敷下東1-3-1 (山陽ビル吉敷)	(083) 924-5419	S49. 7. 16
軽自動車検査協会 広島主管事務所	中村 竜雄	広島市西区観音新町4-13-13-4	(050) 3816-3080	S47.10. 1
〃 福山支所	高下 英樹	福山市南今津町41	(050) 3816-3081	S50. 6. 1
〃 鳥取事務所	大谷 勝彦	鳥取市安長77-1	(050) 3816-3082	S48. 4. 13
〃 鳥根事務所	松岡 茂樹	松江市馬潟町字帰り木68-1	(050) 3816-3083	〃
〃 岡山事務所	松岡 信満	岡山市北区久米177-3	(050) 3816-3084	〃
〃 山口事務所	中野 文徳	山口市葵1-5-57	(050) 3816-3085	〃

(2) 関係法人

(ア) 海事関係

(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
海事	(公社)中国海事広報協会	仁 田 一 郎	広島市南区宇品海岸1-13-13	(082) 253-1987	S 40. 2. 22
旅客	(一社)中国旅客船協会	小 嶋 光 信	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253-6907	S 24. 6
	(一社)岡山県旅客船協会	小 嶋 光 信	岡山市中区新築港9-1 国際両備フェリー(株内)	(086) 274-1222	
港運	(一財)中国港湾福利厚生協会	西 山 寛	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 255-0735	S 40. 6. 7
船舶	(一社)中国小型船舶工業会	佐々木 大 平	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 222-8118	S 43. 12. 27
	(一社)中国船用工業会	黒 木 正 純	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 221-9699	S 44. 3. 25
船員	(一社)広島海技学院	吉 田 勉	広島市南区元字品町41-18	(082) 255-8700	S 23. 2. 6
	(一財)呉海員会館	泉 直 人	呉市中通1-1-2	(0823) 20-0660	S 25. 12. 20
	(一財)尾道海技学院	宗 重 好 夫	尾道市栗原東2-18-43	(0848) 37-8111	S 45. 9. 1

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
海事	(一社)日本海事代理士会 中国支部	立 田 善 昭	備前市日生町寒河2571-5 (せとうち海事・FP事務所内)	(0869) 72-1323	S 51. 10. 23
港運	(一社)日本貨物検査協会 中四国支部	井 出 純 司	広島市南区宇品海岸3-11-12	(082) 253-3141	
	(一社)全 日 検 中国支部	坂 手 紀 之	広島市南区宇品海岸2-23-36 (広島海上ビル)	(082) 251-5253	
	(一社)日本海事検定協会 呉事業所広島事務所	須佐美 圭 一	広島市南区宇品海岸3-13-28	(082) 254-0237	
	(一財)新 日 本 検 定 協会 水島事業所	豊 田 英 弘	倉敷市水島南幸町3-39 (明治ビル)	(086) 446-2117	
	〃 広島・呉事業所	中 嶋 岳 人	呉市中央1-6-9	(0823) 21-9101	
	(一財)日本穀物検定協会 関西神戸支部 中四国事務所	遠 藤 健 吾	倉敷市白楽町409	(086) 423-1162	
船舶	(一財)日本海事協会 岡山支部	加 藤 祐 一	岡山市北区幸町6-28	(086) 221-3645	S 9. 10. 1
	〃 尾道支部	脊 戸 康 史	尾道市新浜1-4-47	(0848) 25-2400	S 21. 9. 1
	〃 尾道支部 因島事務所	脊 戸 康 史	尾道市因島土生町塩浜1899	(0845) 22-0012	T 14. 3. 1
	〃 広島支部	今 本 郷 司	広島市中区宝町9-10	(082) 249-1971	S 22. 2. 1
	(一財)日本モーターボート競走会 児島支部	中 地 清 二	倉敷市児島元浜町88-25	(086) 473-2121	S 26. 10. 19
	(一財)日本モーターボート競走会 宮島支部	合 田 隆 満	廿日市宮島口1-15-60	(0829) 56-1131	S 27. 4. 22
	(一財)日本モーターボート競走会 徳山支部	山 門 昇	周南市栗屋1033	(0834) 25-0592	S 26. 11. 14
	(一社)日本マリン事業協会 中国支部	前垣内 敏 郎	広島市西区観音新町4-14-6 観音マリーナサービスセンター2F	(082) 532-8520	S 60. 1. 23

(イ) 陸運関係
(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
観光	(一社)広 島 県 観 光 連 盟	佐々木 茂 喜	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082) 221-6516	H 4 . 4 . 1
	(公社)鳥 取 県 観 光 連 盟	小 谷 文 夫	鳥取市相生町4-411	(0857) 39-2111	H 4 . 5 . 2
	(公社)鳥 根 県 観 光 連 盟	皆 美 佳 邦	松江市殿町1	(0852) 21-3969	H 4 . 4 . 1
	(公社)岡 山 県 観 光 連 盟	石 井 清 裕	岡山市北区表町1-5-1 岡山シンフォニービル内	(086) 233-1802	S 48 . 6 . 11
	(一社)山 口 県 観 光 連 盟	松 村 孝 明	山口市滝町1-1	(083) 924-0462	H 4 . 5 . 20
自動車	(公社)広 島 県 バ ス 協 会	椋 田 昌 夫	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 261-3238	S 51 . 7 . 20
	(一社)広島県レンタカー協会	近 藤 康 雄	広島市西区観音新町1-18-9	(082) 294-0655	S 55 . 6 . 12
	(一社)広島県タクシー協会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082) 233-9155	S 31 . 10 . 26
	(公社)広 島 県 ト ラ ッ ク 協 会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S 36 . 9 . 25
	(一社)中国自動車無線協会	岩 沖 卓 雄	広島市中区東白島町21-16 多田ビル3階	(082) 221-9357	S 45 . 12 . 28
	(一社)中国貸切バス適正化センター	三 井 正 信	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル6階	(082) 264-1255	H 29 . 4 . 17
	(一社)鳥 取 県 バ ス 協 会	中 島 文 明	鳥取市丸山町246-10	(0857) 22-2724	S 51 . 7 . 15
	(一社)鳥取県ハイヤータクシー協会	澤 耕 司	鳥取市丸山町246-10	(0857) 24-4689	H 28 . 4 . 1
	(一社)鳥 取 県 ト ラ ッ ク 協 会	川 上 和 人	鳥取市丸山町219-1	(0857) 22-2694	S 49 . 10 . 5
	(一社)鳥根県旅客自動車協会	吉 田 伸 司	松江市上東川津町1238	(0852) 60-0928	S 51 . 7 . 17
	(公社)鳥 根 県 ト ラ ッ ク 協 会	永 井 好 輔	松江市東朝日町194-1	(0852) 21-4272	S 31 . 1 . 23
	(公社)岡 山 県 バ ス 協 会	小 嶋 光 信	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-5582	S 51 . 7 . 15
	(一社)岡山県レンタカー協会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-2718	H 10 . 9 . 8
	(一社)岡山県タクシー協会	梶 川 政 文	岡山市中区旭東町2-10-8	(086) 272-3451	H 5 . 9 . 1
	(一社)岡山県トラック協会	遠 藤 俊 夫	岡山市北区青江1-22-33	(086) 234-8211	S 46 . 4 . 15
	(一社)岡山県自家用自動車協会	小 倉 弘 行	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3133	S 30 . 12 . 26
	(公社)山 口 県 バ ス 協 会	松 村 喜 裕	山口市葵1-5-58	(083) 922-5031	S 51 . 8 . 18
	(一社)山口県レンタカー協会	東 亮 介	山口市葵1-5-58	(083) 924-2358	S 41 . 9 . 13
	(一社)山口県タクシー協会	福 嶋 真 一	山口市葵1-5-58	(083) 922-5110	S 33 . 4 . 30
	(一社)山口県トラック協会	喜多村 誠	山口市宝町2-84	(083) 922-0978	S 30 . 7 . 19
	(一社)山口県自家用自動車協会	峰 忠 幸	山口市葵1-5-58	(083) 932-0606	S 30 . 12 . 26
整備	(一社)広島県自動車整備振興会	上 野 弘 文	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S 27 . 2 . 12
	(一社)鳥取県自動車整備振興会	吉 川 浩	鳥取市丸山町233	(0857) 23-3271	S 27 . 1 . 24
	(一社)鳥根県自動車整備振興会	櫻 井 誠 己	松江市馬潟町43-4	(0852) 37-0041	S 32 . 4 . 10
	(一社)岡山県自動車整備振興会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3500	S 28 . 2 . 7
	(一社)山口県自動車整備振興会	久 光 彰	山口市葵1-5-58	(083) 924-8123	S 28 . 4 . 3
	(一財)山口県自動車振興センター	久 光 彰	山口市葵1-5-58	(083) 922-7633	S 41 . 6 . 11

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
旅行	(一社)日本旅行業協会 (JATA) 中国四国支部	時 永 幸 雄	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス内	(082) 536-0700	S 38.11. 8
	(一社)全国旅行業協会 (ANTA) 中国地方支部長連絡会	花 岡 正 雄	広島市東区光町1丁目11-5 チサンマンション内	(082) 264-3189	S 41. 2. 22
ホテル 旅館	(一社)日 本 ホ テ ル 協 会 中国四国支部	田 沼 直 之	広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島内	(082) 228-5074	S 16. 3. 5
	日 本 旅 館 協 会 中国支部連合会	永 山 久 徳	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082) 221-8353	H 24.10. 1
	(一社)全 日 本 ホ テ ル 連 盟 中国・四国支部	沖 一 泰	松山市平和通3-1-15 ホテル泰平	(089) 943-5000	S 49.10. 4
観光	(一社)国際観光日本レストラン協会 中国四国支部	三 保 二 郎	広島市南区仁保3-1-4 (株)かなわ内	(082) 287-3255	S 34.12. 22
	(公社)日 本 観 光 振 興 協 会 中国支部	佐々木 茂 喜	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082) 222-6625	S 39. 4. 1

(3) 関係任意団体

(ア) 海事関係

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
旅 客 船 関 係	広 島 県 旅 客 船 協 会	仁 田 一 郎	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253-6907	
	広 島 地 区 旅 客 船 協 会	上 村 隆 彦	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253-6907	
	呉 地 区 旅 客 船 協 会	内 堀 達 也	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎2階	(0823) 25-0887	S 24. 6. .
	尾 道 地 区 旅 客 船 協 会	弓 場 丞	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階	(0848) 25-3458	
	岡 山 地 区 旅 客 船 協 会	田 邊 学	岡山市中区新築港9-1 両備フェリー(株)内	(086) 274-1222	
	笠 岡 地 区 旅 客 船 協 会	天 野 雄二郎	笠岡市美の浜9-64	(0865) 63-9211	
	山 口 県 旅 客 船 協 会	清 水 聖	柳井市大字柳井134 防予フェリー(株)内	(0820) 22-5909	
港 運 関 係	鳥 根 ・ 鳥 取 県 旅 客 船 協 会	木 下 典 久	鳥根県隠岐郡隠岐の島町中町 隠岐汽船(株)内	(08512) 2-1122	
	中 国 地 方 港 運 協 会	西 山 寛	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 255-0734	S 27. 4. 1
	中国地方港運協会 岡山支部	黒 木 良 樹	岡山市南区築港元町8-50 岡山港埠頭開発(株)内	(086) 262-4359	S 37.12. 1
	〃 宇 野 支 部	竹 下 歩	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター内	(0863) 31-1034	S 27. 4. 1
	〃 水 島 支 部	吉 井 誠	倉敷市中畝3-7-38 水島港湾会館内	(086) 455-4152	S 29. 1. 1
	〃 笠 岡 支 部	関 藤 宏 志	笠岡市笠岡5949-3 笠岡通運(株)内	(0865) 62-5221	S 27. 4. 1
	〃 福 山 支 部	鷲 尾 忠 彦	福山市新涯町2-30-10 福山港湾福祉センター内	(084) 953-8094	S 27. 4. 1
	〃 尾 三 支 部	河 本 信 行	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848) 23-8611	S 27. 4. 1
	〃 呉 支 部	小 林 久 晃	呉市宝町8-25 呉港湾福祉センター内	(0823) 21-4290	S 27. 4. 1
	〃 広 島 支 部	綱 島 秀 之	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 253-3019	S 27. 4. 1
	〃 岩 国 支 部	北 川 裕 之	岩国市新港町4-17-12 岩国港湾福祉センター内	(0827) 23-1055	S 27. 4. 1
	〃 徳山下松支部	佐 伯 哲 治	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834) 31-1866	S 27. 4. 1
	〃 三田尻中関支部	角 田 祐 道	防府市新田2033-1 三田尻中関港湾福祉センター内	(0835) 24-3151	S 38. 2. 1
	中国地区検数検定連絡協議会	高 橋 正 和	広島市南区宇品海岸2-23-36 (一財)新日本検定協会広島事務所内	(082) 250-8250	S 53. 4. 1
	広 島 み な と 振 興 会	綱 島 秀 之	広島市南区宇品海岸3-1-79 マツダロジスティクス(株)外貿易事務所内	(082) 251-3344	H 12. 4. 1
	廿 日 市 木 材 港 運 送 協 議 会	戸 田 拓 夫	広島市南区宇品海岸2-23-27 広島荷役(株)内	(082) 254-0289	H 23. 4. 1

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
内 航 関 係	中国地方海運組合連合会	岡 本 信 也	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	S33. 8.10
	広島県内航海運組合	河 菜 春 文	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	S61.11. 1
	広島県内航海運組合 備後福山支部	松 島 茂 樹	福山市沼隈町大字常石2142-11	(084) 987-1624	
	〃 東 部 支 部	小 村 朋 孝	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848) 25-3458	
	〃 蒲 刈 支 部	河 菜 春 文	呉市蒲刈町下町2361-7 呉市役所下蒲刈支所内	(0823) 65-2262	
	〃 倉 橋 支 部	岡 峰 伸太郎	呉市倉橋町乙7032	(0823) 56-0216	
	〃 広 島 支 部	東 谷 正 樹	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	
	〃 呉 支 部	花 田 照 吉	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎2階	(0823) 25-0887	
	似 島 地 区 海 運 組 合	吉 本 周 次	広島市南区似島町字家下327	(082) 259-2325	S33. 2.19
	全国内航タンカー海運組合中国支部	三 谷 秀 明	三原市城町3-1-1	(0848) 62-3839	S40. 2. 4
	隠 岐 地 区 海 運 組 合	渡 部 勲	隠岐郡隠岐の島町港町大津の二、9-9	(08512) 2-4693	S39. 6.15
	岡 山 中 部 海 運 組 合	伏 原 直	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター内	(0863) 31-1657	S61. 8.12
	岡山県西南海運組合	山 河 義 弘	岡山県笠岡市五番町5-79 MKビル2F	(0865) 60-0340	S61.11. 1
	日生地区海運組合	久 本 久 治	備前市日生町寒河2571-5	(0869) 72-2011	S35. 5.19
	倉敷地区海運組合	赤 沢 哲	倉敷市玉島中央町1-23-18	(086) 526-7564	S33. 7.30
	山口県内航海運組合	重 枝 浩 二	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834) 21-0505	S33. 7.31
員内航 関係船	中国地区内航船員対策協議会	藏 本 由紀夫	広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル2階	(082) 258-2377	H 2.10. 3
倉 庫 関 係	中国地方倉庫協会連合会	古 川 浩 延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082) 261-1572	S39. 9.11
	広島県倉庫協会	古 川 浩 延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082) 261-1572	S23. 3.10
	岡山県倉庫協会	末 長 範 彦	岡山市東区光津700 岡山土地倉庫(株)内	(086) 948-5300	S23. 3. 3
	鳥取県倉庫協会	林 義 弘	米子市流通町430-17 日本通運(株)山陰支店内	(0859) 46-0206	S30. 4. 1
	島根県倉庫協会	林 義 弘	米子市流通町430-17 日本通運(株)山陰支店内	(0859) 46-0206	S33. 1.23
	山口県倉庫協会	喜多村 誠	下関市東大和町1-4-40 下関港湾福祉センター2階	(083) 261-0570	S29. 5.13

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
倉 庫 関 係	中国冷蔵倉庫協議会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階	(082) 942-1115	S48.5.23
	広島県冷蔵倉庫協会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階	(082) 942-1115	S48.5.23
	岡山県冷蔵倉庫協会	姫 井 善 果	岡山市北区青江1-7-6 岡山中央冷蔵倉庫(株)内	(086) 234-4811	S48.6.19
	鳥取県冷蔵倉庫協会	篠 田 哲 也	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階 (広島県協会兼務)	(082) 942-1115	S48.6.15
	島根県冷蔵倉庫協会	小 林 和 夫	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸(株)3階 (広島県協会兼務)	(082) 942-1115	S48.6.1
	山口県冷蔵倉庫協会	森 藤 武 文	下関市細江新町3-20 (株)ニチレイ・ロジスティクス九州 下関埠頭物流センター2階	(083) 242-0888	S25.10.4
造 船 関 係	中国地区造船協議会	奥 村 幸 生	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 222-8118	S63.5.23
	日造協中国地方支部	平 賀 哲 朗	広島市中区江波沖町5-1	(082) 231-9085	S46.8.2
	中国船舶電装協議会	四 辻 修	尾道市因島重井町474-15 日昇無線(株)因島鉄工団地内	(0845) 25-1178	H23.3.29
	日本船舶設計協議会	白 石 富喜太	玉野市宇野1-20-33 (株)大鑑設計事務所内	(0863) 31-1788	H2.7.27
船 員 関 係	広島船員労働安全衛生協議会	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	S33.5.23
	尾道船員労働安全衛生協議会	岡 本 信 也	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター3階内	(0848) 25-3458	S33.6.1
	鳥取船員労働安全衛生協議会	岩 田 祐 二	境港市栄町65番地 共和水産株式会社内	(0859) 44-7171	H29.5.31
	島根船員労働安全衛生協議会	室 崎 拡 勝	浜田市原井町3025番地 株式会社浜田あけぼの水産内	(0855) 22-3316	H29.7.6
	山口県東部船員労働安全衛生協議会	重 枝 浩 二	周南市築港町13-38 山口県内航海運組合内	(0834) 21-0505	S33.6.1
	広島船員安全衛生推進会 (旅客船・カーフェリー)	内 堀 達 也	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	H10.7.8
	広島船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000	H10.7.8
	呉船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	河 菜 春 文	呉市広大新開1-12-20	(0823) 36-2010	H11.12.7
	鳥取網代港船員安全衛生推進会	板 倉 高 司	岩美郡岩美町大字大谷2182番地470 鳥取県漁業協同組合網代港支所内	(0857) 72-0481	H11.2.26
	内海水先人会広島連絡事務所	欠	広島市南区宇品海岸2-23-36 海上ビル	(082) 255-1402	S54.10.22
	内海水先人会水島連絡事務所	欠	倉敷市水島青葉町4-20	(086) 444-6841	S46.4.1
	境水先区水先人会	森 脇 啓治郎	境港市馬場崎町320	(0859) 44-2543	S23.7.
海 事 関 係	呉海事振興会	柴 崎 公 太	呉市宝町9-25	(0823) 25-0887	S62.4.14
	鳥取県海事振興協会	前 橋 知 之	境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎内	(0859) 42-2169	S30.6.1
	島根県海事振興協会	福 島 伸 光	松江市御手船場町561 (有)福島造船鉄工所内	(0852) 21-6286	S28.8.1
	岡山県東部海事団体協議会	鈴 木 幹 久	玉野市玉3-1-1	(0863) 23-2010	S55.12.18
	岡山県西部海事振興会	吉 井 誠	倉敷市水島福岡町2-15	(086) 444-7750	S56.1.1

(イ) 陸運関係

種 別	名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号	設立年月日
鉄道関係	中国地方鉄道協会	椋 田 昌 夫	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 261-0313	S 23. 1. 1
	中国地方索道協会	田 辺 俊 則	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 298-8185	S 34. 4. 1
自動車関係	中国バス協会	吉 田 伸 司	広島市東区上大須賀町1-16	(082) 261-9760	S 28. 9. 1
	中国ハイヤー・タクシー連合会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082) 233-9155	S 38. 9. 11
	中国トラック協会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S 32. 5. 1
	中国霊柩自動車協会	小 山 正 人	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S 41. 3. 1
	広島地方通運業連盟	藤 本 達 也	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運(株)内	(082) 263-8847	S 26. 5. 1
	中国通運協会	藤 本 達 也	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運(株)内	(082) 263-6640	S 26. 5. 1
	中国通運業連合会	喜多村 誠	広島市南区東駅町1-1	(082) 283-9300	S 26. 6. 1
	鳥取県レンタカー協会	鳥 越 宣 孝	鳥取市湖山町東3-86(株) トヨタレンタリース鳥取内	(0857) 50-0152	
	鳥根県レンタカー協会	渡 部 稔	鳥根県松江市宍道町白石81-10 (株)原商内	(0852) 66-3708	
	岡山県霊柩自動車協会	松 本 有 造	岡山市北区青江1-22-33 (岡山県トラック協会内)	(086) 234-8211	S 41. 3. 31
整備関係	中国自動車標板協議会	上 野 弘 文	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S 35. 9. 13
	中国自動車整備連絡協議会	上 野 弘 文	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S 35. 7. 10
	全軽自協・中国ブロック協議会	前 泰 弘	広島市西区観音新町4-13-13-3	(086) 245-5800	S 45. 11. 5
	広島県自動車販売店協会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 232-4418	S 33. 6. 5
	広島県軽自動車協会	前 泰 弘	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 532-5507	S 31. 6. 22
	鳥取県自動車販売店協会	米 原 良	鳥取市丸山町246-1	(0857) 24-6171	S 38. 9. 20
	鳥取県軽自動車協会	金 口 伸	鳥取市安長77-3	(0857) 28-7021	S 43. 3. 11
	鳥根県自動車販売協会	野々村 健 造	松江市馬潟町43-4	(0852) 37-0044	S 38. 6. 4
	鳥根県軽自動車協会	添 田 英 範	松江市馬潟町68-11	(0852) 37-0046	S 42. 11. 18
	岡山県自動車販売店協会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3000	S 31. 7. 1
	岡山県軽自動車協会	槌 田 修	岡山市北区久米178-3	(086) 245-5800	S 30. 4. 1
	山口県自動車販売店協会	安 井 久 則	山口市葵1-5-58	(083) 922-0909	S 37. 10. 1
	山口県軽自動車協会	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083) 922-8877	S 42. 4. 1
	山口県軽自動車標板センター	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083) 922-0419	S 37. 10. 4

Ⅱ 中国地方の概況

1. 主要経済指標

区 分	単 位	広 島	鳥 取	島 根	岡 山	山 口	中 国	全 国	全国対比 (%)	年 次
総 面 積	km ²	8,479	3,507	6,708	7,114	6,113	31,921	377,975	8.4	R 3. 7. 1 _{*1}
総 人 口	人	2,812,477	556,959	672,979	1,893,874	1,356,144	7,292,433	126,654,244	5.8	R 3. 1. 1 _{*2}
就 業 人 口	〃	1,336,568	280,925	342,994	900,871	645,035	3,506,393	58,919,036	6.0	
第 一 次 産 業	〃	41,312	24,671	26,608	41,206	31,011	164,808	2,221,699	7.4	
第 二 次 産 業	〃	347,007	59,764	77,033	234,984	165,051	883,839	13,920,834	6.3	
第 三 次 産 業	〃	904,269	187,826	230,774	580,527	435,596	2,338,992	39,614,567	5.9	
総 生 産 額	10億円	11,714	1,908	2,532	7,806	6,375	30,334	565,587	5.4	H30 _{*4}
県 民 所 得	〃	8,759	1,410	1,814	5,256	4,383	21,622	419,461	5.2	
1人あたりの県民所得	千円	3,109	2,515	2,667	2,769	3,199	2,951	3,317	—	H30 _{*4}
事 業 所 数 ^(注)	所	5,661	891	1,255	3,685	1,952	13,444	217,601	6.2	H28 _{*5}
製 造 品 出 荷 額	10億円	10,343	704	1,086	7,789	6,303	26,225	313,129	8.4	
卸 売 業 年 間 販 売 額	〃	6,718	645	774	2,697	1,370	12,204	321,786	3.8	
小 売 業 年 間 販 売 額	〃	3,110	641	683	1,973	1,440	7,847	138,779	5.7	H31 _{*6}
自 動 車 保 有 台 数	台	1,914,664	467,730	554,872	1,552,668	1,072,072	5,562,006	82,077,752	6.8	
乗 用 車 保 有 台 数	〃	1,468,061	347,143	410,224	1,167,838	821,645	4,214,911	61,917,112	6.8	
内 航 船 船 現 有 隻 数	隻	867	1	9	242	210	1,329	5,212	25.5	R 3. 3. 31
内 航 船 船 ト ン 数	トン	276,814	99	932	87,806	65,413	431,064	3,977,415	10.8	
道 路 実 延 長	km	24,757	8,930	18,269	25,768	16,728	94,452	1,226,489	7.7	H31. 3. 31 _{*7}

〔注〕 製造業に属する事業所数（従業者4人以上）

〔資料〕 *1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

*3 総務省「国勢調査」

*5 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス－活動調査」

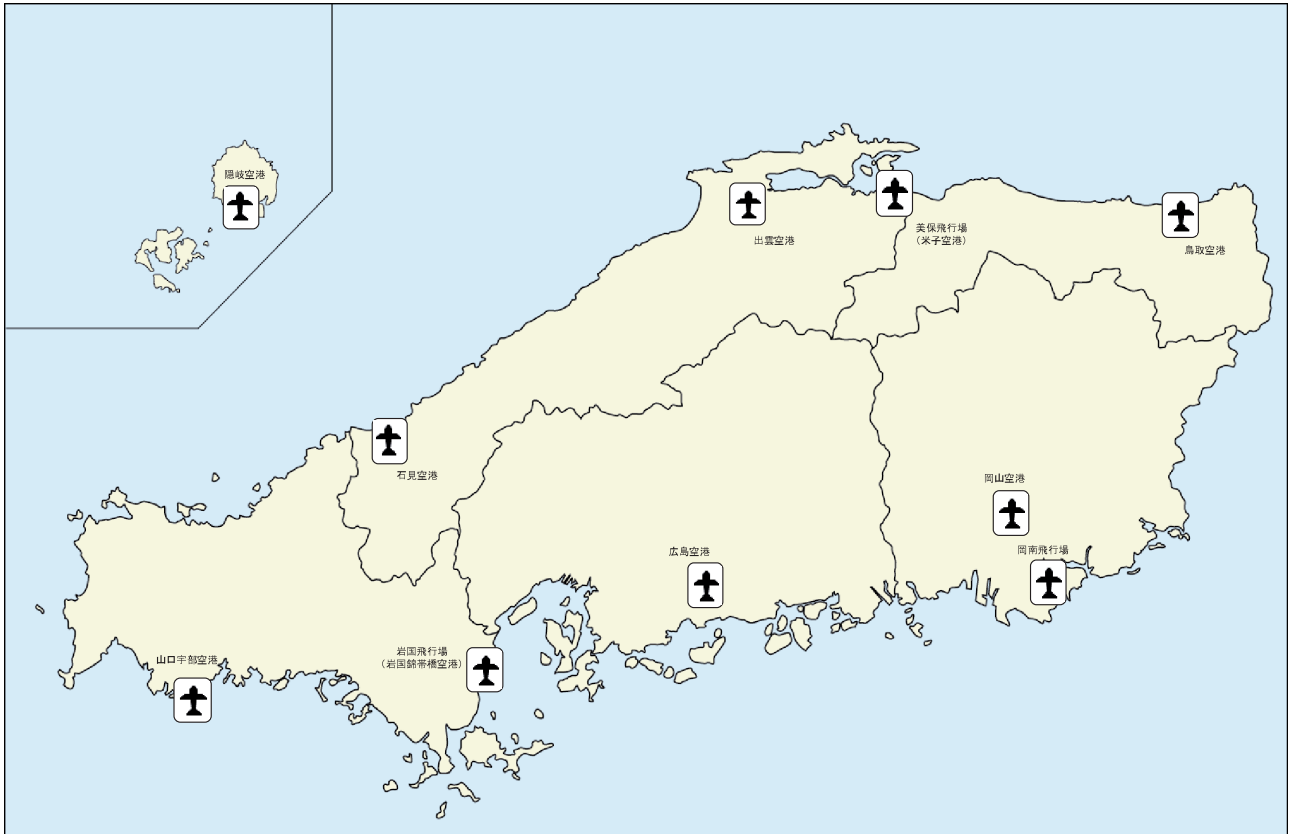
*7 国土交通省「道路統計年報」

*2 総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

*4 内閣府「県民経済計算」

*6 経済産業省「商業統計」

2. 空港の現況図（令和3年10月1日現在）



中国地方の空港の概況

令和3年10月1日現在※

項目	空港名	広島空港	岡山空港	山口宇部空港	岩国飛行場 (岩国錦帯橋空港)	鳥取空港	美保飛行場 (米子空港)	出雲空港	隠岐空港	石見空港
空港の種類		国管理	地方管理	特定地方管理	共用	地方管理	共用	地方管理	地方管理	地方管理
設備管理者		国土交通大臣	岡山県	山口県	米軍	鳥取県	防衛大臣	島根県	島根県	島根県
滑走路		3,000m×60m	3,000m×45m	2,500m×45m	2,440m×60m	2,000m×45m	2,500m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m
乗入定期航空会社		国内 4社 ・全日空 ・日本航空 ・IBEXエアラインズ ・春秋航空日本 国際 7社 ・全日空 ・日本航空 ・中国国際航空 ・中国東方航空 ・チャイナエアライン ・香港エクスプレス ・ノックエア	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・日本トランス ・オーシャン航空 国際 4社 ・大韓航空 ・中国東方航空 ・タイガーエア台湾 ・香港航空	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・スターフライヤー	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空 国際 3社 ・香港航空 ・吉祥航空 ・エアソウル	国内 4社 ・日本航空 ・日本エアコミューター ・アグリムエアラインズ ・ジェイ・エア	国内 2社 ・日本エアコミューター ・日本航空(ジェイエア)	国内 1社 ・全日空
路線及び便数		東京 日16便 札幌 日1便 仙台 日1便 成田 日3便 羽田 日2便 台北 日2便 上海 日2便 香港 日2便 バンコク 日2便	東京 日8便 札幌 日1便 仙台 日1便 成田 日1便 羽田 日1便 台北 日1便 上海 日1便 香港 日1便	東京 日10便	東京 日2便 札幌 日2便	東京 日2便	東京 日7便 香港 日7便 上海 日7便 ソウル 日7便	東京 日5便 大阪 日4便 福岡 日2便 名古屋 日2便 静岡 日1便 仙台 日1便 札幌 日1便	大阪 日1便 出雲 日1便	東京 日2便
乗降客数	令和元年度(人)	2,999,981	1,499,694	964,963	483,788	396,409	638,709	1,015,941	63,865	144,814
	令和2年度(人)	737,312	265,771	250,252	77,006	92,362	137,591	311,202	26,557	25,378
貨物取扱量	令和元年度(トン)	17,599	5,274	2,733	166	543	1,405	917	0	0
	令和2年度(トン)	6,263	1,397	1,759	151	294	566	307	0	0

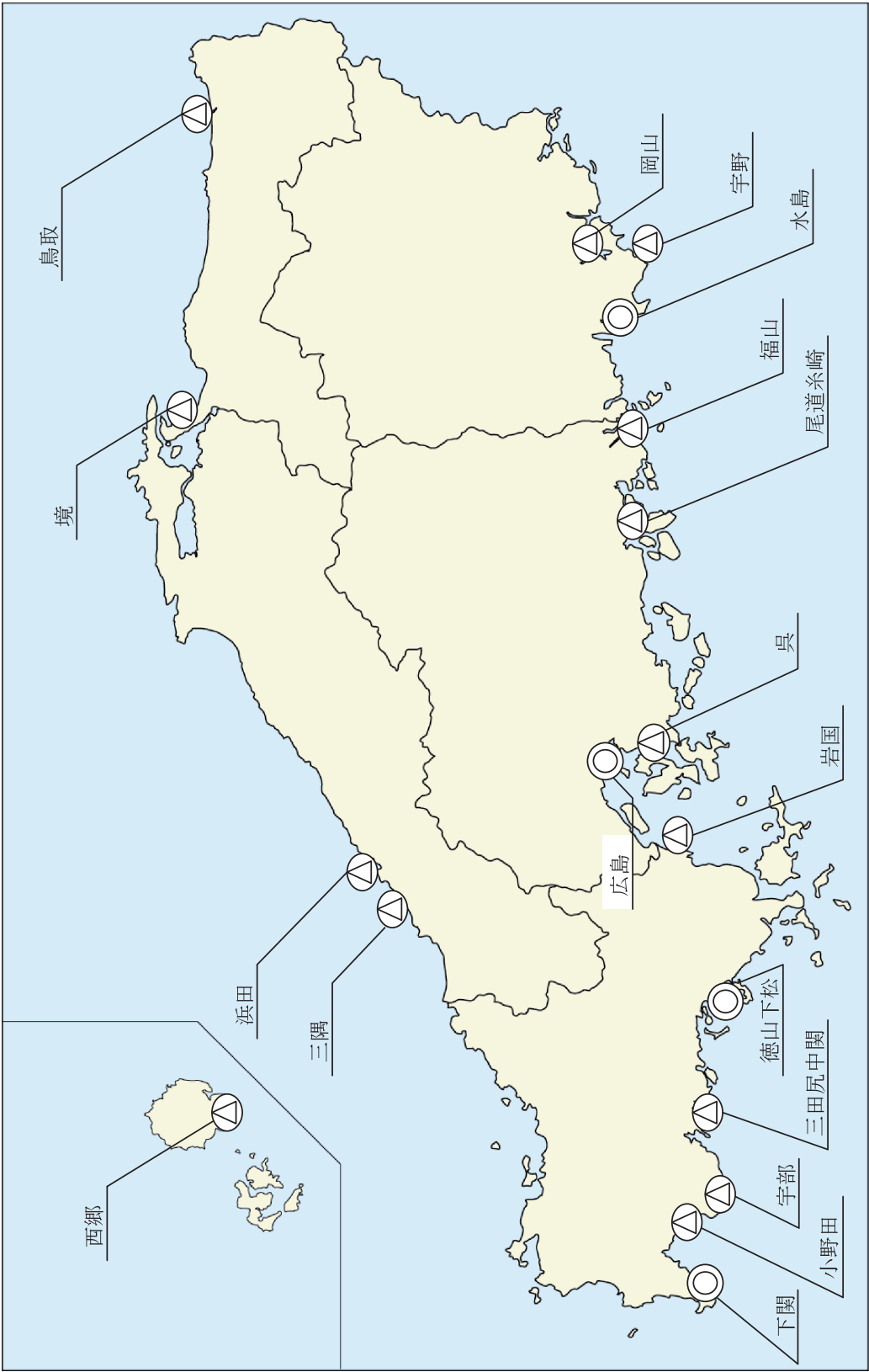
※岡山飛行場（管理者：岡山県、種別：その他公共用飛行場）は不定期航空輸送のみ

※便数は往復ベースで臨時便を除く

※乗降客数、貨物取扱量は、国土交通省「空港管理状況調査」による

3. 港湾の現況図 (令和2年4月1日現在)

- 国際拠点港湾
- △ 重要港湾



I 運輸安全マネジメント

輸送の安全確保は運輸事業の根幹として、平成18年10月に「運輸安全マネジメント制度」が導入され、15年が経過しました。本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をえています。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、自動車輸送分野においては、相当数の事業者が努力義務に留まっていること、自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題があります。また、貸切バス事業者に対する安全性の確保の社会的要請も高まっています。

これらを踏まえ、国土交通省では運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年7月に「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を改訂し、今日的課題として「人材不足・高齢化」「自然災害・テロ・感染症」などへの対策を盛り込みました。また、この改訂で明記した「自然災害対応」へのガイダンスとして、令和2年7月に「運輸防災マネジメント指針」を策定し、「自然災害」への対応について、運輸事業者が参考とすべき考え方として公表しています。

鉄道モードでは、令和2年度以降の評価実施方針が定められ、鉄・軌道事業者にあつては、6年間で第三種事業者を除くすべての事業者を原則1回以上、索道事業者にあつては8年間で普通索道を可能な範囲で原則1回以上、特殊索道で評価実績の無い事業者の評価を行うこととしています。

自動車モードでは、平成25年10月から全ての貸切バス事業者に安全管理規程の届出が義務付けられ、対象事業者が大きく増加したため、一定規模以下の貸切バス事業者に対しては中小規模事業者向けの効率的な評価を実施することで、平成29年度から令和3年度までの5年間で全ての貸切バス事業者に評価を実施することとしています。また、平成30年4月からは、運輸安全マネジメント制度の取組を更に促進させるため、トラック事業者及びタクシー事業者の適用範囲を拡大し、200両以上の車両を保有する事業者に安全管理規程の届出が義務付けられました。

海運モードにおいては、平成24年度末で管内の全事業者の評価を終了し、平成25年度からは一定規模以上の事業者を2期に分け3年連続で評価を実施したところです。令和元年度からは向こう6年間の「中期評価実施計画」を策定し、概ね3年に1回定期的に評価を行うこととしています。

●令和2年度中国運輸局運輸安全マネジメント評価実施状況

モード別	本省評価	本省と運輸局 合同による評価	運輸局単独評価	計
鉄 道	0	0	1	1
自 動 車	7	0	17	24
海 運	0	0	2	2
計	7	0	20	27

●評価内容

(評価事項)

【鉄 道】経営トップの安全管理体制への主体的な関与、自然災害の防止、発災時の減災に向けた取組、入念な感染症対策の実施等

【自動車】経営トップの安全管理体制への積極的な関与、情報伝達及びコミュニケーションの充実等

【海 運】経営トップの安全管理体制への積極的な関与、技能要員の教育・訓練情報に対する取り組み等(助言事項)

【鉄 道】安全目標達成に向けた取組の数値化、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用の強化、内部監査実施方法の構築、マネジメントレビュー実施による安全管理体制の総括・振返りの実施等

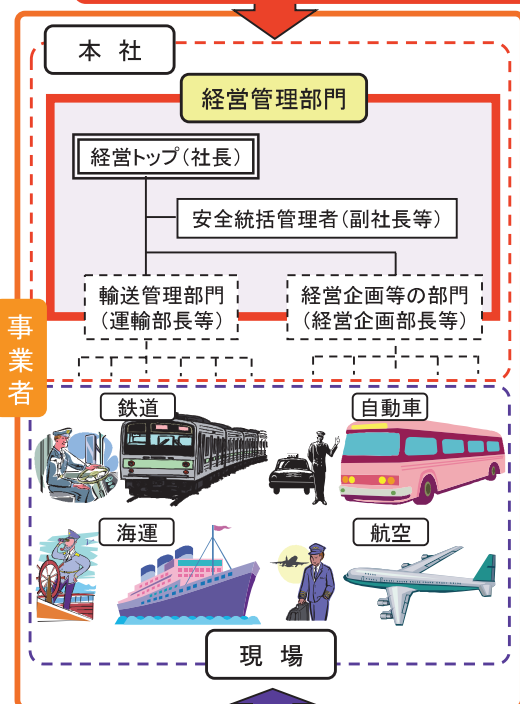
【自動車】マネジメントレビューの実施、輸送の安全にかかわる者への教育、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用等

【海 運】内部監査の取組、マネジメントレビューの実施等

運輸安全マネジメント評価の実施イメージ

国

運輸安全マネジメント評価＝本社等で経営トップ等へのインタビュー等により、安全管理体制の取組み度合いをチェック・評価及び助言



1. チェックの基本的考え方

➢事業者が構築した安全管理体制が、システムとして適切に機能しているかをチェック
⇒モード間に共通した手法

2. チェック項目の例

➢経営トップが、安全管理体制を具体的に把握し、現場の情報、課題等がフィードバックされる仕組みが構築されているか。
①安全に関する方針、目標が適切に設定されているか。
②現場のヒヤリハット情報が社内でも共有されているか。
③内部監査体制は機能しているか。
④安全管理体制の適時適切な見直しの仕組みが構築されているか。等



1. チェックの基本的考え方

➢輸送行為の個別の要素(輸送施設、運転手等)の基準等の遵守状況及び事故防止対策の実施状況等をチェック
⇒モード固有の特性に応じた手法

2. チェック項目の例

①航空機・鉄道車両、諸施設が安全基準を満たしているか。
②適格な資格を有する運転・操縦者による運行・運航がされているか。
③現場における運行(航)の責任者(運行(航)管理者)が選任されているか。
④事故防止対策の実施状況が適切か。等

国

現行の保安監査＝本社や支社、営業所等の事務所や輸送現場等で、管理者への聞き取り、施設等への現認により、技術基準等への適合性等を含む輸送の安全の取組みをチェック・改善命令

運輸防災マネジメント指針の概要について

背景

- 自然災害の頻発化・激甚化
→輸送の安全の脅威に
- 運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラ
→災害時も事業継続が必要
- 運輸事業者の防災意識を
一層向上させることが必要

「運輸安全マネジメント」の 自然災害対応への活用

- 運輸安全マネジメントは、平成18年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績
- 運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記(H29)
- 自然災害への具体的対応が必要

「運輸防災マネジメント指針」の策定

- 自然災害対応に運輸安全マネジメントを活用するためのガイダンスの不在

「指針」を策定

- **運輸事業者**
・自然災害対応への取組 **(防災+事業継続(BCP))** を促進
- **国土交通省**
・運輸安全マネジメント評価を活用して事業者の「防災マネジメント」の取組を評価し、運輸事業者の自然災害への対応の取組についてコンサルタント等の支援を実施



報道発表資料

防災力向上+事業継続を目指す取組

- “自然災害対応”は、被災時の被害を軽減する「防災」に加え、被災後、いかに安全を確保しつつ早期に復旧して事業を再開し、**国民の生活と経済を支えるかという「事業継続」の取組**。
- 自然災害にどう対応するかという危機管理に加え、事業継続に要する経営資源（人、モノ、資金等）の配分、優先事業の絞り込み等の経営判断を伴うため、**経営トップが率先して対応**することが必要。
- 経営層参画の下で定期的にマネジメントレビュー等を行い、PDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

平時の「備え」と迅速な初動

- 被災時に最も重要なのは**迅速な初動**。**トップダウンによる危機管理体制**が必要。遅れば遅れるほど被害は拡大する。
- 平時の「備え」が初動の成否を握る。災害は必ず来ると認識しハザードマップを参考にすると**被害想定**を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の**代替措置の検討も含め平時から準備**することが肝要。準備に当たっては、災害種別ごとの対応の違いを意識する。予測が可能な台風・豪雨災害等においては、タイムラインを考慮した**発災直前の備え**も重要。

「備え」と初動①：関係者との連携等

- 即応体制（災害対策本部の設置）、対応要領、情報連絡体制、事業継続計画（BCP）等の整備が必要。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者、事業者団体等の様々な関係者が総力で対応する。このため、これら**関係者との緊密な「顔の見える関係」の構築**が防災力を高める。

「備え」と初動②：教育と訓練

- 災害に遭うことが稀なため、**実践的な訓練**を定期的に行い、**振り返り**を行うことが必要。他機関の訓練への参加や**他事例に学ぶ**ことも重要。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練及びレビューで鍛えるよう取組むことが効果的。

Ⅱ 栄典関係

1. 叙位・叙勲

(1) 死亡者の叙位・叙勲

賞 賜	氏 名	年 令	死亡年月	経 歴
叙位・叙勲				
正 六 位	大 原 博 之	92	3. 5	元・(社) 山口県自動車整備振興会会長

(2) 生存者の叙勲

年 次	賞 賜	氏 名	年 令	経 歴
令和2年秋	旭小	喜多村 誠	70	山口県倉庫協会会長
	旭双	藤 岡 一 郎	71	元・(一社) 全国霊柩自動車協会副会長
	旭双	三 宅 英 和	70	(一社) 岡山県自動車整備振興会副会長
	瑞双	松 枝 重 義	71	元・中国運輸局広島運輸支局長
	瑞双	杉 本 薫	72	元・中国運輸局海事振興部長
令和3年春	旭小	河 崎 静 生	75	元・(一社) 山口県トラック協会会長
	旭双	岩 沖 卓 雄	72	元・(一社) 広島県タクシー協会副会長
	旭双	小 山 正 人	71	(一社) 全国霊柩自動車協会副会長
	瑞双	鳴 坂 和 夫	71	元・中国運輸局自動車交通部長
	瑞双	中 塚 章 仁	73	元・中国運輸局広島運輸支局長

※ 旭小：旭日小綬章、旭双：旭日双光章、瑞双：瑞宝双光章

2. 褒章

年 次	賞 賜	氏 名	年 令	経 歴
令和2年秋		該当なし		
令和3年春	黄綬	木 下 弘 宣	76	個人タクシー運転手

I 地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

1. 持続可能な公共交通ネットワークの構築

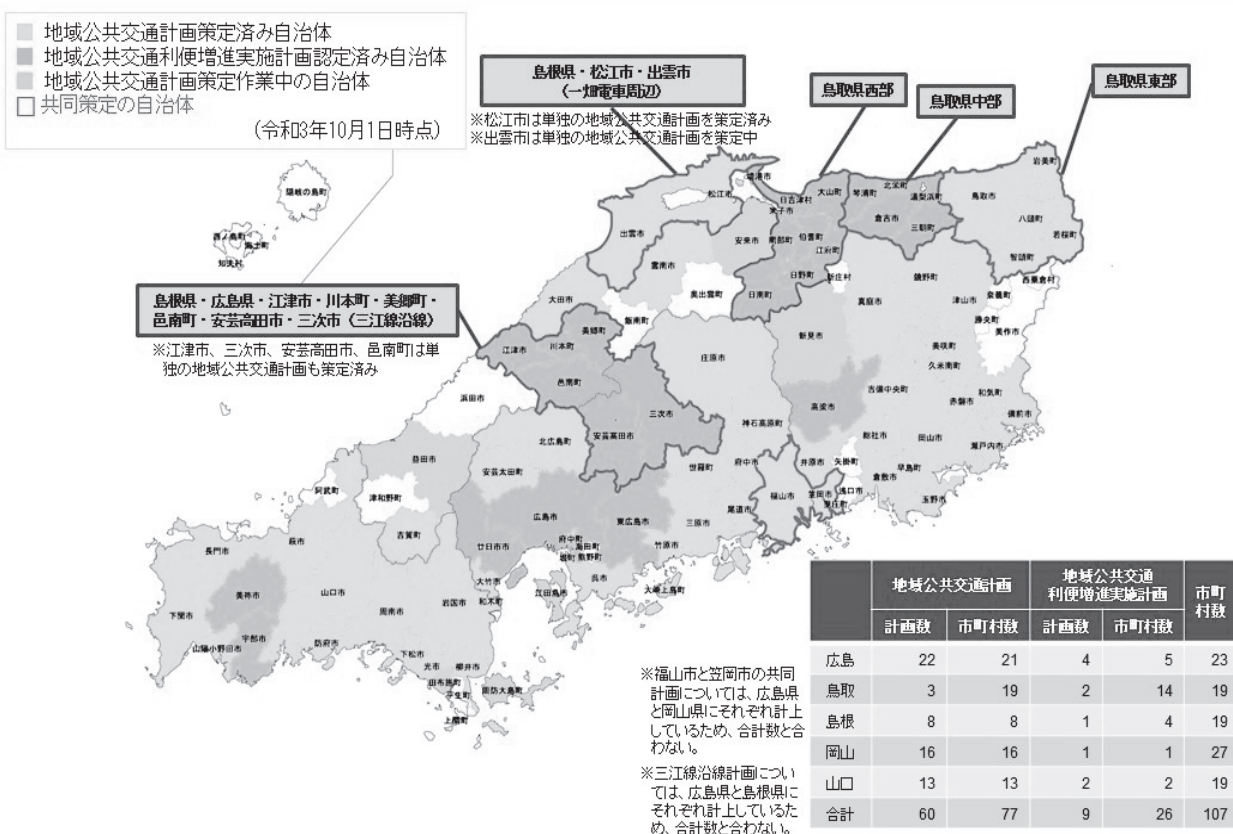
人口減少・少子高齢化が進展する中、特に地方部においては公共交通機関輸送人員の減少により、交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されています。

一方で、自動車を運転できない学生や高齢者等にとって地域公共交通は必要不可欠な存在であり、コンパクトなまちづくりと連携して地域公共交通の充実を図ることが重要です。

こうした情勢を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、地方公共団体が中心となり関係者と役割分担しながら、地域にとって最適な公共交通ネットワークを再構築するための枠組みを確立しました。

同法に基づき、令和3年10月1日現在、全国で地域公共交通計画が666件、地域公共交通利便増進実施計画が44件、中国管内では地域公共交通計画が60件、地域公共交通利便増進実施計画が9件認定されています。

中国運輸局管内の地域公共交通計画等の策定状況



2. 地域公共交通確保維持改善事業

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通を確保・維持・改善するために生活交通確保維持改善計画に基づいて実施される事業です。

地域公共交通確保維持事業

- ◇ 地域の特性に応じた生活交通（バス交通、デマンド交通、離島航路・航空路）の確保維持を支援
 - 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援（P 80参照）
 - 地域内交通（フィーダー系統）の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援（P 80参照）
 - 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援（P 134、135参照）

地域公共交通バリア解消促進等事業

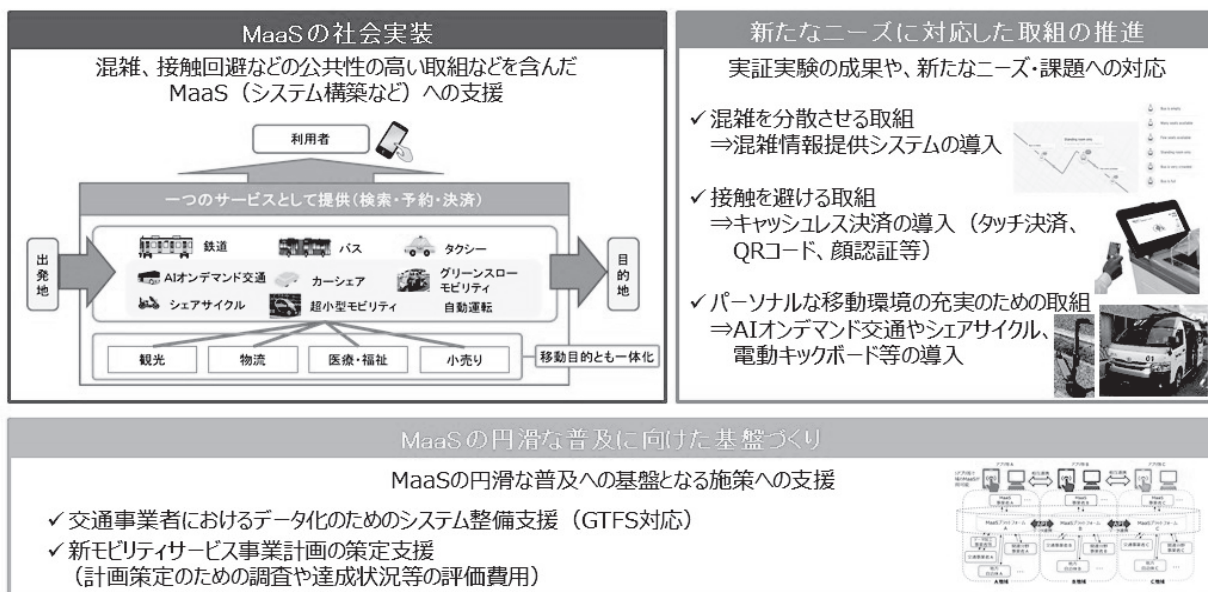
- ◇ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化を一体的に支援する制度
 - バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援（P 80参照）
 - 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援（P 58参照）
- （参考）関連する支援制度等
 - ・ 公共交通利用環境の革新等【観光庁・国際観光旅客税充当事業】
 - ・ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【観光庁】（P 42参照）

地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通網形成計画等の策定を支援
- 地域公共交通網形成計画に基づく利用促進や事業評価の取組みを支援
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

3. 新モビリティサービス推進事業

新たなモビリティサービスであるMaaS（Mobility as a Service）の全国への普及による観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を目的とし、また混雑、接触回避といったwith/afterコロナにおける新たなニーズに対応したMaaSを推進するため、公共性の高い取組への支援の他、MaaSの実現に必要な基盤整備や、法改正で新設された計画認定・協議会制度の活用等について支援を行う事業です。



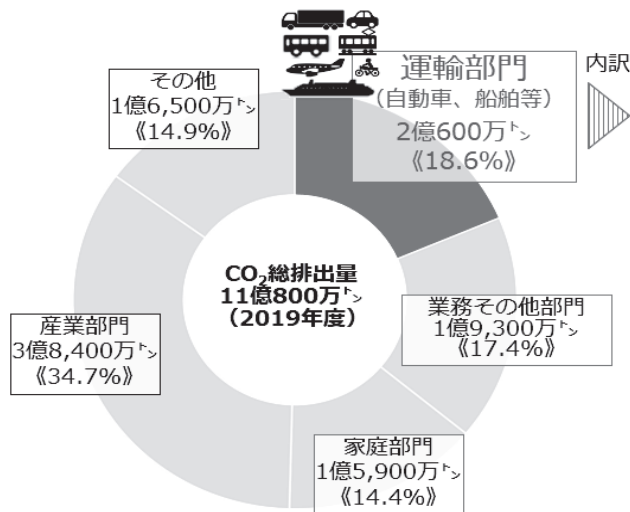
Ⅱ 環 境 関 係

1. 運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等

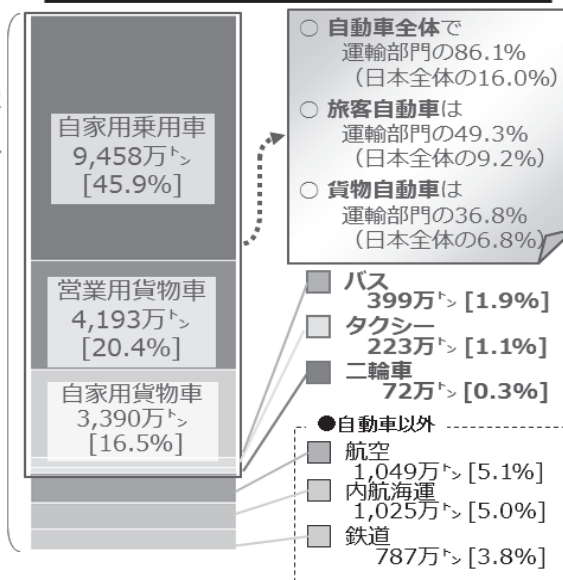
【各輸送機関の排出量の割合について】

運輸部門における二酸化炭素排出量

我が国の各部門におけるCO₂排出量



運輸部門におけるCO₂排出量



※ 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。

※ 電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量は、それぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。

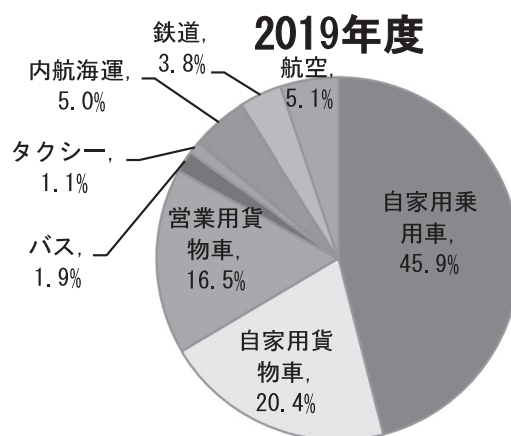
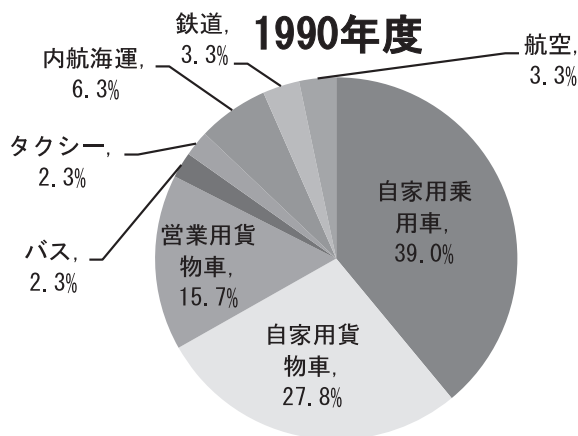
※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）確報値」より国土省環境政策課作成。

※ 二輪車は2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立項目として運輸部門に算定。

国土交通省HP：運輸部門における二酸化炭素排出量

2019年度では、我が国における二酸化炭素の排出量のうち18.6%を運輸部門が占めています。

また、運輸部門からの排出量のうち45.9%が自家用乗用車からの排出となっています。

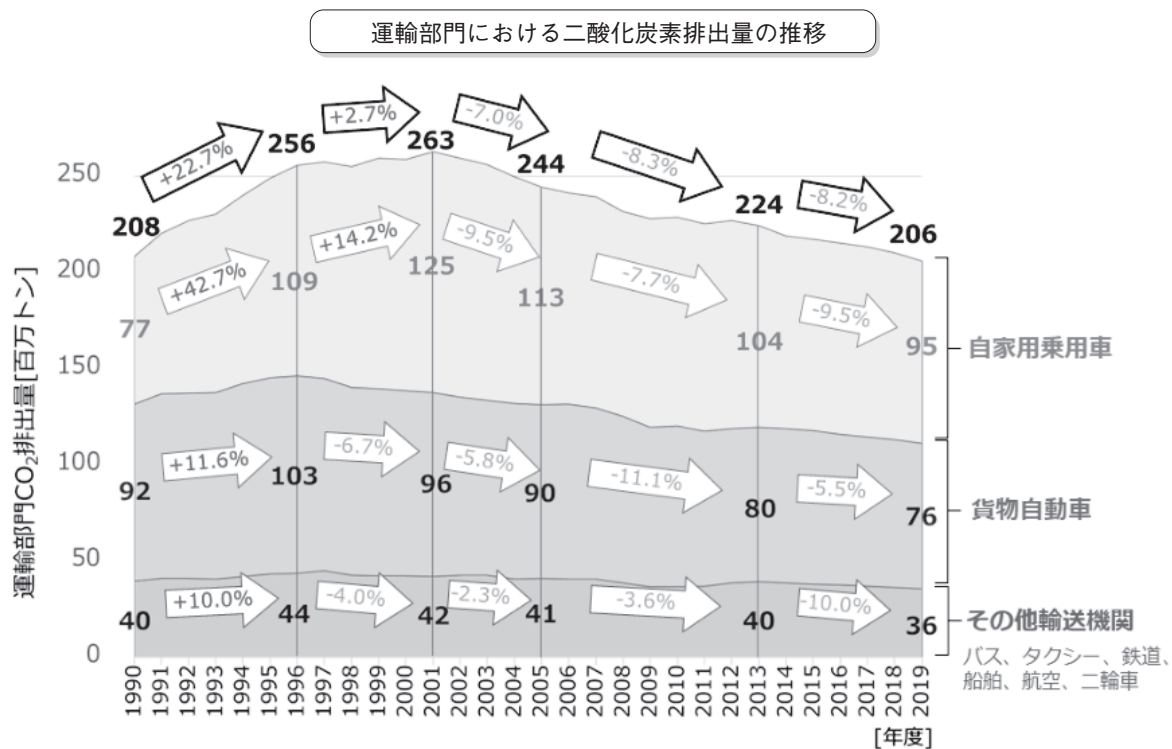


1990年度における排出量は 2 億0600万トンCO₂

2019年度における排出量は 2 億0600万トンCO₂

【運輸部門における二酸化炭素の排出量の推移について】

1990年度から1996年度までの間に、運輸部門における二酸化炭素の排出量は23.0%増加しました。その後、1997年から2001年度にかけて排出量はほぼ横ばいに転じ、2001年度以降は減少傾向を示しています。

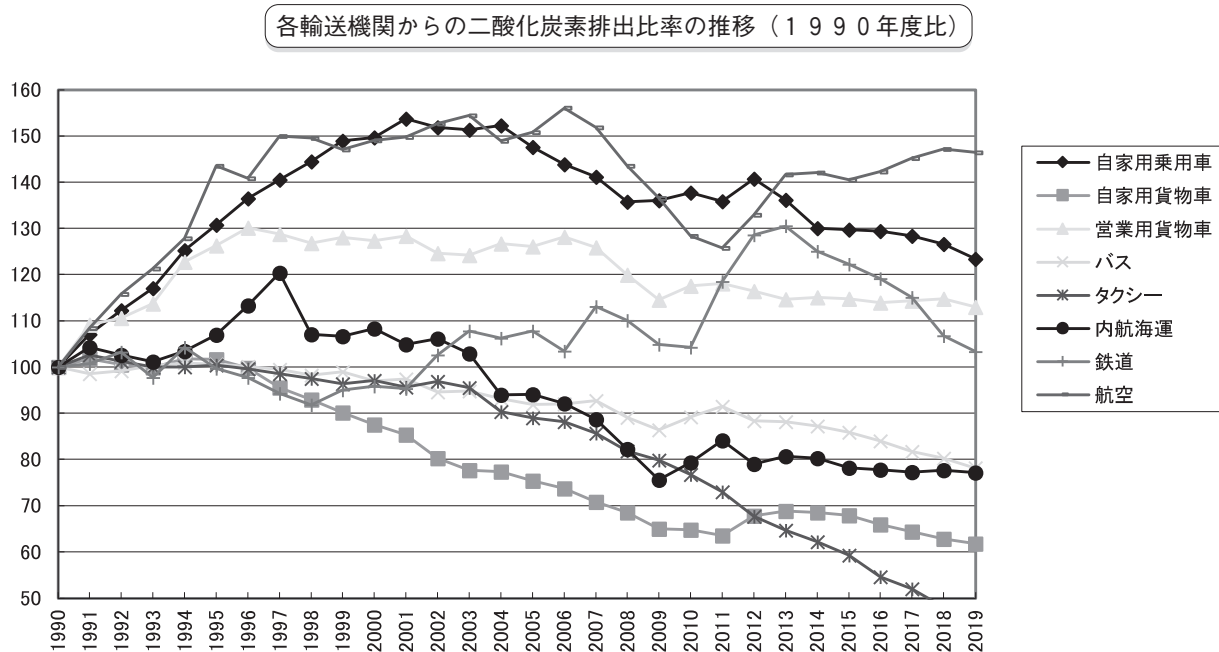


国土交通省HP：運輸部門における二酸化炭素排出量

【各輸送機関からの二酸化炭素の排出量について】

各輸送機関からのCO₂排出量は1990年度を基準に比較すると、バスやタクシーからの排出は減少していますが、自家用乗用車からの排出が増加しています。

近年の排出量は減少傾向を示していますが、輸送機器の環境性能の向上のみに頼るのではなく、効率のよい移動や輸送について自ら考え、行動することが求められています。



【輸送量当たりの二酸化炭素の排出量について】

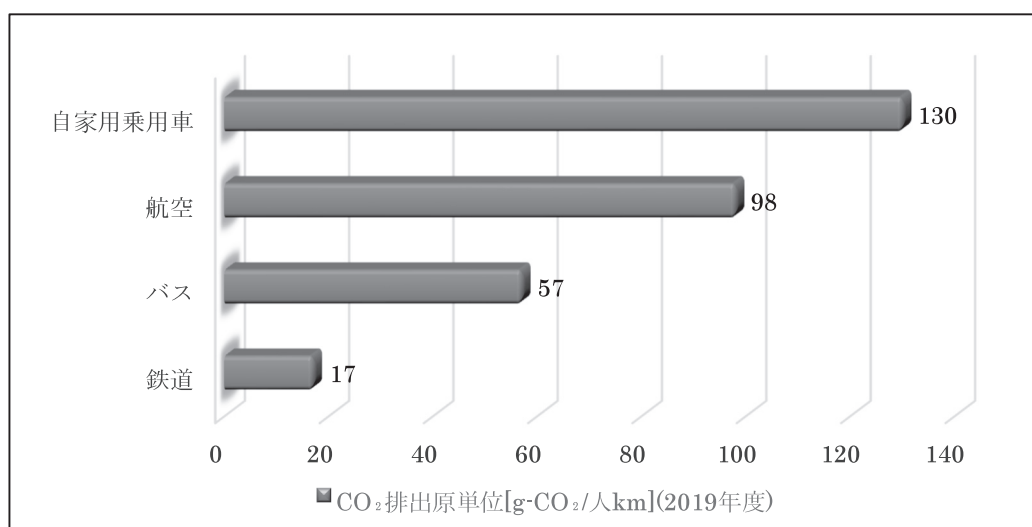
運輸部門における二酸化炭素の排出量の削減を確実にものとするには効率のよい輸送を行うことが重要です。

旅客輸送と貨物輸送において単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量の比較を行いました。

旅客輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（人キロ：輸送した人数に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

一人が1 km移動するときに、自家用乗用車はバスの2.3倍、鉄道の7.6倍の二酸化炭素を排出しています。

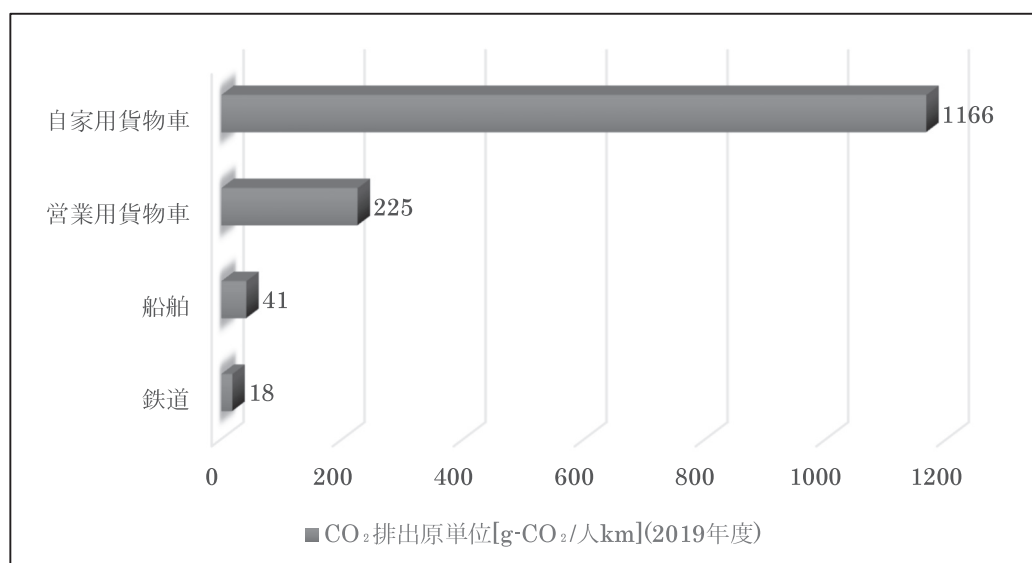
輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（旅客）



貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（トンキロ：輸送した貨物の重量に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

自家用貨物車による輸送は営業用貨物車の5.2倍、鉄道輸送の64.8倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（貨物）



2. 環境対応車について

(1) 次世代自動車とは

省エネルギー

CO₂削減

エネルギー
セキュリティ*

有効な手段

※ エネルギーセキュリティとは
エネルギーを合理的な価格で継続的に確保すること

次世代自動車



ハイブリッド自動車



プラグインハイブリッド自動車



燃料電池自動車



天然ガス自動車



クリーンディーゼル自動車



電気自動車

日本政府は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げています。

次世代自動車普及見通し

(万台)

	2020		2030		2050	
	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数
EV軽自動車	34	140	45	380	44	550
EV乗用車	17	67	28	210	26	330
ガソリンHV乗用車	110	800	120	1,180	110	1,350
ガソリンPHV乗用車	35	130	63	500	62	780
ディーゼルHV重量車	5	14	5	46	7	77
ディーゼル代替NGV重量車	5	17	5	51	8	84
クリーンディーゼル重量車	29	180	27	260	18	270
次世代車計	234	1,348	291	2,627	275	3,441
全自動車計	550	7,249	510	6,870	480	6,320
次世代自動車シェア(%)	43	19	57	38	57	54
バイオエタノールの供給量(万kL/年)	104		124		124	

環境省 次世代自動車普及戦略

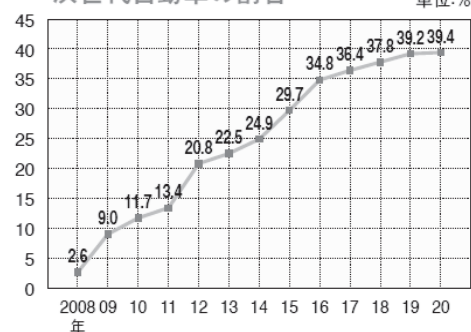
(2) 国内販売台数に占める次世代自動車の内訳

● 次世代自動車(乗用車)の国内販売台数の推移 単位:台

年	ハイブリッド車	プラグインハイブリッド車	電気自動車	燃料電池車	クリーンディーゼル乗用車	計
2008	108,518	0	0	0	0	108,518
2009	347,999	0	1,078	0	4,364	353,441
2010	481,221	0	2,442	0	8,927	492,590
2011	451,308	15	12,607	0	8,797	472,727
2012	887,863	10,968	13,469	0	40,201	952,501
2013	921,045	14,122	14,756	0	75,430	1,025,353
2014	1,058,402	16,178	16,110	7	78,822	1,169,519
2015	1,074,926	14,188	10,467	411	153,768	1,253,760
2016	1,275,560	9,390	15,299	1,054	143,468	1,444,771
2017	1,385,343	36,004	18,092	849	156,162	1,596,450
2018	1,431,856	23,230	26,533	612	176,725	1,658,956
2019	1,472,281	17,609	21,281	685	175,145	1,687,001
2020	1,324,803	14,680	14,574	761	147,139	1,501,957

日本自動車工業会調

● 新車販売台数(乗用車)に占める次世代自動車の割合 単位:%



日本自動車工業会調

(3) クリーンエネルギー自動車の導入状況

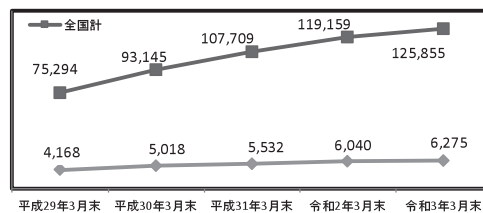
燃料別保有台数

各年度末現在

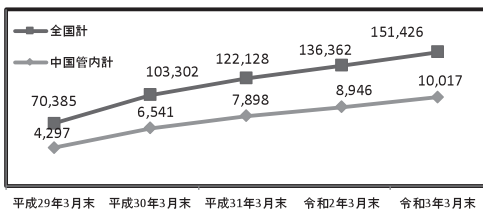
		平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
広島県	電気自動車	1,189	1,458	1,623	1,769	1,872
	プラグインハイブリッド車	1,203	1,767	2,163	2,428	2,689
	ハイブリッド車	136,716	155,880	174,283	190,343	204,175
	C N G 車	377	347	311	286	245
	計	139,485	159,452	178,380	194,826	208,981
鳥取県	電気自動車	308	365	400	434	449
	プラグインハイブリッド車	387	539	661	748	843
	ハイブリッド車	29,478	34,094	38,463	42,558	46,136
	C N G 車	13	11	7	6	5
	計	30,186	35,009	39,531	43,746	47,433
島根県	電気自動車	502	584	608	664	690
	プラグインハイブリッド車	413	611	701	764	857
	ハイブリッド車	36,849	42,383	47,720	52,275	56,505
	C N G 車	18	15	13	9	6
	計	37,782	43,593	49,042	53,712	58,058
岡山県	電気自動車	990	1,204	1,369	1,560	1,612
	プラグインハイブリッド車	1,519	2,423	2,963	3,463	3,923
	ハイブリッド車	109,881	127,518	144,913	160,746	174,768
	C N G 車	105	88	84	75	54
	計	112,495	131,233	149,329	165,844	180,357
山口県	電気自動車	1,179	1,201	1,532	1,613	1,652
	プラグインハイブリッド車	775	1,407	1,410	1,543	1,705
	ハイブリッド車	84,672	96,429	107,704	117,379	125,289
	C N G 車	4	1	0	0	1
	計	86,630	99,038	110,646	120,535	128,647
管内計	電気自動車	4,168	5,018	5,532	6,040	6,275
	プラグインハイブリッド車	4,297	6,541	7,898	8,946	10,017
	ハイブリッド車	397,596	456,304	513,083	563,301	606,873
	C N G 車	517	462	415	376	311
	計	406,578	468,325	526,928	578,663	623,476
全国計	電気自動車	75,294	93,145	107,709	119,159	125,855
	プラグインハイブリッド車	70,385	103,302	122,128	136,362	151,426
	ハイブリッド車	6,498,575	7,435,792	8,362,820	9,190,212	9,921,103
	C N G 車	13,524	11,527	9,673	7,951	6,586
	計	6,657,778	7,643,766	8,602,330	9,453,684	10,204,970

(注) 登録自動車(大型特殊自動車を除く)の合計であり、軽自動車は除く。

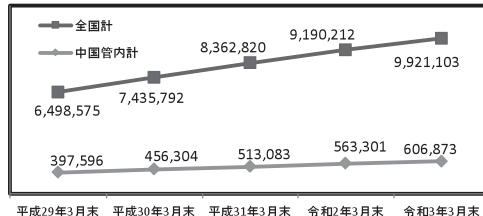
電気自動車(EV)



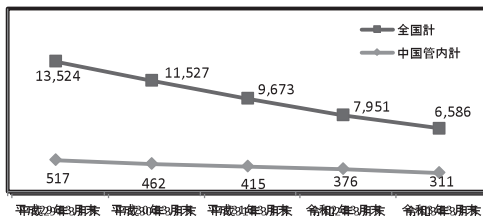
プラグインハイブリッド(PHV)



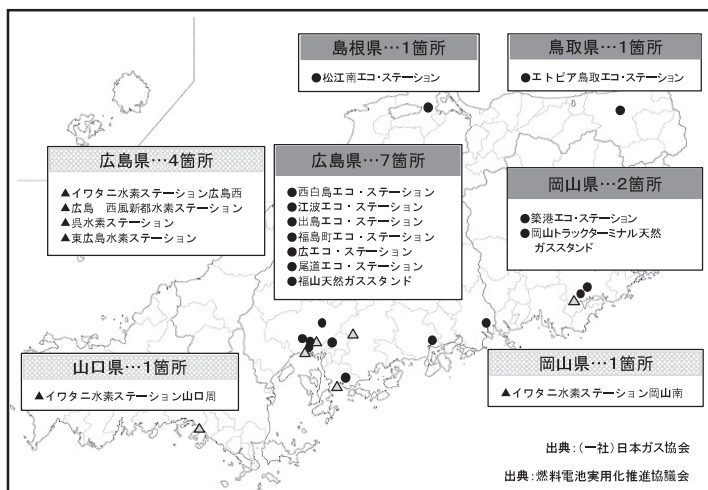
ハイブリッド(HV)



CNG(天然ガス)車



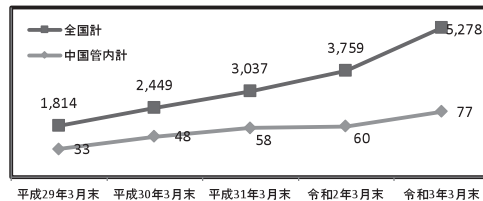
(4) 管内の天然ガスタンク・水素ステーション 設置状況 令和3年3月末現在



中国運輸局管内 燃料電池車保有車両数 令和3年3月末現在

広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	合 計
22	2		26	27	77

燃料電池車(FCV)

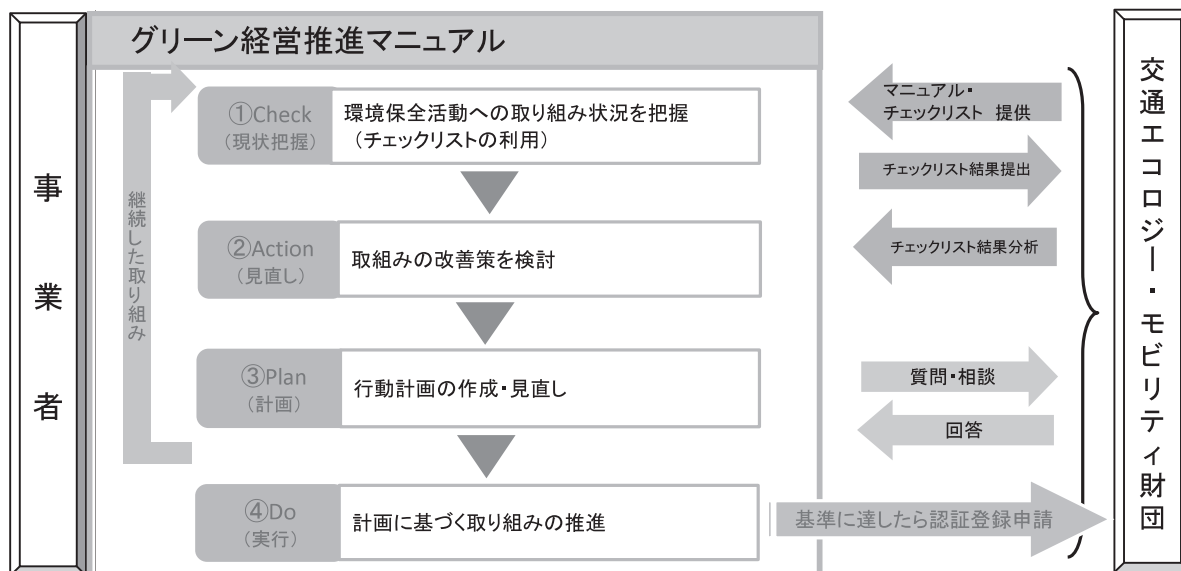


3. グリーン経営認証

運輸事業者のグリーン経営推進



1. グリーン経営の進め方



2. グリーン経営の効果

燃費の向上	トラック、バス、タクシーでは認証取得より2年経過後に、平均で3.0～4.9%燃費が向上しています。
CO2排出の削減	倉庫、港湾運送事業者では認証取得より2年経過後に、平均で2.0%～5.1%CO2排出原単位が低減しています。
交通事故の減少	エコドライブに取り組むことによって急発進・急ブレーキが減り、交通事故の減少につながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの交通事故件数が対前年度比で8.6%～25.1%減少しています。
故障の減少	車輛の点検・整備により排気ガスがクリーンになり、車輛故障件数の減少にもつながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの車両故障件数が前年度比7.7%～15.1%減少しています。
職場の活性化 従業員の士気向上	目標の達成に向け従業員が自主的に取り組むことにより、職場が活性化します。 社会貢献の実践により、士気が向上します。

3. 認証取得のメリット

- 環境対策への積極的な取り組みを行っていることをアピールでき、社会的評価が高まります。
- 取引先(荷主など)も、環境への対応を取引要件の一つと位置付けており、一定の評価を得ることができます。
- 国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団のホームページで、認証事業者名が公表されます。
- 交通エコロジー・モビリティ財団から、環境保全活動に関する様々な情報提供や指導助言が受けられます。
- 対外的に高い評価を受けることにより、社員の士気向上にも繋がります。

低金利融資制度の適用にあたり配慮されます。

広島銀行：地球環境対応支援制度
「エコ・ハーモニー」
中国銀行：ちゅうぎん環境配慮型融資
西京銀行：エコ(環境)配慮型融資商品
山陰合同銀行：エコ型銀行保証付私募債
鳥取銀行：とりぎん環境配慮型融資・
私募債
トマト銀行：環境融資制度

など

中国運輸局管内の認証登録事業者数 (令和3年10月15日現在)

業 種	中国管内登録事業所数 %は対全国比	全国登録事業所数
トラック運送事業	288 事業所 6%	5067 事業所
バス事業	31 事業所 12%	254 事業所
タクシー事業	5 事業所 1%	362 事業所
旅客船事業	3 事業所 38%	8 事業所
内航海運業	3 事業所 10%	29 事業所
港湾運送業	5 事業所 7%	72 事業所
倉庫業	35 事業所 6%	569 事業所
合 計	370 事業所 6%	6361 事業所

全国の認証登録事業所については
交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ

<http://www.green-m.jp/>

中国運輸局管内については
中国運輸局のホームページ

<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kousei/ichiran.htm>

をご覧ください。

Ⅲ 物流関係

1. 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災の支援物資物流における問題点を踏まえ、平成23年度、中四国九州ブロックで国、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催し、官民の連携、協力体制の構築、民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・充実の推進についてとりまとめを行いました。

平成24年度には、支援物資物流全体の円滑化・最適化の実現に向け、「南海トラフ巨大地震に対応した支援物資物流システムの構築に関する中国ブロック協議会」を設置し、以降民間物資拠点の拡充や自治体と関係団体の災害協定の充実に向け取り組みを進めているところです。

更に、平成28年度、国（中国・四国・九州の各運輸局）、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催、南海トラフを震源とする巨大地震を想定し、中国、四国、九州地域の広域連携により、鉄道、船舶、トラックなど多様な輸送モードを活用した支援物資輸送を行う際の課題の整理、とりまとめを行うことを目的に調査を実施しました。

本調査結果については、今後、地方自治体が防災計画を見直す際や、物流事業者と協同し、支援・受援計画、マニュアル等の策定を行う際など、幅広く活用いただくことを想定しています。

※ 抜 粋

【中国、四国、九州地域における大規模災害時の多様な輸送モードの活用による支援物資物流システム構築に関する調査報告書】

○多様な支援物資物流システムの構築に向けた課題と対応策

1. 広域的な支援物資物流システムに関する連携体制の構築

- ・広域的な地方自治体間の協力・応援体制の構築と事前対策の推進
- ・国、地方自治体間における緊密な連携
- ・官民の連携体制の構築

2. 継続的な取組を通じた知見・経験の蓄積と課題への対応

- ・実証訓練の継続的な実施による訓練シナリオのスパイラルアップ
- ・スパイラルアップを通じて解決を図るべき課題

また、平成30年7月豪雨災害では、西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨になり、河川の氾濫・浸水害・土砂災害等が発生し、各地で国道や鉄道が寸断される等甚大な被害が発生しました。中国運輸局も政府のプッシュ型物資支援に参加し、広島県庁及び岡山県庁に設置された現地連絡調整室に職員を派遣して被災地への物資支援の対応にあたりました。

今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に迅速かつ的確に対応していくため、平成30年7月豪雨災害への対応を検証すると共に、平成31年4月には「中国運輸局緊急物資輸送チーム」を設置しました。令和2年度は、中国地方知事部会広域防災部会と連携し、中国5県の担当者と中国運輸局緊急物資輸送チーム一同で、WEB会議による「管内物資支援実務担当者連絡会議」を開催しました。WEB会議は初めての試みでしたが、移動を伴わず迅速に会議を開催する体制も整えることができました。

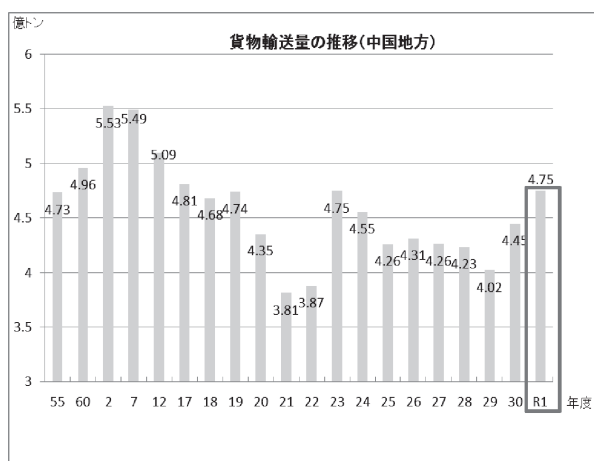
今後も引き続き、民間物資拠点リストアップの推進、運輸局及び管内5県の担当者連絡会議の定期的開催等様々な施策を通じて物資支援体制の強化、国・地方自治体・民間団体との緊密な連携を図り、情報共有・課題解消・訓練実施等により「国民の安全・安心の確保」に向け、被災地への円滑な物資支援を実現するための事務を進めてまいります。

2. 貨物輸送の概況

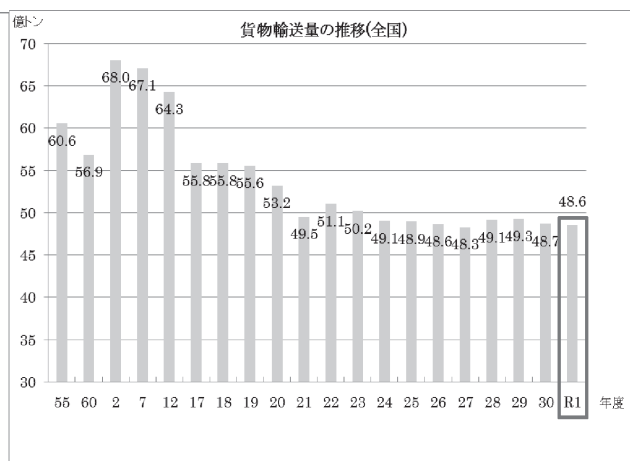
●貨物輸送量

令和元年度の中国地方の貨物輸送量は約4億7千5百万トンで前年度比6.7%の増加となりました。また、全国の貨物輸送量は約48億6千万トンで前年度比0.2%の減少となりました（図1～2参照）。

【図1 貨物流動の推移（中国地方）】



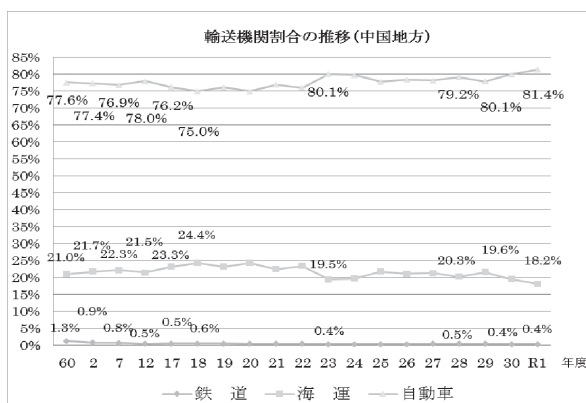
【図2 貨物流動の推移（全国）】



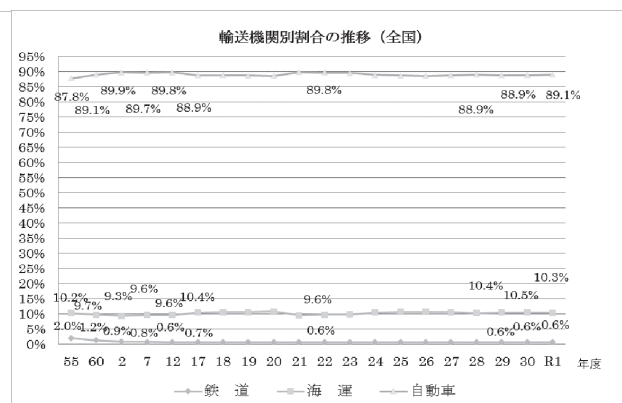
●貨物輸送機関

令和元年度の中国地方の輸送機関割合は、自動車が81.4%と最も高く、海運が18.2%、鉄道が0.4%となっており、全国と比較すると、中国地方の海運の割合は全国の10.3%に比べ7.9ポイント高くなっています（図3～4参照）。

【図3 輸送機関割合の推移（中国地方）】



【図4 輸送機関割合の推移（全国）】



※自動車については、平成22年10月以降、自動車輸送統計の調査方法が変更されことから、平成22年度の数値は、平成22年9月以前の数値に暫定的接続係数を乗じた値。

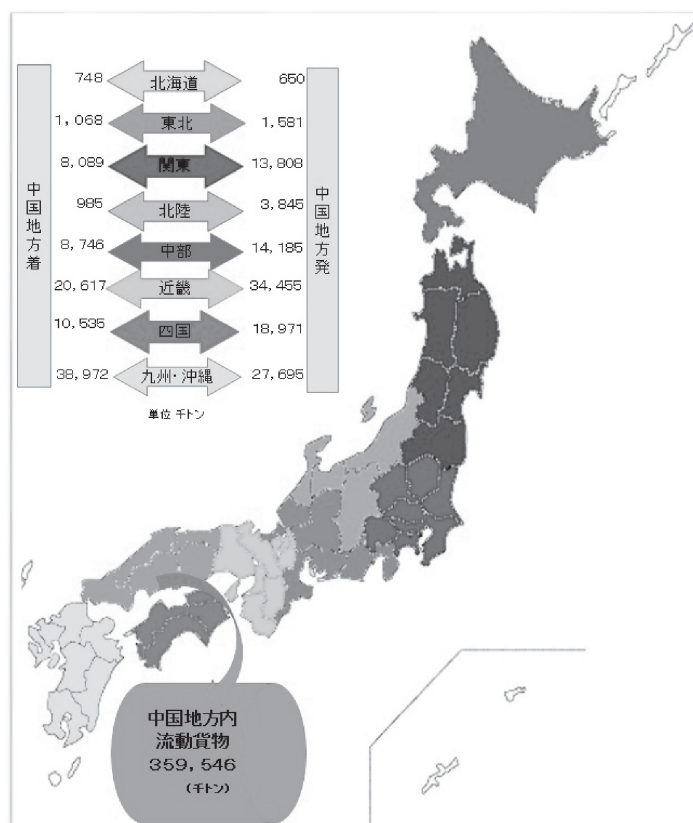
P 29～P 30の数値については、国土交通省の令和元年度貨物・旅客地域流動調査のうち、「府県相互間輸送トン数表（総貨物及び9品目分類）」を使用。

●貨物流動

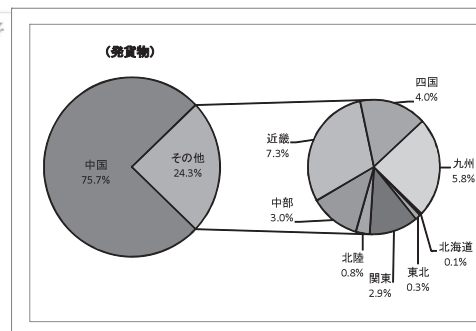
令和元年度の中国地方と全国各地方間の貨物流動をみると、近畿地方及び九州地方との結びつきが強く、中国地方内流動貨物を除いて、着ベースでは九州地方からの貨物（43.4％）に次いで、近畿地方からの貨物（23.0％）が多く、発ベースでは近畿地方への貨物（29.9％）に次いで九州地方への貨物（22.7％）が多くなっています。以降、着貨物は四国、中部、関東地方、発貨物は、四国、中部、関東地方が続いています。（図5～7参照）。

中国地方発着の地域間流動は、着貨物ベースで80.0％、発貨物ベースで75.7％が中国地方となっています。

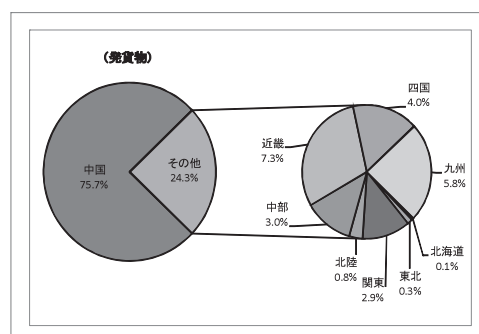
【図5 中国地方と全国各地方間の貨物流動】



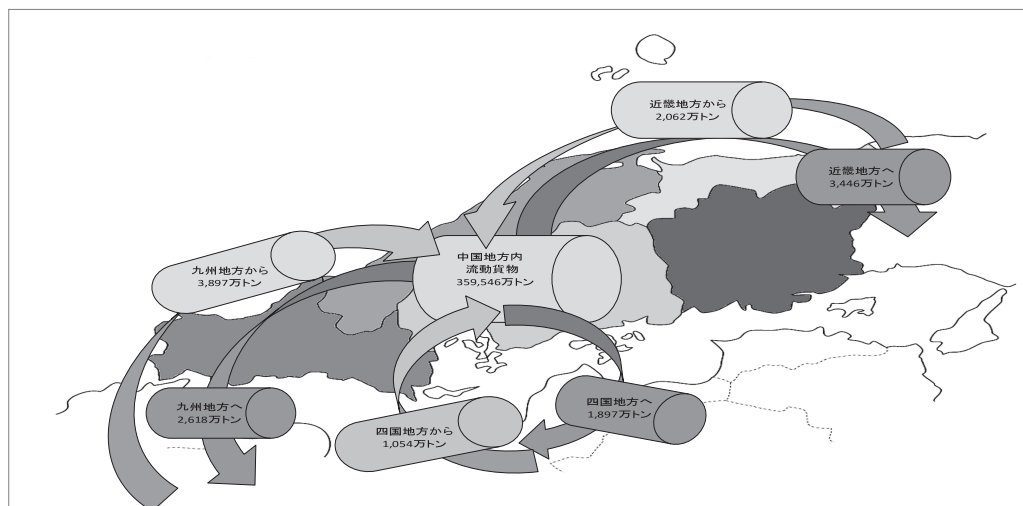
【図6 全国各地方からの着貨物】



【図7 全国各地方への発貨物】

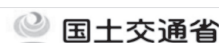


【参考 中国地方と近隣地方の貨物流動】



3. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

物流総合効率化法(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律)の概要



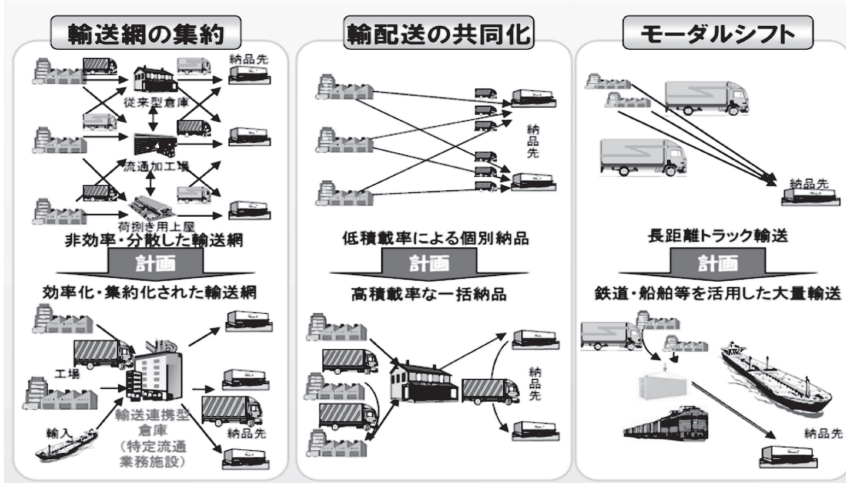
目的

- ・我が国産業の国際競争力の強化
- ・消費者の需要の高度化・多様化に伴う
貨物の小口化・多頻度化等への対応
- ・環境負荷の低減
- ・流通業務に必要な労働力の確保

制度の概要

二以上の者が連携して、流通業務の総合化(輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと。)及び効率化(輸送の合理化)を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの(流通業務総合効率化事業)を認定し、認定された事業に対して支援を行う。

支援対象となる流通業務総合効率化事業の例



支援措置

- ① 事業の立ち上げ・実施の促進
・計画策定経費・運行経費の補助
- ② 必要な施設・設備等への支援
・輸送連携型倉庫への税制特例
・旅客鉄道を活用した貨物輸送への税制特例
・施設の立地規制に関する配慮
→市街化調整区域の開発許可に係る配慮
- ③ 金融支援
・信用保険制度の限度額の拡充
・長期低利子貸付制度
・長期無利子貸付制度
(主に中小企業向け) 等

支援内容等について、変更する場合があります。

※国土交通省HPもご覧下さい。 <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html>

中国運輸局認定事例 (平成28年度法改正後)

令和3年9月末時点

NO	認定日	実施事業者名	分野	事業内容	効果
1	平成29年3月7日	荷主、倉庫事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出量削減: 100% 手待ち時間削減: 100%
2	平成29年11月13日	センコー(株)、三協貨物(株)	輸送網集約事業	広島PDセンター新築に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 18% 手待ち時間削減: 75%
3	平成30年1月23日	ランテック(株)、おおはら(株)	輸送網集約事業	広島支店第2センターの新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 4.7% 手待ち時間削減: 70.0%
4	平成30年2月22日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 24.8% 手待ち時間削減: 76.5%
5	平成30年3月8日	カトーレック(株)、精密自動車サービス(株)	輸送網集約事業 共同輸配送	早島倉庫の新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量: 55.4% 手待ち時間削減: 45.0%
6	平成30年6月28日	(株)岡田商運、芝田運輸(株)	輸送網集約事業	岡田商運第二物流センター(仮称)の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 22.9% 手待ち時間削減: 80%
7	令和1年6月6日	エス・ユー・ジャパン(株)、西大寺運送(有)、物流事業者	輸送網集約事業	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 28.3% 手待ち時間削減: 70.0%
8	令和1年10月24日	西濃運輸(株)、セイノススーパーエクスプレス(株)	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 47.5% 手待ち時間削減: 88.0%
9	令和1年11月13日	名糖運輸(株)、物流事業者	輸送網集約事業 共同輸配送	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 29.5% 手待ち時間削減: 70.0%
10	令和1年12月18日	東ソー物流(株)、山口コーウン(株)	輸送網集約事業	第二りんかい物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 13.7% 手待ち時間削減: 75.0%
11	令和3年4月26日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 23.04% 手待ち時間削減: 80%
12	令和3年6月11日	西九大運輸倉庫(株)、物流事業者、荷主企業	輸送網集約事業	岡山西支店新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 59.22% 手待ち時間削減: 74%
13	令和3年6月24日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量: 9.73% 手待ち時間削減: 70%

4. 倉庫関係

(1) 倉庫の種類

① 普通倉庫

(イ) 一～三類倉庫・・・一般的な倉庫で建屋である。一～三類の別は、防水、防湿、遮熱、耐火等の基準により、保管可能な物品に差異がある。

一類倉庫が最も基準の厳しいもので、危険品や冷凍冷蔵品を除き、特に保管物品に制限がない。

(ロ) 野積倉庫・・・・・・柵や塀で囲まれた区画（土地）において、石炭、木材、自動車などを野積保管する倉庫。代表的なものにコールセンターがある。

(ハ) 貯蔵槽倉庫・・・・・・穀物などのバラの貨物や液体を保管する倉庫。（サイロ、タンク）

(ニ) 危険品倉庫・・・・・・消防法に規定する危険物及び高圧ガス保安法に規定する高圧ガスを保管する倉庫で、建屋型、貯蔵槽型、野積型がある。

② 水面倉庫

原木等を水面において保管する倉庫。

③ 冷蔵倉庫

農水畜産物の生鮮品及び凍結品等の加工品などを摂氏10度以下で保管する倉庫で、冷蔵室の級別により次のように分類される。

級 別	保 管 温 度	主 な 保 管 物 品
C 3 級	－2℃超　＋10℃以下	生鮮水産物、農産品、バター・チーズ等
C 2 級	－10℃超　－2℃以下	水産加工品、農産加工品、柑橘類等
C 1 級	－20℃超　－10℃以下	塩干水産物、水産加工品等
F 1 級	－30℃超　－20℃以下	冷凍水産物、冷凍食品、冷凍肉
F 2 級	－40℃超　－30℃以下	アイスクリーム
F 3 級	－50℃超　－40℃以下	マグロ類
F 4 級	－50℃以下	ク

④ トランクルーム

その全部又は一部において個人（消費者）の物品を保管する倉庫。

(2) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の現況

(令和2年度末)

倉庫の 種 類	普 通 倉 庫												
	一 ～ 三 類 倉 庫				野 積 倉 庫			貯 蔵 槽 倉 庫			危 険 品 倉 庫		
	事 業 者 数	倉 庫 面 積 千 m ²	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン	事 業 者 数	倉 庫 面 積 千 m ²	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン	事 業 者 数	倉 庫 面 積 千 m ³	入庫高 千トン	面 容 積	
タンク 千 m ³												その他 千 m ²	
県 別													
鳥取県	19	62.7	60.5	18.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根県	13	43.0	56.6	7.9	—	—	—	—	2	4.3	—	15.8	1.5
岡山県	169	1,376.5	3,450.6	584.9	10	121.5	662.6	103.8	6	597.4	2,283.0	240.3	8.0
広島県	176	1,117.8	2,585.5	322.7	13	446.0	2,086.9	337.7	3	124.2	916.5	47.7	368.3
山口県	68	357.2	1,171.4	155.7	7	373.5	5,350.9	896.2	—	—	—	10	14.0
計	388	2,957.2	7,324.6	1,089.4	28	941.0	8,100.4	1,337.7	9	721.6	3,199.5	288.0	391.8

倉庫の種類	水面倉庫				冷蔵倉庫			
	事業者数	倉庫面積	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン	事業者数	倉庫容積	入庫高 千トン	平均月末 保管残高 千トン
千 m ²		千 m ³						
鳥取県	1	60.0	0.0	0.0	19	189.0	37.9	7.2
島根県	—	—	—	—	6	56.7	7.4	3.5
岡山県	—	—	—	—	32	453.5	116.1	27.0
広島県	—	—	—	—	37	830.0	363.1	45.6
山口県	—	—	0.0	0.0	9	161.5	110.6	9.7
計	1	60.0	0.0	0.0	91	1,690.7	635.1	93.0

(注) 1. 事業者数及び倉庫面・容積は令和3年3月末現在。
※事業者数：県内に営業所がある事業者は各県毎に全て計上。
2. 山口県については、九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
3. 端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

(3) 倉庫貨物品目別入庫実績

(単位:千トン)

年 度		令和2年度
項 目		
普 通 倉 庫	農 水 産 品	2,167.5
	金 属	2,964.9
	金 属 製 品 ・ 機 械	615.1
	窯 業 品	61.6
	化 学 工 業 品	4,608.7
	紙 ・ パ ル プ	150.0
	織 維 工 業 品	144.9
	食 料 工 業 品	1,555.9
	雑 工 業 品	664.1
	雑 品	6,828.5
	合 計	19,761.2
冷 蔵 倉 庫	生 鮮 水 産 物	1.1
	冷 凍 水 産 物	83.4
	塩 干 水 産 物	13.2
	水 産 加 工 品	24.9
	畜 産 物	44.5
	畜 産 加 工 品	62.8
	農 産 物	27.3
	農 産 加 工 品	30.3
	冷 凍 食 品	241.7
	そ の 他	101.3
	合 計	630.5

(注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。

2. 端数処理(四捨五入)のため合計が合わないことがある。

(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移

区分	年 度											
	事業業者数	年間入庫高 (千ト)	平均月末保管残高 (千ト)	倉庫面積 (千㎡)	入庫高 (千ト)	平均月末保管残高 (千ト)	倉庫面積 (千㎡)	入庫高 (千ト)	平均月末保管残高 (千ト)	倉庫容積 (千㎡)	入庫高 (千ト)	平均月末保管残高 (千ト)
普通倉庫	一～三類											
	年間入庫高 (千ト)	338	346	348	355	357	366	377	396	411	423	対前年度比
	平均月末保管残高 (千ト)	15,416	16,289	15,911	15,668	16,579	17,371	18,265	18,702	23,152	19,761	85.4%
	倉庫面積 (千㎡)	1,885	2,135	2,310	2,126	2,026	2,257	2,307	3,445	3,674	3,107	84.6%
	入庫高 (千ト)	2,081	2,123	2,186	2,250	2,281	2,362	2,505	2,626	2,801	2,957	105.6%
	平均月末保管残高 (千ト)	7,144	6,776	7,400	7,211	7,274	6,522	7,213	7,568	7,302	7,325	100.3%
	倉庫面積 (千㎡)	1,000	996	1,036	1,026	929	840	941	1,017	1,101	1,089	98.9%
	入庫高 (千ト)	969	934	962	968	967	986	950	881	887	941	106.1%
	平均月末保管残高 (千ト)	5,416	7,214	6,271	6,118	7,001	7,656	7,962	8,034	11,003	8,100	73.6%
	倉庫容積 (千㎡)	623	866	1,020	846	821	1,061	1,048	1,087	1,740	1,338	76.9%
水面倉庫	年間入庫高 (千ト)	489	549	543	543	554	700	700	722	722	722	100.0%
	平均月末保管残高 (千ト)	2,054	1,931	1,878	1,788	1,809	1,987	2,419	2,716	3,091	3,200	103.5%
	容積 (千㎡)	199	218	203	202	185	197	241	869	275	288	104.7%
	タシク (千㎡)	99	99	99	98	76	76	176	934	934	934	100.0%
	その他 (千㎡)	44	44	44	45	46	46	47	51	52	53	101.9%
	入庫高 (千ト)	803	369	361	551	495	1,207	671	384	1,756	1,136	64.7%
	平均月末保管残高 (千ト)	63	55	51	52	91	159	77	472	557	392	70.4%
	事業業者数	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	100.0%
	年間入庫高 (千ト)	163	163	163	163	163	163	163	163	60	60	100.0%
	平均月末保管残高 (千ト)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
冷蔵倉庫	事業業者数	82	84	83	84	82	82	86	87	90	91	101.1%
	年間入庫高 (千ト)	1,122	1,203	1,206	1,268	1,359	1,388	1,577	1,590	1,666	1,691	101.5%
	平均月末保管残高 (千ト)	498	528	538	535	649	734	758	640	821	635	77.3%
	容積 (千㎡)	71	73	75	79	114	139	118	92	141	93	66.0%

(注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。

2. 事業業者数及び倉庫面・容積は年度末現在。

3. 端数処理 (四捨五入) のため合計が合わないことがある。

５．一般トラックターミナル事業の現況

令和３年11月１日現在

事業者名	岡山県トラックターミナル(株)		ターミナル の名称	岡山県トラックターミナル
位置	岡山市中区倉富285－19		出資金	4億4,000万円
開始年月日	昭和50年４月３日		取扱能力	3,750トン／日
設備	境域面積	107,976㎡	停留場所	126バース
	荷扱場	10,395㎡	操車場所	25,692㎡
乗入会社	中国新潟運輸(株) 福山通運(株) 岡山県貨物運送(株) セイノースーパーエクスプレス(株) 近物レックス(株) ヤマト運輸(株) 久留米運送(株)			

事業者名	広島市流通センター(株)		ターミナル の名称	広島市西部トラックターミナル
位置	広島市西区草津港三丁目２－１		出資金	10億円
開始年月日	昭和52年４月１日		取扱能力	2,700トン／日
設備	境域面積	55,853㎡	停留場所	108バース
	荷扱場	9,450㎡	操車場所	12,385㎡
乗入会社	トナミ運輸(株) (株)丸二運送 ヤマトボックスチャーター(株) 岡山県貨物運送(株) セイノースーパーエクスプレス(株) (株)国商運輸 中国名鉄運輸(株) 芸備運輸(株) 駿和物流(株) 久留米運送(株) カトーレック(株) 実勝運輸(有)			

Ⅳ バリアフリー推進関係

現在、平成18年12月20日に施行された『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律「バリアフリー法」』の基本方針に基づき管内の22市町で基本構想が策定されています。

また、平成30年11月1日に施行された改正バリアフリー法では、新たに移動等円滑化促進方針（マスタープラン制度）を創設し、具体的な事業の調整が困難で、基本構想を作成出来なかった地区においてもバリアフリー化を促進することができることになりました。

1. 基本構想策定状況

（令和3年10月末現在 調査）

基本構想作成・公表済み市町村【本省受理順 複数作成の場合、（ ）内に提出回数を記載】

	市 町 村 名	本省 受理日
1	広島県呉市（ＪＲ呉駅、呉港、ＪＲ広島、ＪＲ安芸阿賀駅）	13年8月31日 受理
2	鳥取県鳥取市（ＪＲ鳥取駅）	14年2月13日 受理
3	広島県広島市（ＪＲ広島駅）	14年6月3日 受理
4	山口県下関市（旧：菊川町）（菊川町バスターミナル）	15年4月24日 受理
5	島根県出雲市（旧：多伎町）（ＪＲ小田駅）	15年5月8日 受理
6	広島県東広島市（ＪＲ八本松駅、ＪＲ西条駅、ＪＲ西高屋駅）	15年7月1日 受理
7	広島県三原市（ＪＲ三原駅）	15年7月7日 受理
8	岡山県笠岡市（ＪＲ笠岡駅）	15年10月30日 受理
9	島根県松江市（ＪＲ松江駅）	16年3月11日 受理
10	広島県廿日市市（ＪＲ宮内串戸駅、ＪＲ阿品駅）	16年6月22日 受理
11	山口県下関市（ＪＲ下関駅、ＪＲ新下関駅）（2）	17年2月3日 受理
12	広島県広島市（ＪＲ横川駅、ＪＲ五日市駅）（2）	17年6月13日 受理
13	鳥取県倉吉市（ＪＲ倉吉駅）	18年1月6日 受理
14	広島県尾道市（ＪＲ尾道駅）	18年2月20日 受理
15	広島県福山市（ＪＲ福山駅）	18年4月27日 受理
16	岡山県倉敷市（ＪＲ倉敷駅）	18年6月7日 受理
17	山口県周南市（ＪＲ徳山駅、徳山港）	19年4月18日 受理
18	広島県広島市（ＪＲ新井口駅）（3）	19年7月2日 受理
19	広島県海田町（ＪＲ海田市駅）	20年2月15日 受理
20	広島県坂町（ＪＲ坂駅）	20年5月8日 受理
21	広島県福山市（ＪＲ松永駅、ＪＲ東福山駅）（2）、（ＪＲ大門駅）（3）	20年9月16日 受理
22	鳥取県米子市（ＪＲ米子駅）	21年3月4日 受理
23	広島県広島市（ＪＲ中野東駅、ＪＲ安芸中野駅）（4）	21年5月28日 受理
24	山口県山口市（ＪＲ新山口駅）	21年8月3日 受理
25	広島県廿日市市（ＪＲ宮島口駅、ＪＲ大野浦駅）（2）	21年8月3日 受理
26	島根県江津市（ＪＲ江津駅）	23年6月10日 受理
27	広島県広島市（ＪＲ安芸長束駅、ＪＲ古市橋駅）（5）	27年5月26日 受理
28	山口県山口市（ＪＲ山口駅）（2）	28年11月8日 受理
29	広島県広島市（ＪＲ安芸矢口駅、ＪＲ下深川）（6）	29年4月24日 受理
30	山口県下関市（旧：菊川町）（3）	令和元年5月20日 受理
31	広島県福山市（ＪＲ備後赤坂駅）（4）	令和元年12月11日 受理
32	岡山県津山市（ＪＲ津山駅）	令和2年4月6日 受理
33	広島県大竹市（ＪＲ大竹駅）	令和2年10月9日 受理

2. 移動等円滑化促進方針

(令和3年10月末現在 調査)

移動等円滑化促進方針作成・公表済み市町村【本省受理順】

	市 町 村 名	本省 受理日
1	山口県宇部市（宇部市役所周辺・JR宇部駅周辺）	令和2年3月11日

3. 交通施設等におけるバリアフリー化の目標

「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」が令和2年12月25日付けで定められ、令和3年度からおおむね5年を目標期間として共生社会の実現に繋がる以下の取組みを進めています。【バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標（第3次目標）】

2025年度末までの目標				数値目標以外の目標等
鉄 軌 道	3,000人以上／日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上／日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消	原則100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○高齢者、障がい者等に迂回による過度の負担が生じないように、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ○駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障がい者誘導用ブロック	原則100%	
		案内設備※1	原則100%	
		障がい者用トレイ※2	原則100%	
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数		3,000番線（800番線）	○カッコ内は、10万人以上／日の駅の番線数（内数表記）
	鉄軌道車両※3		約70%	○新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バ ス	3,000人以上／日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上／日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	原則100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障がい者誘導用ブロック	原則100%	
		案内設備※1	原則100%	
		障がい者用トイレ※2	原則100%	
	乗合バス車両	ノンステップバス	約80%	○高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		リフト付きバス（適用除外車両）	約25%	
		指定空港アクセス系統 運行車両※4	約50%	
	貸切バス車両※3		約2,100台	○高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

タクシー	福祉タクシー車両※3		約90,000台	
		ユニバーサルデザインタクシーの割合	約25%	○各都道府県におけるタクシーの総車両数に占める割合。
船舶	2,000人以上／日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	原則100%	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障がい者誘導用ブロック	原則100%	
		案内設備※1	原則100%	
		障がい者用トイレ※2	原則100%	
	旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）※3		約60%	○2,000人以上／日のターミナルに就航する船舶は、構造などの制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえてバリアフリー化

※1 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※2 便所を設置している旅客施設が対象。

※3 車両等におけるバリアフリー化の内容としては、段差の解消、運行（運航）情報提供設備の設置等が含まれる。

※4 一日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルの内、鉄軌道アクセスがない施設（指定空港）へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%についてバリアフリー化した車両を含む運行とする。

4. 交通施設等におけるバリアフリー化の状況

以下の表は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第六条の四又は第二十三条に基づき、毎年6月30日までの提出を公共交通事業者等に対して義務づけている「移動等円滑化取組報告書」及び「移動等円滑化実績等報告書」を基に集計を行ったものです。

(1) 鉄軌道駅のバリアフリー化状況

(令和3年3月31日現在)

	中国運輸局管内	全 国
1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の施設	115	3,251
うち段差を解消している施設	100	3,090
3,000人以上の施設に対する割合(%)	87.0%	95.0%
うち視覚障がい者誘導用ブロックを設置している施設	92	3,158
3,000人以上の施設に対する割合(%)	80.0%	97.1%
うちトイレを設置している施設	78	3,074
うち障がい者用トイレを設置している施設	49	2,832
トイレを設置している施設に対する割合(%)	62.8%	92.1%

(2) ホームドアの設置状況

(令和3年3月31日現在)

アストラムライン（広島高速交通(株)）	22駅
スカイレール（スカイレールサービス(株)）	3駅
中国運輸局管内計	25駅
全国計	943駅

(3) バスターミナルのバリアフリー化状況

(令和3年3月31日現在)

	中国運輸局管内	全 国
1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の施設	1	36
うち段差を解消している施設	1	34
3,000人以上の施設に対する割合 (%)	100%	94.4%
うち視覚障がい者誘導用ブロックを設置している施設	1	35
3,000人以上の施設に対する割合 (%)	100%	97.2%
うちトイレを設置している施設	1	27
うち障がい者用トイレを設置している施設	1	22
トイレを設置している施設に対する割合 (%)	100%	81.5%

(4) 旅客船ターミナルのバリアフリー化状況

(令和3年3月31日現在)

	中国運輸局管内	全 国
1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の施設	3	8
うち段差を解消している施設	3	8
3,000人以上の施設に対する割合 (%)	100%	100%
うち視覚障がい者誘導用ブロックを設置している施設	3	8
3,000人以上の施設に対する割合 (%)	100%	100%
うちトイレを設置している施設	3	8
うち障がい者用トイレを設置している施設	3	8
トイレを設置している施設に対する割合 (%)	100.0%	100%

(5) 車両等のバリアフリー化状況

(令和3年3月31日現在)

	中国運輸局管内	全 国
鉄軌道車両の総車両数※1	574	52,649
うち移動等円滑化基準適合車両数※2	84	25,605
総車両数に対する割合 (%)	14.6%	48.6%
うち改正前の移動等円滑化基準適合車両数※2	276	39,875
総車両数に対する割合 (%)	48.1%	75.7%
乗合バスの総車両数	3,712	57,914
うち移動等円滑化基準の適用除外認定車両数	945	11,688
うちスロープ又はリフト付バス車両数	27	674
適用除外認定車両数に対する割合 (%)	2.9%	5.8%
うち移動等円滑化基準適合車両数	2,468	41,932
総車両数に対する割合 (%)	66.5%	72.4%
うちノンステップバス車両数	1,543	29,489
総車両数に対する割合 (%)	41.6%	50.9%
適用除外認定車両を除いた総車両数に対する割合 (%)	55.8%	63.8%
貸切バスの総車両数うち移動等円滑化基準適合車両数	162	1,975
うちノンステップバス車両数	8	277

	うちリフト付きバス車両数	28	386
	うちスロープ付きバス車両数	16	229
	福祉タクシーの車両数	1,727	41,464
	旅客船（定期航路※3及び不定期航路※4）の総船舶数※5	87	670
	うち移動等円滑化基準適合船舶数	45	356
	総船舶数に対する割合（％）	51.7％	53.1％

※1 鉄軌道車両の総車両数は西日本旅客鉄道の車両を除く（相互乗り入れのため）。

※2 令和2年4月に施行された改正後の移動等円滑化基準では車椅子スペースを1列車ごとに2箇所以上設けること等を義務付け。（改正前は1列車毎に1箇所以上）

※3 一般定期航路事業の用に供する総トン数5トン未満の船舶を除く。

※4 旅客不定期航路事業の用に供する総トン数200トン未満の船舶を除く。

※5 その構造又は航行の態様により移動等円滑化基準の適用対象から除外することを地方運輸局長（運輸監理部長を含む）が認定した船舶を除く。

I 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

事業概要

訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

- ・ **補助対象事業**：登録DMOが中心となって実施する「新たな旅のスタイル」に対応するための以下の取組。（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）
 - ①調査、戦略策定
 - ②滞在コンテンツの充実
 - ③受入環境整備
 - ④旅行商品流通環境整備
 - ⑤情報発信・プロモーション
- ・ **補助対象者**：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・ **補助率**：定額（調査・戦略策定）、事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信・プロモーション）※継続事業については2年目：2/5、3年目以降：1/3

具体的な支援イメージ

滞在コンテンツの充実



自然を活かしたアクティビティ



少人数、貸切に対応したガイドツアー

受入環境整備



安全に関する情報の発信

旅行商品流通環境整備

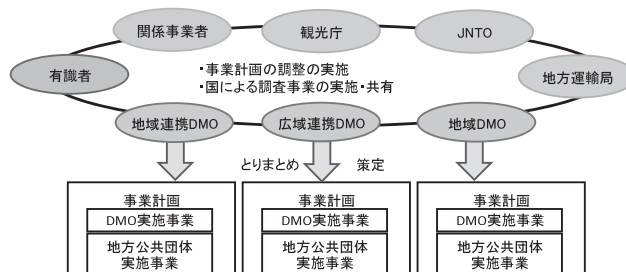


旅行会社との商談

地域の連携・調整を図る仕組み

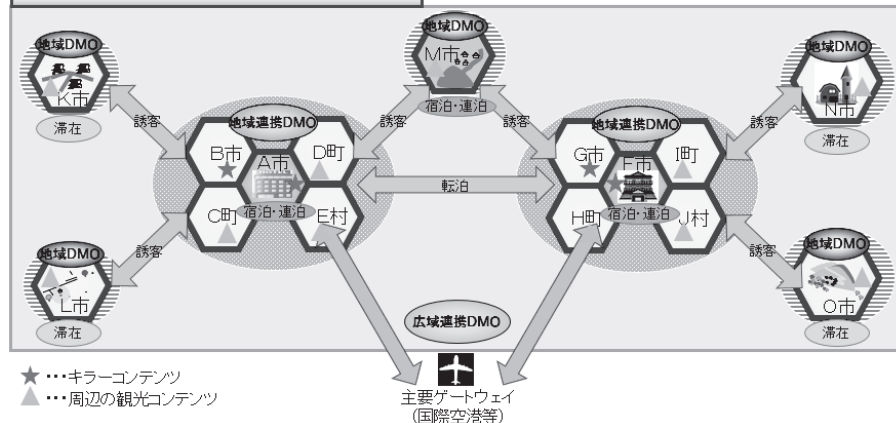
- ・地域の広域連携DMO・地域連携DMO・地域DMOのほか、観光庁、地方運輸局、JNTO、関係事業者、有識者等をメンバーとする連絡調整会議を地方ブロック単位で開催。
- ・各広域連携DMOが自らの事業と登録DMO・地域の地方公共団体の実施する事業をとりまとめの上、事業計画を作成。
- ・連絡調整会議において、各DMO等の事業計画の記載事項について調整を行うことにより、広域周遊観光促進の観点から地域の連携・調整を図る。

連絡調整会議



- ・各DMO等の役割分担の下で、地域固有の文化、自然等を活用した観光コンテンツの充実及び交通アクセスの改善をはじめとするストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を実施。
- ・その上で、地域の観光資源・交通・宿泊情報等をターゲット層へ効果的に訴求することにより、地方部への来訪、宿泊・連泊・転泊による長期滞在を促進。

地方部における来訪・滞在等を促進するイメージ



Ⅱ 地域の観光資源を活用したプロモーション事業

1. 目的

外国人旅行者の来訪促進は、国際相互理解の増進はもとより、地方創生の柱、成長戦略の切り札であり、国の重要な政策の一つです。政府はこうした認識の下、平成28年3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人に増加させる等の目標を掲げ、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、観光先進国の実現を図るため、大胆な取組みを進めてきました。この結果、2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人と7年連続で過去最高を更新しました。

一方、2020年に入り、世界的に新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことによって、2020年、2021年ともに訪日旅行者が大幅に減少しています。

政府としては、国・地域ごとの感染収束を見極め、誘客可能となった国等からインバウンドの回復を図ることで、再び観光を成長軌道に乗せ、観光で日本の津々浦々が活性化する観光立国を目指すこととしています。

2. 実施方針等

中国運輸局では「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」において、日本政府観光局（JNTO）のデジタルマーケティングの分析結果等を活用し、自治体・民間事業者等との連携の下、地域の魅力ある観光資源について発信しています。

令和3年度においては、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染収束後の速やかなインバウンド需要の回復を図るため、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用したプロモーションや、映像制作、オンラインツアー、在日メディア招請など、広域的な情報発信を実施しています。

「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」 概要図



Ⅲ ストレスフリーな受入環境の整備

1. 訪日外国人を含む旅行者の受入環境の整備に関する事業

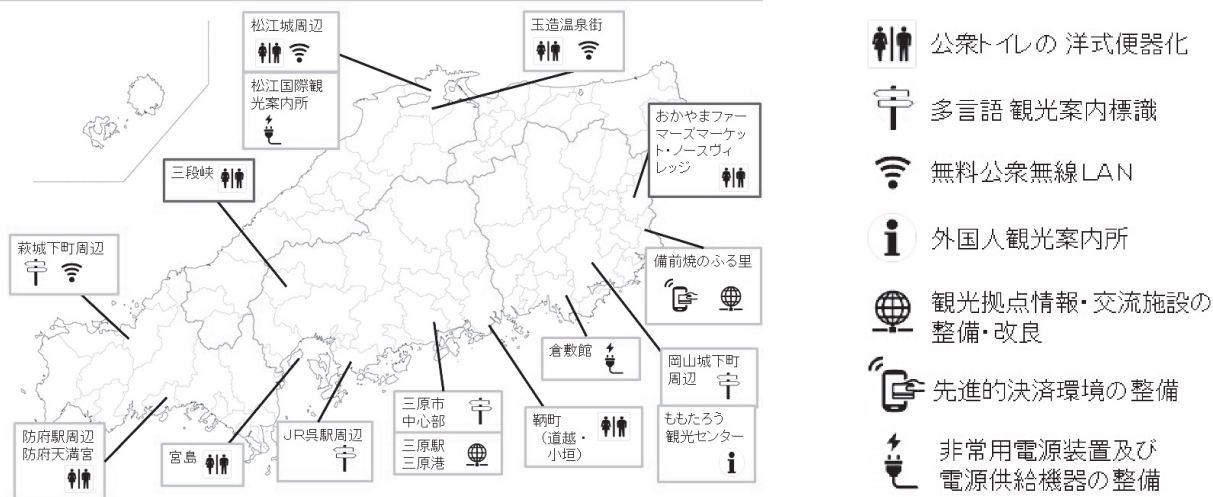
【観光振興事業費補助金】

「観光先進国」の実現に向けて、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を目的とし、全ての旅行者の旅行環境整備を行うための対策を促進します。

【訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金】

訪日外国人旅行者数6,000万人の実現に向けて、滞在時の快適性及び観光地の魅力向上等を図るため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進します。

令和2年度 観光振興事業(まちあるき)、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(消費拡大)



2. 地域における観光資源の開発（コンテンツ造成事業）

【訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業】

観光庁・日本政府観光局（JNTO）による情報発信「訪日グローバルキャンペーン」に活用できる新たな滞在型コンテンツ等について、特に地方部をはじめとして全国各地に創出するため、地方運輸局と観光地域づくり法人（DMO）が連携して、新たな滞在型コンテンツを創出しています。

【ナイトタイムエコノミー推進にかかるコンテンツ造成事業】

地域に応じた夜間の楽しみ方を拡充し、地域での更なる滞在を促すだけでなく、新たな消費活動や魅力を創出することで、訪日外国人旅行者の観光消費拡大を図るコンテンツを創出しています。

令和2年度 観光資源の開発(コンテンツ造成事業)



Ⅳ 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

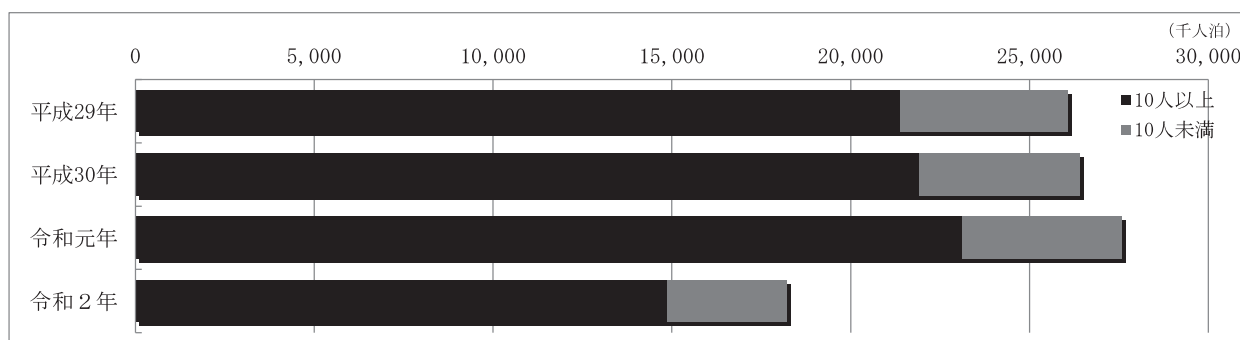
(単位：千人泊)

県別	年 別	平成29年			平成30年			令和元年			令和2年		
宿泊施設の従業者数		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	714	2,278	2,992	1,228	2,334	3,563	448	2,440	2,888	454	1,667	2,120
	うち外国人	15	125	141	45	150	195	31	154	185	9	25	34
島根県	延べ宿泊者数	607	2,580	3,187	305	2,671	2,976	717	2,925	3,642	462	1,989	2,451
	うち外国人	4	44	48	8	65	73	33	71	104	2	11	13
岡山県	延べ宿泊者数	1,238	4,588	5,825	832	4,783	5,615	1,005	4,656	5,661	629	3,146	3,775
	うち外国人	44	395	439	23	447	469	46	441	487	13	61	74
広島県	延べ宿泊者数	1,275	8,354	9,629	1,421	8,479	9,899	2,030	9,601	11,631	1,183	5,563	6,746
	うち外国人	134	794	928	320	917	1,237	249	1,073	1,322	38	131	169
山口県	延べ宿泊者数	841	3,600	4,441	696	3,656	4,352	256	3,506	3,762	613	2,500	3,113
	うち外国人	22	96	117	26	97	123	2	102	104	11	21	32
中国地方計	延べ宿泊者数	4,676	21,398	26,074	4,482	21,923	26,405	4,455	23,128	27,583	3,340	14,865	18,205
	うち外国人	218	1,454	1,673	421	1,676	2,097	362	1,840	2,202	73	249	322
全国計	延べ宿泊者数	77,575	432,022	509,597	85,503	452,498	538,002	94,942	500,980	595,921	65,025	266,629	331,654
	うち外国人	6,757	72,934	79,691	10,709	83,566	94,275	14,350	101,306	115,656	4,452	15,893	20,345

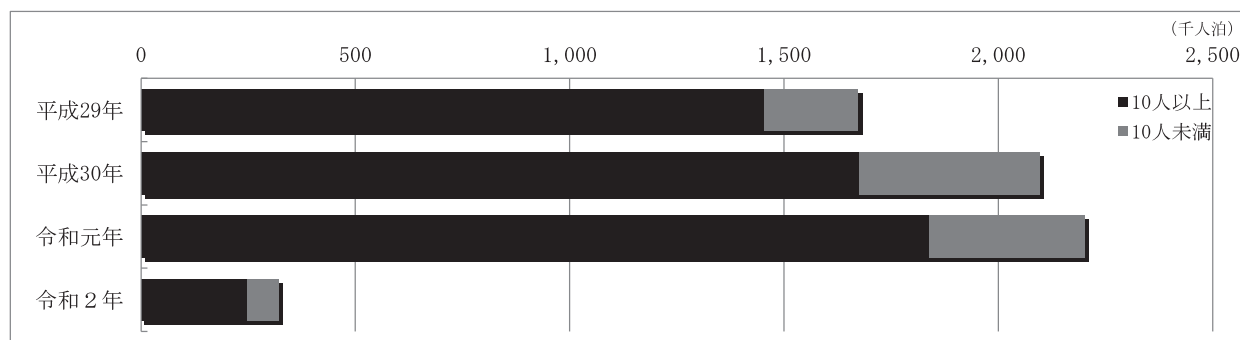
※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ 延べ宿泊者数（中国地方）



○ うち外国人延べ宿泊者数（中国地方）



1－2．県別外国人延べ宿泊者数

令和2年の国籍別外国人延べ宿泊者数

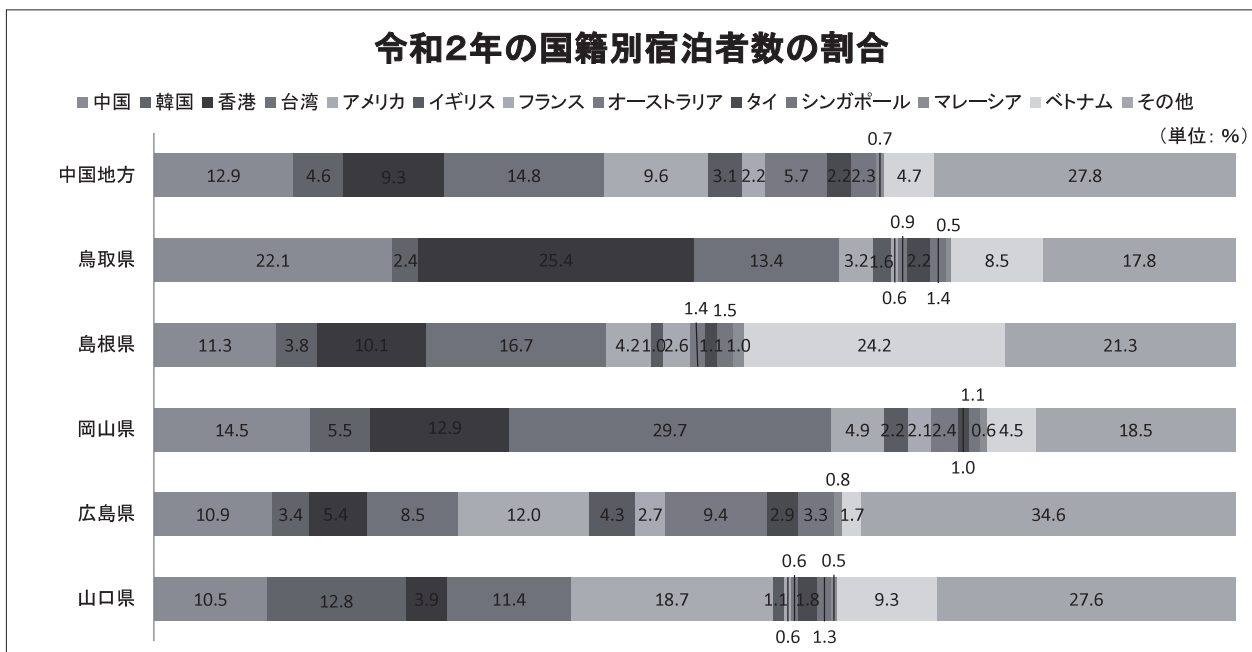
(単位：人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オースト ラリア	タイ	シンガ ポール	マレー シア	ベトナム	その他
中国 地方	249,320 (322,430)	32,160	11,560	23,150	36,870	23,980	7,750	5,430	14,330	5,390	5,830	1,780	11,720	69,370
鳥取県	24,640 (34,350)	5,440	590	6,270	3,310	780	400	160	210	530	350	120	2,090	4,390
島根県	10,930 (13,300)	1,240	410	1,100	1,820	460	110	280	150	120	160	110	2,640	2,330
岡山県	61,480 (74,260)	8,910	3,390	7,910	18,260	3,030	1,380	1,290	1,500	620	680	370	2,780	11,360
広島県	131,350 (169,010)	14,370	4,510	7,050	11,100	15,800	5,640	3,590	12,340	3,750	4,370	1,080	2,270	45,480
山口県	20,920 (31,510)	2,200	2,670	810	2,380	3,920	220	120	130	380	270	100	1,950	5,770

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。

※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国籍別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。

括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。



2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線LAN等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3. MICE

MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

国際会議等のMICE開催を通じた国際・国内相互の人や情報の流通、ネットワークの構築、集客力などはビジネスや研究環境の向上につながり、都市の競争力、ひいては国の競争力向上につながります。また、MICE開催を通じた主催者、参加者、出展者等の消費支出や関連の事業支出は、MICE開催地域を中心に大きな経済波及効果を生み出します。

MICEは会議開催、宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動の裾野が広く、滞在期間が比較的長いと言われ、一般的な観光客以上に周辺地域への経済効果を生み出すことが期待されます。

我が国においても、MICEを国・都市競争力向上のツールとして積極的に活用することとしています。

グローバルMICE都市（全国12都市）

東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、名古屋市、大阪市、札幌市、仙台市、千葉市、広島市、北九州市

なお、国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しています。

中国地方における国際会議観光都市

都 市 名	実施体制	施設の概要	備 考
広 島 市	（公財）広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H 6.10.20認定
松 江 市	（一財）くにびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	H 6.10.20認定
岡 山 市	（公社）おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	H 6.10.20認定
下 関 市	（一社）下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H 8.4.10認定

V ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和3年3月31日現在

区分 県別	登 録 ホ テ ル				登 録 旅 館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	23	3,878	6,750	3,549	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,109	4,512	912
島根県	6	638	989	559	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,379	2,508	1,307	11	543	1,836	406
山口県	11	1,208	1,804	1,009	19	1,225	3,822	795
管内計	51	7,238	12,293	6,559	91	4,619	15,844	3,540

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

各年度末現在

区 分 \ 年 度		H28	H29	H30	R 1	R 2
登 録 ホ テ ル	広 島 県	26	25	25	24	23
	鳥 取 県	1	1	1	1	1
	島 根 県	5	5	5	6	6
	岡 山 県	11	11	11	10	10
	山 口 県	12	11	11	11	11
	計	55	53	53	52	51
登 録 旅 館	広 島 県	16	16	15	15	15
	鳥 取 県	24	24	24	24	24
	島 根 県	24	23	23	22	22
	岡 山 県	12	11	11	11	11
	山 口 県	21	21	21	20	19
	計	97	95	94	92	91
管 内 計		152	148	148	144	142

VI 旅行業関係 旅行業者数

令和3年4月1日現在

種別 県別	第1種旅行業者	各 県 登 録 事 業 者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥 取 県	2	15	12	8	3	8
島 根 県	1	20	21	6	5	3
岡 山 県	5	52	63	5	8	16
広 島 県	9	62	89	10	12	25
山 口 県	2	19	13	4	5	3
管 内 計	19	168	198	33	33	55

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。

・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。

を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。

I 鉄道・軌道関係
1. 鉄道及び軌道事業者の概要

令和3年10月1日現在

事業者名	免許年月日	代表者	資本金	本社所在地	区間	営業キロ	単複	動力	軌間	備考
(鉄 道)			百万円		次頁					
西日本旅客鉄道株式会社	S62.4.1	長谷川 一明	100,000	大阪市北区芝田二丁目4番24号						旅客
日本貨物鉄道株式会社	S62.4.1	真貝 康 一	19,000	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号						貨物
一畑電車株式会社	M44.8.21	福 富 茂 人	100	出雲市平田町2226番地		33.9	単	電気	1,067	旅客、貨物（手小荷物に限る）
広島電鉄株式会社	T8.3.7	椋 田 昌 夫	2,335	広島市中区東千田町二丁目9番29号	川 跡～出雲大社前	8.3	〃	〃	〃	〃
水島臨海鉄道株式会社	S23.6.22	伊 東 香 織	850	倉敷市水島東栄町12番46号	広島西広島（己斐）～広島宮島口	16.1	複	〃	1,435	旅客
智頭急行株式会社	S61.12.25	城 平 守 朗	450	八頭郡智頭町智頭2052番地1	倉 敷 市～倉 敷 貨 物 ターミナル	11.2	単	内燃	1,067	旅客、貨物
錦川鉄道株式会社	S62.5.9	廣 田 幹	120	岩国市錦町広瀬7873番地9	水 島～東 水 島	3.6	〃	〃	〃	貨物
若桜鉄道株式会社	H21.3.13	酒 嶋 優	100	鳥取県八頭郡若桜町若桜345番地2	智 頭～宮 本 武 蔵	27.3	〃	〃	〃	旅客 近畿局との境界、宮本武蔵～石井境界のキロ程は1/2とした
若 桜 町	H21.3.13	矢 部 康 樹		八頭郡若桜町若桜801番地5	〃 ～（上 郡）	(56.1)		(全 線)		旅客
八 頭 町	H21.3.13	吉 田 英 人		八頭郡八頭町郡家493番地	川 西～錦 町	32.7	〃	〃	〃	〃
井原鉄道株式会社	S62.10.27	藤 本 悌 弘	700	井原市東江原町695－1	郡 家～若 桜	19.2	〃	〃	〃	2 種
広島高速交通株式会社	S63.8.22	谷 本 睦 志	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号	八頭町若桜線接続点～若桜	(2.7)		〃	〃	3 種
(軌 道)					郡家～八頭町若桜線接続点	(16.5)		〃	〃	3 種
広島電鉄株式会社	M40.11.27	椋 田 昌 夫	2,335	広島市中区東千田町二丁目9番29号	清 音～神 辺	38.3	〃	〃	〃	〃
岡山電気軌道株式会社	M43.2.7	小 嶋 光 信	200	岡山市中区徳吉町二丁目8番22	総 社～清 音	3.4	複	〃	〃	〃
広島高速交通株式会社	S63.8.22	谷 本 睦 志	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号	本 通～県 庁 前	0.3	〃	電気	側方案内軌条	〃
スカイレーサルサービス株式会社	H8.7.29	中 谷 元	20	広島市安芸区瀬野一丁目41番21号	広 島 市 内	19.0	複	電気	1,435	旅客
					岡 山 市 内	4.7	〃	〃	1,067	〃
					県 庁 前～長 楽 寺	12.4	〃	〃	側方案内軌条	〃
					長 楽 寺～広域公園前	5.7	〃	〃	〃	〃
					み どり 口～みどり中央	1.3	〃	〃	懸 垂	〃

事業 者 名	免許年月日	代 表 者	管 轄	路 線 名	区 間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌 間	備 考
西日本旅客鉄道株式会社 (中国運輸局管内関係分)	S62.4.1	長谷川一明	岡山支社	山陽線	三石～糸崎 (上郡)～糸崎	128.5 (134.9)	複	28	電気	1,067	三石～上郡12.8キロ中国運輸局管内1/2計上
				姫新線	美作土居～新見 (上月)～新見	100.5 (103.9)	単	22	内燃	〃	美作土居～上月6.7キロ 〃
				赤穂線	寒河～東岡山 (備前福河)～東岡山	37.8 (39.4)	〃	12	電気	〃	寒河～備前福河3.2キロ 〃
				津山線	津山～岡山	58.7	〃	15	内燃	〃	智頭は米子支社管轄
				因美線	智頭～東津	38.9	〃	8	〃	〃	
				吉備線	岡山～総社	20.4	〃	8	〃	〃	
				宇野線	岡山～宇野	32.8	〃	14	電気	〃	
				伯備線	倉敷～新郷	82.8	単複	17	〃	〃	見鳥～宇多津18.1キロ中国運輸局管内1/2計上 宇多津は四国旅客鉄道株式会社
				芸備線	備中神代～備後落合	44.6	単	10	内燃	〃	
				福塩線	福山～府中	23.6	〃	14	電気	〃	
				本四備讃線	茶屋町～見鳥	12.9	複	4	〃	〃	
			広島支社	山陽線	糸崎～下関 糸崎～(門司)	※297.2 (300.5)	複	66	電気	1,067	糸崎は岡山支社管轄 下関～門司6.5キロ中国運輸局管内1/2計上 門司は九州旅客鉄道株式会社
				芸備線	備後落合～広島	114.5	単	33	内燃	〃	備後落合は岡山支社管轄
				呉線	三原～海田市	87.0	〃	26	電気	〃	可部～あき亀山間は、平成29年3月4日開業
				可部線	横川～あき亀山	15.6	〃	13	〃	〃	
				岩徳線	国～櫛ヶ浜	43.7	〃	13	内燃	〃	
				山口線	新山口～益田	93.9	〃	26	〃	〃	
				宇部線	新山口～宇部	33.2	〃	16	電気	〃	益田は米子支社管轄
				小野田線	居能～小野田	11.6	〃	7	〃	〃	
				〃	雀田～長門本山	2.3	〃	2	〃	〃	
				福塩線	府中～塩町	54.4	〃	11	内燃	〃	
			山陽柳井経由の営業キロ	美祢線	厚狭～長門市	46.0	〃	10	〃	〃	府中は岡山支社管轄
				山陰線	益田～幡生	159.3	〃	35	〃	〃	

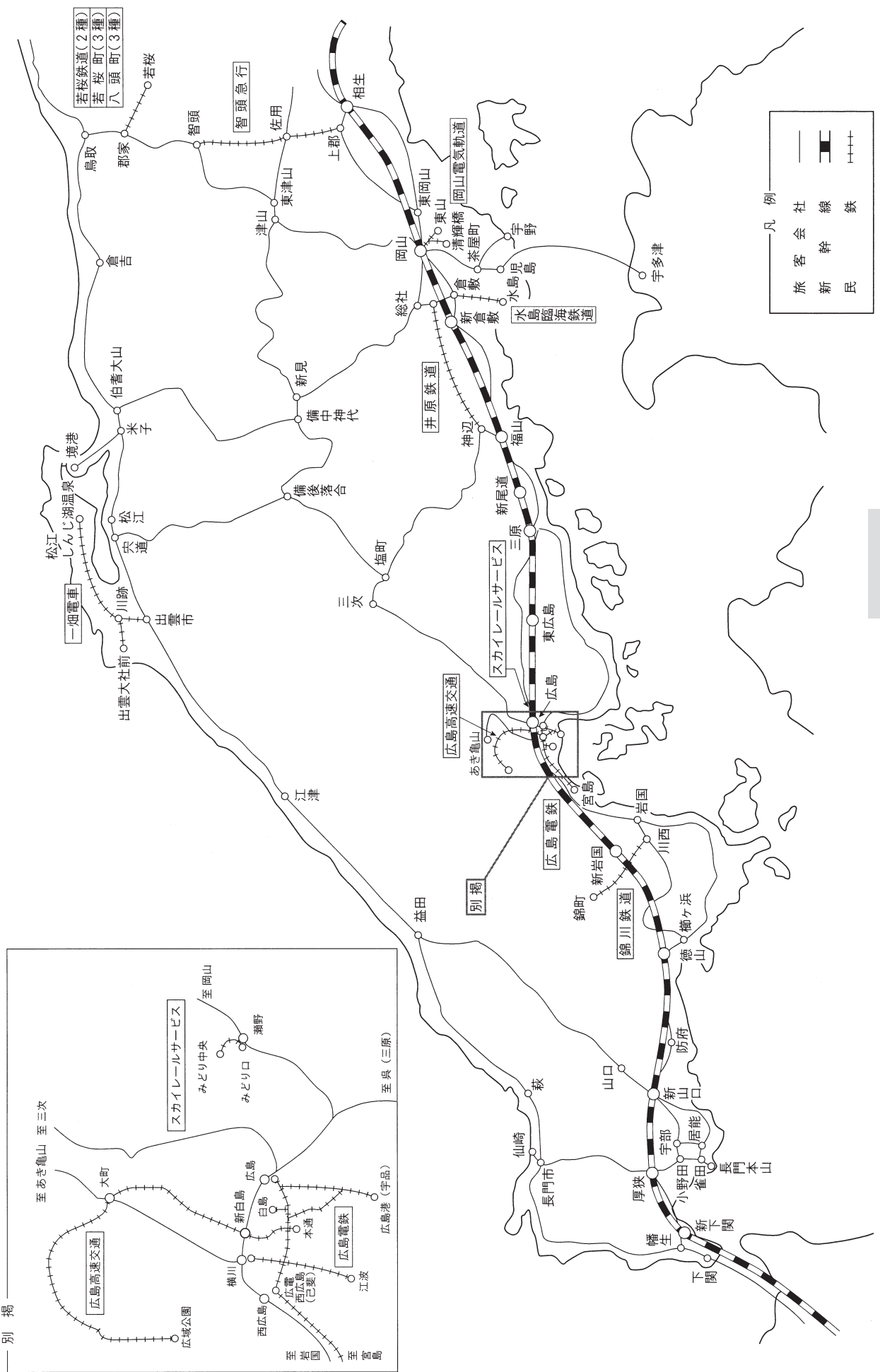
※ 山陽線柳井経由の営業キロ

事業者名	免許年月日	代表者	管轄	路線名	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	備考
西日本旅客鉄道株式会社 (中国運輸局管内関係分)	S62.4.1	長谷川一明	広島支社	山陰線	長門市～仙崎	2.2	単	1	内燃	1,067	
			米子支社	伯耆線	新郷～伯耆大山	55.6	単	9	電気	1,067	新郷は岡山支社管轄
				山陰線	東浜～益田	307.0	単複	72	電内	〃	東浜～居組3.3キロ中国運輸局管内1/2計上
					(居組)～益田	(308.7)					
				因美線	鳥取～智頭	31.9	単	9	内燃	〃	備後落合は岡山支社管轄
日本貨物鉄道株式会社 (中国運輸局管内関係分)	S62.4.1	真貝康一	岡山支店	境線	米子～境港	17.9	〃	15	電内	〃	
				木次線	宍道～備後落合	81.9	〃	16	内燃	〃	
				山陽新幹線	岡山～新下関	355.8	複	12	電気	1,435	岡山～相生67.9キロ、新下関～小倉19キロ中国運輸局管内1/2ずつ計上
					(相生)～(小倉)	(399.3)					
			岡山支店	赤穂線	寒河江～東岡山	37.8					2種免許
山陽柳井経由の営業キロ	S62.4.1	真貝康一	岡山支店	宇野線	岡山～茶屋町	14.9					〃
				伯耆線	倉敷～伯耆大山	138.4					〃
				本四備讃線	茶屋町～児島	12.9					〃
			広島支店	山陽線	三石～下関	※ 425.7					2種免許
					(上郡)～(門司)	(435.4)					三石～上郡12.8キロ、下関～門司6.5キロ中国運輸局管内1/2ずつ計上

※ 山陽線柳井経由の営業キロ

2. 鉄道及び軌道の位置図

(令和2年10月1日現在)



３．鉄道及び軌道事業者の運輸実績

令和２年度（単位：千人、千トン）

年度別事業者別		運 輸 数 量								
		旅 客 数 量			貨 物 数 量		旅 客 人 キ ロ			貨物 千トン キロ
		定 期	定期外	計	手荷物	貨 物	定 期	定期外	計	
J R	鉄 道				(千個)					
	西日本旅客鉄道(株) (全 体)	1,009,844 (86)	415,372 (57)	1,425,216 (75)	16 (100)		19,650,806 (83)	14,459,485 (40)	34,110,292 (57)	
	日本貨物鉄道(株) (全 体)					26,773 (92)				18,044,899 (95)
民	平 成 28 年 度	30,652	60,142	90,795	2	373	189,139	303,137	492,276	4,780
	平 成 29 年 度	32,258	58,604	90,862	1	388	197,486	299,634	497,120	4,971
	平 成 30 年 度	32,893	56,654	89,547	1	362	199,055	286,555	485,609	4,636
	令 和 元 年 度	33,940	55,071	89,012	1	344	204,559	279,970	484,529	4,403
	令 和 2 年 度	28,582 (84)	35,365 (64)	63,949 (72)	1 (100)	326 (95)	168,504 (82)	167,914 (60)	336,418 (69)	4,176 (95)
	鉄 道	7,804 (89)	8,933 (63)	16,738 (73)	1 (100)	326 (90)	62,290 (88)	70,401 (53)	132,691 (65)	4,176 (90)
	広 島 電 鉄 (株)	5,102 (88)	7,428 (66)	12,531 (73)			31,588 (88)	37,097 (61)	68,685 (71)	
	若 桜 鉄 道 (株)	293 (116)	73 (74)	366 (104)			1,724 (85)	722 (84)	2,446 (84)	
	智 頭 急 行 (株) (全 体)	136 (82)	379 (39)	515 (45)			2,331 (85)	19,844 (41)	22,175 (43)	
	一 畑 電 車 (株)	691 (84)	311 (51)	1,002 (70)	1 (100)		11,130 (84)	5,294 (47)	16,424 (67)	
	水 島 臨 海 鉄 道 (株)	862 (82)	480 (64)	1,342 (74)		326 (90)	5,678 (82)	3,147 (63)	8,825 (74)	4,176 (90)
	井 原 鉄 道 (株)	626 (102)	220 (64)	846 (89)			8,111 (102)	3,380 (61)	11,491 (85)	
	錦 川 鉄 道 (株)	94 (102)	42 (65)	136 (87)			1,728 (102)	917 (66)	2,645 (86)	
	軌 道	9,811 (91)	18,536 (59)	28,347 (67)			24,440 (91)	48,730 (59)	73,170 (67)	
	広 島 電 鉄 (株)	8,770 (91)	17,153 (59)	25,923 (67)			21,837 (91)	46,656 (59)	68,493 (67)	
	岡 山 電 気 軌 道 (株)	1,041 (93)	1,383 (54)	2,424 (66)			2,603 (93)	2,074 (54)	4,677 (70)	
	新 交 通	10,967 (82)	7,896 (71)	18,864 (77)			81,774 (80)	48,783 (69)	130,557 (76)	
	広 島 高 速 交 通 (株)	10,676 (82)	7,720 (71)	18,397 (77)			81,420 (80)	48,578 (69)	129,998 (76)	
	スカイレールサービス(株)	291 (81)	176 (93)	467 (85)			354 (80)	205 (94)	559 (85)	

注 () 内は対前年比を示す。(小数点以下は四捨五入)

令和2年度（単位：千円）

年度別事業者別		運 輸 収 入						営業収入	営業費用	営業 係数
		旅 客 収 入			貨 物 収 入		運 輸 雑 収			
		定 期	定期外	計	手小荷物	貨 物				
J R	鉄 道									
	西日本旅客鉄道(株) (全 体)	127,511,503 (84)	291,946,504 (40)	419,458,007 (48)	2,957 (95)		55,972,404 (76) 線路使用料収入 5,307,209 (123)	480,740,578 (51)	728,374,476 (89)	152
	日 本 貨 物 鉄 道 (株) (全 体)	—	—	—	—	115,435,063	18,185,631 (83)	133,620,695 (99)	142,684,029 (100)	107
民	平 成 28 年 度	3,183,591	10,008,799	13,192,392	2,199	374,025	2,558,857	16,127,475	16,199,509	100
	平 成 29 年 度	3,396,821	10,260,787	13,657,610	1,235	388,718	2,671,722	16,719,380	16,785,830	100
	平 成 30 年 度	3,495,313	10,136,625	13,631,937	520	386,217	2,577,467	16,596,140	16,663,337	100
	令 和 元 年 度	3,596,675	9,919,905	13,516,580	434	388,331	2,945,672	16,851,019	17,011,616	101
	令 和 2 年 度	3,042,877 (85)	6,078,888 (61)	9,121,763 (67)	611 (141)	372,688 (96)	2,477,122 (84)	11,972,186 (71)	15,978,774 (94)	133
鉄	鉄 道	765,331 (89)	1,730,883 (53)	2,496,214 (60)	611 (118)	372,688 (96)	1,963,951 (99)	4,833,465 (74)	6,745,818 (96)	140
	広 島 電 鉄 (株)	345,000 (88)	878,346 (63)	1,223,346 (69)			232,104 (94)	1,455,450 (72)	2,062,479 (100)	142
	若 桜 鉄 道 (株) ※	22,425 (89)	18,701 (83)	41,126 (86)			224,615 (93)	265,741 (92)	283,382 (72)	107
	智 頭 急 行 (株) (全 体)	20,218 (82)	487,300 (38)	507,518 (39)			1,400,172 (101)	1,907,690 (71)	2,302,059 (90)	121
	一 畑 電 車 (株)	128,896 (85)	121,363 (50)	250,259 (63)	611 (118)		21,817 (48)	272,687 (62)	683,973 (101)	251
	水 島 臨 海 鉄 道 (株)	99,292 (85)	114,706 (63)	213,998 (72)		372,688 (96)	16,233 (53)	602,920 (84)	738,384 (97)	122
	井 原 鉄 道 (株)	132,569 (101)	90,350 (66)	222,919 (83)			32,167 (114)	255,086 (86)	505,798 (96)	198
	錦 川 鉄 道 (株)	16,931 (116)	20,117 (65)	37,048 (82)			36,843 (166)	73,891 (109)	169,743 (108)	230
	軌 道	743,295 (92)	2,467,099 (59)	3,210,392 (65)			337,740 (91)	3,548,133 (67)	5,076,882 (98)	143
	広 島 電 鉄 (株)	687,875 (92)	2,317,201 (60)	3,005,075 (65)			238,227 (76)	3,243,303 (66)	4,590,635 (96)	142
	岡 山 電 気 軌 道 (株)	55,420 (93)	149,898 (54)	205,317 (61)			99,513 (170)	304,830 (77)	486,247 (112)	160
	新 交 通	1,534,251 (84)	1,880,906 (70)	3,415,157 (76)			175,431 (83)	3,590,588 (76)	4,156,074 (94)	116
	広 島 高 速 交 通 (株)	1,511,700 (84)	1,855,905 (70)	3,367,605 (75)			170,551 (85)	3,538,156 (76)	3,981,131 (93)	113
	スカイレールサービス(株)	22,551 (77)	25,001 (92)	47,552 (84)			4,880 (48)	52,432 (79)	174,943 (112)	334

注 （ ）内は対前年比を示す。（小数点以下は四捨五入） ※若桜鉄道の運輸雑収は受託費等を含む

鉄道部編

４．鉄道及び軌道の運賃制度

令和３年10月１日現在

種 別				鉄		道					
事 業 者 名				西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社		広島電鉄株式会社		若桜鉄道株式会社			
制 度				対 キ ロ 制		対キロ区間制		対キロ区間制			
普 通 運 賃				(幹線)		(地方交通線)		3 kmまで 140円		1 kmまで 130円 (100円)	
				3 kmまで 150円		3 kmまで 150円		3 kmを超え 6 kmまで 160円		1 kmを超え 2 kmまで 190円 (170円)	
				4 km～6 km 190円		4 km～6 km 190円		6 kmを超え10kmまで 190円		2 kmを超え 3 kmまで 230円 (210円)	
				7 km～10km 200円		7 km～10km 210円		10kmを超え14kmまで 210円		3 kmを超え 6 kmまで 270円 (270円)	
				11km～15km 240円		11km～15km 240円		14kmを超え17kmまで 230円		6 kmを超え 9 kmまで 310円 (300円)	
				16km～20km 320円		16km～20km 320円		乗 継 軌道と乗継ぐ場合は併算額から1区は140円 (鉄道40円＋軌道100円) 引き、2区から5区は150円 (鉄道50円＋軌道100円) 引きした額。		9 kmを超え12kmまで 360円 (340円)	
				21km～25km 410円		21km～23km 410円				12kmを超え15kmまで 400円 (370円)	
				(以下略)		(以下略)				15kmを超え18kmまで 440円 (400円)	
						18kmを超え20kmまで 480円 (440円)					
定期 運賃	基礎賃率			普 通 運 賃				普 通 運 賃		普 通 運 賃	
	割引率	1ヶ月	通勤	定 額				40%		34.6% (平均)	
			通学	定 額				60%		39.4% (平均)	
		3ヶ月		定 額				1ヶ月運賃×3×0.95		1ヶ月運賃×3×0.95	
		6ヶ月		定 額				1ヶ月運賃×6×0.9		1ヶ月運賃×6×0.9	
回 数 券 等				11券綴 (10倍運賃) ※ICOCAエリア内の「普通回数乗車券」は発売終了				I Cカード乗車券 10%		11券綴 (10倍運賃)	
団体 割引	普 通			8人以上 専用列車 5%又は10% その他 10%又は15%				15人以上 10%		8人以上 15%	
	学 生			8人以上 学生, 児童 大人50% 児童, 幼児 小人30% 教職員, 付添人, 旅行者者30%				15人以上 大人20% 小人10%		8人以上 20%	
特殊 割引	被 救 護 者			50%				—		50%	
	身体障害者			50%				50%		50%	
	知的障害者			50%				50%		50%	
	精神障害者			—				50%		50%	
	戦没者遺族			50%				—		—	
認 可 年 月 日 実 施 年 月 日				R 1.9.5 R 1.10.1				R 1.9.5 R 1.10.1		R 1.9.5 R 1.10.1 () は実施運賃。	

※特殊割引については、主な割引種別のみ記載

種 別				鉄		道					
事 業 者 名				智頭急行株式会社		一畑電車株式会社		水島臨海鉄道株式会社		井原鉄道株式会社	
制 度				対キロ区間制		対キロ区間制		対キロ区間制		対キロ区間制	
普 通 運 賃				3 kmまで	180円	4 kmまで	170円	4 kmまで	190円	3 kmまで	210円
				4 kmから6 kmまで	240円	4 kmを超え5 kmまで	220円	4 kmを超え7 kmまで 250円	3 kmを超え6 kmまで	280円	
				7 kmから9 kmまで	310円	5 kmを超え6 kmまで	250円		6 kmを超え9 kmまで	360円	
				10kmから12kmまで	370円	6 kmを超え7 kmまで	290円		9 kmを超え12kmまで	430円	
				13kmから15kmまで	430円	7 kmを超え8 kmまで	330円		12kmを超え15kmまで	500円	
				16kmから18kmまで	500円	8 kmを超え13kmまで	10kmを超える部分 330円	15kmを超え19kmまで	590円		
				19kmから21kmまで	570円	1 km増すごとに30円加算		19kmを超え23kmまで	670円		
				22kmから24kmまで	630円	13kmを超え16kmまで	350円	23kmを超え27kmまで	750円		
				25kmから27kmまで	690円	1 km増すごとに20円加算	27kmを超え31kmまで	840円			
				28kmから30kmまで	750円	16kmを超え17kmまで	570円	31kmを超え36kmまで	930円		
				31kmから33kmまで	810円	17kmを超え22kmまで	41kmを超え 1,030円	36kmを超え41kmまで	1,030円		
				34kmから36kmまで	880円	1 km増すごとに20円加算		41kmを超え	1,120円		
				37kmから39kmまで	950円	22kmを超え25kmまで	※総社～清音間 大人 190円 小人 90円				
				40kmから42kmまで	1,010円	1 km増すごとに10円加算					
				43kmから45kmまで	1,070円	25kmを超え34kmまで		700円			
				46kmから48kmまで	1,130円	34kmを超え36kmまで		760円			
49kmから51kmまで	1,190円	36kmを超え38kmまで	820円								
52kmから54kmまで	1,250円										
55kmから57kmまで	1,320円										
定期 運賃	基礎賃率			普 通 運 賃		普 通 運 賃		普 通 運 賃		普 通 運 賃	
	割 引 率	1 ヶ 月	通勤	36.1%（平均）		38.9%（平均）		42.4%（平均）		35.6%（平均）	
			通学	55.8%（平均）		62.9%（平均）		66.0%（平均）		55.7%（平均）	
		3ヶ月		定 額		定 額		1ヶ月運賃×3×0.95		定 額	
		6ヶ月		定 額		定 額		1ヶ月運賃×6×0.9		定 額	
回 数 券 等				11券綴（10倍運賃） 定期券用自由席回数特急券 5枚綴り 1,000円		11券綴（10倍運賃）		11券綴 190円区間 1,800円 250円区間 2,500円 330円区間 3,100円 350円区間 3,300円		11券綴（10倍運賃）	
団 体 割 引	普 通			8人以上	10%	15人以上	10%	25人以上	20%	8人以上	10%
				51人以上	20%	100人以上	20%	100人以上	30%	51人以上	20%
	学 生			中学生	その他	15人以上		25人以上	30%	中学生	その他
				8人以上	30% 20%	大人	20%	100人以上	40%	8人以上	30% 20%
				51人以上	40% 30%	小人	20%			51人以上	40% 30%
特 殊 割 引	被 救 護 者			50%		50%		50%		50%	
	身体障害者			50%		50%		50%		50%	
	知的障害者			50%		50%		50%		50%	
	精神障害者			50%		50%		50%		50%	
	戦没者遺族			—		50%		往復旅客運賃の50%		—	
認 可 年 月 日				R 1. 9. 5		R 1. 9. 5		R 1. 9. 5		R 1. 9. 5	
実 施 年 月 日				R 1.10. 1		R 1.10. 1		R 1.10. 1		R 1.10. 1	

種 別				鉄 道		軌 道		道		新 交 通		
事 業 者 名				錦川鉄道株式会社		広島電鉄株式会社		岡山電気軌道株式会社		広島高速交通株式会社		
制 度				対キロ区間制		均一（乗換）制		均一（乗切）制		対キロ区間制		
普 通 運 賃				3 kmまで200円(170円) 3 kmを超え 6 kmまで 60円(60円)加算 6 kmを超え 9 kmまで 70円(50円)加算 9 kmを超え12kmまで 90円(90円)加算 12kmを超え15kmまで 80円(70円)加算 15kmを超え18kmまで 120円(90円)加算 18kmを超え21kmまで 100円(90円)加算 21kmを超え24kmまで 120円(90円)加算 24kmを超え27kmまで 110円(90円)加算 27kmを超え30kmまで 100円(90円)加算 30kmを超え33kmまで 90円(90円)加算		大人 190円 (130円) 小人 100円 (70円) () 内は白鳥線 乗 継 ・本線と本線を乗換える場合は、無料。 ・本線と白鳥線を乗継ぐ場合は、本線から白鳥線は無料。白鳥線から本線は50円とする。 ・鉄道と乗継ぐ場合は併算額から1区は140円（鉄道40円＋軌道100円）引き、2区から5区は150円（鉄道50円＋軌道100円）引きした額。		大人 140円 (100円) 小人 70円 (50円) () 内は次の区間に限る。 ・東山線 岡山駅前～県庁通り ・清輝橋線 岡山駅前～郵便局前		2 kmまで 190円 2 kmを超え 6 kmまで 2 km増すごとに40円加算 6 kmを超え12kmまで 3 km増すごとに50円加算 12kmを超え19kmまで 3 km増すごとに40円加算		
										乗 継 大町駅から大塚駅間において接続する路線バスと連続して乗車する場合で、ＩＣカード乗車券により運賃を支払う場合は10円引した額。		
定期 運 賃	基礎賃率			普 通 運 賃		普 通 運 賃		普 通 運 賃		普 通 運 賃		
	割 引 率	1ヶ月	通勤	定 額		37%		30%		34.8% (平均)		乗 継
			通学	定 額		53%		50%		49.9% (平均)		大町駅から大塚駅間を発着駅とする定期乗車券と、乗継路線バス定期乗車券とを同じ有効期間で同時に購入する場合は1割引した額。
		3ヶ月		定 額		1ヶ月運賃×3×0.95		1ヶ月運賃×3×0.95		1ヶ月運賃×3×0.9		
		6ヶ月		定 額		1ヶ月運賃×6×0.9		1ヶ月運賃×6×0.9		1ヶ月運賃×6×0.8		
回 数 券 等				11券綴（10倍運賃）		ＩＣカード乗車券 10%		11券綴（10倍運賃） ＩＣカード乗車券 A. 入金額（チャージ額）に対して7.4%のプレミアムを付与（1,000円に対して80円を付与） B. 1ヶ月（1日～月末）間に、導入事業者間で利用した運賃積算額に応じて、従量制にてプレミアムを付与。プレミアムは翌月最初の現金積増時に①のプレミアムと一緒に同一カードに還元		ＩＣカード乗車券 10%		
団体 割 引	普 通			8人以上 15%		15人以上 10%		15人以上 10%		15人以上 10%		
	学 生			8人以上 20%		15人以上 大人 20% 小人 10%		15人以上 大人 20% 小人 10%		15人以上 30%		
特殊 割 引	被 救 護 者			50%		—		—		50%		
	身体障害者			50%		50%		50%		50%		
	知的障害者			50%		50%		50%		50%		
	精神障害者			50%		50%		50%		50%		
	戦没者遺族			—		—		—		—		
	周 遊 旅 客			—		—		—		—		
認可年月日 実施年月日				R 1. 9. 5 R 1.10. 1 () は実施運賃		R 1. 9. 5 R 1.10. 1		H11.11.18 H11.12.14		R 1. 9. 5 R 1.10. 1		

種 別				新 交 通	
事 業 者 名				スカイレールサービス株式会社	
制 度				均 一 制	
普 通 運 賃				大人	170円
				小人	90円
定 期 運 賃	基礎賃率			普 通 運 賃	
	割 引 率	1ヶ月	通勤	定 額	
			通学	定 額	
		3ヶ月		定 額	
		6ヶ月		定 額	
回 数 券 等				11券綴	1,700円
団 体 割 引	普 通			25人以上 51人以上	10% 20%
	学 生			25人以上 51人以上	20% 30%
特 殊 割 引	被 救 護 者			50%	
	身体障害者			50%	
	知的障害者			50%	
	精神障害者			50%	
	戦没者遺族			—	
認 可 年 月 日				R 1 . 9 . 5	
実 施 年 月 日				R 1 . 10 . 1	

５．鉄道及び軌道に対する補助金交付実績

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
H28	八 頭 町 ・ 若 桜 町	11,448	車両全般検査
	一 畑 電 車 株 式 会 社	143,575	車両更新、道床交換、A T S 新設等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	17,225	重軌条化、橋梁補強等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	66,290	レール交換、分岐器交換等
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	16,870	橋梁・トンネル補修、マクラギ交換等
	岡山電気軌道株式会社	12,163	軌道の修正
H29	八 頭 町 ・ 若 桜 町	59,359	車両全般検査・改修、P C マクラギ化等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	2,939	道床修繕
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	1,915	道床突き固め
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	4,913	橋梁修繕
	岡山電気軌道株式会社	194	電柱修繕
H30	八 頭 町 ・ 若 桜 町	54,959	木柱P C 化、車両全般検査等
R 1	八 頭 町 ・ 若 桜 町	20,900	車両改修
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	6,049	動力装置改良、車内放送多言語化

(2) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
R 2	八 頭 町	3,418	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	若 桜 町	1,640	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	智 頭 急 行 株 式 会 社	65,356	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	一 畑 電 車 株 式 会 社	11,092	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	977	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	79,380	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	19,543	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	7,979	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	岡山電気軌道株式会社	3,606	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行
	若 桜 鉄 道 株 式 会 社	1,658	感染症拡大防止対策設備等の導入、実証運行

(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（利用環境改善促進等事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
H28	広 島 電 鉄 株 式 会 社	198,317	低床式車両の導入・ロケーションシステム高度化

(4) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
R 1	広 島 電 鉄 株 式 会 社	453,333	超低床L R V の導入
R 2	広 島 電 鉄 株 式 会 社	293,333	超低床L R V の導入

(5) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
H28	八 頭 町 ・ 若 桜 町	31,741	P Cマクラギ化、特殊信号発光器更新等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	6,959	列車無線設備新設、道床交換等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	25,966	踏切制御器、連動装置更新等
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	4,159	運転状況記録装置新設、踏切遮断機更新等
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	36,333	列車集中制御装置更新
H29	智 頭 急 行 株 式 会 社	41,713	A T S 更新、橋梁修繕
	一 畑 電 車 株 式 会 社	67,160	道床交換、列車無線設備更新等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	12,772	通信ケーブル更新、レール交換等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	113,625	レール交換、遮断装置配電盤更新等
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	7,708	通信用電源装置更新、電子踏切制御装置更新等
	岡山電気軌道株式会社	15,107	レール締結装置更新、トロリー線・支持金具更新等
H30	八 頭 町	5,955	踏切改良
	智 頭 急 行 株 式 会 社	51,500	落石防護柵、高架橋、自動列車停止装置
	一 畑 電 車 株 式 会 社	61,029	レール重軌条化、レールボンド改良等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	13,456	橋側歩道新設、電子閉そく装置処理部等更新
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	67,502	同種レール交換、A T S 地上子等
	広島高速交通株式会社	9,667	真空遮断器更新
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	46,905	マクラギ交換、橋りょう改良等
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	9,000	架道橋耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	8,501	レールマクラギ締結装置更新
R 1	八 頭 町 ・ 若 桜 町	17,407	電柱コンクリート柱化、P Cマクラギ化等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	18,413	自動列車停止装置更新、高架橋修繕等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	82,735	レール重軌条化、マクラギ更新等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	8,128	レール重軌条化、橋りょう補強等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	58,939	A T S 地上子更新、インピーダンスボンド更新等
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	30,419	P Cマクラギ交換、高架橋柱・橋脚の耐震照査
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	10,667	架道橋の耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	17,593	レールマクラギ締結装置更新、トロリー線更新等
R 2	八 頭 町 ・ 若 桜 町	12,649	マクラギ交換、踏切保安設備改良等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	20,783	分岐器クロッシング更換、雨量計改良等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	87,748	マクラギ同種更新（木マクラギ）等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	9,543	レール重軌条化、道床バラスト碎石化等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	18,113	鉄柱建替工事、レール同種交換等
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	41,294	P Cマクラギ交換、橋りょう改良等
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	14,333	架道橋の耐震補強
	岡山電気軌道株式会社	14,458	軌道更新、トロリー線更新

(6) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
H28	一畑電車株式会社	71,306	車両更新、車両全般検査
	広島電鉄株式会社	73,186	車両整備等
	井原鉄道株式会社	6,570	車両重要部検査
	水島臨海鉄道株式会社	8,708	車両全般検査
H29	一畑電車株式会社	144,548	車両更新、車両全般検査
	錦川鉄道株式会社	14,000	車両更新、車両全般検査
	広島電鉄株式会社	65,791	制御装置更新、補助電源装置更新等
	井原鉄道株式会社	8,265	車両重要部検査、多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	3,120	車両重要部検査、多言語化
	岡山電気軌道株式会社	1,577	運転席前面ガラスの交換
H30	錦川鉄道株式会社	1,320	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	30,111	車両制御装置等
R 1	錦川鉄道株式会社	1,458	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	26,408	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
R 2	八頭町・若桜町	14,863	車両設備（改良）
	錦川鉄道株式会社	1,815	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	23,836	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
	岡山電気軌道株式会社	6,923	補助電源装置更新

(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（交通サービス利便向上促進事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
H28	広島電鉄株式会社	20,101	I Cカード乗車券システムの高度化
	岡山電気軌道株式会社	1,300	案内板等の多言語化等
	一畑電車株式会社	783	券売機の多言語化
H29	広島電鉄株式会社	309,420	低床式車両の導入、I Cカード乗車券システムの高度化
	広島高速交通株式会社	32,728	I Cカード乗車券システムの高度化
H30	広島電鉄株式会社	475,797	低床車両の導入、広電五日市駅上がりホーム整備
	広島高速交通株式会社	189	多言語翻訳システム機器導入
	岡山電気軌道株式会社	76,895	低床車両の導入
	智頭急行株式会社	2,038	多言語翻訳機、多言語拡声装置導入
R 1	井原鉄道株式会社	1,252	多言語対応自動券売機
	水島臨海鉄道株式会社	1,255	車内自動放送の多言語化
R 2	井原鉄道株式会社	58	車内放送の多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	795	車内自動放送の多言語化

(8) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
H30	西日本旅客鉄道株式会社	56	ポータブル蓄電システム、充電ケーブル導入

(9) 旅行環境整備事業（交通サービス利便向上促進事業）

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助金	備 考
H30	井原鉄道株式会社	58	車内案内放送多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	817	車内案内放送多言語化

6. 動力車操縦者運転免許交付者数

(1) 旅客会社・貨物会社

令和3年3月31日現在（単位：人）

種 別	国鉄改革 による 交付者数	昭和62～ 平成27年度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	合 計
指定養成所修了者数	甲種蒸気機関車	23	32	1	0	1	0	58
	甲 種 電 気 車	2,126	2,443	59	59	54	74	4,884
	甲 種 内 燃 車	2,355	1,422	40	40	29	32	3,963
	新幹線電気車	92	206	1	3	4	6	321
	計	4,596	4,103	101	102	88	116	9,226
免許交付者総数		4,596	8,699	8,800	8,902	8,990	9,106	9,226

(2) 民 鉄

令和3年3月31日現在（単位：人）

種 別	経過措置 による 交付者数	昭和31～ 平成27年度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	合 計
国家試験による合格者数	甲種蒸気機関車	54	20	0	0	0	0	74
	甲 種 電 気 車	267	472	7	5	4	6	769
	甲 種 内 燃 車	104	162	3	5	3	5	287
	乙 種 電 気 車	629	404	2	2	6	9	1,063
	無軌条電車	0	73	0	0	0	0	73
	第二種磁気誘導式電気車	0	65	0	0	0	0	65
	第二種磁気誘導式内燃車	0	62	0	0	0	0	62
	計	1,054	1,258	12	12	13	20	2,393
指定養成所修了者数	甲 種 電 気 車	—	94	1	1	1	2	99
	甲 種 内 燃 車	—	37	0	0	0	0	37
	乙 種 電 気 車	—	683	11	12	8	11	735
	計	0	814	12	13	9	13	871
免許交付者総数		1,054	3,126	3,150	3,175	3,197	3,230	3,264

（注）甲種は鉄道、乙種は軌道の免許を示す。

7．鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況

その1

令和3年3月31日現在

事業者名		線区数（線区）			営業キロ（km）			ワンマン 車両(両)
		ワンマン	全 体	実施率%	ワンマン	全体	実施率%	
鉄	西日本旅客鉄道(株)	19	21	90	1,665.0	2,059.5	81	628
	一畑電車(株)	2	2	100	42.2	42.2	100	20
	錦川鉄道(株)	1	1	100	32.7	32.7	100	5
	若桜鉄道(株)	1	1	100	19.2	19.2	100	4
	広島高速交通(株)	1	1	100	0.3	0.3	100	6
道	智頭急行(株)	1	1	100	56.1	56.1	100	10
	水島臨海鉄道(株)	1	1	100	10.4	10.4	100	6
	井原鉄道(株)	2	2	100	41.7	41.7	100	12
	広島電鉄(株)	7	8	88	19	19	100	70
軌 道	岡山電気軌道(株)	2	2	100	4.7	4.7	100	23
	広島高速交通(株)	1	1	100	18.1	18.1	100	150

- (注)
- 1．日本貨物鉄道(株)、水島臨海鉄道(株)の貨物線区を除く。
 - 2．西日本旅客鉄道(株)の新幹線を除く。
 - 3．広島電鉄(株)及び岡山電気軌道(株)の線区数は、系統数を示す。
 - 4．広島電鉄(株)及び岡山電気軌道(株)の系統キロはそれぞれ45.0キロメートル、5.2キロメートルである。
 - 5．智頭急行(株)は近畿運輸局管内も含む。
 - 6．広島電鉄(株)の鉄道については、ワンマン運転を実施していない。

その2

令和3年3月31日現在

事業者名	線名又は系統	区	間	キロ程	運行開始日	開 そ く 方 式	編成両数	備 考
鉄 道	岩徳線	岩手県	森ヶ原(信)	7.5	S62. 7. 25	自	1両又は2両	錦川鉄道(株)開業に伴う運行
	山陰線	山口県	仙門	2.2	S63. 3. 13	自	1両又は2両	
	小野線	山口県	長門	2.3	H元. 3. 11	自	1両	
	美祢線	山口県	長門	46.0	H元. 10. 2	自	1両又は2両	
	姫新線	山口県	新津	100.5	H元. 11. 1	特	1両又は2両	運転区間は佐用・新見間112.2km
	津山線	山口県	津山	58.7	H2. 6. 1	自	1両～4両	
	山陰線	山口県	鳥取	22.8	H2. 6. 1	自	1両又は2両	
	山陰線	山口県	益田	129.9	H2. 6. 1	自	1両又は2両	
	山口線	山口県	益田	93.9	H2. 6. 1	特	1両又は2両	運転区間は豊岡・鳥取間81.9km
	宇部線	山口県	居能	1.8	H2. 6. 1	自	1両又は2両	
	小野田線	山口県	小野	11.6	H2. 6. 1	自	1両又は2両	
	木次線	山口県	備後	81.9	H2. 7. 1	特	1両又は2両	
	福塩線	山口県	塩田	54.4	H3. 2. 15	自	1両	1両又は2両
	因美線	山口県	鳥取	10.3	H3. 4. 1	自	1両又は2両	
	因美線	山口県	郡家	60.5	H3. 4. 1	自	1両又は2両	
	吉備線	山口県	総社	20.4	H3. 4. 1	自	1両～4両	
	芸備線	山口県	三次	90.3	H3. 4. 1	自	1両	1両又は2両
	山陰線	山口県	長門	85.1	H3. 4. 1	自	1両又は2両	
	伯備線	山口県	備中	6.4	H3. 4. 1	自	1両又は2両	
	西日本旅客鉄道(株)							

8．鉄道及び軌道事業者別保有車両数

令和3年3月31日現在（単位：両）

業 態 別	車両種別 事業者別	機 関 車		旅 客 車								貨 物 車					特 殊 車	計	
		電 気	内 燃	電				内 燃 動 車	客 車		そ の 他	貨 物 車			荷 物 車	そ の 他			
				制 御 電 動	電 動	制 御	付 随		座 席 車	寝 台 車		有 蓋	無 蓋	コ ン テ ナ					ホ ッ パ
鉄 道	西日本旅客鉄道(株)	10	12	319	230	192	19	318	7				50		29	1		7	1,194
	日本貨物鉄道(株)	35	20																55
	一畑電車(株)			17		3													20
	広島電鉄(株)			84			63												147
	水島臨海鉄道(株)		3					11											14
	錦川鉄道(株)							5											5
	若桜鉄道(株)							4									2		6
	智頭急行(株)							44											44
	広島高速交通(株)			2	4														6
	井原鉄道(株)							12											12
軌 道	計	45	35	422	234	195	82	394	7	0	0	0	50	0	29	1	0	9	1,503
	広島電鉄(株)			107	3		33						1						144
	岡山電気軌道(株)			25															25
	広島高速交通(株)			44	97	6	3												150
	スカイレールサービス(株)								7										7
	計			176	100	6	36	0	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	326
合 計		45	35	598	334	201	118	394	14	0	0	0	51	0	29	1	0	9	1,829

9. 鉄道及び軌道運転事故件数

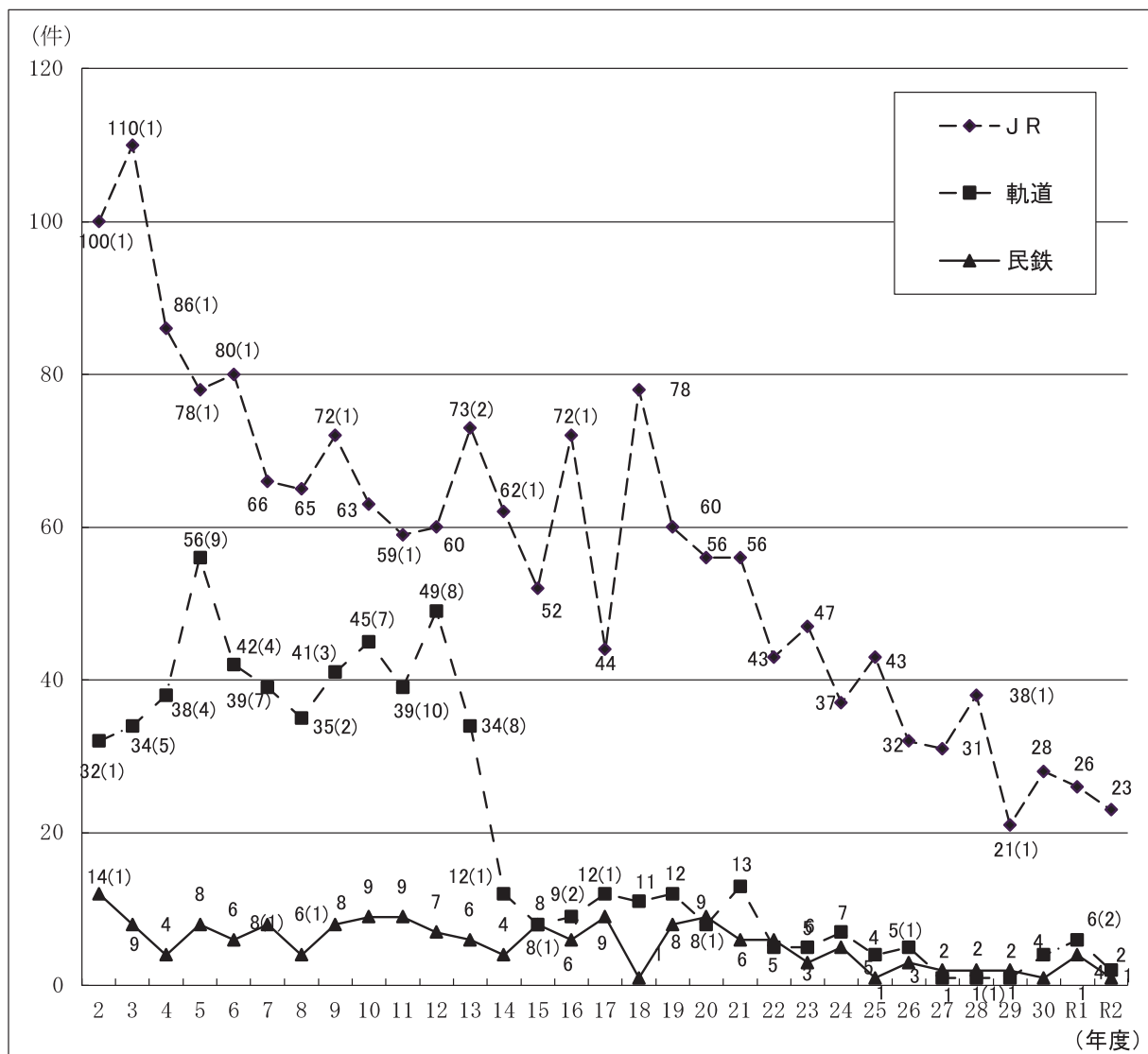
令和2年度

事故種別 事業者名	列車衝突			列車脱線			列車火災			踏切障害			道路障害			人身障害			物損 件数	計		当該 車 た り 百 万 件 km
	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数	件数	死者数	傷者数		死者数	傷者数	
西日本旅客鉄道(株)										7		1				9	5	4	16	5	5	0.23
日本貨物鉄道(株)										5	5	1				2	1	1	7	6	2	0.80
一畑電車(株)																						0.00
広島電鉄(株)																1	1		1	1	1	0.64
水島臨海鉄道(株)																						0.00
錦川鉄道(株)																						0.00
若桜鉄道(株)																						0.00
智頭急行(株)																						0.00
広島高速交通(株)																						0.00
井原鉄道(株)																						0.00
鉄道計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	2	-	-	-	12	7	5	24	12	7	4.03
広島電鉄(株)																1		1	1	-	1	0.34
岡山電気軌道(株)																						0.00
スカイレールサービス(株)																						0.00
軌道計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	0.29
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	5	2	-	-	-	13	7	6	25	12	8	2.66

(注) 1. 西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び智頭急行(株)については管内の事故に限る。

2. 広島高速交通(株)については軌道区間での事故も鉄道事故として計上する。【軌道事故等報告規則第6条(平成13年10月改正)】

10. 鉄道及び軌道の運転事故件数の推移



(注) 1. () 内は有責を示す。

2. 「鉄道事故等報告規則」が平成13年10月1日より一部改正

11. 踏切事故発生状況の推移

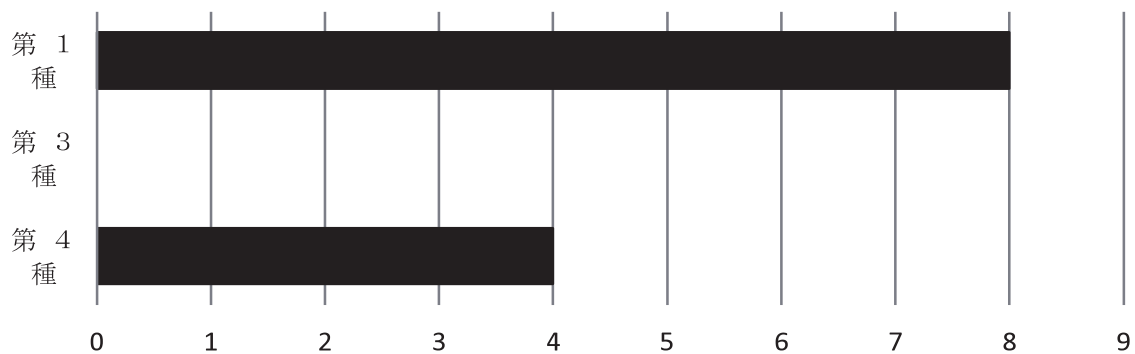
(単位: 件、人)

区 分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
総 件 数		23	20	18	18	12	17	10	13	14	12
死 亡 者		9	11	8	5	5	8	6	4	5	5
負 傷 者		10	4	8	52	1	9	2	2	3	2
J R	件 数	22	17	17	15	10	16	8	13	13	12
	死 亡 者	9	11	8	5	5	8	5	4	5	5
	負 傷 者	9	2	8	48	0	8	2	2	2	2
民 鉄	件 数	1	3	1	3	2	1	2	0	1	0
	死 亡 者	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	負 傷 者	1	2	0	4	1	1	0	0	1	0

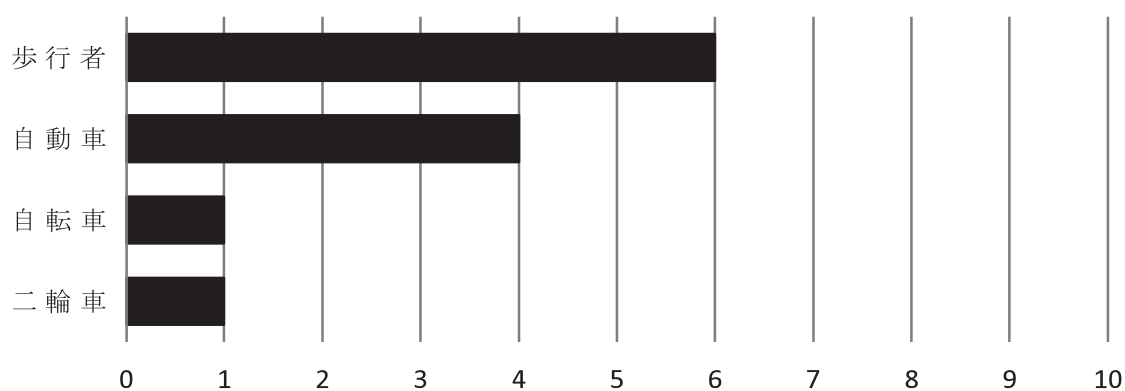
(注) 踏切事故は運転事故のうち、踏切に起因する列車脱線事故及び踏切障害事故を示す。

12. 踏切事故分類表（令和2年度）

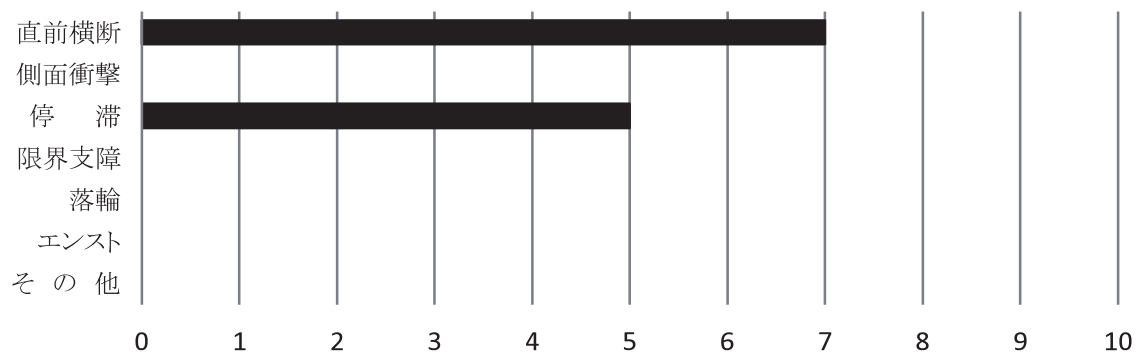
(1) 踏切道別



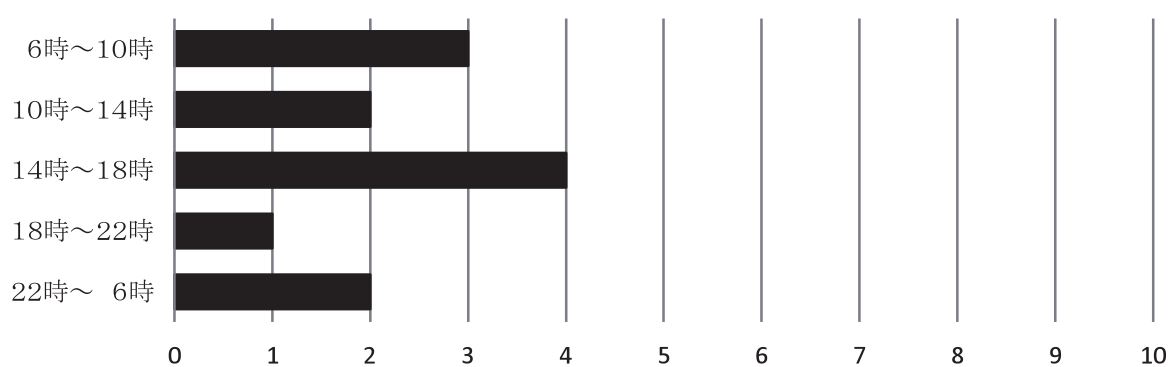
(2) 衝撃物別



(3) 原因別



(4) 時間帯別



13. 鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移（令和3年3月31日現在）

(1) 旅客会社・貨物会社（中国運輸局管内）

（単位：箇所）

種 別 \ 年度末	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
第 1 種	2,816	2,823	2,829	2,838	2,844	2,807	2,815	2,817
第 2 種	—	—	—	—	—	—	—	—
第 3 種	95	91	88	85	84	72	69	65
第 4 種	448	443	438	429	420	392	382	372
計	3,359	3,357	3,355	3,352	3,348	3,271	3,266	3,254

(2) 民 鉄

（単位：箇所）

種 別 \ 年度末	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
第 1 種	214	214	215	215	212	212	212	212
第 2 種	—	—	—	—	—	—	—	—
第 3 種	8	8	8	8	8	8	8	8
第 4 種	51	51	50	50	50	50	49	48
計	273	273	273	273	270	270	269	268

（注）踏切道の種別は、次の分類による。

第1種…自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過するすべての列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第2種…踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第3種…踏切警報機を設置しているもの。

第4種…その他

Ⅱ 索道関係

1. 索道事業者の概要

令和3年10月1日現在

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
普通索道	広島県	おのみちバス(株)	大崎多久司	尾道市東尾道 18-1	千光寺山	365	30	S31.9.10	S32.3.25	H26.1 変更
		広島観光開発(株)	井手ヶ原誠	広島市中区 東千田町2-9-29	宮島弥山 (紅葉谷)	1,102	8	S32.9.3	S34.3.31	
					〃(獅子岩)	524	30	S32.9.3	S34.3.31	
	島根県	瑞穂リゾート(株)	石井 寿夫	広島市西区南観音 7-16-15	阿佐山	2,064	4	S61.8.8	S61.12.23	H2.10変更 休止中
					〃(第2)	1,501	4	H23.4.18	H23.5.3	休止中
	山口県	(株)ユートピア・ マウンテンリゾート	木村 宏一	浜田市旭町市木 7600	三ツ石山	1,742	6	H3.3.27	H6.12.11	H6.9 変更 休止中
		下関市	前田晋太郎	下関市南部町1-1	火の山	438	31	S32.7.18	S33.4.1	
		錦川鉄道(株)	磯山 英明	岩国市錦町広瀬 7873-9	城山	412	30	S37.6.19	S38.3.17	H28.4 変更
	事業者数合計 6 者 基数合計 8 基 斜長合計 8,148m									
	特殊索道	(株) 恐 羅 漢	川本 泰生	山県郡安芸太田町 大字横川740-1	恐 羅 漢 (第1A線)	644	2	S57.6.22	S57.12.19	H3.10変更
					〃(第1B線)	637	2	S42.9.5	S42.12.24	H3.10変更
					〃(第2)	404	2	S45.9.9	S45.12.30	S63.8 変更
					〃(第3トリプル)	399	3	S57.6.22	S57.12.18	H8.10変更
					〃(カヤバタA)	794	2	S62.7.14	S62.12.14	
					〃(カヤバタB)	366	2	S63.9.1	S63.12.10	休止中
					〃(第1ペアB)	512	2	H4.9.28	H4.12.15	H8.8 変更
					〃(第1ペアA)	524	2	H4.9.28	H4.12.15	
					〃(第2ペア)	812	2	H4.9.28	H4.12.15	休止中
					〃(第3ペア)	782	2	H9.10.28	H9.12.13	
		(株) 芸 北	一ノ本達己	山県郡北広島町 中祖19	芸北国際 (トリプルA線)	467	3	H4.10.29	H4.12.26	} パラレル 休止中
					〃 (トリプルB線)	467	3	H4.10.29	H4.12.26	
					国際エクスプレス	730	4	H9.10.30	H9.12.6	休止中
					おーひら (第1)	904	2	S60.8.13	S60.12.21	〃
					おーひら エクスプレス	1,631	6	H9.11.25	H9.12.13	〃
					ユートピアサイオ (第1)	291	2	S61.9.16	S61.12.25	
					〃(第2)	633	3	S61.9.16	S61.12.25	H11.10変更
					〃(第3)	685	3	S61.9.16	S61.12.25	H11.10変更
					〃(第4)	682	3	S61.9.16	S61.12.25	H13.10変更
					〃(第5)	852	2	S61.9.16	S61.12.25	
					〃(第6)	274	2	H7.9.28	H7.12.1	
		(株) 比 婆 の 森	小笠原洋行	庄原市西城町油木 156-14	県民の森 (第2)	449	2	S62.10.12	S63.1.24	H16.9 変更 休止中
					〃(第3)	714	2	H2.10.9	H2.12.27	休止中

鉄道部編

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
特殊索道	広島県	道後山観光(株)	今田 実	庄原市西城町三坂73	道後山 (ロマンス)	1,088	2	H 7.10.27	H 7.12.25	
					〃 (月見ヶ丘ロマンス)	360	2	S 45.10. 9	S 45.12.29	H 8.12変更
		(株) B T M	山口 和男	庄原市西城町三坂5190-50	ドルフィンバレイ (第 1)	742	2	S 61.12. 2	S 62.12.27	休止中 H 25.11変更
					〃 (第 2)	721	2	S 62.12. 2	S 62.12.27	〃
					〃 (第 3)	750	2	S 62.12. 2	S 62.12.27	〃
					〃 (第 4)	566	3	S 62.12. 2	S 62.12.27	〃
					〃 (第 5)	290	2	H 4.12.10	H 4.12.23	〃
					猫 山 (第 1 ペア)	523	2	S 63.11. 2	S 63.12.18	H 25.11変更
					〃(第2ペア)	643	2	S 63. 9 . 1	S 63.12.18	〃
					〃(第3ペア)	836	2	S 63. 9 . 1	S 63.12.18	〃
					〃(第4ペア)	293	2	H 8.12.20	H 9. 1 .14	〃
		(株)エス・ティ・ユー	田辺 俊則	広島市安佐南区 安東7-14-1	八幡高原191 (第 1)	331	2	S 63. 9 . 1	S 63.12.21	
					〃 (第 2)	747	2	S 63. 9 . 1	S 63.12.21	
					〃 (第 3)	746	2	S 63. 9 . 1	S 63.12.21	
					〃 (第 4)	340	2	H 4.12. 1	H 5. 1 .17	
		(株)広島リゾート	中本 雅生	廿日市市栗栖508	女 鹿 平 (第 1)	655	2	H 10.10.21	H 11. 1 . 9	
					〃 (第 2)	451	2	H 10.10.21	H 11. 1 . 9	
					〃 (第 4)	177	2	H 11.11.22	H 11.12. 4	
					〃 (第 5)	597	2	H 16. 9 . 1	H 16.11.12	
					〃 (第6クワッド)	1,000	4	H 16.10.22	H 16.12.17	
					大 佐 (第1ロマンス)	390	2	S 49. 9 . 9	S 49.12.26	
					〃(第2ペア)	381	2	S 61. 9 .10	S 61.12.27	
					〃(第3ペア)	368	2	S 60. 9 .14	S 60.12.21	} パラレル
					〃(第4ペア)	375	2	S 60. 9 .14	S 60.12.21	
					〃 (第 7)	654	1	H 3.10. 4	H 3.12.24	} パラレル H 3.10変更
					〃 (第 8)	654	1	S 52.11.24	S 53. 1 .19	
		〃(第9ペア)	639	2	H 2. 7 . 2	H 3.12.24	休止中			
		事業者数合計	7 者	基数合計	50基	斜長合計	29,970m			

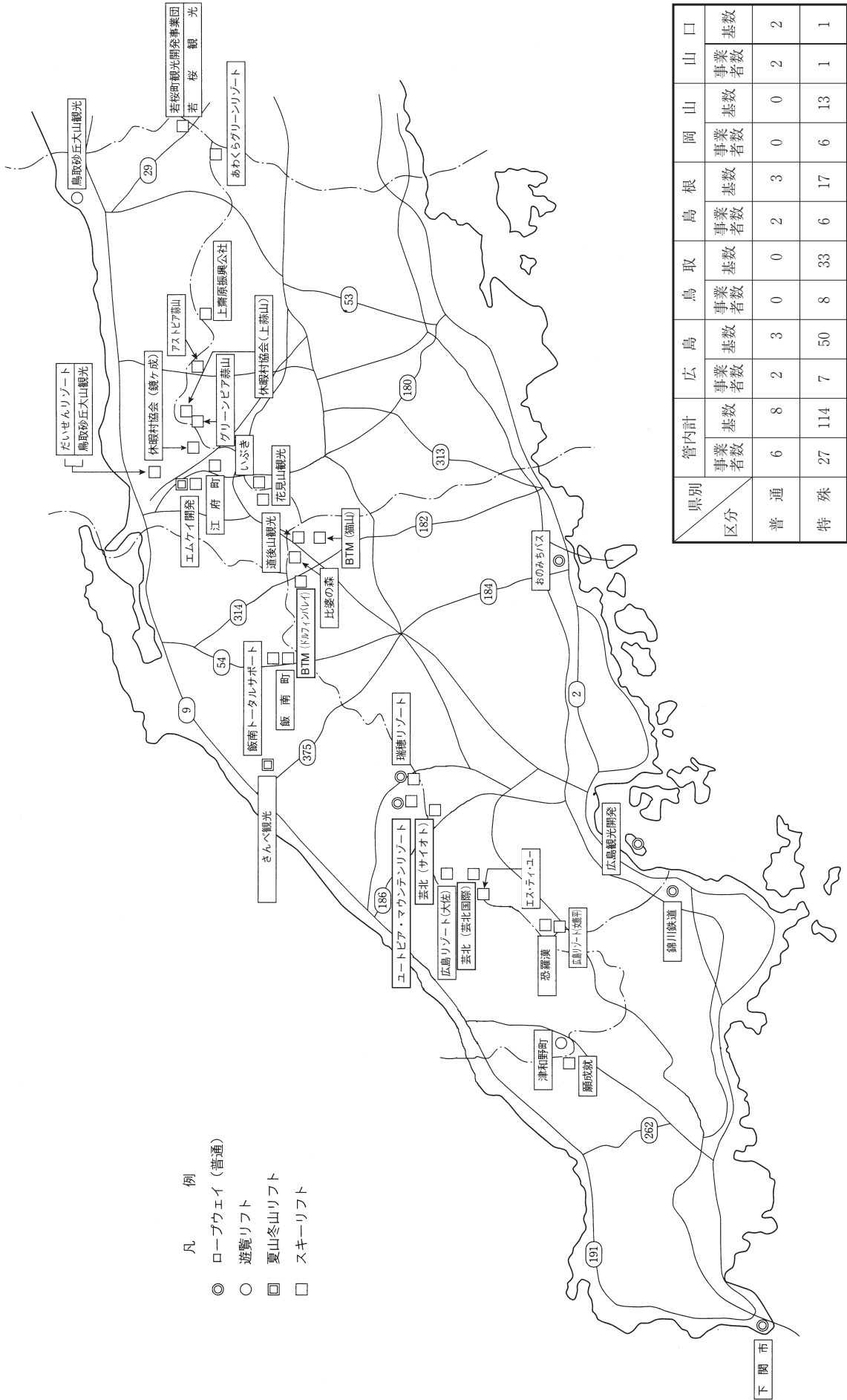
種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
特殊索道	鳥取県	(株) だいせん リゾート	澤 志郎	西伯郡大山町大山 136-2	だいせん ホワイトリゾート (N1号リフト)	239	3	S52.9.16	S52.12.27	H6.8 変更
					〃(N2号リフト)	401	3	H6.8.4	H6.12.21	休止中
					〃(N3号リフト)	412	3	S59.8.6	S59.12.23	H6.8 変更
					〃(N4号リフト)	626	2	H6.8.4	H6.12.18	
					〃 (U1号リフトA線)	508	2	H25.9.24	H25.12	休止中
					〃 (U1号リフトB線)	508	2	H25.9.24	H25.12	〃
					〃(U2号リフト)	747	3	H9.6.9	H10.1.2	〃
					〃(G1号リフト)	513	2	S63.9.1	S63.12.11	
					〃(G2号リフト)	540	2	H11.12.8	H11.12.23	
					〃(アクセス リフトA線)	147	2	S57.7.12	S57.12.19	S63.8 変更
					〃(アクセス リフトB線)	144	2	H11.12.8	H11.12.23	
		(一財)休暇村協会	河本 利夫	東京都台東区 東上野5-1-5	鏡ヶ成 (擬宝珠山第1)	200	2	S59.9.7	S59.12.16	H2.10 変更
					〃 (擬宝珠山第2)	350	1	H2.10.11	H2.12.24	休止中
		鳥取砂丘 大山観光(株)	澤 志郎	鳥取市福部町湯山 2083	鳥取砂丘 観光リフト	225	2	S37.11.10	S38.7.29	H9.3 変更
					だいせん ホワイトリゾート (K1号リフトA線)	392	2	S45.7.20	S45.12.26	S63.8 変更 休止中
					〃(K1号リフトB線)	394	2	S51.4.28	S51.12.19	S63.8 変更 休止中
					〃(K2号リフト)	570	2	H3.8.21	H3.12.20	休止中
					〃(K3号リフト)	880	2	H3.8.21	H3.12.20	〃
					〃(K4号リフト)	906	3	H29.8.25	H29.12.23	
		花見山観光(株)	松原 保昭	日野郡日南町 神戸上3084-10	花見山 (第3ペア)	833	2	S61.9.16	S61.12.20	休止中
					〃(第4ペア)	240	2	H4.11.19	H4.12.12	〃
		江府町	白石 祐治	日野郡江府町江尾 475	奥大山 (第1)	385	2	S57.9.2	S58.1.3	H4.11 変更 休止中
					〃(第2)	479	2	S57.9.2	S58.1.3	H13.6 変更 休止中
		エムケイ開発(株)	河上 貴一	西伯郡伯耆町大内 榑水高原1069-50	榑水高原 (第1)	285	1	S60.11.6	S60.12.28	休止中
					〃(第2)	558	2	S60.11.6	S60.12.28	} パラレル
					〃(第3)	499	2	H5.9.1	H5.12.23	
		(一財)若桜町 観光開発事業団	山根 勝	八頭郡若桜町 つく米635-13	若桜 (第1ペア)	457	2	S63.9.1	S63.12.18	
					〃(第2ペア)	824	2	H1.10.16	H1.12.17	
					〃(第3)	476	1	H1.10.16	H1.12.17	
					氷の山 (いぬわし第1)	545	1	S60.8.23	S60.12.15	パラレル
					〃 (いぬわし第2)	545	1	S60.8.23	S60.12.15	休止中
		若桜観光(株)	山根 政彦	八頭郡若桜町 つく米631-13	氷の山	418	2	S46.10.21	S46.12.20	H7.9 変更
		事業者数合計	8 者	基数合計	33基	斜長合計	15,793m			

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
特殊索道	島根県	さんべ観光(株)	水口 郷	大田市三瓶町志学ロ 1640-2	三瓶山 (ロマンス)	856	2	H 3.10.4	H 3.12.26	休止中
					〃 (第2ロマンス)	507	2	H 7.10.12	H 7.12.16	〃
					〃 (第3)	306	1	S 56.10.26	S 56.12.28	〃
		津和野町	下森 博之	鹿足郡津和野町 枕瀬218-18	津和野	333	1	S 46.5.4	S 46.9.22	
		瑞穂リゾート(株)	石井 寿夫	広島市西区南観音 7-16-15	阿佐山 (第1)	898	4	H 2.10.9	H 2.12.23	H 2.10変更 休止中
					〃 (第2)	783	4	H 9.11.25	H 10.1.7	休止中
					〃 (第3)	1,501	4	S 63.11.17	H 1.2.4	〃
					〃 (第4)	356	3	H 1.10.12	H 2.1.6	〃
					〃 (第5)	582	2	H 2.10.9	H 2.12.19	〃
					〃 (第6)	995	4	H 4.3.11	H 5.1.18	〃
		飯南町	山碕 英樹	飯石郡飯南町 下赤名890	赤名 (ロマンス)	421	2	S 63.9.5	H 1.1.28	休止中
		(株)飯南トータル サポーター	後藤 浩二	飯石郡飯南町 上赤名38-2	琴引 (第1)	303	2	H 1.10.12	H 3.12.21	H 3.10変更
					〃 (第2)	720	2	H 1.10.12	H 3.12.30	H 3.10変更
					〃 (第3)	673	2	H 1.10.12	H 3.12.30	
		(株)ユートピア・ マウンテン リゾート	木村 宏一	浜田市旭町市木 7600	アサヒテングストーン (第1)	940	2	H 3.3.27	H 7.1.2	H 6.9変更 休止中
					〃 (第2)	602	3	H 3.3.27	H 7.1.2	H 8.11変更 休止中
					〃 (第3)	1,013	2	H 3.3.27	H 7.1.2	H 6.9変更 休止中
		事業者数合計	6 者	基数合計	17基	斜長合計	11,789 m			

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
特殊索道	岡山県	(一財)休暇村協会	河本 利夫	東京都台東区 東上野5-1-5	上 蒜 山 (ペアリフト)	569	2	H 8.10.14	H 8.12.10	休止中
		(株)あわくら グリーンリゾート	青木 秀樹	英田郡西栗倉村 影石418	大 (第2ペア)	291	2	S 62. 8. 21	S 63. 1. 10	H 25. 4 変更
		(株)アストピア蒜山	小谷 敏樹	真庭市蒜山上長田 2300-1	津 黒 高 原 (ペアリフト)	362	2	H 9.11.27	H 10. 1. 7	
		(株) い ぶ き	石田 堯庸	新見市上市699-1	い ぶ き (第1トリプル)	404	3	H 15.10.24	H 15.11.29	
					〃 (第2ペア)	207	2	H 15.10.24	H 15.11.29	
					〃 (第3ペア)	602	2	H 15.10.24	H 15.11.29	
		(一財)上齋原 振興公社	山崎 親男	苫田郡鏡野町 上齋原409	恩 原 高 原 パノラマ (第1ペア)	381	2	H 1.10. 5	H 1.12.31	
					〃 (第2ペア)	596	2	H 1.10. 5	H 1.12.31	
					〃 (第3ペア)	227	2	H 1.10. 5	H 1.12.31	
					レイクサイド (第1ペア)	358	2	H 7.10.12	H 7.12.23	人工 スキー場 休止中
		(株)グリーンピア 蒜 山	真田 善弘	真庭市蒜山上徳山 1380-6	〃 (第2ペア)	409	2	S 62.10.13	S 62.12. 6	休止中
					ひるぜんペアバレー (第1ペア)	555	2	H 9.11.28	H 9.12.24	
					ペアバレー 第2ペア	354	2	H 27. 8. 31	H 27.12.10	
		事業者数合計 6 者		基数合計 13基	斜長合計	5,315m				
	山口県	(株)願成就	金子 順一	山口市阿東 徳佐上2-95	十 種 ケ 峰 (第1ペア)	469	2	S 62. 9. 7	S 63. 2. 11	
		事業者数合計 1 者		基数合計 1 基	斜長合計	469m				
	事業者数合計 27者		基数合計 114基		斜長合計	63,336m				

2. 索道の位置図

(令和3年10月1日)



I 乗合・貸切・乗用関係

1. 旅客運送事業規模別事業者数

令和3年3月31日現在

事業種別	規模別	当該事業用車両数規模別事業者数										当該事業従業員数規模別事業者数										資本金規模別事業者数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		1人1車制個人タクシー					10両					30人					50人					100人					300人					1,000人					1,001人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		1人1車制個人タクシー	10両	30両	50両	100両	10両	30人	50人	100人	300人	1,000人	1,001人以上	10両	30人	50人	100人	300人	1,000人	1,001人以上	1人1車制個人タクシー	10両	30人	50人	100人	300人	1,000人	1,001人以上	1人1車制個人タクシー	10両	30人	50人	100人	300人	1,000人	1,001人以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
乗合	別	合計		別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別	乗合	別

(注) 複数の県の区域が存する事業者区分については、当該事業者の住所によることとした。
事業種別の乗用は、福祉輸送事業限定などの特殊な輸送を除く。
集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

２．輸送実績からみる乗合バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
広島県	28	94	2,065	15,269	101,363 (100)	99,721 (100)	26,693	263.3
	29	99	2,020	15,549	100,259 (99)	100,050 (100)	27,102	270.3
	30	98	1,968	15,687	96,334 (95)	96,569 (97)	26,468	274.8
	元	98	2,123	16,075	94,084 (93)	93,712 (94)	25,580	271.9
	2	105	2,318	16,519	77,401 (76)	67,260 (67)	17,083	220.7
鳥取県	28	6	360	5,649	20,693 (100)	6,161 (100)	3,477	168.0
	29	6	353	5,799	20,695 (100)	6,183 (100)	3,468	167.6
	30	6	350	5,777	20,591 (100)	6,160 (100)	3,538	171.8
	元	5	332	5,599	19,815 (96)	6,198 (101)	3,326	167.9
	2	5	319	4,477	12,893 (62)	4,625 (75)	1,185	91.9
島根県	28	48	551	7,370	23,129 (100)	8,022 (100)	4,387	189.7
	29	51	476	7,467	22,276 (96)	7,867 (98)	4,420	198.4
	30	48	498	7,664	23,162 (100)	7,928 (99)	4,482	193.5
	元	48	467	7,178	23,259 (101)	7,823 (98)	4,308	185.2
	2	48	450	7,130	18,625 (81)	5,623 (70)	2,132	114.5

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
岡山県			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
	28	48	1,020	9,302	37,132 (100)	28,482 (100)	7,674	206.7
	29	51	986	9,448	36,778 (99)	28,185 (99)	7,605	206.8
	30	48	979	10,982	34,988 (94)	28,605 (100)	7,346	210.0
	元	48	1,066	9,380	36,739 (99)	28,659 (101)	7,637	207.9
山口県	2	50	1,023	9,308	28,136 (76)	19,957 (70)	4,290	152.5
	28	39	998	5,384	41,135 (100)	25,784 (100)	5,674	137.9
	29	41	993	5,395	39,770 (97)	25,045 (97)	5,733	144.2
	30	43	954	5,706	40,329 (98)	24,132 (94)	5,728	142.0
	元	42	857	5,227	38,071 (93)	23,311 (90)	5,451	143.2
管内計	2	43	1,000	5,007	30,924 (75)	18,035 (70)	3,801	122.9
	28	232	4,994	42,974	223,452 (100)	168,170 (100)	47,905	214.4
	29	245	4,828	43,658	219,778 (98)	167,330 (100)	48,328	219.9
	30	240	4,749	45,816	215,404 (96)	163,394 (97)	47,562	220.8
	元	238	4,839	43,468	212,185 (95)	159,858 (95)	46,393	218.6
	2	248	5,110	42,441	167,979 (75)	115,500 (69)	28,491	169.6

(注) 1. () 内は指数 (25年度100)

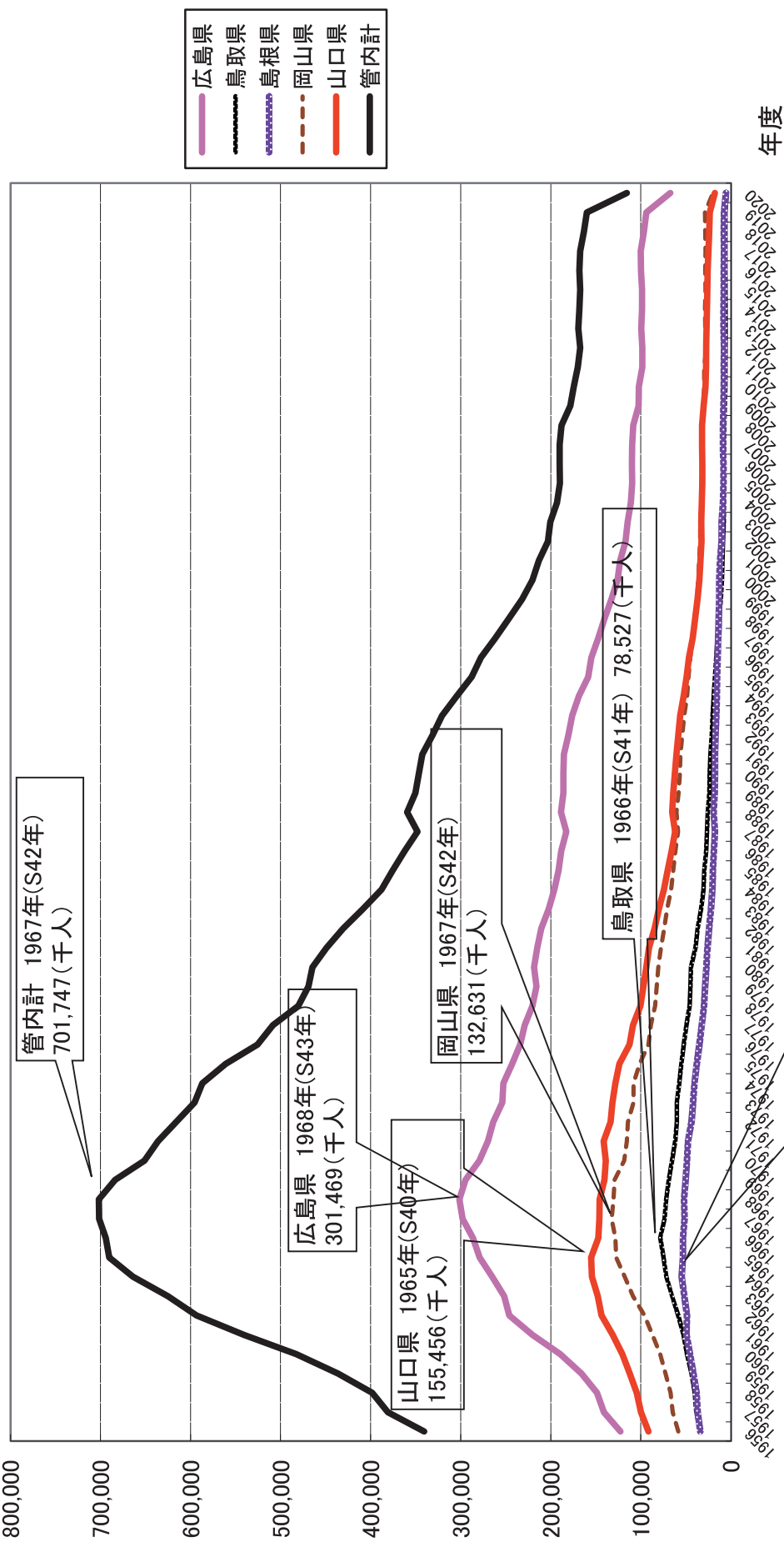
2. 事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。

(中国J Rバス(株)が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)

3. 集計対象は輸送実績報告対象者としている。

3. 乗合バス輸送人員の推移

輸送人員(千人)



4．輸送実績からみる貸切バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	一事業者当たり保有車両数	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入	県別	年度別	事業者数	車両数	一事業者当たり保有車両数	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入	県別
広島県	27	118	1,227	10.4	千キロ 27,059 (100)	千人 5,354 (100)	百万円 9,645	円 356.4	岡山	27	95	892	9.4	千キロ 25,981 (100)	千人 3,413 (100)	百万円 9,502	円 365.7	山口県
	28	117	1,235	10.6	29,168 (108)	6,210 (116)	11,036	378.4		28	93	895	9.6	26,122 (101)	3,841 (113)	9,735	372.7	
	29	114	1,241	10.9	28,206 (104)	5,872 (110)	11,085	393.0		29	92	893	9.7	22,454 (86)	3,044 (89)	8,447	376.2	
	30	112	1,279	11.4	29,532 (109)	6,555 (122)	12,742	431.5		30	88	862	9.8	22,231 (86)	3,657 (107)	9,205	414.1	
	元	111	1,233	11.1	24,398 (90)	5,467 (102)	11,226	460.1		元	87	845	9.7	21,840 (84)	3,259 (95)	8,835	404.5	
鳥取県	2	103	1,175	11.4	10,099 (37)	2,798 (52)	4,988	493.9	山口県	2	79	734	9.3	7,050 (27)	1,209 (35)	2,952	418.7	管内
	27	17	214	12.6	6,023 (100)	789 (100)	2,191	363.8		27	60	475	7.9	13,102 (100)	1,813 (100)	5,232	399.3	
	28	17	209	12.3	5,642 (94)	751 (95)	2,056	364.4		28	62	478	7.7	11,722 (89)	1,670 (92)	4,927	420.3	
	29	17	217	12.8	5,806 (96)	787 (100)	2,125	366.0		29	59	472	8.0	10,557 (81)	1,905 (105)	4,552	431.2	
	30	17	213	12.5	5,891 (98)	698 (88)	2,104	357.2		30	57	453	7.9	10,261 (78)	1,450 (80)	4,533	441.8	
島根県	元	16	209	13.1	5,285 (88)	642 (81)	1,897	358.9	管内	元	56	439	7.8	9,482 (72)	1,380 (76)	4,150	437.7	県内
	2	13	184	14.2	1,319 (22)	262 (33)	653	495.1		2	53	412	7.8	2,824 (22)	487 (27)	1,459	516.6	
	27	44	317	7.2	8,915 (100)	1,689 (100)	3,216	360.7		27	331	3,125	9.4	81,080 (100)	13,058 (100)	29,786	367.4	
	28	44	343	7.8	9,107 (102)	1,889 (112)	3,694	405.6		28	330	3,160	9.6	81,761 (101)	14,361 (110)	31,448	384.6	
	29	44	341	7.8	8,672 (97)	1,847 (109)	3,582	413.1		29	323	3,164	9.8	75,695 (93)	13,455 (103)	29,791	393.6	
県	30	42	325	7.7	7,711 (86)	1,763 (104)	3,072	398.4	計	30	313	3,132	10.0	75,626 (93)	14,123 (108)	31,656	418.6	2
	元	40	318	8.0	8,569 (96)	1,686 (100)	3,093	361.0		元	307	3,044	9.9	69,574 (86)	12,434 (95)	29,201	419.7	
	2	41	301	7.3	2,909 (33)	1,064 (63)	1,400	481.3		2	286	2,806	9.8	24,201 (30)	5,820 (41)	11,452	473.2	

- (注) 1. () は指数 (27年度：100)
2. 事業者数の管内計について、県別の合計から▲3 している。
(中国 J R バス㈱が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)
3. 集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

5. 乗合事業者等に対する補助金の交付状況

(1) 令和2年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県 別	地域間幹線系統 確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金 額	車両数	金 額	
広島県	48	349,119	76	91,906	441,025
鳥取県	25	174,819	63	83,901	258,720
島根県	20	107,087	36	45,893	152,980
岡山県	18	113,871	11	17,024	130,895
山口県	39	342,497	64	89,352	431,849
合 計	150	1,087,393	250	328,076	1,415,469

(2) 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県 別	地域内フィーダー 系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金 額	車両数	金 額	
広島県	70	95,850	6	9,043	104,893
鳥取県	10	11,904	2	795	12,699
島根県	11	16,832	0	0	16,832
岡山県	39	75,817	5	5,073	80,890
山口県	59	65,322	0	0	65,322
合 計	189	265,725	13	14,911	280,636

(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額

※令和2年度完了事業分

バリアフリー化設備等整備事業（自動車）

単位：円

事 業 内 容	事業者数	車両数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
ノンステップバスの導入	3	18	広島市・下関市	412,694,000	24,998,000
福祉タクシー	26	58	広島市、岡山市他	178,464,479	35,200,000
合 計				591,158,479	60,198,000

(4) 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）

単位：千円

県 別	事業者数	国庫補助金額
広島県	19	306,849
鳥取県	2	59,439
島根県	7	85,608
岡山県	12	104,551
山口県	6	119,460
合 計		675,907

(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額

※令和2年度完了事業分

交通サービスインバウンド対応支援事業

単位：円

事業内容	事業者数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
バスロケーションシステムの導入	1	広島市・廿日市市	13,296,400	4,431,000
多言語翻訳機・非常用電源の導入	1	広島市	1,010,500	412,000
多言語運賃表示器の導入	1	広島市	10,230,000	3,410,000
I Cカードシステムの導入	1	山口市・光市他	95,000,000	31,666,000
合 計			119,536,900	39,919,000

(6) 観光振興事業費補助金交付額

※令和2年度完了事業分

公共交通利用環境の革新等事業

事業内容	事業者数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
I Cカードシステムの導入	2	下関市・岡山市他	467,544,480	155,848,000
合 計			467,544,480	155,848,000

(7) 自動車環境総合改善対策費補助金交付額

※令和2年度完了事業分

低公害車の導入

単位：円

事業内容	事業者数	車両数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
優良ハイブリッドバス	1	1	広島市	28,800,000	1,693,000
合 計		1		28,800,000	1,693,000

自動車
交通部編

6. 乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性

令和3年度

県 別	従業員数 (人)	車 両 数 (両)	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	延実働車両 (日車)	営業収入 (百万円)	実働1日1車当たり		走行1km 当たり 営業収入 (円)	従業員1人 1ヶ月当たり 営業収入 (円)
								営業収入 (円)	実車キロ (km)		
広島県	2,879	1,566	61,821	66,330	56,023	401,049	15,025	37,465	139.69	93.14	434,914
鳥取県	437	298	4,595	12,579	10,502	67,395	1,172	17,385	155.82	104.74	223,426
島根県	444	296	4,972	15,162	13,285	78,606	1,588	20,202	169.01	154.58	298,041
岡山県	855	608	19,436	24,656	19,818	145,723	3,811	26,154	136.00	127.34	371,469
山口県	925	636	17,664	28,466	24,323	173,121	3,625	20,938	140.50	171.35	326,555
管内計	5,540	3,404	108,487	147,192	123,951	865,894	25,221	29,127	143.15	171.35	379,378

※平成21年度より車両数30両以上の事業者を対象に集計することとした。
中国ジェイアールバス株式の実績は各県（広島県・島根県・山口県）へ振り分けている。
なお、岡山県の中国ジェイアールバス株式の実績については車両数が30両以上ではないため含まれていない。

7. 高速バス（都市間バス）の運行状況

令和3年4月1日現在

（北陸方面）

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島・岡山～福井・金沢・富山線	百万石ドリーム広島号	707.2	1.0	11：19	H31.4.1

（関東・中部方面）

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～東京	ニューブリーズ	831.1	1.0	11：45	H15.12.12
2	広島・岡山～横浜・東京線	ドリーム岡山・広島号	856.0	1.0	12：56	H29.3.31
3	広島～東京	WILLER EXPRESS	817.7	1.5	12：20	H26.7.31
4	広島～東京	O.T.B.LINER	812.3	1.0	12：30	H25.8.1
5	広島～東京	JAMJAM LINER	969.7	1.0	12：50	H25.8.1
6	三原・尾道・福山～東京	エトワールセト	775.4	1.0	11：15	H1.4.20
7	広島・福山・岡山～横浜	メーブルハーバー	819.9	1.0	12：40	H9.12.26
8	広島・福山～東京	ドリームスリーパー	832.9	1.0	12：10	H24.8.29
9	広島・三次～名古屋	広島ドリーム名古屋号	545.2	1.0	8：55	H1.9.8
10	鳥取～横浜・東京		697.1	1.0	12：00	H26.9.4
11	出雲・松江～東京	スサノオ	826.5	1.0	13：06	S63.12.21
12	出雲・松江・米子～名古屋	出雲・松江・米子ドリーム名古屋号	533.9	1.0	8：35	H16.9.10
13	出雲・松江・米子～東京	WILLER EXPRESS	800.3	1.0	13：05	H25.8.1
14	出雲・松江・米子～横浜・東京	キラキラ号	864.8	1.0	14：30	H26.9.1
15	出雲・松江・米子～東京	O.T.B.LINER	802.4	1.0	13：30	H29.2.10
16	岡山・津山～東京・横浜	ルブラン	734.5	2.0	11：40	H2.3.22
17	倉敷・岡山・津山～東京	ルミナス	716.0	1.0	12：05	H2.3.22
18	倉敷・岡山・津山～東京	マスカット	716.0	1.0	12：05	H2.3.22
19	倉敷・岡山～東京	ままかりライナー	702.1	1.0	11：10	H22.3.15
20	倉敷・岡山～横浜・東京	グランドリーム号	728.7	1.0	12：23	H15.4.25
21	倉敷・岡山～東京	キラキラ号	678.6	1.0	10：25	H26.9.1
22	倉敷・岡山～東京	KB LINER	734.6	1.0	10：40	H25.8.1
23	倉敷・岡山～名古屋	リョービエクスプレス	348.4	2.0	5：50	H9.7.18
24	倉敷・岡山～東京・千葉	WILLER EXPRESS	692.5	1.5	11：40	H25.8.1
25	福山・倉敷・岡山～東京	JAMJAM LINER	747.0	1.0	11：21	H27.3.1
26	岡山・姫路・神戸～横浜・東京		701.3	1.0	11：40	H27.5.7
27	萩・防府・岩国～東京	萩エクスプレス	1,001.5	1.0	14：29	H5.4.24
28	広島～横浜・東京・千葉		870.0	1.0	13：00	R2.8.3
29	出雲・松江・米子～横浜・東京・千葉		866.5	1.0	14：10	R2.8.3

（近畿方面）

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～神戸	神戸エクスプレス/ハーバーライナー	313.2	2.0	4：02	H13.7.20
2	広島～大阪・京都	グラン昼特急号/グランドリーム号	339.3	4.0	5：28	H14.7.20
3	広島～大阪・京都	青春昼特急号/青春ドリーム号	381.1	3.0	6：27	H16.8.1
4	広島～神戸・大阪・京都	WILLER EXPRESS/STAR EXPRESS	391.3	2.0	7：20	H25.8.1
5	広島～大阪・京都	WILLER EXPRESS	377.6	8.0	7：10	H26.7.31
6	三次・新見～大阪	広島みよしワインライナー	305.7	4.0	4：45	S59.5.1
7	新見～大阪		234.7	2.0	3：48	H3.7.25
8	尾道・府中・福山～大阪	びんごライナー	264.4	3.0	5：28	H7.12.15
9	世羅・尾道・府中・福山～神戸	神戸ライナー	244.7	2.0	4：46	H10.7.24
10	神辺・井原・笠岡～大阪	カブトガニ号	252.5	2.0	4：45	H25.3.16
11	広島・福山～大阪	JAMJAM LINER	358.0	1.0	8：45	H28.12.22
12	鳥取～神戸・大阪	ビッグバード	207.6	19.0	3：45	S50.11.1
13	倉吉～神戸・大阪	ビッグバード	238.3	10.0	4：45	S63.10.19
14	米子～神戸・大阪	ビッグバード	258.9	18.0	3：50	S56.7.7
15	米子～神戸	ビッグバード	246.5	5.0	3：35	H7.2.28
16	鳥取～京都	鳥取エクスプレス京都号	211.7	2.0	3：26	H2.9.11
17	米子～京都	米子エクスプレス京都号	281.7	3.0	4：40	H9.7.1
18	鳥取～姫路	プリンセスバード号	125.7	4.0	2：29	H22.3.24
19	出雲・松江～大阪	くにびき	324.6	12.5	5：35	H1.4.20
20	津和野・益田・浜田～大阪	津和野エクスプレス	503.3	1.0	9：00	H3.12.7
21	江津・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	416.5	1.0	6：31	H14.12.21
22	益田・浜田～大阪	浜田道エクスプレス	439.2	1.0	7：01	H15.10.3
23	出雲・松江～神戸	ポートレイク	310.1	3.0	5：17	H13.7.18
24	出雲・松江～京都	出雲エクスプレス京都号	347.8	2.0	5：50	H14.10.18
25	津山～大阪	中国ハイウェイバス	164.2	2.0	3：04	S50.11.1
26	玉野・倉敷・岡山～大阪	リョービエクスプレス	221.1	10.0	4：30	H1.12.1
27	岡山～大阪	吉備エクスプレス号	189.2	12.0	3：40	H12.8.10
28	倉敷・岡山～神戸	ハーバープリンス/ハーバーライナー	183.0	2.0	3：50	H6.9.1
29	岡山～神戸	リョービエクスプレス	164.0	2.0	2：45	H20.2.1
30	倉敷・岡山～京都	京都エクスプレス	223.9	7.0	4：12	H13.10.27
31	岡山～関西国際空港	関空リムジンバス	222.4	7.0	3：35	H19.4.20
32	萩・防府・岩国～神戸・大阪・京都	カルスト	579.9	1.0	13：23	R2.8.2
33	広島駅北口・岡山駅西口～難波～りんくうタウン		607.3	2.0	7：00	R2.12.17

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

*印については、高速バスの輸送実績には含まない

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(四国方面)

No	路 線 名	愛 称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年 月 日
1	広島～今治	しまなみライナー	147.8	3.0	2 : 55	H11. 5. 2
2	福山～今治	しまなみライナー	76.7	16.0	1 : 30	H11. 5. 2
3	福山・尾道～松山	キララエクスプレス	140.9	4.0	3 : 00	H11. 5. 2
4	広島～高知	土佐エクスプレス	291.8	2.0	4 : 46	H12. 7. 20
5	広島～徳島	あわひろしま号	277.4	2.0	4 : 25	H14.12.21
6	広島～高松	高松エクスプレス広島号／瀬戸内エクスプレス	216.5	5.0	3 : 34	H12.12.15
7	岡山～高知	龍馬エクスプレス	168.8	9.0	2 : 33	H 4. 2. 8
8	岡山～松山	マドンナエクスプレス	204.6	6.0	3 : 22	H 6.11.17
9	岡山・倉敷～徳島	リョービエクスプレス	161.6	3.0	2 : 35	H15. 4. 25

(九州方面)

No	路 線 名	愛 称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年 月 日
1	福山・広島～小倉・福岡	広福ライナー	284.0	10.0	4 : 32	H14. 5. 31
2	鳥取・倉吉・米子～小倉・福岡	大山号	582.3	1.0	10 : 40	H 3. 9. 18
3	松江・出雲～小倉・福岡	出雲ドリーム博多号	484.7	1.0	8 : 52	H 2. 8. 2
4	岡山・倉敷～小倉・福岡	ベガサス	452.0	1.0	9 : 12	H 1. 4. 1
5	山口・宇部～福岡	福岡・山口ライナー	185.0	7.0	3 : 55	H13.10.19
6	下関～福岡	ふくふく天神号	98.9	14.0	1 : 40	H13. 3. 1
7	下松・周南・防府～福岡	福岡・防府・周南ライナー	216.9	2.0	3 : 58	H15. 3. 20

(中国地方)

No	路 線 名	愛 称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年 月 日
1	広島～倉吉・鳥取	メリーバード	295.6	2.0	5 : 30	S63.12.21
2	広島～米子	メリーバード	202.2	7.0	3 : 33	H 1. 9. 27
3	広島～松江	グランドアロー	179.3	18.0	3 : 18	S61. 5. 22
4	広島～松江	玉造温泉号	178.1	1.0	3 : 20	H26. 7. 18
5	広島～出雲	みこと	166.0	9.0	3 : 11	H 3. 5. 21
6	広島～浜田	* いさりび	102.6	13.0	2 : 13	H 3.12. 8
7	広島～戸河内・美郷～益田	* 新広益線	122.9	2.0	2 : 50	H 6. 5. 24
8	広島～六日市・日原～益田	* 広益線	148.7	6.0	3 : 18	H 7. 4. 28
9	広島～大田	* 石見銀山号	121.0	2.0	3 : 04	H19. 4. 16
10	広島～岡山	サンサンライナー	162.4	10.0	2 : 32	H14. 3. 16
11	広島～徳山		98.3	7.0	1 : 40	H11. 2. 16
12	広島～徳山・防府		121.3	2.0	2 : 25	H 9. 5. 16
13	広島～防府・湯田		145.3	3.0	3 : 03	S62.10. 2
14	広島～柳井・田布施		87.5	5.0	1 : 36	H14.10. 1
15	広島～岩国		57.7	15.0	1 : 16	H17.12.22
16	岡山～米子・松江・出雲	ももたろうエクスプレス	216.0	9.0	3 : 58	H 9. 3. 16
17	岡山～倉吉	新倉吉街道エクスプレス	130.7	2.0	2 : 30	H16.12.18

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

*印については、高速バスの輸送実績には含まない

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(同一県内)

No	路 線 名	愛 称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年 月 日
1	広島～福山	ローズライナー	109.4	34.0	1：55	H 6. 3. 21
2	広島～府中・平成大学	リードライナー	101.3	16.0	2：04	H 7. 4. 26
3	広島～尾道・因島	フラワーライナー	113.2	13.0	2：20	H 8. 3. 18
4	広島～甲山・甲奴	ピースライナー	106.3	4.0	2：03	H 8. 7. 11
5	福山～因島	シトラスライナー	51.5	15.0	1：07	H 9. 10. 7
6	広島～三次・庄原・東城	*	139.4	20.5	2：48	S 63. 8. 22
7	広島～三段峡	*	59.8	4.0	1：15	S 60. 3. 21
8	広島～東広島	グリーンフェニックス	44.9	16.5	1：01	H 27. 3. 14
9	広島～竹原	*	61.2	17.0	1：25	H 3. 4. 25
10	呉～豊島	*	52.3	11.0	1：41	H 20. 11. 18
11	広島～豊島	*	74.1	4.0	2：39	H 20. 11. 18
12	岡山～津山	岡山エクスプレス津山号	62.5	4.0	1：50	H 25. 12. 1
13	岡山～勝山	*	84.8	4.0	1：55	H 9. 4. 1
14	下関～宇部	*	65.3	8.0	1：15	H 14. 11. 1
15	山口～萩	スーパー萩号	51.5	6.0	1：10	H 28. 1. 11
16	三次～福山線	きんさいライナー	78.9	2.0	1：50	H 30. 8. 9

注：ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

*印については、高速バスの輸送実績には含まない

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(管外)

No	路 線 名	愛 称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年 月 日
1	高知・岡山～東京	O.T.B.LINER	801.1	1.0	12：40	H 25. 8. 1
2	福岡・山口～東京	O.T.B.LINER	1,102.6	1.0	15：30	H 25. 8. 1
3	福岡・広島～愛知	ロイヤルエクスプレス	820.7	1.0	12：50	H 25. 8. 1
4	糸島・福岡・山口～兵庫・大阪・京都		713.1	2.0	12：00	R 2. 4. 28
5	福岡・広島～兵庫・大阪		641.6	1.0	10：30	R 2. 10. 21

注：ここに掲載している高速バスは、中国局管外に起終点を置き、中国局管内に停車する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

8. 貸切バス事業の運賃料金

(1) 運賃・料金

運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

		上 限 額	下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1 kmあたり)	大型車	210円
		中型車	180円
		小型車	150円
賃	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	7,230円
		中型車	6,100円
		小型車	5,240円
料	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1 kmあたり)	40円
		時間制料金 (1時間あたり)	2,770円
		深夜早朝運行料金 (時間制料金)の2割増以内	30円
金	特殊車両割増料金	運賃の5割増以内	

(2) 運賃の割引

割引の種類	割引率
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体	3割引
学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く。）に通学または通園する者の団体	2割引

(3) 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。
- (2) 時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(4) 運賃の計算方法

時間制運賃とキロ制運賃を合算した額

(1) 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。

ただし、走行時間3時間未満の場合は、3時間として計算。

(2) キロ制運賃

走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額。

(注) 1. 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間、交替運転者配置料金が含まれた場合適用する。

(注) 2. 車種区分

大型車・中型車・小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車…車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上

中型車…大型車・小型車以外のもの

小型車…車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

(注) 3. 公示年月日 26.3.27

(注) 4. 適用年月日 26.4.1

9. 乗合バス事業における交通バリアフリー対応車両の導入状況

令和3年3月31日現在

県別	年度別	導入事業者数	全車両数	移動円滑化基準適合車両				計	国土交通省補助金交付対象車両		備考
				ノンステップバス	その他の低床バス	合	計		ノンステップバス	その他の低床バス	
広島県	28	35	1,959	491	25.1%	543	27.7%	1,034	41	4	
	29	35	1,989	556	28.0%	555	27.9%	1,111	41	0	
	30	36	1,948	566	29.1%	520	26.7%	1,086	31	0	
	元	36	1,886	593	31.4%	542	28.7%	1,135	34	0	
	2	30	1,775	669	37.7%	553	31.2%	1,222	24	0	
鳥取県	28	2	315	143	45.4%	35	11.1%	178	10	0	
	29	2	313	153	48.9%	33	10.5%	186	12	0	
	30	2	309	162	52.4%	29	9.4%	191	11	0	
	元	2	307	171	55.7%	26	8.5%	197	11	0	
	2	2	300	179	59.7%	22	7.3%	201	11	0	
島根県	28	6	356	122	34.3%	31	8.7%	167	11	0	
	29	7	352	138	39.2%	29	8.2%	167	5	0	
	30	8	359	150	41.8%	24	6.7%	174	7	0	
	元	8	388	160	41.2%	25	6.4%	185	9	0	
	2	8	340	171	50.3%	18	5.3%	189	6	0	
岡山県	28	11	695	93	13.4%	206	29.6%	299	6	0	
	29	11	708	103	14.5%	211	29.8%	314	4	0	
	30	11	696	122	17.5%	233	33.5%	355	4	0	
	元	10	690	142	20.6%	235	34.1%	377	5	0	
	2	10	623	131	21.0%	231	37.1%	362	2	0	
山口県	28	6	690	320	46.4%	60	8.7%	416	14	0	
	29	6	682	345	50.6%	71	10.4%	416	11	0	
	30	6	688	350	50.9%	56	8.1%	406	12	0	
	元	6	731	386	52.8%	104	14.2%	490	13	0	
	2	7	674	393	58.3%	101	15.0%	494	12	0	
管内計	28	60	4,015	1,169	29.1%	875	21.8%	2,044	82	4	
	29	61	4,044	1,295	32.0%	899	22.2%	2,194	73	0	
	30	63	4,000	1,350	33.8%	862	21.6%	2,212	65	0	
	元	63	4,002	1,452	36.3%	932	23.3%	2,384	72	0	
	2	57	3,712	1,543	41.6%	925	24.9%	2,468	55	0	

(注) バリアフリー対応車両とは、地上面から床面までの高さが65cm以下のスロープ付車両で、車椅子スペースなどの設備が備えられているもの。
バリアフリー法に基づき基本方針において令和3年度からおおむね5年間を目標期間として、適用除外認定車両を除いた全車両数に占めるノンステップバスの割合を80%へ引き上げることを目標とする。

Ⅱ ターミナル関係

１．一般バスターミナルの現況

令和３年10月１日現在

事業者名	ターミナルの名称	位置	資本金 百万円	境域面積 (建物面積) 平方米	規模 ホーム 発着	供用開始 年月日	乗入会社	使用料金	年度	1日当たり発着回数	
										発	着
株式会社 広島バスセンター	広島バスセンター	広島市中区 基町 6－27	588.9	13,474.7 (11,395.6)	11 発着	S 34.12.25 新施設 S 49.10.10	広島電鉄株式会社 他29社	50km未満 50km以上150km未満 180 150km以上 250 ※消費税別途加算	27	1,483	1,502
									28	1,483	1,502
									29	1,470	1,490
									30	1,236	1,243
									元	1,380	1,388
美 称 口 (山 県)	秋芳洞観光 センター	山口県美称市 秋芳町秋吉 3506－2	－	4,606.9 (410.1)	3	S 41. 1. 1	防長交通株式会社 中国J Rバス株式会社 船木鉄道株式会社	44	2	1,239	1,247
									27	62	60
									28	56	54
									29	49	48
									30	45	43
									元	40	39
									2	41	39

2. 専用バスターミナルの現況

令和3年3月31日現在

県 別	事 業 者 名	ターミナルの名称	位 置	境域面積	規 模
島 根 県	石 見 交 通 株 式 会 社	大田バスセンター	大田市大田町大田字大沢701-3	2,517 ^{m²}	ホーム 5
岡 山 県	両備ホールディングス株式会社	西大寺バスターミナル	岡山市東区西大寺上1丁目1-50	1,450	7
	宇 野 自 動 車 株 式 会 社	宇野バス表町バスセンター	岡山市北区表町2丁目3-18	3,011	5
山 口 県	防 長 交 通 株 式 会 社	萩バスセンター	萩市唐樋町11-2	425	3

Ⅲ ハイヤー・タクシー関係

１．ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移（１人１車制個人タクシーを除く。）

県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	１事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	１事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)
管内計	28	654	13,108	20.0	70,213 (100.0)	452,639 (100.0)	69,535 (100.0)	島根県	28	102	1,221	12.0	5,445 (100.0)	32,894 (100.0)	5,506 (100.0)
	29	639	12,960	20.3	68,399 (97.4)	439,587 (97.1)	67,288 (96.8)		29	101	1,213	12.0	5,153 (94.6)	31,583 (96.0)	5,271 (95.7)
	30	628	12,723	20.3	63,791 (90.9)	419,660 (92.7)	65,114 (93.6)		30	99	1,149	11.6	4,762 (87.5)	29,507 (89.7)	4,933 (89.6)
	1	617	12,473	20.2	60,281 (85.9)	392,351 (86.7)	60,299 (86.7)		1	98	1,127	11.5	4,312 (79.2)	27,406 (83.3)	4,593 (83.4)
	2	622	12,094	19.4	38,243 (54.5)	255,210 (56.4)	39,653 (57.0)		2	99	1,024	10.3	2,674 (49.1)	17,631 (53.6)	3,024 (54.9)
広島県	28	245	5,668	23.1	35,872 (100.0)	224,776 (100.0)	33,905 (100.0)	岡山県	28	154	3,153	20.5	12,218 (100.0)	89,575 (100.0)	14,361 (100.0)
	29	240	5,601	23.3	34,709 (96.8)	218,070 (97.0)	32,640 (96.3)		29	150	3,121	20.8	12,225 (100.1)	87,744 (98.0)	14,103 (98.2)
	30	234	5,543	23.7	31,971 (89.1)	206,951 (92.1)	31,443 (92.7)		30	150	3,070	20.5	11,503 (94.1)	83,847 (93.6)	13,823 (96.3)
	1	227	5,393	23.8	30,961 (86.3)	197,512 (87.9)	29,116 (85.9)		1	148	3,032	20.5	10,708 (87.6)	77,164 (86.1)	12,733 (88.7)
	2	233	5,282	22.7	19,780 (55.1)	132,788 (59.1)	19,975 (58.9)		2	148	2,962	20.0	6,635 (54.3)	53,152 (59.3)	8,638 (60.1)
鳥取県	28	30	706	23.5	3,841 (100.0)	25,368 (100.0)	3,914 (100.0)	山口県	28	123	2,360	19.2	12,837 (100.0)	80,026 (100.0)	11,849 (100.0)
	29	30	687	22.9	3,786 (98.6)	24,430 (96.3)	3,743 (95.6)		29	118	2,338	19.8	12,526 (97.6)	77,760 (97.2)	11,531 (97.3)
	30	29	671	23.1	3,519 (91.6)	22,885 (90.2)	3,562 (91.0)		30	116	2,290	19.7	12,036 (93.8)	76,471 (95.6)	11,353 (95.8)
	1	29	664	22.9	3,177 (82.7)	20,368 (80.3)	3,213 (82.1)		1	115	2,257	19.6	11,123 (86.6)	69,901 (87.3)	10,644 (89.8)
	2	29	624	21.5	2,051 (53.4)	13,642 (53.8)	2,055 (52.5)		2	113	2,202	19.5	7,103 (55.3)	37,997 (47.5)	5,961 (50.3)

(注) １．事業者数・車両数は福祉輸送事業限定事業者を除いた年度末の数を記載。() 内は指数〔平成28年度＝100〕
２．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【広島県】

（令和2年度）

営業 区域名	人口 住民登録 (人)	事業 者数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	※1,192,589	75	2,997	398	40	73	2,960	1,012,554	539,979	53.3	84,948	32,142	37.8	9,446	13,170	12,937,039	59.5	23,958	152.3
	内 ハイヤー	19	67	17,800	4	19	67	18,454	3,078	16.7	292	228	78.1	4	2	229,085	74.1	74,427	784.5
呉市 A	訳 タクシー	74	2,930	407	40	73	2,893	994,100	536,901	54.0	84,656	31,914	37.7	9,442	13,168	12,707,954	59.4	23,669	150.1
	※215,384	18	392	549	22	18	392	145,379	72,577	49.9	7,722	3,419	44.3	935	1,179	1,205,088	47.1	16,604	156.1
呉市 B	※1,631	2	3	544	2	1	3	1,095	200	18.3	4	2	50.0	1	1	694	10.0	3,470	173.5
竹原市	24,378	3	38	642	13	3	38	14,202	5,164	36.4	598	260	43.5	72	98	91,676	50.3	17,753	153.3
東広島市	188,969	18	260	727	14	17	260	89,341	51,244	57.4	7,221	2,864	39.7	565	824	992,325	55.9	19,365	137.4
三原市	91,759	13	110	834	8	13	110	40,724	22,368	54.9	2,557	1,205	47.1	324	439	437,778	53.9	19,572	171.2
尾道市	※133,549	10	195	685	20	9	176	63,803	32,910	51.6	3,605	1,508	41.8	406	569	531,673	45.8	16,155	147.5
福山交通圏	465,402	26	844	551	32	26	844	307,280	157,733	51.3	16,598	7,086	42.7	1,826	2,445	2,556,068	44.9	16,205	154.0
	内 ハイヤー	2	5	93,080	3	2	5	1,825	150	8.2	11	6	54.5	1	1	2,394	40.0	15,960	217.6
府中市	訳 タクシー	26	839	0	32	26	839	305,455	157,583	51.6	16,587	7,080	42.7	1,825	2,444	2,553,674	44.9	16,205	154.0
	37,864	4	85	445	21	4	85	32,503	17,379	53.5	1,768	765	43.3	189	250	271,378	44.0	15,615	153.5
三次市	50,852	13	88	578	7	12	88	31,789	15,807	49.7	1,562	638	40.8	168	229	236,904	40.4	14,987	151.7
庄原市	33,814	15	56	604	4	14	56	21,223	11,787	55.5	926	386	41.7	108	128	150,982	32.7	12,809	163.0
大竹市	26,587	3	53	502	18	3	53	19,345	10,692	55.3	963	391	40.6	191	180	154,275	36.6	14,429	160.2
	内 ハイヤー	1	1	26,587	1	1	1	365	245	67.1	5	3	60.0	1	1	5,238	12.2	21,380	1,047.6
江田島市	訳 タクシー	3	52	511	17	3	52	18,980	10,447	55.0	958	388	40.5	190	179	149,037	37.1	14,266	155.6
	21,862	7	40	547	6	7	40	14,600	7,842	53.7	715	287	40.1	79	111	103,641	36.6	13,216	145.0
安芸高田市	27,874	6	39	715	7	6	39	14,235	7,614	53.5	564	224	39.7	47	62	71,618	29.4	9,406	127.0
山県郡	18,073	10	43	420	4	10	43	14,978	7,992	53.4	662	260	39.3	49	81	93,708	32.5	11,725	141.6
世羅郡	8,211	4	29	283	7	4	29	10,484	4,360	41.6	375	159	42.4	26	36	54,526	36.5	12,506	145.4
神石郡	8,631	6	32	270	5	6	32	12,760	6,256	49.0	575	284	49.4	26	32	86,871	45.4	13,886	151.1
豊田郡	7,144	3	3	2,381	1	2	3	1,095	773	70.6	43	19	44.2	3	3	4,948	24.6	6,401	115.1
佐伯交通圏	39,336	5	45	874	9	5	45	15,240	7,994	52.5	924	350	37.9	96	122	125,732	43.8	15,728	136.1
宮島	1,482	1	3	494	3	1	3	1,055	728	69.0	48	26	54.2	15	23	11,124	35.7	15,280	231.8

(注) 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。(福祉輸送事業限定事業者を除く。)
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和3年3月31日現在）

2．営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【鳥取県】

（令和2年度）

営業 区域名	人 口 住民登録 （人）	事 業 者 数 （者）	車 両 数 （両）	1車当 り人口 （人）	1事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 （円）
						事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
鳥取交通圏	185,157	14	278	666	20	14	278	105,510	45,158	42.8	5,415	2,142	39.6	600	795	802,897	47.4	17,780	148.3
米子交通圏	146,680	9	202	726	22	9	202	79,701	40,892	51.3	5,399	2,294	42.5	634	882	859,893	56.1	21,028	159.3
倉吉交通圏	45,956	4	90	511	23	4	90	28,546	13,926	48.8	1,610	689	42.8	170	223	226,824	49.5	16,288	140.9
境港市	15,362	3	30	512	10	3	30	10,950	5,054	46.2	588	247	42.0	69	94	89,380	48.9	17,685	152.0
八頭郡	16,637	1	13	1,280	13	1	13	4,745	2,514	53.0	267	101	37.8	24	27	31,213	40.2	12,416	116.9
西伯郡	15,822	2	8	1,978	4	2	8	2,920	2,193	75.1	270	85	31.5	17	23	30,944	38.8	14,110	114.6
日野郡	4,350	1	3	1,450	3	1	3	1,095	772	70.5	94	41	43.6	6	7	14,178	53.1	18,365	150.8

【鳥根県】

松江市	199,889	21	369	542	18	21	369	154,211	65,492	42.5	6,303	2,414	38.3	661	960	1,083,206	36.9	16,540	171.9
浜田市	52,145	10	113	461	11	9	109	39,498	21,204	53.7	1,895	840	44.3	227	320	297,783	39.6	14,044	157.1
出雲市	174,708	13	238	734	18	13	238	93,374	44,937	48.1	4,215	1,797	42.6	405	597	744,223	40.0	16,561	176.6
益田市	45,265	4	72	629	18	4	72	27,605	17,654	64.0	1,816	734	40.4	221	308	332,742	41.6	18,848	183.2
大田市	33,624	8	48	701	6	7	48	16,149	8,496	52.6	757	303	40.0	81	107	124,510	35.7	14,655	164.5
安来市	37,512	5	31	1,210	6	5	31	11,740	5,105	43.5	491	209	42.6	52	79	84,192	40.9	16,492	171.5
江津市	22,837	7	32	714	5	6	33	12,170	5,637	46.3	540	196	36.3	66	85	85,367	34.8	15,144	158.1
雲南交通圏	36,861	8	43	857	5	8	43	15,770	6,236	39.5	476	196	41.2	46	62	81,822	31.4	13,121	171.9
仁多郡	12,078	3	10	1,208	3	3	10	3,650	1,952	53.5	202	83	41.1	14	17	33,608	42.5	17,217	166.4
邑智郡	10,282	7	21	490	3	7	21	8,394	3,183	37.9	211	92	43.6	13	15	35,405	28.9	11,123	167.8
鹿足郡	7,013	5	11	638	2	5	11	5,475	2,378	43.4	192	62	32.3	16	22	28,657	26.1	12,051	149.3
隠岐郡	13,666	14	36	380	3	14	36	18,303	8,669	47.4	610	268	43.9	67	102	108,151	30.9	12,476	177.3

（注）1．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4．人口は人口は自治体公表の数値（令和3年3月31日現在）

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【岡山県】

（令和2年度）

営業 区域名	人 口 住民登録 (人)	事 業 者 数 (者)	車 両 数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 (円)
						事業者数 (者)	車両数 (両)										実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
岡 山 市	707,981	29	1,583	447	55	29	1,525	502,441	242,334	48.2	28,191	10,960	38.9	2,895	3,442	4,521,541	45.2	18,658	160.4
倉敷交通圏	473,998	21	647	733	31	21	647	238,906	125,000	52.3	12,276	5,028	41.0	1,244	1,634	2,084,603	40.2	16,677	169.8
津 山 市	99,315	12	141	704	12	12	132	51,659	24,816	48.0	2,350	1,059	45.1	260	337	408,889	42.7	16,477	174.0
玉 野 市	57,579	6	78	738	13	6	78	26,827	12,522	46.7	1,084	451	41.6	112	151	187,051	36.0	14,938	172.6
笠 岡 市	46,886	5	48	977	10	5	48	15,680	5,922	37.8	692	331	47.8	85	109	124,880	55.9	21,087	180.5
井原交通圏	39,159	5	61	642	12	5	61	24,807	14,559	58.7	1,464	603	41.2	130	178	215,195	41.4	14,781	147.0
総 社 市	69,739	5	42	1,660	8	5	42	15,725	8,267	52.6	812	312	38.4	72	112	128,235	37.7	15,512	157.9
高 梁 市	29,001	3	29	1,000	10	3	29	10,362	5,990	57.8	648	296	45.7	75	87	116,413	49.4	19,435	179.6
新 見 市	28,194	9	32	881	4	9	32	11,166	5,144	46.1	371	176	47.4	38	60	70,821	34.2	13,768	190.9
備 前 市	34,003	7	21	1,619	3	7	21	8,339	3,861	46.3	344	168	48.8	38	46	62,846	43.5	16,277	182.7
赤磐交通圏	43,852	9	40	1,096	4	9	40	18,799	9,491	50.5	1,025	349	34.0	70	96	150,203	36.8	15,826	146.5
瀬 戸 内 市	36,909	7	45	820	6	7	45	16,579	9,791	59.1	800	364	45.5	54	94	111,927	37.2	11,432	139.9
美作交通圏	26,821	8	29	925	4	8	29	10,528	5,390	51.2	691	330	47.8	33	41	74,747	61.2	13,868	108.2
真庭交通圏	43,915	6	35	1,255	6	6	35	13,553	6,540	48.3	558	269	48.2	37	51	96,546	41.1	14,762	173.0
和 気 郡	13,735	3	17	808	6	3	17	6,570	2,207	33.6	221	105	47.5	20	25	37,925	47.6	17,184	171.6
浅口交通圏	33,836	7	57	594	8	7	57	21,418	7,356	34.3	674	260	38.6	75	96	99,530	35.3	13,530	147.7
加賀郡及び 岡山市建部町	10,780	6	21	513	4	6	21	7,942	3,629	45.7	342	126	36.8	62	22	45,999	34.7	12,675	134.5
苫 田 郡	12,652	3	9	1,406	3	3	9	3,652	1,433	39.2	136	55	40.4	11	14	20,750	38.4	14,480	152.6
勝 田 郡	11,001	1	6	1,834	6	1	6	1,470	505	34.4	44	18	40.9	4	5	7,240	35.6	14,337	164.5
久 米 郡	13,558	5	21	646	4	5	21	8,760	4,159	47.5	431	202	46.9	28	34	73,131	48.6	17,584	169.7

（注）1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和3年3月31日現在）

2．営業区域別ハイ・タク事業の概況（1人1車制個人タクシーを除く。）

【山口県】

（令和2年度）

営業区域名	人口 住民登録 （人）	事業者 数 （者）	車両数 （両）	1車当 り人口 （人）	1事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 （円）
						事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
下 関 市	256,400	20	506	507	25	20	506	183,714	102,186	55.6	10,771	4,044	37.5	1,273	1,736	1,640,849	39.6	16,057	152.3
宇 部 市	162,615	10	311	523	31	10	311	113,880	53,620	47.1	6,111	2,444	40.0	751	953	985,597	45.6	18,381	161.3
山 口 市	190,094	14	257	740	18	14	257	89,866	45,371	50.5	5,049	1,961	38.8	523	681	752,410	43.2	16,584	149.0
萩 交 通 圏	45,105	7	63	716	9	5	63	24,552	11,272	45.9	1,109	456	41.1	171	114	199,418	40.5	17,691	179.8
周 南 市	140,392	12	278	505	23	11	274	102,146	65,461	64.1	5,538	2,177	39.3	630	831	876,649	33.3	13,392	158.3
防 府 市	114,778	9	151	760	17	8	142	51,693	27,709	53.6	3,251	1,405	43.2	424	564	540,489	50.7	19,506	166.3
下 松 市	57,221	4	62	923	16	4	62	22,630	14,005	61.9	1,550	665	42.9	181	280	254,034	47.5	18,139	163.9
岩国交通圏	131,081	17	239	548	14	16	239	93,825	52,590	56.1	6,134	2,345	38.2	685	934	959,246	44.6	18,240	156.4
山陽小野田市	61,180	5	96	637	19	4	96	36,952	17,694	47.9	1,908	748	39.2	231	289	279,395	42.3	15,790	146.4
光 市	50,235	4	52	966	13	4	52	19,345	12,022	62.1	1,057	416	39.4	121	152	157,546	34.6	13,105	149.1
長 門 市	32,819	5	57	576	11	5	57	22,602	12,058	53.3	1,083	428	39.5	117	143	155,651	35.5	12,909	143.7
柳井交通圏	30,874	4	77	401	19	4	77	29,110	17,948	61.7	1,979	882	44.6	234	312	306,597	49.1	17,083	154.9
美 祿 市	23,140	4	39	593	10	4	39	16,038	7,360	45.9	635	247	38.9	61	88	86,082	33.6	11,696	135.6
大 島 郡	15,038	5	14	1,074	3	4	13	5,020	2,505	49.9	278	103	37.1	21	27	34,650	41.1	13,832	124.6

（注）1．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4．人口は自治体公表の数値（令和3年3月31日現在）

営業区域一覧表

広島県

平成24年 8 月29日改正

営業区域名	市 町 村 名
広島交通圏	広島市（平成17年 4 月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年 3 月 1 日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月 3 日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
呉 市 A	呉市（平成17年 3 月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）
呉 市 B	呉市（平成17年 3 月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る）
竹 原 市	竹原市、三原市のうち広島空港の区域
東 広 島 市	東広島市、三原市のうち広島空港の区域
三 原 市	三原市
尾 道 市	尾道市（昭和32年 1 月 1 日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域を除く）
福山交通圏	福山市、尾道市（昭和32年 1 月 1 日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）
府 中 市	府中市
三 次 市	三次市
庄 原 市	庄原市
大 竹 市	大竹市
江 田 島 市	江田島市
安芸高田市	安芸高田市
山 県 郡	安芸太田町、北広島町
世 羅 郡	世羅町
神 石 郡	神石高原町
豊 田 郡	大崎上島町
佐伯交通圏	廿日市市（平成15年 3 月 1 日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月 3 日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年 4 月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）
宮 島	廿日市市（平成17年11月 3 日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る）

自動車
交通部編

鳥取県

営業区域名	市 町 村 名
鳥取交通圏	鳥取市、岩美郡岩美町
米子交通圏	米子市、西伯郡日吉津村、境港市のうち米子空港の区域
倉吉交通圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、湯梨浜町、北栄町、三朝町
境 港 市	境港市
八 頭 郡	八頭町、若桜町、智頭町
西 伯 郡	南部町、伯耆町、大山町
日 野 郡	日野町、日南町、江府町

島根県

営業区域名	市 町 村 名
松 江 市	松江市
浜 田 市	浜田市
出 雲 市	出雲市
益 田 市	益田市
大 田 市	大田市
安 来 市	安来市
江 津 市	江津市
雲南交通圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁 多 郡	奥出雲町
邑 智 郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿 足 郡	津和野町、吉賀町
隠 岐 郡	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県

営業区域名	市町村名
岡山市	岡山市（平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町、旧御津郡建部町の区域を除く）
倉敷交通圏	倉敷市、都窪郡早島町
津山市	津山市
玉野市	玉野市
笠岡市	笠岡市
井原交通圏	井原市、小田郡矢掛町
総社市	総社市
高梁市	高梁市
新見市	新見市
備前市	備前市
赤磐交通圏	赤磐市、岡山市（平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町に限る）
瀬戸内市	瀬戸内市
美作交通圏	美作市、英田郡西栗倉村
真庭交通圏	真庭市、真庭郡新庄村
和気郡	和気町
浅口交通圏	浅口市、浅口郡里庄町
加賀郡及び岡山市建部町	加賀郡吉備中央町、岡山市（平成19年1月22日編入の旧御津郡建部町に限る）
苫田郡	鏡野町
勝田郡	勝央町、奈義町
久米郡	美咲町、久米南町

山口県

営業区域名	市町村名
下関市	下関市
宇部市	宇部市
山口市	山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町を除く）
萩交通圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市（平成22年1月16日編入の旧阿武郡阿東町に限る）
周南市	周南市
防府市	防府市
下松市	下松市
岩国交通圏	岩国市、玖珂郡和木町
山陽小野田市	山陽小野田市
光市	光市
長門市	長門市
柳井交通圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美祢市	美祢市
大島郡	周防大島町

3. 営業区域別1人1車制個人タクシー事業の概況

令和2年度

営業区域別	事業者数 (人)	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当たり		走行1キロ 当たり収入 (円)
											実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	826	301,490	165,052	54.7	13,044	3,597	27.6	996	1,296	1,397,855	21.8	8,469	107.2
呉市 A	84	30,660	19,973	65.1	1,323	366	27.6	119	154	146,428	18.3	7,331	110.6
福山交通圏	68	24,820	13,901	56.0	640	204	31.9	57	74	81,941	14.7	5,895	128.1
岡山市	140	51,100	22,087	43.2	1,479	464	31.4	108	142	191,969	21.0	8,691	129.8
倉敷交通圏	34	12,410	6,532	52.6	370	139	37.5	33	43	54,420	21.2	8,331	147.2
岩国交通圏	9	3,285	1,925	58.6	116	40	34.2	12	15	16,211	20.6	8,421	139.3
周南市	15	5,475	3,950	72.1	243	83	33.9	22	30	31,159	20.9	7,888	128.0
宇部市	5	1,825	630	34.5	44	16	36.9	3	3	5,784	25.7	9,181	132.2
下関市	33	12,045	9,030	75.0	651	193	29.6	51	68	74,905	21.4	8,295	115.1

(注) 営業区域は、次のとおりである。

広島交通圏……………広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域。

呉市 A……………呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）の区域。

福山交通圏……………福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）。

岡山市……………岡山市（平成19年1月22日合併の旧赤磐郡瀬戸町及び旧御津郡建部町を除く）

倉敷交通圏……………倉敷市及び都窪郡早島町の区域。

岩国交通圏……………岩国市及び玖珂郡和木町の区域。

周南市、宇部市、下関市……………既合併後の新市の区域。

4. 福祉輸送事業限定事業者数の推移

県 別	年 度	事 業 者 数 (者)	車 両 数 (両)	県 別	年 度	事 業 者 数 (者)	車 両 数 (両)	県 別	年 度	事 業 者 数 (者)	車 両 数 (両)
管 内 計	28	637	898	鳥 取 県	28	27	37	岡 山 県	28	150	239
	29	643	894		29	26	32		29	156	237
	30	671	921		30	26	31		30	163	239
	1	667	906		1	22	25		1	167	240
	2	622	907		2	15	25		2	167	241
広 島 県	28	340	447	島 根 県	28	55	74	山 口 県	28	65	101
	29	339	445		29	58	76		29	64	104
	30	350	458		30	64	85		30	68	108
	1	350	449		1	62	88		1	66	104
	2	318	449		2	62	88		2	60	104

(注) 1. 福祉輸送事業限定……ケア輸送の対象となる旅客（介護保険法にかかると「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にかかると「身体障害者」の他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者）を①車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、③セタン型等の一般車両を使用し、ケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車を使用し、運送する事業。

5. ハイ・タク事業の運賃料金

(1) タクシー（公定幅運賃・自動認可運賃）

令和3年10月1日現在

種 類		広島県 A 地区			広島県 B 地区			岡 山 県			山 口 県			
距 離 制 運 賃	距 離 制		初乗 加算 (1.5kmまで)			初乗 加算 (1.5kmまで)			初乗 加算 (1.3kmまで)			初乗 加算 (1.5kmまで)		
		特 定 大 型 車	800円	231m		800円	254m		790円	220m		850円	209m	
			750円	246m	90円	730円	278m	100円	740円	235m	100円	800円	222m	90円
			730円	256m		720円	279m		710円	243m		760円	231m	
	大 型 車	680円	275m	90円	650円	309m	100円	670円	258m	100円	720円	244m	90円	
		普 通 車	660円	303m		660円	331m		640円	256m		690円	272m	
			620円	323m	80円	600円	364m	90円	600円	273m	80円	650円	289m	80円
	時 間 距 離 併 用 制			時 速 10 km 以 下 の 走 行 時 間 に つ い て										
		特 定 大 型 車	1 分25秒			1 分35秒			1 分20秒			1 分20秒		
			90円			100円			100円			90円		
			1 分30秒			1 分45秒			1 分25秒			1 分20秒		
	大 型 車	1 分35秒			1 分45秒			1 分30秒			1 分25秒			
90円				100円			100円			90円				
1 分40秒				1 分55秒			1 分35秒			1 分30秒				
普 通 車	1 分50秒			2 分00秒			1 分35秒			1 分40秒				
	80円			90円			80円			80円				
	2 分00秒			2 分15秒			1 分40秒			1 分45秒				
時 間 制 運 賃		3 0 分 ま で ご と に												
	特 定 大 型 車	3,900円			4,050円			4,600円			4,400円			
		3,660円			3,700円			4,310円			4,150円			
		3,550円			3,600円			4,050円			4,000円			
大 型 車	3,310円			3,250円			3,830円			3,790円				
	2,900円			2,800円			3,150円			2,800円				
	2,730円			2,550円			2,960円			2,640円				
待 料 金	特 定 大 型 車	1 分25秒			1 分35秒			1 分20秒			1 分20秒			
		90円			100円			100円			90円			
		1 分30秒			1 分45秒			1 分25秒			1 分20秒			
	大 型 車	1 分35秒			1 分45秒			1 分30秒			1 分25秒			
		90円			100円			100円			90円			
		1 分40秒			1 分55秒			1 分35秒			1 分30秒			
普 通 車	1 分50秒			2 分00秒			1 分35秒			1 分40秒				
	80円			90円			80円			80円				
	2 分00秒			2 分15秒			1 分40秒			1 分45秒				

自動車
交通部編

令和3年10月1日現在

種 類		島根県本土 地区	島根県隠岐 地区
距 離 制	距 離	初乗 加算 (1.5kmまで)	初乗 加算 (1.5kmまで)
		特 定 大 型 車	特 定 大 型 車
		大 型 車	大 型 車
	制	普 通 車	普 通 車
		時 速 10 km の 走 行 時 間 に つ い て	時 速 10 km の 走 行 時 間 に つ い て
	時 間 距 離 併 用 制	特 定 大 型 車	特 定 大 型 車
		大 型 車	大 型 車
		普 通 車	普 通 車
	時 間 制	特 定 大 型 車	特 定 大 型 車
		大 型 車	大 型 車
		普 通 車	普 通 車
時 間 制 運 賃	時 間 制	3 0 分 ま で ご と に	3 0 分 ま で ご と に
		特 定 大 型 車	特 定 大 型 車
		大 型 車	大 型 車
	運 賃	普 通 車	普 通 車
		待 料 金	待 料 金
		大 型 車	大 型 車
	待 料 金	普 通 車	普 通 車
		大 型 車	大 型 車
		普 通 車	普 通 車
	大 型 車	大 型 車	大 型 車
		普 通 車	普 通 車
		大 型 車	大 型 車

種 類		鳥 取 県
距 離 制	距 離	初乗 加算 (1.5kmまで)
		特 定 大 型 車
		大 型 車
	制	中 型 車
		小 型 車
		時速10km以下の走行時間について
	時 間 距 離 併 用 制	特 定 大 型 車
		大 型 車
		中 型 車
	時 間 制	小 型 車
		3 0 分 ま で ご と に
		特 定 大 型 車
時 間 制 運 賃	時 間 制	大 型 車
		中 型 車
		小 型 車
	運 賃	特 定 大 型 車
		大 型 車
		中 型 車
	待 料 金	小 型 車
		大 型 車
		中 型 車
		小 型 車

令和3年10月1日現在

種類		広島県 A地区	広島県 B地区	岡 山 県	山 口 県	鳥根県 本土地区	鳥根県 隠岐地区	種類	鳥 取 県	
迎車 回送料金		回 送 距 離			回送距離が2 km以上の場合				回送距離が2 km 以上の場合	
	特定大型車	初乗距離を限度として実車扱いとする。 ただし、料金は初乗運賃額を限度とする。 ※上記以外に1車両1回毎に定額料金を収受する事業者、500mを限度として実車扱いとする事業者がいる。			340円	330円	330円	特定大型車	330円	
	大 型 車				340円	330円	330円	大 型 車	330円	
	普 通 車				250円	220円	240円	中 型 車	270円	
	小 型 車						小 型 車	220円		
割増	深夜早朝	22 時 か ら 翌 朝 5 時 ま で 2 割 増						割増	深夜早朝	左に同じ
	寝 台 車	寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに2割増							寝 台 車	左に同じ
割引	身体障害者 割 引	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに、身体障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引						割引	身体障害者 割 引	左に同じ
	知的障害者 割 引	都道府県知事（政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに、知的障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引							知的障害者 割 引	左に同じ
車種 区分	特定大型車	別紙のとおり						車種 区分	特定大型車	別紙のとおり
	大 型 車									
	中 型 車									
	小 型 車									
適用区域		広島市（旧佐伯郡湯来町を除く）、廿日市市（旧佐伯郡佐伯町・吉和町・大野町・宮島町を除く）及び安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町の区域	広島県のうち広島県A地区を除いた区域	岡山県全域	山口県全域	鳥根県のうち隠岐郡を除いた全域	鳥根県隠岐郡	適用区域	鳥取県全域	
実施年月日		令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	令和元年10月1日	実施年月日	令和元年10月1日	

- （注） 1. 運賃は、各種別ごとの幅運賃を記載。
2. 平成14年2月1日より、自動認可運賃表の範囲内で各事業者が運賃を設定し、随時認可申請を行うことができる。
3. 平成28年10月1日より、広島県A（広島交通圏）、広島県Bのうち呉市A・東広島市・尾道市・福山交通圏、岡山県のうち岡山市・倉敷交通圏・津山市、鳥取県のうち鳥取交通圏・倉吉交通圏・米子交通圏、山口県のうち下関市・宇部市・山口市・周南市・防府市・岩国交通圏、鳥根県のうち松江市・出雲市については公定幅運賃表の範囲内で各事業者が運賃を届出することとされている。
4. 距離制運賃の初乗距離・初乗運賃を、加算距離・運賃1回分、又は2回分短縮している事業者がいる。
5. 時間制運賃の加算を、20分を超えるまでは10分単位としている事業者がいる。
6. 迎車回送料金、深夜早朝割増等を適用していない事業者がいる。
7. 自動車運転免許証返納者割引等、独自の割引を導入している事業者がいる。

自動車
交通部編

別紙

適用地域：広島県A地区、広島県B地区、島根県本土地区、島根県隠岐地区、岡山県地区、山口県地区
運賃適用上の車種区分（令和3年10月現在）

車種区分	自 動 車 の 大 き さ 等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。
普 通	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人のもの。
備 考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

適用地域：鳥取県地区

運賃適用上の車種区分（令和3年10月現在）

車種区分	自動車の大 き さ 等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。
中 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車のうち乗車定員6人以下で小型車の車種区分に属するものを除くもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。ただし、小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5人以下のもの及び道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車（以下「軽自動車」という。）で運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車を使用するものを除く。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下で、小型車の車種区分に属するものを除くもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人のもの。
小 型 車	小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5人以下のもの。 身体障害者輸送車であって、小型自動車のうち自動車の長さが4.6メートル未満で乗車定員5人以下のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で長さが4.7メートル以下、乗車定員5人以下のもの。 軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員5人以下のもの。
備 考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

自動車
交通部編

(2) ハイヤー

令和3年10月1日現在

種類		車 種	広島県 A 地区	広島県 B 地区	車種	山口県地区
距離制	距離制		初 乗 加 算 (3 kmまで)			加 算 2 時間以内ごとに、走行 距離40kmを超過した場合
		特別車	1,270円 411m 150円		特 別 大型車	1.0km 1000円
		大型車	1,170円 460m 150円			
	中型車	1,070円 510m 150円				
	時間距離併用制		時速10km以下の走行時間について			
		特別車	2 分30秒までごとに150円			
大型車		2 分50秒までごとに150円				
中型車	3 分 5 秒までごとに150円					
時間制運賃		初 乗 加 算 30分又は 30分又は 7.5kmまで 7.5kmまでごとに	初 乗 加 算 30分まで 10分まで ごとに		初乗 加算 2 時間以内ごとに (走行距離40kmまで)	
	特別車	3,740円 3,520円	3,740円 1,170円	特 別 大型車	22,000円	
	大型車	3,410円 3,210円	3,410円 1,070円			
	中型車	3,100円 2,880円	3,100円 960円			
待料金	特別車	2 分30秒までごとに150円				
	大型車	2 分50秒までごとに150円				
	中型車	3 分 5 秒までごとに150円				
1 日貸運賃		8 時間または走行120kmまで				
	特別車	54,470円				
	大型車	49,120円				
	中型車	43,790円				
割増	深夜早朝	23時から翌朝 5 時まで 2 割増				
車 種 区 分	特別車	普通自動車で、排気量が4,000cc以上のもの。			特 別 大型車	普通自動車で、排気量が 4,000cc 以上のもの又は 乗車定員 7 名以上のもの。
	大型車	普通自動車で、特別車以外のもの。			大型車	普通自動車で、特別大 型車以外のもの。
	中型車	小型自動車のうち、自動車の長さが4.6m以上のもの。				
適用車両		ハイヤー運賃適用車両として、管轄運輸支局に届け出た車両とする。				
実施年月日		令和元年10月 1 日	令和元年10月 1 日	令和元年12月24日		

※この運賃・料金は例示です。異なる運賃・料金を適用している事業者もあります。

IV 貨物関係

1. トラック事業者数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	28	29	30	元	2
広島県	1,660	1,674	1,673	1,690	1,690
一般	1,493	1,508	1,509	1,526	1,528
特別積合せ（路線）	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
特定	40	38	36	34	34
霊 柩	127	128	128	130	128
鳥取県	331	324	331	337	335
一般	299	295	302	310	310
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特定	7	4	4	2	2
霊 柩	25	25	25	25	23
島根県	419	416	419	412	419
一般	375	372	375	370	376
特別積合せ（路線）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
特定	5	5	4	3	3
霊 柩	39	39	40	39	40
岡山県	1,259	1,264	1,257	1,257	1,259
一般	1,144	1,151	1,148	1,158	1,162
特別積合せ（路線）	(3)	(4)	(4)	(4)	(4)
特定	44	42	40	36	35
霊 柩	71	71	69	63	62
山口県	697	694	692	686	684
一般	628	629	627	624	623
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特定	10	8	8	6	4
霊 柩	59	57	57	56	57
管内計	4,366	4,372	4,372	4,382	4,387
一般	3,939	3,955	3,961	3,988	3,999
特別積合せ（路線）	(25)	(26)	(26)	(26)	(26)
特定	106	97	92	81	78
霊 柩	321	320	319	313	310

（注）特別積合せ（路線）は一般の内数である。

自動車
交通部編

２．トラック事業車両数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	28	29	30	元	2
広島県	31,441	31,922	32,425	32,784	32,837
一般	30,910	31,435	31,894	32,311	32,360
特別積合せ（路線）	(365)	(362)	(361)	(360)	(354)
特定	173	126	148	96	95
霊 柩	358	361	383	377	382
鳥取県	5,627	5,665	5,725	5,804	5,830
一般	5,506	5,544	5,609	5,706	5,739
特別積合せ（路線）	(136)	(142)	(132)	(130)	(136)
特定	35	32	29	11	14
霊 柩	86	89	87	87	77
島根県	6,012	5,976	6,037	6,068	6,160
一般	5,875	5,830	5,896	5,917	6,030
特別積合せ（路線）	(155)	(161)	(126)	(126)	(105)
特定	35	36	30	27	20
霊 柩	102	110	111	124	110
岡山県	26,525	27,014	27,547	27,775	28,321
一般	26,056	26,536	27,083	27,339	27,892
特別積合せ（路線）	(415)	(412)	(412)	(414)	(408)
特定	183	181	174	138	135
霊 柩	286	297	290	298	294
山口県	15,107	15,179	15,330	15,632	15,738
一般	14,806	14,887	15,030	15,206	15,460
特別積合せ（路線）	(177)	(177)	(182)	(184)	(184)
特定	67	59	58	41	35
霊 柩	234	233	242	385	243
管内計	84,712	85,756	87,064	88,063	88,886
一般	83,153	84,232	85,512	86,479	87,481
特別積合せ（路線）	(1,248)	(1,254)	(1,213)	(1,214)	(1,187)
特定	493	434	439	313	299
霊 柩	1,066	1,090	1,113	1,271	1,106

（注）特別積合せ（路線）は一般の内数である。

３．特別積合せトラック事業者の概況

(管内事業者)

県別	事業者名	代表者名	主たる事務所の位置
広島県	福 山 通 運 (株)	小丸 成洋	福山市東深津町四丁目20－1
	佐 藤 重 輪 (株)	佐藤 寛文	福山市南松永町2丁目7－8
	(株) 丸 二 運 送	小野 功嗣	呉市築地町4－7
	芸 備 運 輸 (株)	坂井 成臣	広島市西区草津港三丁目2－1
	中 国 新 潟 運 輸 (株)	甲斐 雅彦	広島市西区草津港二丁目6－10
	備 後 通 運 (株)	鷺尾 忠彦	福山市西町二丁目16－18
	(株) 吉 富 運 輸	上田 勇次	東広島市西条吉行東2丁目1－35
	(株) C L O	平岩由紀雄	広島市西区草津港二丁目6－60
	サ ク マ 運 輸 (株)	佐久間 栄	廿日市市宮内六本松917－13
	双 葉 運 輸 (株)	為廣 尚武	広島市西区山田町539
	広 島 急 送 (株)	實光 広宣	広島市安佐北区口田町873－8
	山 陽 ト ラ ッ ク (株)	松島 範明	三原市明神5丁目2－1
	シ モ ハ ナ 物 流 (株)	下花 実	安芸郡坂町横浜中央1丁目6－30
	(株) ロ ジ コ ム ・ ア イ	大上 昭二	広島市東区矢賀新町五丁目7－4
	(株) 藤 伸	藤川 晃伸	広島市佐伯区五日市港四丁目2－1
	ト ナ ミ 運 輸 中 国 (株)	山本 聡	広島市中区南吉島二丁目3－28
	(株) ム ロ オ	山下俊一郎	呉市中央一丁目6－9
鳥取県	日 ノ 丸 西 濃 運 輸 (株)	仲島 宏政	鳥取市湖山町東三丁目40
	鳥 取 貨 物 運 送 (株)	田中 功	鳥取市千代水二丁目98
島根県	山 陰 福 山 通 運 (株)	八田 弘明	松江市東津田町1247
岡山県	岡 山 県 貨 物 運 送 (株)	遠藤 俊夫	岡山市北区清心町4－31
	岡 山 福 山 通 運 (株)	八田 弘明	高梁市落合町近似89－1
	(株) ソ ー デ ン 社	山元 隆	岡山市南区箕島377－4
	丸 本 運 輸 (株)	丸本 栄作	浅口市金光町大字占見新田1495
山口県	中 国 名 鉄 運 輸 (株)	小野 英男	山口市小郡上郷5172
	マルケー萩貨物自動車(株)	黒瀬 秀俊	萩市土原383－5

V 貨物利用運送事業関係

1. 貨物利用運送事業者数の推移

各年度末現在

事業種別	運送機関	年 度	28	29	30	元	2
第一種利用 運 送 事 業	鉄 道		6	6	6	6	6
	自 動 車		3,518	3,524	3,544	3,565	3,604
	内 航		160	161	159	159	158
	外 航		6	6	6	6	6
	合 計		3,690	3,697	3,715	3,736	3,774
第二種利用 運 送 事 業	鉄 道		60	61	61	62	61
	航 空		7	6	6	6	6
	内 航		14	16	16	16	18
	外 航		6	7	8	8	8
	合 計		87	90	91	92	93
総 合 計			3,777	3,787	3,806	3,828	3,867

(注) 第一種利用運送事業の自動車にかかる事業者数は、各年度の第一種利用運送事業を登録、廃止した事業者の増減を計上した事業者数である。平成25年度分から管内移転、管外移出分の増減を計上している。

また、航空の事業者数については、中国管内に主たる事務所を置く事業者数とした。

2. 駅別、鉄道取扱貨物実績の推移

(取扱トン数)

県	駅	年 度	28	29	30	元	2
広島県	広島貨物ターミナル		769,887(22者)	586,645(20者)	563,343(24者)	576,788(22者)	580,034(23者)
	大 竹		223,608(7者)	208,641(7者)	184,010(5者)	205,051(7者)	191,333(7者)
	東 福 山		312,634(13者)	223,763(10者)	305,365(11者)	256,440(11者)	226,679(12者)
	糸崎新営業所 ※1		66,927(2者)	66,676(4者)	28,723(3者)	23,838(3者)	0(0者)
	合 計		1,373,056(44者)	1,085,725(41者)	1,081,441(43者)	1,062,117(43者)	998,046(42者)
鳥取県	伯 耆 大 山		314,289(6者)	73,573(4者)	264,863(7者)	281,299(6者)	238,358(6者)
	米 子						
	湖山オフレールステーション		15,870(3者)	3,697(3者)	12,227(3者)	12,495(4者)	11,341(4者)
	合 計		330,159(9者)	77,270(7者)	277,090(10者)	293,794(10者)	249,699(10者)
鳥根県	東松江新営業所 ※2		42,933(8者)	42,503(6者)	38,011(5者)	38,754(5者)	34,537(4者)
	合 計		42,933(8者)	42,503(6者)	38,011(5者)	38,754(5者)	34,537(4者)
岡山県	岡山貨物ターミナル※3		490,152(22者)	674,160(23者)	664,342(21者)	647,729(19者)	541,094(22者)
	東 水 島		513,533(13者)	577,156(12者)	513,946(12者)	274,291(11者)	440,393(13者)
	倉敷貨物ターミナル		0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)
	合 計		1,003,685(35者)	1,251,316(35者)	1,178,288(33者)	922,020(30者)	981,487(35者)
山口県	新 南 陽		239,081(16者)	165,787(15者)	149,576(17者)	187,461(15者)	173,965(19者)
	下 関		129,913(9者)	125,553(10者)	89,981(8者)	107,932(8者)	100,739(7者)
	岩 国		0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)	0(0者)
	防府貨物新営業所 ※4		113,961(7者)	109,922(7者)	86,213(7者)	95,925(4者)	47,605(5者)
	宇 部		175,293(9者)	176,925(7者)	99,986(8者)	123,567(9者)	122,830(11者)
	美 祿						
	合 計		658,248(41者)	578,187(39者)	425,756(40者)	514,885(36者)	445,139(42者)
総 合 計			3,408,081(137者)	3,035,001(128者)	3,000,586(131者)	2,831,571(124者)	2,708,908(133者)

※1 糸崎オフレールステーションから改称 ※2 東松江オフレールステーションから改称 ※3 西岡山駅から改称

※4 防府貨物オフレールステーションから改称 ※5 伯耆大山駅に統合 ※6 貨物の取扱を廃止

(注) 報告のあった「鉄道貨物利用運送事業駅別取扱実績」の集計であり、() 書きは、そのうち実績のあった事業者数である。

I 登録関係

1. 自動車数 (車種別全国比)

令和3年3月31日現在

種別 ／ 県別	登 録			自 動 車			小 型 二 輪	軽 自 動 車			総 計				
	貨 物		合 計	特 種 （ 殊 ）	合 計	貨 物		乗 用	二 輪						
	普 通	小 型								普 通		小 型	計		
	被 けん 引	計	乗 合	乗 用	乗 用	乗 用	乗 用	乗 用	乗 用						
広 島 県	(17,550)	(20,741)	(940)	(39,231)	(1,276)	(120,862)	(124,336)	(245,198)	(10,896)	(296,601)	(76,563)	(226,739)	(10,092)	(313,394)	(620,533)
	51,417	69,468	2,359	123,244	4,995	431,104	418,545	849,649	35,829	1,013,717	202,452	618,412	42,515	863,379	1,914,664
鳥 取 県	11,215	13,273	347	24,835	1,149	84,130	97,495	181,625	8,763	216,372	74,930	165,518	5,144	245,592	467,730
鳥 根 県	13,096	16,392	300	29,788	1,654	92,025	119,477	211,502	10,432	253,376	89,573	198,722	6,971	295,266	554,872
岡 山 県	45,179	54,628	2,328	102,135	2,972	320,052	320,382	640,434	28,743	774,284	197,032	527,404	26,029	750,465	1,552,668
山 口 県	25,245	38,782	1,959	65,986	2,384	217,248	241,252	458,500	17,949	544,819	129,980	363,145	17,647	510,772	1,072,072
管 内 計 A	146,152	192,543	7,293	345,988	13,154	1,144,559	1,197,151	2,341,710	101,716	2,802,568	693,967	1,873,201	98,306	2,665,474	5,562,006
車 種 別 構成比(%)	2.6	3.5	0.1	6.2	0.2	20.6	21.5	42.1	1.8	50.4	12.5	33.7	1.8	47.9	100.0
全 国 計 B	2,433,359	3,492,803	185,669	6,111,831	222,326	19,975,314	19,206,187	39,181,501	1,620,493	47,136,151	8,443,713	22,735,611	2,014,251	33,193,575	82,077,752
全国対比 A/B×100(%)	6.0	5.5	3.9	5.7	5.9	5.7	6.2	6.0	6.3	5.9	8.2	8.2	4.9	8.0	6.8

(注) 広島県上段 () 内は、福山自動車検査登録事務所管内の車両数で内数である。

2. 管内自動車数の推移（車種別）

各年度末現在

車種別	年 度											
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
貨物	普通	138,642	137,255	137,173	137,884	138,984	140,097	142,936	144,999	146,152		
	小型	210,990	206,046	203,305	201,118	199,062	198,657	198,458	199,021	199,836		
乗用	合 計	14,019	13,830	13,817	13,832	13,944	13,965	13,833	13,703	13,154		
	普通	951,065	965,728	987,067	996,719	1,015,686	1,043,601	1,095,942	1,120,226	1,144,559		
小型	小型	1,430,751	1,408,634	1,377,201	1,348,905	1,322,140	1,306,011	1,254,649	1,224,258	1,197,151		
	二輪	79,987	82,266	84,825	86,265	87,755	88,244	90,050	91,495	93,964		
特種	特殊	97,535	97,174	97,414	97,646	98,079	99,158	100,191	100,894	101,716		
	軽自動車	2,464,062	2,508,060	2,558,418	2,604,284	2,622,177	2,628,018	2,650,353	2,654,973	2,665,474		
管内	計	5,387,051	5,418,993	5,459,220	5,486,653	5,497,827	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006		
	対前年比	100.6	100.6	100.7	100.5	100.2	100.4	100.3	100.1	100.2		

3. 管内自動車数の推移（県別）

各年度末現在

県 別	年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
広島県		1,841,457	1,852,712	1,868,465	1,880,066	1,885,535	1,893,983	1,899,939	1,906,196	1,909,278	1,914,664
鳥取県		455,376	457,930	461,268	463,238	463,220	464,332	466,086	466,823	466,972	467,730
島根県		543,372	545,506	549,612	551,587	551,197	552,463	553,846	555,173	553,918	554,872
岡山県		1,489,499	1,500,549	1,511,986	1,519,243	1,525,468	1,533,366	1,538,421	1,544,120	1,547,244	1,552,668
山口県		1,057,347	1,062,296	1,067,889	1,072,519	1,072,407	1,073,607	1,074,210	1,074,100	1,072,157	1,072,072
管内計 (A)		5,387,051	5,418,993	5,459,220	5,486,653	5,497,827	5,517,751	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006
全国計 (B)		79,112,584	79,625,203	80,272,571	80,670,393	80,900,730	81,260,206	81,563,101	81,789,318	81,789,389	82,077,752
全国対比 (A/B×100)		6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8

4. 管内新車登録届出状況

各年度末現在

県別	年度		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	登録自動車	軽自動車										
広島県			70,652	76,114	80,037	74,266	74,790	80,481	79,105	80,646	77,905	72,221
			48,283	55,095	61,913	61,017	50,079	48,700	52,511	55,568	52,474	48,765
	計		118,935	131,209	141,950	135,283	124,869	129,181	131,616	136,214	130,379	120,986
鳥取県			13,350	14,145	14,924	12,952	13,306	14,599	14,700	14,682	13,919	12,867
			13,347	15,043	17,630	17,044	14,483	13,399	14,608	15,059	14,288	13,605
	計		26,697	29,188	32,554	29,996	27,789	27,998	29,308	29,741	28,207	26,472
島根県			18,159	18,690	20,167	17,685	16,949	18,868	18,773	19,434	17,973	16,989
			18,718	20,427	23,387	22,719	19,656	19,151	20,322	20,844	20,005	18,766
	計		36,877	39,117	43,554	40,404	36,605	38,019	39,095	40,278	37,978	35,755
岡山県			47,039	49,164	52,723	47,356	46,744	52,089	52,672	55,048	50,969	46,901
			38,068	44,304	49,265	47,089	42,725	43,048	45,565	48,528	43,680	41,982
	計		85,107	93,468	101,988	94,445	89,469	95,137	98,237	103,576	94,649	88,883
山口県			39,170	41,874	43,115	39,268	39,422	43,917	42,679	42,503	39,934	37,904
			33,156	37,330	41,689	40,357	33,597	30,281	32,818	32,989	32,104	29,990
	計		72,326	79,204	84,804	79,625	73,019	74,198	75,497	75,492	72,038	67,894
管内計			188,370	199,987	210,966	191,527	191,211	209,954	207,929	212,313	200,700	186,882
			151,572	172,199	193,884	188,226	160,540	154,579	165,824	172,988	162,551	153,108
	計		339,942	372,186	404,850	379,753	351,751	364,533	373,753	385,301	363,251	339,990
対前年比			103.3	109.5	108.8	93.8	92.6	103.6	102.5	105.7	97.2	93.6
全国			3,080,904	3,256,226	3,451,529	3,143,664	3,144,572	3,378,502	3,359,308	3,358,097	3,206,037	2,920,652
			1,690,497	1,974,117	2,263,554	2,173,130	1,814,925	1,719,975	1,858,880	1,923,001	1,855,953	1,757,744
	計		4,771,401	5,230,343	5,715,083	5,316,794	4,959,497	5,098,477	5,218,188	5,281,098	5,061,990	4,678,396
対前年比			103.4	109.6	109.3	93.0	93.3	102.8	102.3	103.6	97.0	92.4

(注) 小型二輪車及び軽二輪車を除く。

5. 自動車登録番号標（車両番号を含む）交付代行者

令和3年10月1日現在

県別	名称及び住所	事業場の位置	業務の範囲		交 付 手 数 料 (円)				
			区域	自動車の種別	種 類	登録番号標		車両番号標	
						大型番号標 1枚につき	中型番号標 1枚につき	中型車両 番号標 1枚につき	小型車両 番号標 1枚につき
広島県	(一社)広島県自動車整備振興会 広島市西区観音新町4-13-13-3	住所に同じ	広島県	登録車	一 般	1,105 ^円	795 ^円	— ^円	— ^円
					字光式	2,215	1,595	—	—
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	—	—
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	—	—
					地方版図柄ナンバー(福山)	7,105	4,310	—	—
	広島県軽自動車協会 広島市西区観音新町4-13-13-3	〃	〃	軽 小型二輪	一 般	—	—	825	580
					字光式	—	—	(軽)2,485	—
					希望ナンバー(一般)	—	—	(軽)1,965	—
					希望ナンバー(字光式)	—	—	(軽)3,315	—
					地方版図柄ナンバー(福山)	—	—	(軽)4,680	—
鳥取県	(一社)鳥取県自動車整備振興会 鳥取市丸山町233	〃	鳥取県	全 部	一 般	1,170	880	880	660
					字光式	2,340	1,760	(軽)2,550	—
					希望ナンバー(一般)	2,630	2,220	(軽)2,240	—
					希望ナンバー(字光式)	3,440	2,830	(軽)3,410	—
					地方版図柄ナンバー(鳥取)	7,110	4,310	(軽)4,670	—
島根県	(一社)島根県自動車整備振興会 松江市馬潟町43-4	〃	島根県	全 部	一 般	1,170	880	880	660
					字光式	2,340	1,760	(軽)2,550	—
					希望ナンバー(一般)	2,630	2,220	(軽)2,240	—
					希望ナンバー(字光式)	3,440	2,830	(軽)3,410	—
					地方版図柄ナンバー(出雲のみ)	7,110	4,310	(軽)4,670	—
岡山県	(一社)岡山県自動車整備振興会 岡山市北区富吉5301-8	〃	岡山県	登録車	一 般	1,110	800	—	—
					字光式	2,220	1,600	—	—
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	—	—
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	—	—
	岡山県自動車整備商工組合 岡山市北区富吉5301-8	〃	〃	軽 小型二輪	一 般	—	—	800	570
					字光式	—	—	(軽)2,495	—
					希望ナンバー(一般)	—	—	(軽)1,955	—
					希望ナンバー(字光式)	—	—	(軽)3,310	—
山口県	(一財)山口県自動車振興センター 山口市葵1-5-58	〃	山口県	登録車 小型二輪	一 般	1,105	800	—	570
					字光式	2,215	1,600	—	—
					希望ナンバー(一般)	2,530	1,955	—	—
					希望ナンバー(字光式)	3,160	2,665	—	—
					地方版図柄ナンバー(山口・下関)	7,105	4,300	—	—
	山口県軽自動車標板センター 山口市葵1-5-58	〃	〃	軽	一 般	—	—	790	560
					字光式	—	—	(軽)2,450	—
					希望ナンバー(一般)	—	—	(軽)1,930	—
					希望ナンバー(字光式)	—	—	(軽)3,250	—
					地方版図柄ナンバー(山口・下関)	—	—	(軽)4,580	—

※自動車の種別の軽には軽二輪を含む。

Ⅱ 整備関係

1. 認証工場数

令和3年3月31日現在

県 別	普 通	普 通 小 型	普 通 軽	小型	軽	計	整 備 主任者数
広 島 県	37	1,793	161	144	16	2,151	5,717
鳥 取 県	3	435	47	18	6	509	1,506
島 根 県	10	444	107	18	2	581	1,785
岡 山 県	33	1,697	53	67	6	1,856	4,769
山 口 県	21	917	136	47	2	1,123	3,126
管 内 計	104	5,286	504	294	32	6,220	16,903
全 国	1,342	83,386	1,663	4,870	270	91,531	220,407

2. 認証工場数の推移

各年度末現在

年度 県 別	25	26	27	28	29	30	令和元	2
広 島 県	2,164	2,168	2,163	2,153	2,155	2,154	2,155	2,151
鳥 取 県	492	492	495	493	495	497	500	509
島 根 県	589	597	596	597	598	593	586	581
岡 山 県	1,828	1,823	1,829	1,831	1,850	1,853	1,865	1,856
山 口 県	1,177	1,174	1,160	1,162	1,151	1,140	1,129	1,123
管 内 計	6,250	6,254	6,243	6,236	6,249	6,237	6,235	6,220
全 国	92,135	92,252	92,156	92,042	92,044	91,788	91,644	91,530

３．指定工場数

令和３年３月31日現在

県 別	指定工場数	自動車検査員 教習修了者数	選任された 自動車検査員数	指定整備率（％）
広島県	779	7,655	2,677	84.6
鳥取県	191	1,997	719	79.6
島根県	293	2,351	996	83.0
岡山県	727	5,480	2,221	83.5
山口県	474	4,050	1,606	86.0
管内計	2,464	21,533	8,219	84.0
全国	30,117	—	96,915	76.1

（注）指定整備率は、軽自動車を除く。

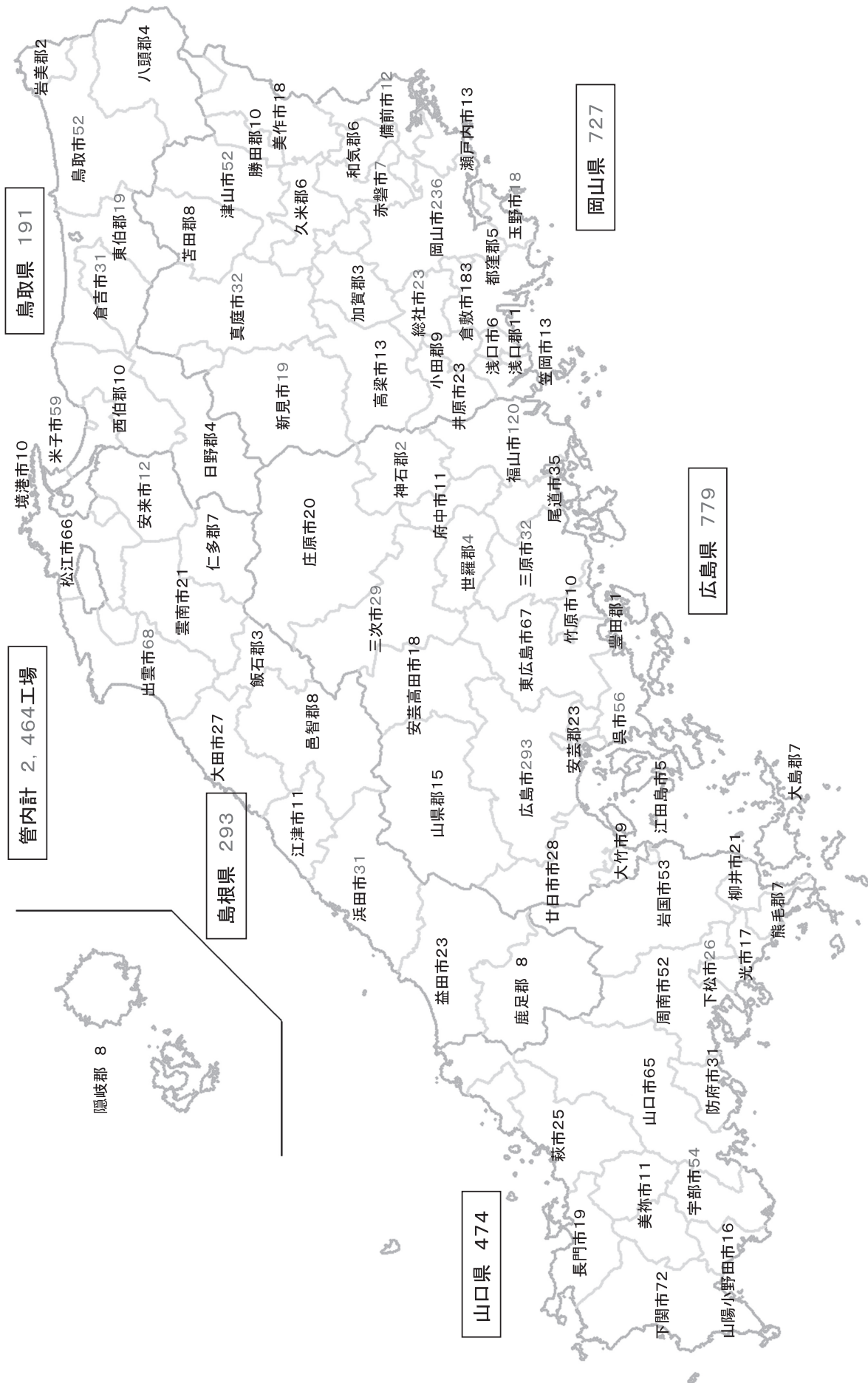
４．指定工場数の推移

各年度末現在

年度 県 別	25	26	27	28	29	30	令和元	2
広島県	752	765	761	762	772	769	773	779
鳥取県	196	194	193	194	192	190	190	191
島根県	291	294	293	291	294	297	295	293
岡山県	687	691	692	701	710	714	722	727
山口県	478	484	480	478	476	476	474	474
管内計	2,404	2,428	2,419	2,426	2,444	2,446	2,454	2,464
指定整備率（％）	82.5	82.7	83.1	83.6	83.7	83.9	84.1	84.0

（注）指定整備率は、軽自動車を除いた管内計

5. 指定工場の分布図 (令和3年3月31日現在)



6. 認定工場数

令和3年3月31日現在

県 別	総 数	一 種	二 種	特 殊			
				車体整備 一 種	車体整備 二 種	電気装置 整 備	そ の 他
広 島 県	125	16	31	35	28	6	9
鳥 取 県	7	2	4	0	1	0	0
島 根 県	12	0	8	0	2	2	0
岡 山 県	61	8	21	20	7	5	0
山 口 県	59	10	17	20	4	8	0
管 内 計	264	36	81	75	42	21	9
全 国	2,709	341	652	613	717	295	92

(注) その他は、原動機整備及びタイヤ整備を示す。

7. 自動車整備士合格者数の推移

種 類 \ 年 度		S 26～H26	27	28	29	30	31	令和 2	令和 2 年度末 累 計
一 級	大 型	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 型	663	66	52	26	38	61	67	973
	二 輪	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	663	66	52	26	38	61	67	973
二 級	ガソリン	47,287	604	651	701	638	585	550	51,016
	ジーゼル	23,631	466	456	475	455	407	379	26,269
	シ ャ シ	310	18	17	12	17	8	22	404
	三 輪	1,179	—	—	—	—	—	—	1,179
	二 輪	929	25	37	24	23	38	27	1,103
	計	73,336	1,113	1,161	1,212	1,133	1,038	978	79,971
三 級	シ ャ シ	51,264	175	191	208	236	184	210	52,468
	ガソリン	46,139	358	377	399	414	402	286	48,375
	ジーゼル	13,512	39	29	39	39	32	67	13,757
	軽	1,400	—	—	—	—	—	—	1,400
	三 輪	1,715	—	—	—	—	—	—	1,715
	二 輪	2,987	14	24	7	4	12	6	3,054
	計	117,017	586	621	653	693	630	569	120,769
特 殊	タ イ ヤ	592	—	—	—	—	—	—	592
	電気装置	828	17	7	—	—	10	2	864
	車 体	2,667	52	28	33	33	44	6	2,863
	計	4,087	69	35	33	33	54	8	4,319
そ の 他		876	—	—	—	—	—	—	876
合 計		195,979	1,834	1,869	1,924	1,897	1,783	1,622	206,908

(注) その他は、二・三輪自動車、小型自動車、電気自動車及び初級（ディーゼル機器・電装・機工）を示す。

8. 自動車整備士一種養成施設

令和3年3月31日現在

種別	県別	指定番号 (認定)	指定年月日 (認定)	名 称	所 在 地	養成対象整備士
一 種 養 成 施 設	広島県	60	S39.3.31	広島県立福山高等技術専門学校	福山市山手町6-30-1	2か2ち
		319	S46.12.18	広島県立三次高等技術専門学校	三次市十日市南6-14-1	2か2ち
		441	H元.10.19	専門学校広島自動車大学校	安芸郡府中町本町2-9-12	1こ2か2ち2し
		463	H8.6.28	専門学校広島工学院大学校	広島市安佐南区大塚東3-2-1	1こ2か2ち特し
		464	H8.7.22	広島市立広島工業高等学校	広島市南区東本浦町1-18	3か3ち3し3に
		492	H15.7.3	広島国際学院大学自動車短期大学部	広島市安芸区上瀬野町517-1	1こ
	鳥取県	404	S59.7.16	鳥取県立産業人材育成センター	米子市夜見町3001-8	2か2ち
		499	H17.4.1	鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	3し3か3ち
	島根県	157	S40.12.2	島根県立東部高等技術校	出雲市長浜町3057-11	2か2ち
		509	H18.6.22	山陰中央専門学校	松江市東朝日町75-12	1こ2か2ち2に
	岡山県	97	S39.12.25	岡山県立北部高等技術専門学校美作校	美作市安蘇345	2か2ち2に
		175	S40.12.21	岡山商科大学附属高等学校	岡山市北区南方5-2-45	3し3か3ち
		408	S60.3.28	おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中2069	3し3か3ち3に
		418	S62.3.7	専門学校岡山自動車大学校	浅口市鴨方町六条院中2045	1こ2か2ち2に
		429	S63.5.23	岡山科学技術専門学校	岡山市北区昭和町8-10	1こ2か2ち2に特し
		506	H17.11.4	岡山県立勝間田高等学校	勝田郡勝央町勝間田47	3し3か3ち
	山口県	62	S39.3.31	山口県立東部高等産業技術学校	周南市瀬戸見15-1	2か2ち
		277	S44.12.13	下関国際高等学校	下関市大字伊倉字四方山7	3し3か
		278	S44.12.13	宇部鴻城高等学校	宇部市大字際波字の場370	3し3か3ち
		317	S46.12.18	早鞆高等学校	下関市上田中町8-3-1	3し3か3ち
		379	S57.2.2	山口県立西部高等産業技術学校	下関市千鳥ヶ丘町21-3	2か2ち
認定大学	広島県	2級-3	S40.8.30	広島国際学院大学自動車短期大学部	広島市安芸区上瀬野町517-1	2か2ち
		2級-17	H16.7.12	福山大学	福山市東村町字三蔵985-1	2か2ち2し

9. 自動車整備士二種養成施設

令和3年3月31日現在

県別	名 称	教 場 名	所 在 地	養 成 対 象 整 備 士											
				1こ	2か	2ち	2し	2に	3し	3か	3ち	3に	特た	特て	特し
広島県	広島県自動車整備所	広島本教場	広島市西区観音新町4－13－13－3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		上瀬野分教場	広島市安芸区上瀬野町517－1		○	○									
		東部地区分教場	福山市南今津町43		○	○			○	○	○				
		西風新都分教場	広島市安佐南区大塚東3－2－1				○								○
		福山大学分教場	福山市東村町字三蔵985－1		○	○	○								
		鯛尾分教場	安芸郡坂町鯛尾2－6－7		○				○	○					
		安佐南分教場	広島市安佐南区中筋3－8－10						○	○					
		商工センター分教場	広島市西区商工センター8－3－27 広島市中区広瀬北町2－24						○						
鳥取県	鳥取県自動車整備技術講習所	鳥取本教場	鳥取市丸山町233	○	○	○	○		○	○					
		倉吉分教場	東伯郡北栄町弓原334		○	○	○		○	○					
		米子分教場	米子市東福原734－1		○	○	○		○	○					
島根県	島根県自動車整備技術講習所	松江本教場	松江市馬潟町43－4	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		浜田分教場	浜田市河内町1931	○	○	○			○	○					
		益田分教場	益田市津田町1127－1	○	○	○			○	○					
岡山県	岡山県自動車整備技術講習所	岡山本教場	岡山市北区富吉5301－7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		津山分教場	津山市平福486		○		○		○	○					
		水島分教場	倉敷市水島海岸通り1－1		○		○		○	○					
山口県	山口県自動車整備所	山口本教場	山口県宝町604	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		岩国分教場	岩国市室ノ木町1－6－10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		柳井分教場	柳井市南町4－1－13		○	○	○		○	○	○				
		光分教場	光市浅江5－27－18		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		周南分教場	周南市古泉2－14－20		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		防府分教場	防府市西浦888		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		宇部分教場	宇部市大字善和字牛明203－90		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		下関分教場	下関市長府扇町1－53		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		萩分教場	萩市平安古550		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	長門分教場	長門市西深川1800－4		○	○	○		○	○	○					

(注) 整備士略号

1こ：一級小型自動車

2か：二級ガソリン自動車

3か：三級自動車ガソリン・エンジン

特た：自動車タイヤ

2ち：二級ジーゼル自動車

3ち：三級自動車ジーゼル・エンジン

特て：自動車電気装置

2し：二級自動車シャシ

3し：三級自動車シャシ

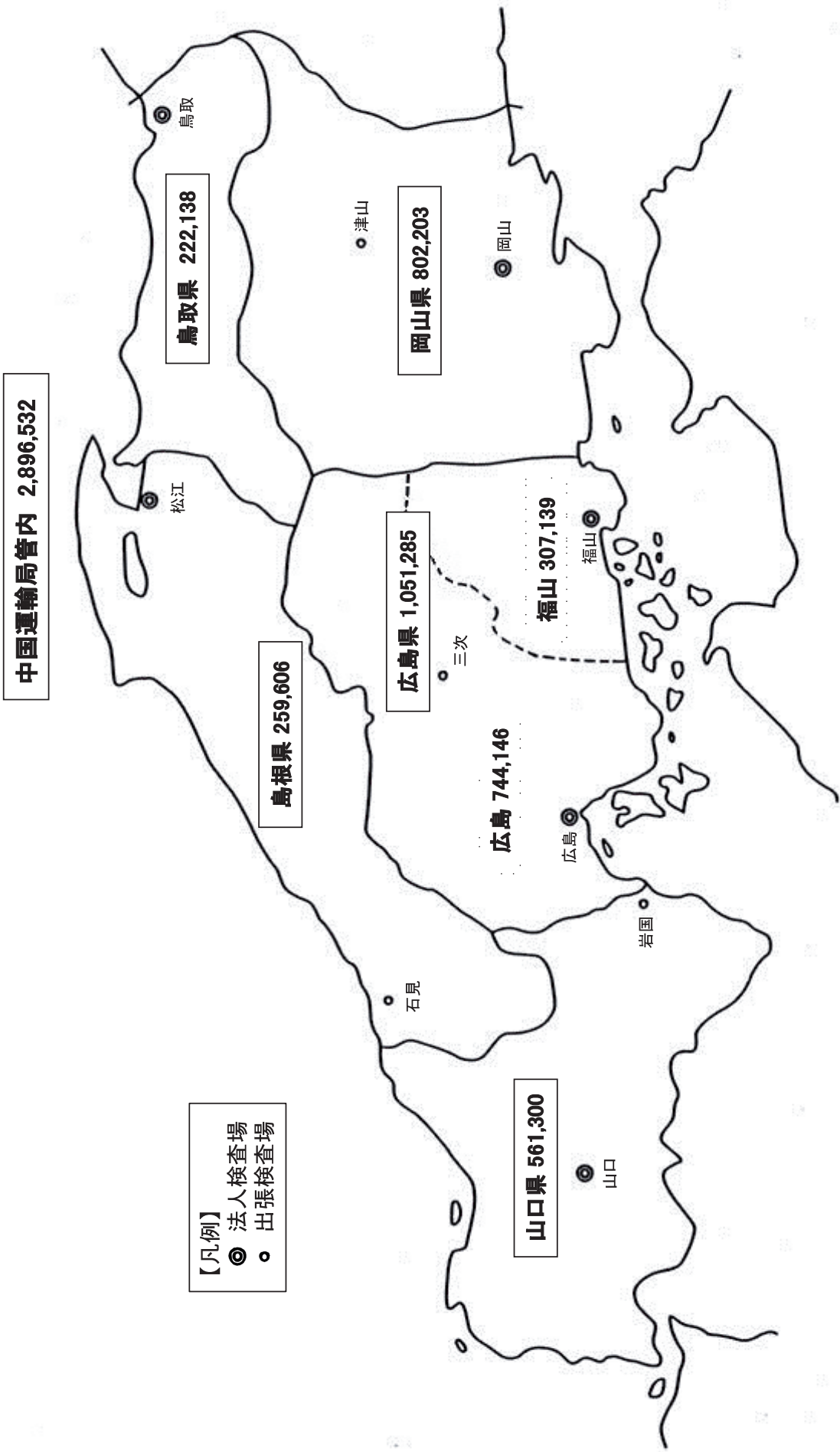
特し：自動車車体

2に：二級二輪自動車

3に：三級二輪自動車

Ⅲ 検査関係

1. 自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数（令和3年3月31日現在）



2. 中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移

各年度末現在

区 分 \ 年 度	28	29	30	令和元	令和2年
検査対象車両数（年度末）	2,889,733	2,895,401	2,896,059	2,894,596	2,896,532
検査車両数（再検を除く）	1,544,919	1,497,907	1,528,667	1,503,841	1,528,508
継続検査（指定整備）両数	1,065,757	1,029,424	1,053,132	1,044,717	1,076,609
新規検査（型式指定）両数	188,188	188,896	190,994	181,794	169,961

IV 事故・保安関係

1. 事業用自動車重大事故の概要

(1) 事故件数と死傷者数の推移

各年別現在

年 別		28	29	30	令和元	令和 2
区 分						
事 故 件 数	広 島 県	184	185	195	152	162
	鳥 取 県	25	27	19	20	14
	島 根 県	42	41	48	40	28
	岡 山 県	69	95	86	98	83
	山 口 県	44	49	42	32	39
	総 数	364	397	390	342	326
死 者 数		39	55	49	43	31
負 傷 者 数		172	169	251	135	122

(2) 事故種類別件数の推移

各年別現在

年 別		28	29	30	令和元	令和 2
区 分						
転 覆		7 (1.9)	24 (6.0)	13 (3.3)	4 (1.3)	7 (2.1)
転 落		14 (3.8)	12 (3.0)	11 (2.8)	7 (2.3)	7 (2.1)
路 外 逸 脱		3 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.3)	1 (0.3)
火 災		7 (1.9)	12 (3.0)	12 (3.1)	5 (1.7)	4 (1.2)
踏 切		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
衝 突		64 (17.6)	67 (16.9)	84 (21.5)	26 (8.6)	55 (16.9)
車 内		17 (4.7)	14 (3.5)	18 (4.6)	11 (3.7)	13 (4.0)
死 傷		31 (8.5)	40 (10.1)	43 (11.0)	45 (15.0)	23 (7.1)
車 両 故 障		197 (54.1)	198 (49.9)	185 (47.4)	199 (66.1)	215 (66.0)
そ の 他		24 (6.7)	30 (7.6)	24 (6.2)	3 (1.0)	1 (0.3)
総 数		364 (100)	397 (100)	390 (100)	301 (100)	326 (100)

(注) () 内は種類別の比率 (%)

(3) 業態別件数の推移

各年別現在

区 分 \ 年	28	29	30	令和元	令和2
バス	228 (62.6)	229 (57.7)	217 (55.6)	193 (56.4)	207 (63.5)
ハイ・タク	21 (5.8)	27 (6.8)	37 (9.5)	31 (9.1)	15 (4.6)
トラック	115 (31.6)	141 (35.5)	136 (34.9)	118 (34.5)	104 (31.9)
総 数	364 (100)	397 (100)	390 (100)	342 (100)	326 (100)

注 () 内は業態別の比率 (%)

(4) 月別発生件数

区分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
令和2	15	27	28	23	26	21	31	39	30	31	27	28	27.2

総数 (3 2 6 件)

(5) 事業用自動車1,000台当たりの県別事故件数の推移

各年別現在

県 別 \ 年	28	29	30	令和元	令和2
広島県	5.1	5.1	5.3	4.1	3.8
鳥取県	4.4	4.7	3.3	3.4	2.5
島根県	6.1	6.0	7.0	5.8	2.8
岡山県	2.6	3.5	3.2	3.6	2.5
山口県	2.8	3.1	2.7	2.0	2.1
管内計	4.0	4.4	4.3	3.7	2.9

(6) 事業用自動車1,000台当たりの事故種類別件数の推移

各年別現在

年別 区分		28	29	30	令和元	令和2
転	覆	0.08	0.26	0.14	0.04	0.06
転	落	0.15	0.13	0.12	0.07	0.06
路	外 逸 脱	0.03	0.00	0.00	0.01	0.01
火	災	0.08	0.13	0.13	0.05	0.03
踏	切	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
衝	突	0.71	0.73	0.92	0.28	0.50
車	内	0.19	0.15	0.20	0.11	0.11
死	傷	0.34	0.44	0.47	0.48	0.20
車	両 故 障	2.17	2.17	2.02	2.14	1.95
そ	の 他	0.26	0.33	0.26	0.03	0.01
総	数	4.00	4.35	4.32	3.68	2.96

(7) 原因別発生件数の推移

各年別現在

年 別 項 目		28	29	30	令和元	令和2
乗務員に起因するもの	乗 務 員 の 状 態	5	5	21	19	14
	運 転 操 作 不 良	86	88	102	84	63
	そ の 他	15	19	6	3	4
	計	106	112	129	106	81
相手方に起因するもの	他の車両等の不注意	43	53	56	28	21
	歩 行 者 等	5	13	5	2	3
	旅 客 ・ 道 路 ・ そ の 他	3	6	1	0	1
	計	51	72	62	30	25
そ の 他		10	11	8	7	5
車 両 故 障		197	202	191	199	215
合 計		364	397	390	342	326

２．運行管理者数

令和３年３月31日現在

事業の種類	広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	管内計
一般乗合	382	32	50	148	125	737
一般貸切	499	53	92	320	297	1,261
一般乗用	549	76	164	321	209	1,319
特定旅客	47	5	0	113	39	204
一般貨物	3,902	938	860	2,909	1,694	10,303
特定貨物	89	4	7	52	24	176
特定第二種 利用運送	7	0	0	4	64	75
計	5,475	1,108	1,173	3,867	2,452	14,075

３．整備管理者数

令和３年３月31日現在

県別	事業用					自家用			総数
	バス	ハイ・タク	トラック (軽貨物を 除く)	軽貨物	その他	レンタカー	バス (レンタカー を除く)	その他	
広島県	371	500	2,747	2	0	492	227	4,303	8,642
鳥取県	25	46	520	3	0	84	137	61	876
島根県	117	116	585	0	0	137	341	111	1,407
岡山県	185	229	2,405	36	0	128	412	109	3,504
山口県	128	149	1,133	10	0	208	519	81	2,228
管内	826	1,040	7,390	51	0	1,049	1,636	4,665	16,657

V その他

独立行政法人自動車事故対策機構の業務実績

令和2年度実績

名 称	指 導 講 習			適性診断 (人)
	基 礎 (人)	一 般 (人)	特 別 (人)	
独 立 行 政 法 人 自 動 車 事 故 対 策 機 構 広 島 主 管 支 所	824	2,165	26	11,286
独 立 行 政 法 人 自 動 車 事 故 対 策 機 構 鳥 取 支 所	150	605	3	1,915
独 立 行 政 法 人 自 動 車 事 故 対 策 機 構 島 根 支 所	229	770	0	2,725
独 立 行 政 法 人 自 動 車 事 故 対 策 機 構 岡 山 支 所	638	2,009	24	9,239
独 立 行 政 法 人 自 動 車 事 故 対 策 機 構 山 口 支 所	400	1,181	11	5,068
管 内 計	2,241	6,730	64	30,233

I 一般海事関係

1. 海事思想の普及

(1) 海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者

各年別現在

年 別 区 分	29	30	1	2	3
大臣表彰	2	11	6	8	5
局長表彰	111	95	100	81	84
計	113	106	106	89	89

(2) 「海の月間」 行事一覧表

令和3年度

地区別 行 事	広 島	尾 道	因 島	呉	鳥 取	島 根	岡 山	水 島	山 口
海 の 日 記 念 式 典	○	○	○	○		○	○	○	○
海 上 ・ 街 頭 パ レ ード									
汽 笛 の 一 斉 吹 鳴	○	○	○	○	○		○	○	○
海 浜 の 清 掃 活 動		○			○				○
訪 船 慰 問	○								
海 上 安 全 祈 願 祭		○		○					
体 験 乗 船 会									
ヨット・カッターレース									
マリンスポーツ大会									
ソフトボール等球技大会									
船 舶 の 一 般 公 開									
海洋関係施設一般公開									
海の図画コンクール									
写真コンクール・パネル展	○							○	
夏 休 み 子 供 教 室									
海 洋 安 全 教 室									
記 念 講 演 会 等						○			
花 火 大 会									
旅客運賃の特別割引		○	○				○	○	
広報関係資料の配布	○	○	○		○	○	○	○	○
横 断 幕 掲 示	○		○		○		○		

海 事
振興部編

２．海事代理士試験の概要

(1) 海事代理士試験の概要

種 別 年度別	筆記試験			口述試験 合格者数	試 験 年 月 日
	受験者数	合格者数	合格率 (%)		
28	18	9	50	9	筆記 H28. 9. 30 口述 H28.11.28
29	15	7	46.7	6	筆記 H29. 9. 29 口述 H29.12. 4
30	22	14	63.6	12	筆記 H30. 9. 28 口述 H30.12. 3
元	14	10	71.4	7	筆記 R 1. 9. 27 口述 R 1.11.25
2	22	7	31.8	4	筆記 R 2. 9. 25 口述 R 2.12. 3

(2) 海事代理士の登録状況

令和３年３月31日現在

区 分	本 局	尾 道	因 島	呉	鳥 取	島 根	岡 山	水 島	山 口	合 計
登 録 者 数	62	50	14	17	9	14	27	13	26	232
登録事務所数	62	51	14	18	9	14	28	13	27	236

３．不開港及び沿岸輸送特許の状況

区 分 年 度	本 局	尾 道	因 島	呉	鳥 取	島 根	岡 山	水 島	山 口	合 計
28	333	162	122	101	14	24	345	17	32	1,150
	272	28	5	2	19	2	1	59	46	434
29	396	162	123	74	10	30	343	15	33	1,186
	354	77	3	3	18	1	0	57	54	567
30	247	175	99	78	10	37	330	25	30	1,031
	372	77	3	2	16	6	0	133	56	665
元	183	156	91	78	4	36	282	21	33	884
	262	54	2	0	13	22	0	104	30	487
2	198	162	70	67	6	17	283	18	30	851
	335	40	0	2	8	14	0	107	16	522

(注) 上段は不開港特許件数、下段は沿岸輸送特許件数。

II 旅客船関係

1. 旅客航路事業現況表

(1) 事業形態別事業者数及び航路数

令和3年4月1日現在

区 分	業 者 数										従 業 員 数			航 路 数								
	株 式 会 社				小計	有 限 会 社	合 資 会 社	普 通 地 方 体	特 別 地 方 体	漁 業 協 同 組 合	事 業 協 同 組 合	財 団 法 人	社 団 法 人	個 人	計	役 員	陸 員	海 員	計	う 準 ち 備 休 中 止 の も の 開 業 の		
	資 本 金																					
	5 千 万 円 未 満	5 千 万 円 以 上 1 億 円 未 満	1 億 円 以 上 5 億 円 未 満	5 億 円 以 上																		
一般旅客定期	<4> 27	<1> 8	<1> 3	1	<6> 39	<6> 17		5	2			1	2	4	<12> 70	342	(32)	(65)	781	1,500	102	10
特定旅客定期	(1) 1				(1) 1			1						2	(1) 4				4	5		
旅客不定期	(8) 22	(7) <1> 9	(2) 5	(1) 2	(18) <1> 38	(4) 20						(1) 1	(1) 1	(1) 6	(25) <1> 68			(20)	(29)	(49)		
										1	1	1	1	1	68	172	122	274	568	130		
計	(9) <4> 41	(7) <2> 10	(2) <1> 6	(1) 2	(19) <7> 59	(4) <6> 33		6	2	1	1	(1) 1	(1) 2	(1) 11	(26) <13> 116			(52)	(94)	(146)		
																514	500	1,059	2,073	234	10	

注 1. 事業者数について、事業者数欄の（ ）は一般旅客定期航路事業との兼業で内数、〈 〉内は第3セクターで内数を計上
2. 従業員数について、一般旅客定期航路事業者で他事業も兼業しているものは、一般旅客定期のみ計上。従業員数欄の（ ）内は、役員兼務で外数を計上
3. 事業者数の合計欄下段は、実数を計上
4. 海上運送法施行令改正（平成14年7月1日施行）により、一般旅客定期航路事業に係る本省権限は地方運輸局に権限委任された。

(2) 船種別隻数及び総トン数

令和3年4月1日現在

区 分	純 客 船						高 速 船				水 中 翼 船		貨 客 船				自動車航送船		合 計			
	銅 船		木 船		軽 合 金 船		プラスチック船		軽 合 金 船		プラスチック船		水 中 翼 船		銅 船		軽 合 金 船		自動車航送船		合 計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
一般旅客定期	8	886.00	2	9.40	21	549.00	70	1,017.35	58	3,327.00	15	203.00	1	173.00	1	113.00	1	273.00	87	1,126.83	264	7,677.58
特定旅客定期					1	19.00	3	42.00	1	18.00											5	79.00
旅客不定期	8	4,312.90	16	70.40	8	173.10	139	2,199.28	22	951.00	9	281.06									202	7,987.74
計	16	5,198.90	18	79.80	30	741.10	212	3,258.63	81	4,296.00	24	484.06	1	173.00	1	113.00	1	273.00	87	1,126.83	471	15,744.32

注 ・本表は、航路別現況表の主船及び予備船について、船種・船質別に集計したものである。
・同一船舶が複数の事業・航路に重複して就航する場合には、それぞれ集計した。
・船舶の航路の就航用途により船種を振り分けた。
例 1. 自動車航送船であっても、輸送対象が旅客のみの場合は純客船欄に計上した。
2. 同一船舶で速力調整により、純客船・高速船として就航している場合、運航回数により船種を振り分けた。

(3) 航路別

令和3年4月1日現在

区 分	航 路 特 記 事 項								
	季 節	自 動 車 航 送	離 島 (準離島を含む)	国 庫 補 助	地 方 補 助	郵 便 物 航 送	新 聞 輸 送	危 険 物 輸 送	通 船
河 川 湖 沼									
5									
一 般 旅 客 定 期	15	43	74	22	14	24	10	23	
特 定 旅 客 定 期			4						
旅 客 不 定 期	34	1	42						11
計	49	44	120	22	14	24	10	23	22
									16

2．異動状況調査表（事業者数及び航路数の異動）

	一般旅客定期	特定旅客定期	旅客不定期	計
令和2年4月1日現在	74	4（1）	64（25）	119
新規	0	0	4	4
廃止	4	0	0	4
令和3年4月1日現在	70	4（1）	68（25）	116
令和2年4月1日現在	102	4	128	236
新規	0	0	2	2
廃止	2	0	0	2
令和3年4月1日現在	100	4	130	234

（注）1．事業者数欄の（ ）は、一般旅客定期との兼業で内数（一般旅客定期の新規及び廃止に伴う数を含む）

2．事業者数の計は、事業ごとの重複を除いた実数を計上

3．国又は地方自治体から補助を受けている航路

令和3年4月1日現在

区分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	計
一般旅客定期航路	26	24	6	8	1	8	5	8	16	102
国庫補助航路	1	3	1	2			1	2	12	22
地方補助航路	3	5	2	1		2	2	1		16

4．輸送実績総括表

令和2年度実績

区分	一般旅客定期 航路事業 ①	特定旅客定期 航路事業 ②	旅客不定期 航路事業 ③	合計 ④ (①+②+③)	左の合計の船舶の種類別内訳			貨物定期 航路事業 ⑤	不定期 航路事業 ⑥	総計 ④+⑤+⑥
					自動車航送船	高速船	その他の旅客船			
輸送実績	航路数計	101	4	235	63	50	145	5	351	591
	上記のうち報告のあった航路数	96	4	199	47	21	90	3	247	449
実績	旅客輸送人員	11,745,908.5	64,884.0	11,921,930.5	8,835,232.0	1,309,317.5	1,777,381.0	5,907.0	154,664.0	12,082,501.5
	旅客輸送人キロ	78,509,767.7	146,415.0	79,638,886.2	52,124,536.4	18,811,480.6	8,702,869.2	14,922.0		79,653,808.2
自動車等	自動車航送をする航路数計	40	0	46	46					46
	上記のうち報告のあった航路数	37		43	43					43
自動車等	バス航送台数	1,428.0		1,428.0	1,428.0					1,428.0
	乗用自動車航送台数	1,573,404.0		1,613,450.0	1,613,450.0					1,613,450.0
自動車等	普通トラック航送台数	308,115.0		368,684.0	368,684.0					368,684.0
	その他の自動車航送台数	89,956.0		89,956.0	89,956.0					89,956.0
自動車等	合計	1,972,903.0	0.0	2,073,518.0	2,073,518.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2,073,518.0
	バス輸送台キロ	23,157.1		23,157.1	23,157.1					23,157.1
輸送実績	乗用自動車輸送台キロ	10,423,910.0		10,504,002.0	10,504,002.0					10,504,002.0
	普通トラック輸送台キロ	4,109,269.1		4,230,407.1	4,230,407.1					4,230,407.1
輸送実績	その他の自動車輸送台キロ	1,569,878.5		1,569,878.5	1,569,878.5					1,569,878.5
	合計	16,126,214.7	0.0	16,327,444.7	16,327,444.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16,327,444.7
輸送実績	航空輸送人員	2,432,431.5	0.0	2,651,519.5	2,651,519.5					2,651,519.5
	航空輸送人キロ	17,927,074.7	0.0	18,365,250.7	18,365,250.7					18,365,250.7

(注) 1. 「自動車等輸送実績」欄の「航空旅客輸送人員」と「航空旅客輸送人キロ」は、「旅客等輸送実績」欄の「旅客輸送人員」と「旅客輸送人キロ」それぞれの数である。
2. 「不定期航路事業」に係る「航路数計」と「上記のうち報告のあった航路数」は、それぞれ「事業者計」と「上記のうち報告のあった事業者数」と読み替える。

5. 国庫補助航路年度別補助金交付状況

(単位：千円)

	管			内			全			国			全			国 比			(%)
	事業者数	航路数	補 助 額	事業者数	航路数	補 助 額	事業者数	航路数	補 助 額	事業者数	航路数	補 助 額	事業者数	航路数	補 助 額				
平成14年度	21	21	487,353	97	102	3,860,908	21.6	20.6	12.6										
15	21	21	417,922	102	107	3,846,134	20.6	19.6	10.9										
16	20	20	405,272	99	109	3,825,134	20.2	18.3	10.6										
17	20	22	426,977	98	107	3,838,309	20.4	20.6	11.1										
18	19	21	525,524	98	108	4,691,952	19.4	19.4	11.2										
19	19	21	630,117	101	111	5,569,432	18.8	18.9	11.3										
20	19	21	844,572	121	118	7,079,946	15.7	17.8	11.9										
21	19	21	724,618	96	106	5,493,339	19.8	19.8	13.2										
22	19	21	569,830	93	102	4,574,531	20.4	20.6	12.5										
23	19	21	587,417	94	104	5,278,878	20.2	20.2	11.1										
24	18	20	589,940	109	120	5,822,815	16.5	16.7	10.1										
25	18	20	647,811	109	120	5,962,278	16.5	16.7	10.9										
26	18	20	690,539	109	119	6,275,803	16.5	16.8	11.0										
27	18	20	718,969	108	120	6,195,299	16.7	16.7	11.6										
28	17	20	661,161	109	121	6,228,630	15.6	16.5	10.6										
29	17	20	696,728	110	121	6,296,612	15.5	16.5	11.1										
30	18	21	736,074	108	120	6,326,838	16.7	17.5	11.6										
令和元年	18	22	565,098	109	123	6,273,493	16.5	17.9	9.0										
2	18	22	760,097	113	126	8,180,981	15.9	17.5	9.3										

- 注 1. 補助金額について千円未満の端数は切り捨て処理している。
2. 平成6年度に補助制度の改正があり、欠損額の75%を補助する定額補助方式から、標準化された欠損額を補助する方式に改められた。
3. 補助金交付対象の事業者数及び航路数を計上した。

6. 国庫補助航路の国庫補助金交付状況

(単位：円)

名称	国庫補助航路事業者		航路距離 (km)	令和元年度国庫補助額	令和2年度国庫補助額
	住所	航路名			
(有)阿多田島汽船	広島県大竹市晴海	阿多田～小方	9.65	14,221,974	12,761,153
走島汽船(有)	〃 福山市鞆町	走島～尾道	7.00	26,868,232	28,974,647
備後商船(株)	〃 福山市沼隈町	石島～尾道	14.50	45,058,629	73,007,349
尾道市	〃 尾道市久保	細島～西浜	2.70	18,294,616	28,953,854
大崎上島町	〃 豊田郡大崎上島町	白水～契島	5.50	43,604,098	51,178,817
斎島汽船(株)	〃 呉市豊浜町	斎島～久比	10.80	28,536,649	20,262,693
斎島汽船(株)	〃 呉市豊浜町	三角～久比	1.25	15,134,702	15,155,747
小計	(広島県)			191,718,900	230,294,260
三洋汽船(株)	岡山県笠岡市笠岡	笠岡～飛鳥～六島	31.63	19,496,948	13,391,426
大生汽船(株)	〃 備前市日生町	笠岡～佐柳本浦	40.46	884,446	3,622,120
小計	(岡山県)			12,402,507	11,373,261
岩国柱島海運(株)	山口県岩国市新港町	岩国～柱島	36.60	14,921,035	17,461,021
周防大島町	〃 大島郡周防大島町	樽見～日前	10.10	3,000,852	4,204,806
平郡航路(有)	〃 柳井市南町	伊保田～情島	5.00	12,861,380	11,173,193
上関町	〃 熊毛郡上関町	久賀～前島	6.05	11,367,917	11,980,720
熊南総合事務組合	〃 熊毛郡平生町	平郡～柳井	35.46	14,517,970	18,802,634
牛島海運(有)	〃 光市牛島	八島～上関	13.18	16,183,831	15,222,415
大津島巡航(株)	〃 周南市築港町	馬島～麻里府・佐合島～佐賀	10.25	15,496,425	12,863,741
(有)野島海運	〃 防府市野島	牛島～室積	8.40	24,924,251	21,723,284
萩海運(有)	〃 萩市東浜崎町	大津島～三田尻	20.90	64,477,906	61,101,772
上関航運(有)	〃 熊毛郡上関町	野島～萩	14.80	33,979,717	43,131,815
小計	(山口県)			98,573,242	248,047,801
合計				30,290,659	35,702,517
小計				340,595,185	501,415,719
合計				565,097,986	760,096,786

(注) 事業年度は、10月～翌年9月までである。

7. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路構造改革補助金）交付状況

（単位：千円）

年 度	事 業 者 名	航 路 名	国庫補助額	備 考
令和2年度	有限会社阿多田島汽船	阿多田～小方	4,287	調査事業
令和2年度	備後商船株式会社	常石～尾道	3,895	調査事業
令和2年度	三洋汽船株式会社	笠岡～佐柳本浦	3,940	調査事業

8. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策事業）交付状況

（単位：千円）

年 度	事 業 者 名	国庫補助額	備 考
令和2年度	J R西日本宮島フェリー株式会社	6,067	感染症拡大防止対策の実証運航
令和2年度	隠岐汽船株式会社	78,741	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和2年度	大津島巡航株式会社	771	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	岩国柱島海運株式会社	80	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	国際両備フェリー株式会社	24,551	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和2年度	瀬戸内観光汽船株式会社	6,747	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和2年度	株式会社瀬戸内クルージング	925	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	藤井一彦	1,000	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	宮島松大汽船株式会社	25,778	感染症拡大防止対策の設備導入、実証運航
令和2年度	萩海運有限会社	482	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	三洋汽船株式会社	230	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	有限会社野島海運	361	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	さくら海運株式会社	586	感染症拡大防止対策の実証運航
令和2年度	安芸津フェリー株式会社	159	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	山陽商船株式会社	159	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	大三島フェリー株式会社	80	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	大崎汽船株式会社	185	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	似島汽船株式会社	624	感染症拡大防止対策の設備導入
令和2年度	福山市	284	感染症拡大防止対策の設備導入

9. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付状況

（単位：千円）

年 度	事 業 者 名	国庫補助額	備 考
令和元年度	瀬戸内シーライン株式会社	5,593	キャッシュレス決済対応機器導入

10. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付状況

（交通サービスインバウンド対応支援事業）

（単位：千円）

年 度	事 業 者 名	国庫補助額	備 考
令和元年度	瀬戸内シーライン株式会社	479	船内トイレの洋式化
令和元年度	福山市	252	案内標識の多言語化
令和2年度	上村汽船株式会社	1,615	キャッシュレス決済対応機器導入
令和2年度	似島汽船株式会社	1,615	キャッシュレス決済対応機器導入

11. 観光振興事業費補助金交付状況

（公共交通利用環境の革新等事業）

（単位：千円）

年 度	事 業 者 名	国庫補助額	備 考
令和元年度	株式会社瀬戸内島たびコーポレーション	5,047	案内標識、運航情報表示設備の多言語化など

12. 観光振興事業費補助金交付状況

（海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上事業）

（単位：千円）

年 度	事 業 者 名	国庫補助額	備 考
令和2年度	瀬戸内シーライン株式会社	7,751	テストマーケティングの実施など

Ⅲ 内航関係

１．内航海運業者数及び支配船腹量

令和３年３月31日現在

区分	事業者数						所有船舶		用船舶		合計	
	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	隻数	総トン数
登録事業者	登録運送	28	15	1	21	0	1	2	8	11	87	302 156,463.88
											214	84,621.51
	登録貸渡	50	38	2	84	0	4	50	38	302	444	262,512.31
届出事業者	計	78	53	3	105	0	5	52	46	47	389	746 418,976.19
											319	215,118.81
	届出運送	136	48	5	60	1	5	15	20	87	377	459 8,340.97
届出貸渡											48	1,502.30
											124	3,750.34
	計	157	69	6	79	1	5	28	27	109	481	583 12,091.31
合計												
											370	216,669.28
	合計	235	122	9	184	1	10	80	73	156	870	1,329 431,067.50
合計												
											1,699	647,736.78
	合計											

(注) １．「登録運送事業者」＝登録運送業のみ、又は登録貸渡業、届出運送業、届出貸渡業のいずれかも併せて行っている者。

「登録貸渡事業者」＝登録貸渡業のみ、又は届出運送業、届出貸渡業のいずれかも併せて行っている者。

「届出運送事業者」＝登録運送業及び、登録貸渡業を行わず、届出運送業のみ、又は届出貸渡業も併せて行っている者。

「届出貸渡事業者」＝届出貸渡業のみを行っている者。

(注) ２．休止事業者数を除く。

2. 資本金別内航海運業者支配船腹量

令和3年3月31日現在

業 者 事業者数及び 支配船腹量 資本金別	登 録 運 送			登 録 貸 渡			合 計		
	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数
なし (個人)	9	10	4,763.00	29	29	9,477.26	38	39	14,240.26
1,000万未満	26	76	34,913.00	140	221	108,399.55	166	297	143,312.55
1,000万～5,000万未満	38	231	118,948.88	130	274	251,647.51	168	505	370,596.39
5,000万～1億未満	8	67	43,399.70	3	10	23,073.00	11	77	66,472.70
1億～3億未満	5	30	22,687.40	0	0	0	5	30	22,687.40
3億以上	1	4	13,624.00	0	0	0	1	4	13,624.00
合 計	87	418	238,335.98	302	534	392,597.32	389	952	630,933.30

注1：登録事業者のみ

注2：隻数総トン数は、登録事業者の100トン以上船舶のみ

注3：休止事業者を除く

3．内航船舶所有船腹量

令和3年3月31日現在

船種 船腹量 区分	船 質	貨物船		曳船		油送船		特殊タンク船		セメント専用船		自動車専用船		台船		はしけ		合計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
本局	木船	38	641.08	0	0.00	52	396.89	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	90	1,037.97
	鋼船	65	36,684.32	29	13,389.00	108	5,459.96	24	1,309.68	3	4,617.00	1	4,898.00	26	10,481.70	7	2,071.00	271	84,901.66
尾道	木船	13	282.02	0	0.00	6	25.49	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	19	307.51
	鋼船	63	28,463.67	9	8,396.00	85	3,607.18	28	10,680.44	3	12,987.00	0	0.00	44	15,881.36	2	787.00	241	85,559.65
因島	木船	2	37.32	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	37.32
	鋼船	2	326.70	1	445.00	5	95.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	635.00	1	94.30	11	1,596.71
呉	木船	47	815.25	0	0.00	3	26.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	50	841.33
	鋼船	81	45,423.56	3	899.79	30	1,485.95	36	29,264.77	1	199.73	1	2,926.00	18	13,843.00	4	6,126.00	183	102,532.80
鳥取	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	1	99.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	99.00
島根	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	6	883.80	0	0.00	3	49.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	9	932.80
岡山	木船	15	437.05	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	15	437.05
	鋼船	17	3,763.98	1	454.00	8	334.79	54	29,417.90	0	0.00	0	0.00	1	360.00	6	4,296.00	105	50,958.67
水島	木船	5	90.42	0	0.00	2	51.76	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	142.18
	鋼船	58	15,591.57	4	1,848.73	21	831.70	10	4,300.99	0	0.00	0	0.00	11	8,186.40	7	3,671.40	115	36,269.05
山口	木船	71	1,500.81	0	0.00	3	16.81	1	11.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	80	1,822.48
	鋼船	36	10,993.65	5	2,769.00	18	740.40	30	9,162.27	7	12,885.00	0	0.00	2	3,843.00	1	5,696.00	130	63,591.32
合計	木船	191	3,803.95	0	0.00	66	517.03	1	11.70	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	263	4,625.84
	鋼船	329	142,230.25	52	28,201.52	278	12,604.69	182	84,136.05	14	30,688.73	2	7,824.00	104	53,230.46	28	22,741.70	1,066	426,441.66

IV 港湾運送関係

1. 主要取扱貨物の推移

(管内12港) (単位:千トン)

区 分		年 度		30	元	2		
				取 扱 量	取 扱 量	取 扱 量	対前年度比	主要取扱港
主 要 貨 物	鉄 鋼			25,448	24,429	20,222	82.8%	福水 山 港 呉 島 港
	金 属 鉱			39,882	38,558	31,615	82.0%	水福 島 港 呉 山 港
	石 炭			30,495	30,147	27,232	90.3%	徳福 山 下 松 港 水 福 水 島 中 関 港
	自 動 車			13,814	13,754	10,818	78.7%	広三 田 尻 島 関 港 水 水 島 港
	そ の 他 鉱 産 品			6,840	7,661	6,429	83.9%	呉水 島 港 福 山 港
	原 木			1,515	1,389	1,307	94.1%	呉境 道 港 尾 港
	実 入 コ ン テ ナ			17,141	17,041	14,822	87.0%	広水 島 下 松 港 徳 山 島 港
	空 コ ン テ ナ			8,737	8,354	7,237	86.6%	広徳 山 島 下 松 港 水 水 島 港
そ の 他 の 貨 物				13,016	13,069	12,564	96.1%	
合 計				156,888	154,402	132,246	85.7%	

2. 港湾運送事業者数

令和3年3月31日現在

港湾名	港 湾 運 送 事 業 者								港 湾 運 送 関連事業者
	事業者数	業 種 別							
		一 般	港 湾 荷 役			はしけ	いかだ	計	
一 貫	船 内		沿 岸						
岡 山	5	2	0	0	4	0	0	6	2 (12)
宇 野	4	2	0	1	2	1	0	6	14 (42)
水 島	17	9	5	4	7	3	0	28	27 (102)
笠 岡	1	0	0	0	1	0	0	1	0 (0)
福 山	13	5	5	2	6	2	0	20	12 (41)
尾 道 糸 崎	18	2	5	2	8	0	6	23	9 (33)
呉	10	6	2	4	6	2	0	20	11 (40)
広 島	20	7	3	5	16	3	2	36	26 (98)
境	3	3	1	0	0	0	0	4	1 (4)
岩 国	7	3	0	3	6	0	1	13	9 (45)
徳 山 下 松	12	7	2	7	8	1	0	25	12 (38)
三田尻中関	12	4	3	1	5	0	0	13	7 (35)
計	122	50	27	29	69	12	9	195	130 (490)

注 港湾運送関連事業者の（ ）内の数字は、船舶内貨物固定、船積貨物警護などの行為の数。

3. 資本金別企業規模

令和3年3月31日現在

区 分 \ 資本金		500万円 未 満	500～ 1,000万円 未 満	1,000～ 5,000万円 未 満	5,000～ 1 億円 未 満	1 億円以上	計
管内本社	企 業 別	1	2	51	12	7	73
	事業所別	1	2	54	17	11	85
管外本社	企 業 別				1	16	17
	事業所別				2	35	37
計	企 業 別	1	2	51	13	23	90
	(比率)	(1.1)	(2.2)	(56.7)	(14.3)	(25.3)	(100.0)
	事業所別	1	2	54	19	46	123
	(比率)	(0.8)	(1.6)	(44.3)	(16.1)	(37.1)	(100.0)

4. 船舶積卸し実績の推移

(1) 総 括

(単位：万トン)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
外 貨 貨 物	10,759	11,207	10,897	10,785	9,325
内 貨 貨 物	4,554	4,644	4,792	4,655	3,901
合 計	15,313	15,851	15,689	15,440	13,225

(2) 年度実績500万トン以上の港湾

(単位：万トン)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
水 島 港	4,841	5,128	4,887	4,991	4,168
福 山 港	3,780	3,953	3,911	3,911	3,589
徳 山 下 松 港	2,286	2,246	2,308	2,244	2,117
呉 港	1,540	1,548	1,537	1,335	910
広 島 港	1,620	1,671	1,645	1,683	1,380
三 田 尻 中 関 港	562	581	679	609	443

(3) 年度実績500万トン未満の港湾

(単位：万トン)

区 分 \ 年 度	28	29	30	元	2
岩 国 港	296	316	311	283	286
境 港	239	241	248	231	192
尾 道 糸 崎 港	65	60	51	51	46
宇 野 港	65	88	89	84	75
岡 山 港	16	16	20	16	16
笠 岡 港	3	3	3	2	3

合 計	15,313	15,851	15,689	15,440	13,225
-----	--------	--------	--------	--------	--------

5. 港湾福利施設設置状況

令和3年4月1日現在
(単位：万円)

運 営 施 設	港 湾	名 称	建築費等	竣工年月
総 合 厚 生 施 設	岡 山	岡山港湾福祉センター	1,540	S44.11
	宇 野	宇野港湾福祉センター	4,571	S46.3
	水 島	水島港湾会館	23,627	S54.9
	福 山	福山港湾福祉センター	18,910	S57.12
	尾道糸崎	尾道糸崎港湾福祉センター	2,961	S49.9
	呉	呉港湾福祉センター	6,426	S45.3
	広 島	広島港湾福祉センター	54,106	R3.5
	境	境港港湾労働者福祉センター	14,971	S53.4
	岩 国	岩国港湾福祉センター	10,978	S50.8
	徳山下松	徳山下松港湾福祉センター	10,300	S47.6
	三田尻中関	三田尻中関港湾福祉センター	19,000	S59.5
現 場 関 係 施 設	岡 山	岡山港湾高島埠頭休憩所	69	S52.1
	呉	呉港湾川原石西埠頭休憩所	3,564	S53.7
		呉港湾川原石南埠頭休憩所	4,910	S61.9
	広 島	広島港湾出島休憩所	4,195	S48.6
		広島港湾海田休憩所	4,952	S62.3
		広島港湾廿日市休憩所（休止中）	8,900	S55.9
	徳山下松	徳山下松港湾晴海埠頭休憩所	14,090	H8.2
職業訓練施設	三田尻中関	三田尻中関港湾中関休憩所	7,490	H2.11
	水 島	水島港湾技能教習所	5,872	H13.11

V 造船施設設備関係

1. 造船事業場数

令和3年4月1日現在

	造船事業場数 (工場数)						
	許可			造船所		届出造船所 (ハ)	合 計 (イ)+(ロ)+(ハ)
	小型船造船業法第4条の登録を受けていない造船所 (造船場のみ)	小型船造船業法第4条の登録も受けていない造船所	計 (イ)	登録造船所 (ロ)			
本局	2	1	3	5	7	15	
尾道海事事務所	17	6	23	18	6	47	
因島海事事務所	5	2	7	5	3	15	
呉海事事務所	6	4	10	5	3	18	
鳥取運輸支局	0	0	0	3	0	3	
島根運輸支局	0	1	1	12	5	18	
岡山運輸支局	1	2	3	4	9	16	
水島海事事務所	1	0	1	1	0	2	
山口運輸支局	2	1	3	16	2	21	
合 計	34	17	51	69	35	155	

注 許可：造船法の許可 (総トン数500GT以上又は長さ50m以上の鋼船の製造・修繕設備)
登録：小型船造船法の登録 (総トン数20GT以上又は長さ15m以上の製造・修繕設備で、許可事業者を除く)
届出：造船法第6条の届出

2. 登録造船事業場の業種内訳表

令和3年4月1日現在

	小 型 船				銅 船				木 船				合 計
	造 船 業	製 造 業	修 繕 業	小 計	造 船 業	修 繕 業	小 計	造 船 業	製 造 業	修 繕 業	小 計		
本 局	0	1	3	4	1	0	3	4	1	0	3	4	8
尾 道 海 事 事 務 所	17	3	3	23	1	0	4	5	1	0	4	5	28
因 島 海 事 事 務 所	3	1	1	5	3	0	1	4	3	0	1	4	9
呉 海 事 事 務 所	4	0	4	8	5	0	1	6	5	0	1	6	14
鳥 取 運 輸 支 局	2	0	1	3	1	0	1	4	1	0	0	1	4
鳥 根 運 輸 支 局	5	0	5	10	4	0	5	16	4	0	2	6	16
岡 山 運 輸 支 局	2	0	3	5	4	0	3	10	4	0	1	5	10
水 島 海 事 事 務 所	0	0	1	1	1	0	1	2	1	0	0	1	2
山 口 運 輸 支 局	6	0	4	10	10	0	1	21	10	0	1	11	21
合 計	39	5	25	69	30	0	13	43	30	0	13	43	112

注 1. 小型船造船業法第4条の登録件数

2. 小型銅船事業と木船事業の重複は考慮していない。

3. 許可造船設備能力分類表

令和3年4月1日現在

区 分 能 力 (総トン数)	建 造 設 備			修 繕 設 備											
	ドック		船 台		合 計		ドック		船 台		合 計				
	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数	基数	総トン数			
10,000トン以上	8	841,900	11	408,200	19	1,250,100	(2)	40,000	—	(2)	40,000	24	1,132,150	24	1,132,150
10,000トン未満 5,000トン以上	—	—	3	22,500	3	22,500	(2)	16,100	—	(2)	16,100	5	36,600	5	36,600
5,000トン未満	2	5,249	16	22,137	18	27,386	(5)	11,398	14	(5)	11,398	17	40,046	31	49,099
合 計	10	847,149	30	452,837	40	1,299,986	(9)	67,498	14	(9)	67,498	46	1,208,796	60	1,217,849

注 1. 造船法に基づき許可を受けている中国運輸局管内の造船設備（能力500総トン以上又は長さ50メートル以上）を集計したもの。

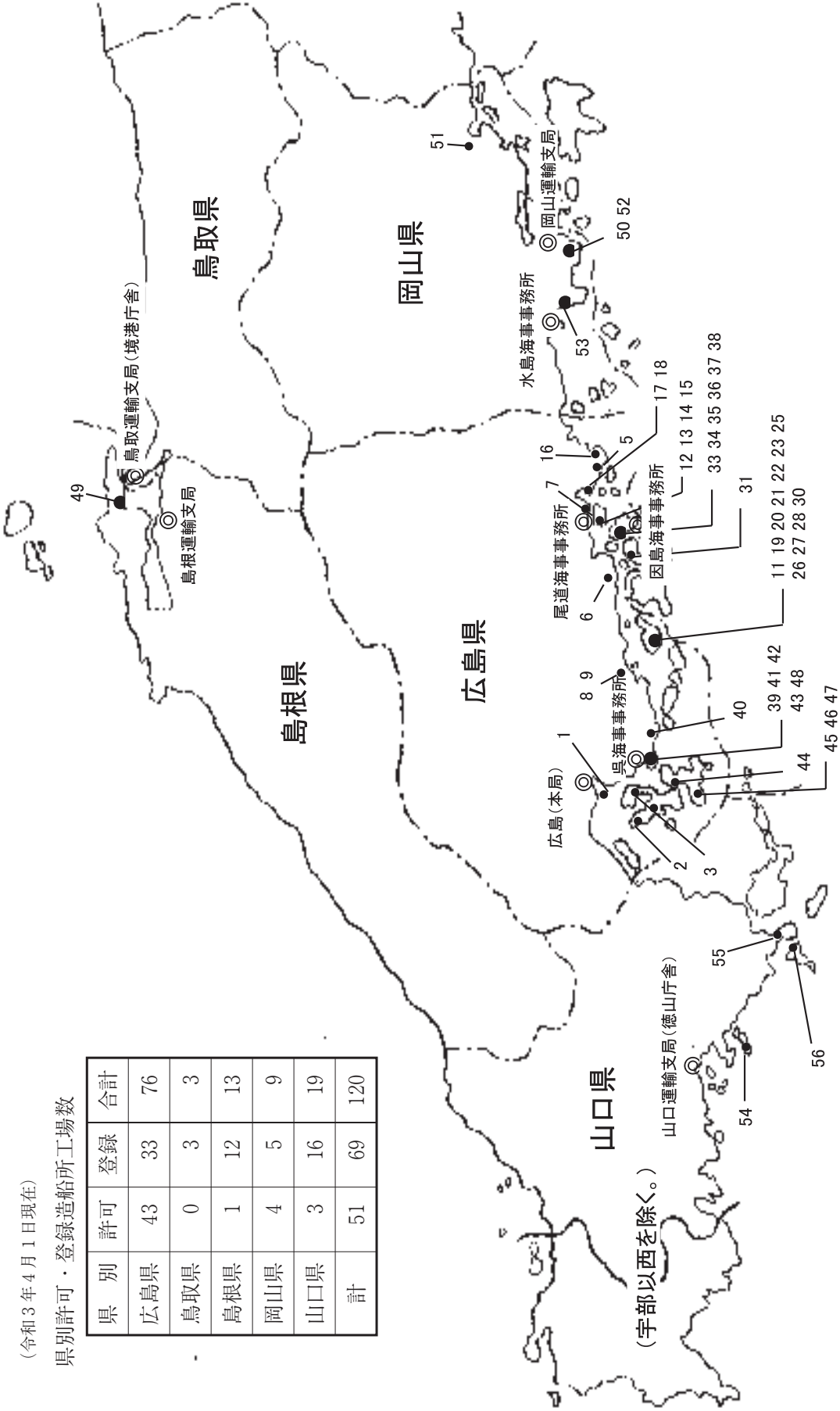
2. 修繕設備「ドック」欄の（ ）は、浮ドックを内数で示す。

4. 管内許可造船所分布図

(令和3年4月1日現在)

県別許可・登録造船所工場数

県 別	許可	登録	合計
広島県	43	33	76
鳥取県	0	3	3
島根県	1	12	13
岡山県	4	5	9
山口県	3	16	19
計	51	69	120



(許可造船所)

令和3年4月1日現在

1. ㈱新来島宇品どつく	大型 (修)	内海造船(株)瀬戸田工場	大型 (製・修)	
2. 中谷造船(株)	中型 (製・修)	内海造船(株)因島工場	大型 (製)	
3. ㈱江田島造船所	中型 (修)	㈱三和ドック	大型 (修)	
5. 常石造船(株)常石工場	大型 (製・修)	石田造船(株)	中型 (製・修)	
6. 今治造船(株)広島工場	大型 (製・修)	ジャパン マリンユナイテッド(株)因島事業所	大型 (修)	
7. 尾道造船(株)尾道造船所	大型 (製・修)	備南船舶工業(株)	中型 (製)	……所在不明
8. ㈱新来島どつく広島工場	大型 (製)	日立造船(株)因島工場	大型 (修)・工	…… 休止
9. ㈱新来島広島どつく本社工場	大型 (製)	ジャパン マリンユナイテッド(株)呉事業所	大型 (製・修)	
11. 益田商会(株)大崎ドック	中型 (修)	㈱神田造船所川尻工場	大型 (製・修)	
12. 向島造機(株)	中型 (修)	㈱神田造船所若葉工場	中型 (修)	
13. 向島ドック(株)	大型 (修)	警固屋船舶渠(株)本社工場	中型 (製・修)	
14. 高原造船所 (高原章郎)	中型 (修)	警固屋船舶渠(株)第二工場	中型 (製)	
15. 備後造船(株)	中型 (修)	山本造船(株)	中型 (修)	
16. 本瓦造船(株)第二工場	中型 (製)	有安芸造船所	中型 (修)	……所在不明
17. 桑田船舶渠(株)	中型 (修)	㈱本屋敷造船所	中型 (修)	
18. 有K.Sヤナセマリソン	工	有中田造船所	中型 (修)	
19. 有松浦鉄工造船所	中型 (製)	㈱今村造船所	—	…… 休止
20. ㈱松浦造船所	中型 (製)	有福岡造船鉄工所森山工場	中型 (製・修)・工	
21. 佐々木造船(株)本社工場	中型 (製)	三井E & S造船(株)玉野艦船工場	大型 (製・修)・工	
22. 小池造船海運(株)	中型 (製・修)	有中本造船所	中型 (修)	
23. 小池造船海運(株)第二工場	中型 (製)	㈱新浜造船所	中型 (製・修)	
25. 有古本鉄工造船所	中型 (製)	㈱新来島サノヤス造船水島製造所	大型 (製・修)	
26. 伸和産業(株)	中型 (製)	㈱新笠戸ドック	大型 (製・修)	
27. ㈱川本造船所	中型 (製)	㈱中村造船鉄工所柳井工場	大型 (製・修)	
28. 新日本重工(株)	中型 (製)	㈱木下造船鉄工所	中型 (修)	
30. 日本マリタイル(株)木江ドック	中型 (修)			

注 大 型：建造又は修繕設備能力が総トン数10,000トン以上

中 型：建造又は修繕設備能力が総トン数500トン以上10,000トン未満

(製)は造船設備を、(修)は修繕設備を、工は海洋工作台をそれぞれ有する。

Ⅵ 造船関係

1. 船舶建造量の推移

年度別 区 別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	71	3,435,395	68	3,327,664	62	3,582,530	74	3,330,975	76	3,011,185
中型造船所	37	45,431	33	38,695	31	30,505	28	28,032	30	26,795
小型造船所	18	882	16	1,219	19	1,208	17	1,035	17	704
合 計	126	3,481,708	117	3,367,578	112	3,614,243	119	3,360,042	123	3,038,684
全国比(%)	21.1	27.6	20.2	26.1	21.6	25.3	19.3	21.1	23.4	25.5

2. 船舶受注量の推移（契約ベース）

年度別 区 別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	16	237,714	35	1,283,970	54	1,389,870	34	1,055,769	29	1,029,652
中型造船所	34	33,228	33	29,071	37	39,142	24	23,861	29	34,102
小型造船所	16	1,132	17	1,067	20	1,317	28	904	12	663
合 計	66	272,074	85	1,314,108	111	1,430,329	86	1,080,534	70	1,064,417

3. 船舶手持工事量の推移（契約ベース）

年度別 区 別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	235	13,030,764	202	10,987,070	195	8,888,410	155	6,613,204	108	4,631,671
中型造船所	35	43,745	35	34,121	41	42,758	38	39,086	37	46,393
小型造船所	9	979	10	827	11	936	22	805	18	783
合 計	279	13,075,488	247	11,022,018	247	8,932,104	215	6,653,095	163	4,678,847

- 注 1. 受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
2. 船舶手持工事量は各年度末3月末現在の数値である。
3. 大型造船所は、10,000総トン数以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
4. 中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
5. 小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

4. 船舶建造実績及び手持工事量

令和2年度

船 舶 造船所別		建 造 実 績								手持工事量	
		貨物船		タンカー		その他		合 計		令和3年3月31日現在	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	前年度比 (G/T%)	隻数 総トン数
大 型 造船所	国内船	6	189,900	0	0	6	15,585	12	205,485	90.4	108 4,631,671
	輸出船	54	2,371,260	9	433,200	1	1,240	64	2,805,700		
中 型 造船所	国内船	6	3,454	11	5,050	6	943	23	9,447	95.6	37 46,393
	輸出船	1	2,450	6	14,898	0	0	7	17,348		
小 型 造船所	国内船	0	0	0	0	17	704	17	704	68.0	18 783
	輸出船	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計		67	2,567,064	26	453,148	30	18,472	123	3,038,684	90.4	163 4,678,847
前年度比 (%)		95.7	93.9	118.2	74.1	111.1	129.1	103.4	90.4		75.8 70.3

5. 船舶受注実績

令和2年度

船 舶 造船所別		貨物船		タンカー		そ の 他		合 計		前年度比 (G/T%)
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	
大 型 造船所	国内船	0	0	3	194,700	4	6,252	7	200,952	97.5
	輸出船	20	768,700	2	60,000	0	0	22	828,700	
中 型 造船所	国内船	7	3,993	10	3,998	7	1,812	24	9,803	142.9
	輸出船	0	0	5	24,299	0	0	5	24,299	
小 型 造船所	国内船	0	0	0	0	12	663	12	663	73.3
	輸出船	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		27	772,693	20	282,997	23	8,727	70	1,064,417	98.5
前年度比 (%)		81.8	92.4	166.7	162.3	56.1	12.4	81.4	98.5	

- 注 1. 受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
 2. 船舶手持工事量は各年度末3月末現在の数値である。
 3. 大型造船所は、10,000総トン数以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 4. 中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 5. 小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

6. 船舶の修繕実績の推移

(単位：百万円)

区 別	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高
修 繕 実 績	3,317	39,204	3,302	41,060	3,200	39,808	3,181	40,817	3,101	45,252
全国比 (%)	20.7	28.4	19.6	25.3	18.7	25.7	20.3	25.6	19.2	26.4

注 鋼・木・FRP船の合計

7. 海洋機器類建造実績の推移

(単位：千円)

区 別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	隻 (基)	金 額	隻 (基)	金 額	隻 (基)	金 額	隻 (基)	金 額	隻 (基)	金 額
海 洋 機 器	1	1,739,875	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の非自航船	1	60,000	0	0	2	95,000	2	204,500	2	251,500
計	2	1,799,875	0	0	2	95,000	2	204,500	2	251,500

- 注 1. 海洋機器には、洋上プラント、ケーソンドック、クレーンバージ、浚渫船、海洋石油掘削装置（リグ）等の海洋作業開発機器（船）、海上施設等を計上した。
2. その他の非自航船には、台船、ハシケ、浮桟橋等の無動力船等を計上した。

8. 造船所従業員数の推移

各年度末現在（単位：人）

区 別	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	職員	技能員	職員	技能員	職員	技能員	職員	技能員	職員	技能員
大 型 造 船 所	2,514	11,793	2,571	11,466	2,461	11,204	2,446	11,213	2,376	10,596
中 型 造 船 所	258	1,428	244	1,356	256	1,257	236	1,283	232	1,105
小 計	2,772	13,221	2,815	12,822	2,717	12,461	2,682	12,496	2,608	11,701
合 計	15,993		15,637		15,178		15,178		14,309	

- 注 1. 「大型造船所」とは10,000総トン以上の船舶の建造または修繕設備を有する造船所をいう。
2. 「中型造船所」とは500総トン以上10,000総トン未満の船舶の建造または修繕設備を有する造船所をいう。

VII 関連工業関係

1. 船用工業の業種別・管轄別工場数

令和2年12月31日現在

業 種 (製造品目等)	本 局	尾 道	因 島	呉	鳥 取	島 根	岡 山	水 島	山 口	合 計
タ ー ビ ン	1			1						2
ディーゼル機関	1	1	1		1					4
ボ イ ラ ー			1							1
ポ ン プ						1	2		1	4
空 気 機 械	1						1			2
油 処 理 装 置		1								1
熱 交 換 器	1		1	1						3
電 気 機 器				1						1
操 船 機 械		2					2			4
係船・荷役機械		3	2	3						8
プ ロ ペ ラ		2					1	1		4
機関部品付属品	1	1		1		3	6	1		13
軸 系	2	3								5
航 海 用 機 器										0
錨 ・ 錨 鎖										0
弁 ・ 管 継 手		2					1			3
塗 料										0
そ の 他 艀 装 品	1	18	1	3						23
船 用 品 修 理	3	2	1	4	6				1	17
船 舶 電 装		1		1		2				4
そ の 他 部 品 等	2	4			1		1	1		9
造 船 業		3	1	1			1		2	8
合 計	13	43	8	16	8	6	15	3	4	116

注 1. 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所を対象とする。

2. 造船業とは造船の比率の高い事業所をいう。

2. 船用工業の規模別事業所数

(1) 資本金別事業所数

(令和2年12月31日現在)

区 分	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	構成比
1億円以上	4	3	3	2	0	1	5	1	2	21	18%
1億円未満 5,000万円以上	3	5	1	0	3	2	4	1	0	19	16%
5,000万円未満 1,000万円以上	6	27	3	13	3	3	6	1	1	63	54%
1,000万円未満 500万円以上	0	4	1	0	0	0	0	0	0	5	4%
500万円未満	0	4	1	0	2	0	0	0	1	8	7%
合 計	13	43	9	15	8	6	15	3	4	116	100%

注 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

(2) 従業員数別事業所数

(令和2年12月31日現在)

区 分 (工場全従業員数)	本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	構成比
300人以上	0	1	2	0	0	1	1	0	2	7	6%
100人～299人	3	5	2	2	0	1	5	1	0	19	16%
50人～99人	1	2	1	4	0	0	4	0	1	13	11%
10人～49人	8	26	3	9	2	3	5	1	0	57	49%
10人未満	1	9	1	0	6	1	0	1	1	20	17%
合 計	13	43	9	15	8	6	15	3	4	116	100%
船用工業従業員数	644	1,232	307	416	84	487	1,794	217	260	5,441	—
工場全従業員数	903	2,645	1,223	799	85	929	4,537	217	1,188	12,526	—

注 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

3. 船用工業事業所の従業員数の推移

(各年12月31日現在)

年 別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
船用工場従業員数	6,924	6,724	6,063	7,195	5,441
工場全従業員数	21,177	20,542	19,212	20,637	12,526

注 船用工業製品の製造又は修繕に常時5人以上の従業員を雇用する事業所の工場数を示す。

令和2年の調査において調査対象の整理を行った。

4. 船用工業製品の生産実績の推移

(単位：百万円)

品 目	平成30年	令和元年	令 和 2 年		
			生 産 高	構成比率	前年比率
舶 用 タ ー ビ ン	4,229	3,421	3,235	2.0%	95%
舶 用 内 燃 機 関	65,451	84,100	68,841	41.8%	82%
舶 用 ボ イ ラ ー	156	75	119	0.1%	159%
舶 用 補 助 機 械	26,817	26,874	28,436	17.3%	106%
係 船 荷 役 機 械	5,456	4,466	5,887	3.6%	132%
軸 系 プ ロ ペ ラ	14,934	18,992	16,058	9.8%	85%
航 海 用 機 器	683	764	681	0.4%	89%
艀 装 品	22,555	18,502	21,883	13.3%	118%
部 品 ・ 附 属 品	19,697	22,856	19,445	11.8%	85%
合 計	159,978	180,050	164,585	100%	91%

5. 船用工業製品の単体輸出契約実績の推移

(単位:百万円)

品 目	平成30年	令和元年	令 和 2 年		
			契約実績	構成比率	前年比率
舶 用 タ ー ビ ン	0	5,147	2,785	13.6%	54%
舶 用 内 燃 機 関	319	1,323	0	0.0%	—
舶 用 ボ イ ラ ー	0	0	0	0.0%	—
舶 用 補 助 機 械	23,715	16,583	12,207	59.8%	74%
係 船 荷 役 機 械	0	16	0	0.0%	—
軸 系 プ ロ ペ ラ	2,188	2,903	2,572	12.6%	89%
航 海 用 機 器	0	0	0	0.0%	—
艀 装 品	8	204	928	4.5%	455%
部 品 ・ 附 属 品	2,144	4,417	1,930	9.5%	44%
合 計	28,374	30,593	20,422	100%	67%

注 本表には、間接輸出（輸出船に搭載されるもの）は含まない。

VIII 船員労政関係

1. 船員の最低賃金

令和3年10月1日現在

種 別	最 低 賃 金 額	効力発生	適 用 範 囲	適用地域	備 考
内航鋼船運航業	全国 職 員 250,050 (※注1) 233,600 部 員 191,450 (※注2) 182,150	3.3.18	国内各港間のみを航海する鋼船 沿海区域で100G/T未満 平 水 区 域	全国	除く { 漁船 サルベージ船
内航鋼船運航業 及び木船運航業	中国 職 員 250,800 (※注1) 234,050 はしけ長 250,800 部 員 192,200 (※注2) 182,700	3.5.2	平水区域 沿海区域で100G/T未満 鋼製はしけ 木 船	中国	
海上旅客運送業	全国 職 員 246,800 (事務部) 192,700 部 員 185,350	3.2.19	遠洋区域 近海区域 沿海区域で100G/T以上	全国	
	中国 職 員 245,300 部 員 177,850	3.5.2	平水区域、限定沿海区域 沿海区域で100G/T未満	中国	事務部職員の特例 なし
遠 洋 ま ぐ ろ 漁 業	1 人 歩 船 員 199,300	26.12.20	指定漁業8号 (うきはえなわを使用して、 マグロ、カジキ、サメをとる もの)	全国	
大 型 い か 釣 り 漁 業	1 人 歩 船 員 203,300	26.12.20	指定漁業13号 (200G/T以上で、釣りによっ てイカをとるもの)	全国	
沖 合 底 び き 網 漁 業	1 人 歩 船 員 186,100 [鳥取県・島根 県及び山口県 の2そうびき] 182,800	3.5.2	大臣許可漁業1号 (15G/T以上)	中国	沖合底びき網漁業 の雇入期間のみ
大 中 型 ま き 網 漁 業	1 人 歩 船 員 195,800	3.5.2	大臣許可漁業7号 (40G/T以上)	中国	大中型まき網漁業 の雇入期間のみ

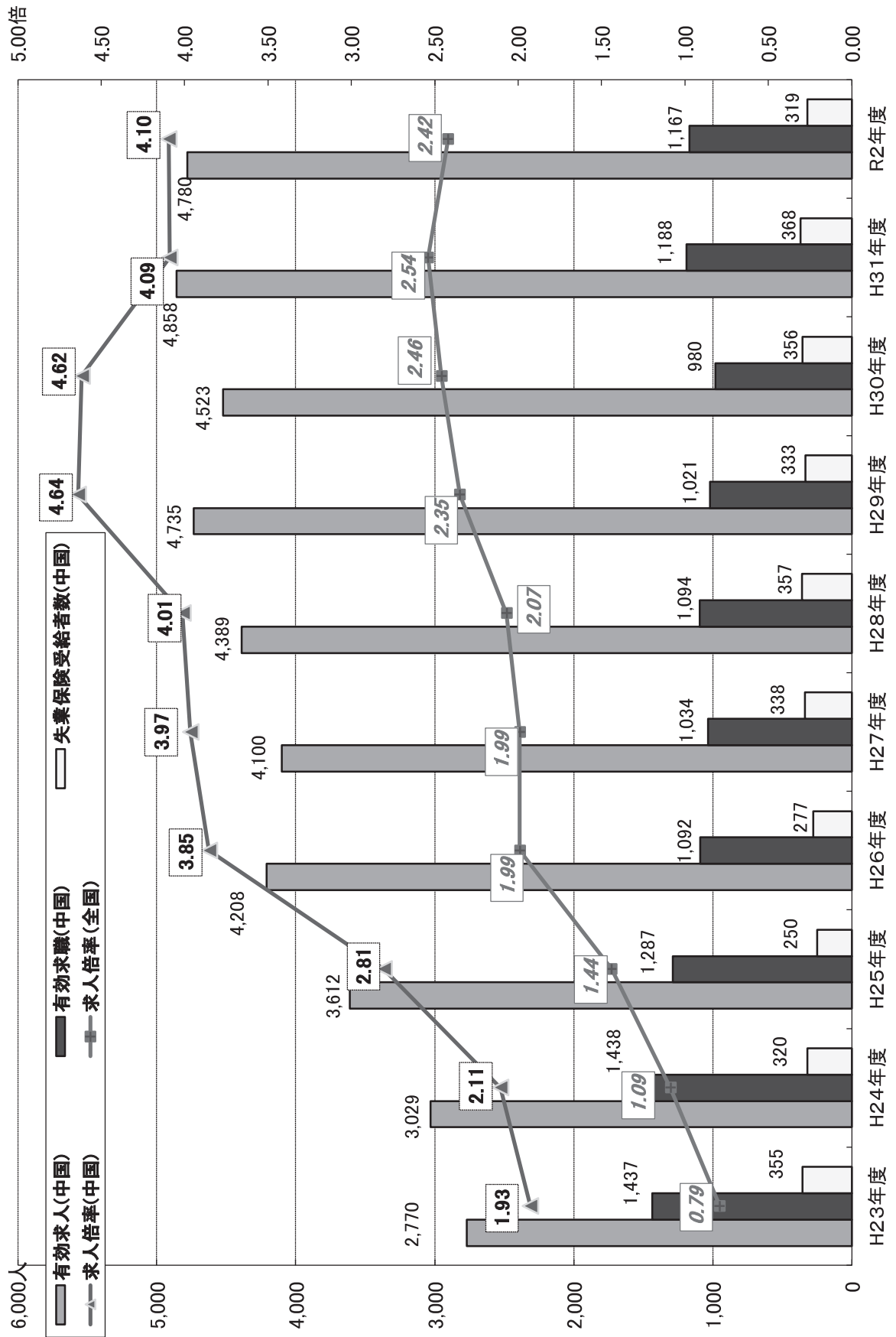
※注1 次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者に適用する。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	2 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	2 年
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6 月

※注2 海上経歴3年未満の部に適用する。

海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については3年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、その他の高等学校卒業者については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

2. 船員職業紹介状況



3. 管内船員派遣事業許可事業者一覧

令和3年10月1日現在

整理 番号	許可番号	許可年月日	船員派遣元事業主の氏名又は名称 船員派遣元事業主の住所	船員派遣事業を行う事業所の名称 船員派遣事業を行う事業所の所在地	有効期間
1	第1号	H17.6.6	株式会社イコーズ 山口県周南市御幸通二丁目12番地	株式会社イコーズ 山口県周南市御幸通二丁目12番地	H30.6.6～R5.6.5
2	第6号	H17.6.6	株式会社広島 SHIPPING 広島県広島市宇品海岸一丁目1番9号	株式会社広島 SHIPPING 広島県広島市宇品海岸一丁目1番9号	H30.6.6～R5.6.5
3	第47号	H17.8.29	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3257番地2	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3565番地1	H30.8.29～R5.8.28
4	第66号	H17.10.28	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町大多府139番地	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町日生887番地の26	H30.10.28～R5.10.27
5	第104号	H18.7.27	藤光汽船株式会社 広島県福山市松永町五丁目23番25号	藤光汽船株式会社 広島県福山市松永町五丁目23番25号	R1.7.27～R6.7.26
6	第130号	H18.10.31	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2358番地1	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2358番地1	R1.10.31～R6.10.30
7	第131号	H19.1.26	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	R2.1.26～R7.1.25
8	第150号	H19.7.31	株式会社エムティシーズ 山口県柳井市南町三丁目6番13号	株式会社エムティシーズ 山口県柳井市南町三丁目6番13号	R2.7.31～R7.7.30
9	第186号	H21.3.23	一真海運株式会社 広島県呉市西川原町3番22号	一真海運株式会社呉営業所 広島県呉市宝町4番44号中央橋ターミナルビル3階	H29.3.23～R4.3.22
10	第193号	H21.7.29	山陰臨海サービス株式会社 鳥根県浜田市長浜町1785番地8	山陰臨海サービス株式会社本社 鳥根県浜田市長浜町1785番地8	H29.7.29～R4.7.28
11	第201号	H21.12.2	東栄汽船株式会社 広島県江田島市大柿町深江4182番地	東栄汽船株式会社広島事務所 広島県広島市中区千田町3丁目5番23-101号	H29.12.2～R4.12.1
12	第214号	H22.11.10	東幸海運株式会社 兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目10-6	東幸海運株式会社 因島営業所 広島県尾道市因島重井町字通谷5419番地1	H30.11.10～R5.11.9
13	第221号	H23.8.31	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	R1.8.31～R6.8.30
14	第231号	H24.2.1	末田海運有限会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の2	末田海運有限会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の2	R2.2.1～R7.1.31
15	第243号	H24.12.6	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目7番5-201号	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目7番5-201号	R2.12.6～R7.12.5
16	第246号	H25.1.28	庄山汽船有限会社 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	庄山汽船有限会社 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	R3.1.28～R8.1.27
17	第247号	H25.1.28	共和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	共和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	R3.1.28～R8.1.27
18	第249号	H25.2.25	山崎海運株式会社 広島県呉市音戸町早瀬二丁目7番22号	山崎海運株式会社 広島県呉市音戸町早瀬二丁目7番22号	R3.2.25～R8.2.24
19	第256号	H25.5.27	株式会社ゲイナンマリン 広島県呉市倉橋町2875番地	株式会社ゲイナンマリン 広島県呉市倉橋町2875番地	R3.5.27～R8.5.26
20	第269号	H26.1.27	株式会社北斗海運 山口県周南市政所一丁目3番5号	株式会社北斗海運 山口県周南市政所一丁目3番5号	H29.1.27～R4.1.26
21	第279号	H27.6.2	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生854番地	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生641番地の27マリンプラザ日生ファーストステージ404号	H30.6.2～R5.6.1
22	第281号	H27.8.31	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠四丁目14番15-2号	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠四丁目14番15-2号	H30.8.31～R5.8.30
23	第313号	H29.8.29	株式会社サンマンヨシ 岡山県笠岡市新横島578番地6	株式会社サンマンヨシ 岡山県笠岡市新横島578番地6	R2.8.29～R7.8.28
24	第314号	H29.8.29	神原タグマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原タグマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石字津浦263-10-5 修繕本部ビル4階	R2.8.29～R7.8.28
25	第319号	H29.11.7	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目1番地27	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目1番地27	R2.11.7～R7.11.6
26	第323号	H29.11.28	富美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目1番11号	富美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目1番11号	R2.11.28～R7.11.27
27	第325号	H30.2.1	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の1	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の1	R3.2.1～R8.1.31
28	第329号	H30.3.12	西崎汽船株式会社 広島県広島市西区横川町三丁目7番14-203号	西崎汽船株式会社 広島県広島市西区横川町三丁目7番14-203号	R3.3.12～R8.3.11
29	第335号	H30.5.29	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	R3.5.29～R8.5.28
30	第355号	R1.7.1	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町6番9-301号	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町6番9-301号	R1.7.1～R4.6.30
31	第360号	R1.11.6	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の1	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の1	R1.11.6～R4.11.5
32	第366号	R2.4.6	株式会社Anchor S 岡山県備前市日生町寒河1439番地1	株式会社Anchor S 岡山県備前市日生町寒河1439番地1	R2.4.6～R5.4.5
33	第378号	R2.9.1	KOX株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地1	KOX株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地1	R2.9.1～R5.8.31
34	第386号	R3.3.5	株式会社NIPPON MARITIME TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地4	株式会社NIPPON MARITIME TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地4	R3.3.5～R6.3.4
35	第390号	R3.5.17	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区鞆町3番1号	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区鞆町3番1号	R3.5.17～R6.5.16
36	第392号	R3.7.14	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町7番5号	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町7番5号	R3.7.14～R6.7.13
37	第393号	R3.7.14	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目3番16号K・cityビル4F	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目3番16号K・cityビル4F	R3.7.14～R6.7.13

海 事
振興部編

4. 日本船舶・船員確保計画認定状況 全国（中国）

令和3年4月1日現在

(1) 業種別内訳事業者数

	平成29年度 開 始 分	平成30年度 開 始 分	令和元年度 開 始 分	令和2年度 開 始 分	令和3年度 開 始 分
貨 物 船	41 (6)	58 (6)	51 (7)	29 (2)	38 (12)
旅 客 船	7 (3)	11 (2)	6 (3)	4 (1)	5 (0)
合 計	48 (9)	69 (8)	57 (10)	33 (3)	43 (12)

(2) 計画期間別内訳事業者数

	平成29年度 開 始 分	平成30年度 開 始 分	令和元年度 開 始 分	令和2年度 開 始 分	令和3年度 開 始 分
3 年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
4 年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5 年	48 (9)	69 (8)	57 (10)	33 (3)	43 (12)
合 計	48 (9)	69 (8)	57 (10)	33 (3)	43 (12)

(3) 事業内容別内訳件数

	平成29年度 開 始 分	平成30年度 開 始 分	令和元年度 開 始 分	令和2年度 開 始 分	令和3年度 開 始 分
グループ化の促進	10 (0)	7 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)
船員の資格取得促進	26 (0)	41 (0)	34 (0)	21 (0)	5 (0)
新規供給源からの採用促進	39 (7)	61 (15)	45 (23)	32 (3)	42 (12)
船員の計画雇用促進	48 (8)	53 (15)	43 (23)	20 (3)	34 (12)

※1つの事業者が複数の事業を行う場合がある。

(4) 認定事業者が計画期間中に採用予定船員の内訳（人数）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
船 員 経 験 者	245 (57)	242 (49)	205 (56)	229 (51)	217 (59)
船員教育機関卒業生	298 (24)	307 (27)	272 (29)	273 (23)	283 (22)
船員教育機関卒業生以外	286 (43)	297 (49)	310 (56)	337 (58)	352 (60)
（うち退職自衛官）	26 (7)	23 (6)	32 (10)	36 (14)	36 (13)
未 経 験 者 計	584 (67)	604 (76)	582 (85)	610 (81)	635 (82)
（うち女性船員）	22 (0)	22 (0)	25 (0)	35 (0)	26 (13)
採用予定者数 合計	829 (124)	846 (125)	787 (141)	839 (132)	852 (141)

注 （ ）内は、中国運輸局管内の内数である。

IX その他

1. モーターボート競走場売上金額及び入場者数

	年 度	開催 日数	無観客 日数	売 上 金 額 (千円)		入 場 者 数 (人)	
				年間売上金額	一日平均売上金額	年間入場者数	1日平均入場者数
児 島 競走場	H 3	180		64,132,647	356,293 (100.0)	1,102,103	6,123 (100.0)
	H30	198		38,668,392	195,295 (54.8)	220,310	1,113 (18.2)
	R 1	198	18	47,947,129	242,157 (68.0)	216,654	1,204 (19.7)
	R 2	198	24	62,210,455	314,194 (88.2)	189,401	1,089 (17.8)
宮 島 競走場	H 3	156		58,506,756	375,043 (100.0)	905,926	5,807 (100.0)
	H30	198		36,805,956	185,889 (49.6)	154,149	779 (13.4)
	R 1	198	21	49,887,644	251,958 (67.2)	139,065	786 (13.5)
	R 2	198	41	70,578,982	356,460 (95.0)	105,627	673 (11.6)
徳 山 競走場	H 3	180		35,390,394	196,613 (100.0)	757,745	4,210 (100.0)
	H30	198		52,017,709	262,716 (133.6)	150,942	762 (18.1)
	R 1	198	20	64,186,298	324,173 (164.9)	144,879	814 (19.3)
	R 2	204	32	83,551,561	409,566 (208.3)	122,952	715 (17.0)
管 内 合 計	H 3	516		158,029,797	306,259 (100.0)	2,765,774	5,360 (100.0)
	H30	594		127,492,057	214,633 (70.1)	525,401	885 (16.5)
	R 1	594	59	162,021,071	272,763 (89.1)	500,598	936 (17.5)
	R 2	600	97	216,340,998	360,568 (117.7)	417,980	831 (15.5)

注1. () 内は、全国の売上高が最高だった平成3年度を100とした指数である。

2. 令和元年度以降の1日平均入場者数は、無観客日数を除いた日数で除している。

２．モーターボート競走場売上金額の推移

(単位:千万円)

年 度 区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
児 島	2,290	2,615	3,317	3,301	2,454	2,936	3,160	3,225	3,212	3,866	4,794	6,221
宮 島	1,585	2,026	1,875	1,785	1,797	2,445 〈3,636〉	3,674 〈4,583〉	3,182	3,355	3,680	4,988	7,057
徳 山	1,653	2,033	2,117	2,693	2,421	2,694	3,360	3,821	4,363	5,201	6,418	8,355
全 国	92,574	84,346	91,984	91,756	94,759	99,528	104,228	111,115	123,788	137,279	154,349	209,514

注１ 全国とは全国24競走場の売上金額合計である。

２ 平成26年度及び平成27年度宮島競走場のくく内は、鳴門競走場が護岸工事中で開催できなかったため、代替開催分を含む。

I 海洋汚染防止関係 廃油処理施設

令和3年10月1日現在

事務所の名称	本 社 所 在 地 本 事 務 所 又 は 施 設 の 所 在 地	事業許可 (届出受理) 年月日	事業開始 年月日	設 備	1日平均 処理能力	受 入 タンク 容 量	備 考
E N E O S 株 式 会 社 水 島 製 油 所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 倉敷市水島海岸通4丁目2番	S46.10.11	S46.12.2	A. P. I 800m ³ /H 1基 活性汚泥設備併用	800m ³	1,000KL ×2	自 重 軽
公 協 産 業 株 式 会 社	岡山市東区中尾126番地4 岡山市東区沼2088番地の1	H16.7.16	H16.8.1	調整分離方式 12.5m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H 混合調整(燃料化) 10m ³ /H	100m ³ 80m ³ 80m ³	50KL×4 35KL×2 30KL×2 26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	営 重 軽
内 田 工 業 株 式 会 社	倉敷市松江3丁目2番46号 倉敷市松江3丁目222番1、227番2	H19.6.25	H19.6.25	遠心分離 6m ³ /H 静置方式 3.375m ³ /H	90m ³ 27m ³	50KL×1 45KL×1	営 重 軽
ツネイシカムテックス 株 式 会 社	福山市沼隈町大字常石1083番地 福山市箕沖町107番地5	S42.9.1	S42.6.1 (法施行前)	T. P. I 30m ³ /H 2基	1,438m ³	2,500m ³ ×2	営 重 軽
株 式 会 社 中 国 開 発	尾道市西藤町字志村75-132	H21.10.21	H22.1.1	油水分離 5m ³ /H 4基 焼却 0.82m ³ /H 2基	140m ³	30m ³ ×4	自 重 軽
海 上 自 衛 隊 所 呉 造 修 補 給 油	呉市吉浦町乙廻官有無番地	S50.7.4	S51.4.19	T. P. I 7m ³ /H 2基 二次処理設備併用	56m ³	100m ³ ×2 30m ³ ×2	自 重
株 式 会 社 神 田 造 船 所	呉市吉浦新町1丁目6番21号 呉市川尻町東2丁目14番21号	H8.6.12	H8.12.1	バイオ処理システム 210kg/H 1基	5t	180m ³ ×1	自 重
株 式 会 社 ク リ ー ン エ ナ ジ ー	広島市南区月見町2244-13	H17.6.21	H17.7.1	遠心分離 3m ³ /H 3基 燃料化 8m ³ /H 1基	110m ³	18m ³ ×4	営 重 軽
E N E O S 株 式 会 社 麻 里 布 製 油 所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 山口県玖珂郡和木町6丁目1番1号	S46.5.19	S46.5.25	A. P. I 150KL/H 7基 C. P. I 150KL/H 7基 二次処理設備併用	(150×7) 1,050KL	2,500KL×1 5,000KL×1	営 自 重 軽
出 光 興 産 株 式 会 社 徳 山 事 業 所	東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 周南市新宮町1番1号 周南市宮前町1番1号	S47.5.2	S47.6.20	C. P. I 30t/H 1基 二次処理設備併用 A. P. I 1,500t/H 1基	840t 2,160t	3,000t×1 600t×1	営 自 重 軽
喜 楽 鉱 業 株 式 会 社	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号 岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756-65 東広島市河内町入野字新栃木7872-2 広島市安佐南区伴西1丁目2-2	H15.7.30	H15.8.1	(周東町) 加温遠心分離方式 (美東町・東広島市・広島市) 貯蔵のみ・処理を行わない	64m ³	200KL×2 200KL×2 200KL×1 200KL×1	営 重 軽
	広島県山県郡北広島町新氏神72番2号	H28.7.26	H28.8.8	油水分離(縦型遠心分離) 4m ³ /H 2基 流動床式焼却炉 6t/H 1基 破碎機 0.475t/H 1基 破碎機 0.31875t/H 1基	64m ³ 144t 3.8t 2.55t	42m ³ ×2 73.5m ³ ×1 30m ³ ×1 50m ³ ×1 30.6m ³ ×2 21m ³ ×2 17.5m ³ ×1 52.5m ³ ×1 200KL×3	営 重 軽
三 光 株 式 会 社	境港市昭和町5番17号 境港市潮見町1番地	S56.12.4	S57.5.19	焼却炉 廃油1,300L/H 廃水2,000L/H	31,200L	50m ³ ×3	営 重
山 陰 興 業 株 式 会 社	出雲市神西沖町2487番地5 出雲市神西沖町2487番地5 鳥取県八頭郡智頭町市瀬900-1 松江市八幡町796-20	S57.4.30	S57.9.10	加温 1.8KL/H 1基 油水分離機 1基 縦型遠心分離機 2基	55.2KL	30KL×1 92.6KL×1 30KL×1 28.5KL×3	営 重

注 備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

Ⅱ 船舶油濁等損害賠償保障法関係

船舶油濁等損害賠償保障法（油賠法）は、海難等により船舶から油等が流出して発生する汚染損害に対する賠償を保障することで被害者を保護し、海上輸送の健全な発達に資することを目的に、昭和50年（1975年）に制定されたもので、船舶に対する保険加入の義務付け等が定められています。

しかし近年、海難事故発生時に保険会社から保険金が支払われず、船舶所有者による賠償もされないという事例が発生したことから、被害者に対してより確実な賠償を確保するための条約批准と国内法制化の必要が生じました。そこで我が国は令和2年に「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（燃料油汚染損害の民事責任条約）」及び「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」を批准し、両条約に対応するため船舶油濁等損害賠償保障法が改正され、令和2年（2020年）10月1日より施行されています。

今般の改正では、外航船舶のみならず内航船舶にも、国際総トン数に応じて、船主責任保険（PI保険）への加入、国土交通省の交付する保障契約証明書等の船内備置きが義務付けられています。

また、従来から対象船舶が我が国の港に入港する際には、地方運輸局等への保障契約情報の事前通報（入港通報）が義務づけられており、入港時の審査を通じて、条約を担保する保障額の保険に加入しているかの確認を行っています。

1. 条約証書等交付件数

（単位：件）

種 別 \ 年 度	27	28	29	30	R 1	R 2
条約証明書（CLC）	0	0	0	0	0	10
条約証明書（難破物）	0	0	0	0	0	950
条約証明書（燃料油）	0	0	0	0	0	403
一般船舶保障証明書	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	1,363

※条約証明書は令和2年から交付

2. 保障契約情報の通報件数

（単位：件）

種 別 \ 年 度	27	28	29	30	R 1	R 2
新 規 通 報	6,506	6,426	6,142	5,967	5,551	5,315
変 更 通 報	9,779	9,796	8,924	9,467	8,685	9,026
合 計	16,285	16,222	15,066	15,434	14,236	14,341

3. 備置命令書等発出件数

（単位：件）

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	R 1	R 2
備置命令書等発出件数	1	4	2	3	0	0

Ⅲ 船舶登録及び測度関係

１．登録船舶状況

令和２年12月末現在

船質	区分 隻数・総トン数	本局		尾道		因島		呉		鳥取		島根		岡山		山口		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
鋼	20 ^ト 以上 100 ^ト 未満	36	2,060	26	1,597	3	265	11	708	31	2,624	14	1,041	23	1,580	12	820	156	10,695
	100 〃 1,000 〃	132	56,050	131	57,627	6	1,191	116	45,902	34	7,231	25	5,431	165	66,840	94	38,421	703	278,693
	1,000 〃 3,000 〃							4	7,727			3	7,084	3	4,985	3	5,790	13	25,586
	3,000 〃 10,000 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							3	11,844	13	55,187
	10,000 〃 30,000 〃	1	12,690															1	12,690
船	30,000 〃 50,000 〃									1	40,068					3	113,978	4	154,046
	50,000 〃											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	計	170	74,503	161	75,224	9	1,456	136	77,978	66	49,923	44	114,889	191	73,405	117	295,296	894	762,673
木	20 ^ト 以上100 ^ト 未満			1	35													1	35
	100 〃 1,000 〃																		
船																			
	計			1	35													1	35
合	20 ^ト 以上100 ^ト 未満	36	2,060	27	1,632	3	265	11	708	31	2,624	14	1,041	23	1,580	12	820	157	10,730
	100 〃 1,000 〃	132	56,050	131	57,627	6	1,191	116	45,902	34	7,231	25	5,431	165	66,840	94	38,421	703	278,693
	1,000 〃 3,000 〃							4	7,727			3	7,084	3	4,985	3	5,790	13	25,586
	3,000 〃 10,000 〃	1	3,702	4	16,000			5	23,641							3	11,844	13	55,187
	10,000 〃 30,000 〃	1	12,690															1	12,690
計	30,000 〃 50,000 〃									1	40,068					3	113,978	4	154,046
	50,000 〃											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	合 計	170	74,503	162	75,259	9	1,456	136	77,978	66	49,923	44	114,889	191	73,405	117	295,296	895	762,708

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む

※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

2. 管内及び全国の登録船舶の推移

管内	区分	平成23年12月末	平成24年12月末	平成25年12月末	平成26年12月末	平成27年12月末	平成28年12月末	平成29年12月末	平成30年12月末	令和1年12月末	令和2年12月末
		汽船 隻数 総トン数	1,007 536,153	987 655,985	950 726,394	941 809,436	922 797,548	905 792,974	907 753,286	903 724,415	894 799,943
管内	帆船 隻数 総トン数	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	銅船 隻数 総トン数	1,004 535,883	984 655,716	950 726,394	940 809,380	921 797,492	904 792,918	906 753,252	902 724,380	893 799,908	894 762,673
全国	木船 隻数 総トン数	3 270	3 270	0 0	1 56	1 56	1 56	1 35	1 35	1 35	1 35
	銅船 隻数 総トン数	7,511 16,999,919	7,396 18,143,315	7,262 19,440,750	7,173 20,630,896	7,094 21,779,644	7,067 23,289,121	7,043 25,349,184	7,021 26,981,411	7,034 28,281,623	7,011 27,456,563
全国	木船 隻数 総トン数	19 1,858	19 1,858	18 1,671	15 1,318	14 1,283	14 1,283	10 732	21 1,539	13 1,168	13 1,168
	計 隻数 総トン数	7,530 17,001,777	7,415 18,145,173	7,280 19,442,421	7,188 20,632,214	7,108 21,780,927	7,081 23,290,404	7,053 25,349,916	7,042 26,982,950	7,047 28,282,790	7,024 27,457,731
全国登録船舶に対する管内の比率		隻数 総トン数	13.3% 3.6	13.0% 3.7	13.1% 3.9	13.0% 3.7	12.8% 3.4	12.9% 3.0	12.8% 2.7	12.7% 2.8	12.7% 2.8
1隻あたりの平均総トン数		管内 管全	665 2,447	765 2,671	860 2,870	865 3,064	876 3,289	831 3,594	802 3,832	895 4,013	852 3,909
管内の推移 (対前比率)		隻数 総トン数	98 122	96 111	99 111	98 99	98 99	100 95	100 96	99 110	100 95
全国の推移 (対前比率)		隻数 総トン数	98 109	98 107	99 106	99 106	100 107	100 109	100 106	100 105	100 97

3. 船舶のトン数測度

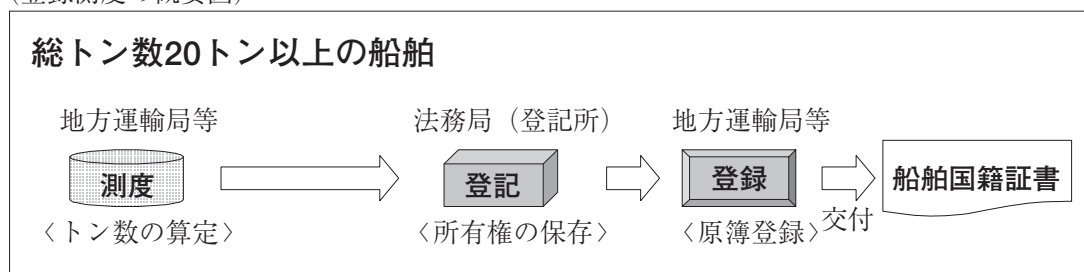
「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

- (1) 総トン数（船舶国籍証書）
- (2) 国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
- (3) 責任トン数（責任トン数確認書）
- (4) バージ等の総トン数（総トン数証書）
- (5) 載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
- (6) 外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
- (7) 運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法（長さ・幅・深さ）などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

（登録測度の概要図）



- 総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。（総トン数が変わる場合に限ります。）
- 国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

IV 船舶検査関係

1. 船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で6社、改造修理認定事業場は1社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で10事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は29事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は55事業場となっている。

2. 製造認定事業場

令和3年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
(株) ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ
(株) 三井E&S造船	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
(株) 三井E&S造船	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
日東化成工業(株)	備前市	その他の仕切り材料

3. 改造修理認定事業場

令和3年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ

４．整備認定事業場

令和３年４月１日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用品(株)	広島市	膨脹式救命いかだ
協栄マリンテクノロジー(株)福山営業所	福山市	〃
金田商事(株)	尾道市	〃
綱田工業(株)	尾道市	〃
内海エンジニアリング(株)	尾道市	〃
船田産業(株)呉ＳＳ	呉市	〃
(株)昭和船具店	境港市	〃
まるか商事(株)	境港市	〃
和幸(株)松江ＳＳ	松江市	〃
(株)愛徳	周南市	〃

５．船舶型式承認物件

令和３年４月１日現在

事業場	所在地	承認物件
中国塗料(株)	大竹市	表面仕上材
(株)赤尾	福山市	個人装具（安全燈及び手おのを除く。）
早川ゴム(株)	福山市	表面仕上げ材
(株)大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
(株)アイメックス	尾道市	防火戸
旭・スチール工業(株)	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
(株)ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
Y A M A X (株)	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
(株)ユウホウ	福山市	油吸着材
和典電機工業(株)	尾道市	浸水警報装置の警報盤・浸水警報装置の検知器
(株)ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
谷口商会(株)	岡山市	油吸着材
海和工業(株)	岡山市	オイルフェンス
阪神素地(株)	岡山市	イマーション・スーツ
ウォータークリーン(株)	倉敷市	油吸着材
(株)銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(株)タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業(株)	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業(株)	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ(株)	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業(株)	笠岡市	第四種汽笛
トーヨーポリマー(株)	美作市	表面仕上材
(株)城南エコテック	岡山県和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業(株)	岡山県小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン(株)	岡山県勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル(株)	岩国市	油吸着材
村上商事(株)	岩国市	油吸着材
東洋銅鋳(株)	周南市	表面仕上材
大晃機械工業(株)	山口県熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置

6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

令和3年4月1日現在

事業所	所在地	電話番号	備考	
大西電機工業(株)	広島市	(082)554-9011	2	備考欄の1～4は、次による。 1：総トン数200トン未満の旅客船及び漁船、総トン数500トン未満の貨物船並びに総トン数100トン未満の危険物ばら積船に限る。 2：総トン数500トン未満の旅客船及び漁船、総トン数5,000トン未満の貨物船並びに総トン数500トン未満の危険物ばら積船に限る。 3：総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船、総トン数20,000トン未満の貨物船並びに総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船に限る。 4：全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等特殊船を除く。）
(株)三協電機	尾道市	(0848)48-4356	3	
山陽船舶電機(株)	尾道市	(0848)22-7154	4	
協成電機(株)尾道事業所	尾道市	(0848)46-2451	3	
向島ドック(株)	尾道市	(0848)44-0001	1	
(株)三和ドック	尾道市	(0845)26-1111	4	
B E M A C (株)	東広島市	(08464)5-2785	3	
協成電機(株)	呉市	(0823)73-5111	2	
大東電機工業(株)	呉市	(0823)22-8515	3	
(有)澤無線電機	鳥取県岩美郡岩美町	(0857)72-8015	1	
(有)吉田電機工業所	境港市	(0859)42-6811	2	
(有)浜崎電機工業所	松江市	(0852)21-0644	2	
和幸(株)	松江市	(0852)24-4468	1	
サン電工(株)	玉野市	(0863)31-4167	3	
(株)日本船舶電装工事	玉野市	(0863)32-2520	3	
(有)神田電機商会	備前市	(0869)64-2576	2	

7. サービスステーション

令和3年4月1日現在

事業所	所在地	内燃機関	降下式 乗込装置	全世界的な海上遭難 安全システム (GMDSS)		航海用 レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ(有)	広島市				○	○
船田船用品(株) 広島SS	広島市			○		
日本電波興業(株)	広島市				○	○
(株)マリンネットサービス	広島市				○	○
(株)広島ヤンマー商事	広島市	○				
(株)新来島宇品どつく	広島市	○				
(株)江田島造船所	江田島市	○				
(有)尾道電業社	尾道市				○	○
(有)尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事(株)	尾道市		○	○		
大洋電子工業(株)	尾道市				○	○
綱田工業(株) 尾道支店	尾道市		○	○		
(株)豊國 尾道営業所	尾道市			○	○	○
(株)西日本電波研究所 尾道支店	尾道市				○	○
(有)広無線	尾道市				○	○
(有)みに	尾道市	○				
(株)高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機(株)	尾道市	○				
向島ドック(株)	尾道市	○				
日昇無線(株)	尾道市				○	○
(株)三和ドック	尾道市	○				
内海造船(株) 瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジー(株) 福山営業所	福山市		○			
古野電気(株) 広島支店	三原市				○	○
海洋電波(株)	呉市				○	○
(株)豊國	呉市			○	○	○
船田産業(株)	呉市		○	○	○	
(株)神田造船所 若葉工場	呉市	○				
(株)神田造船所 川尻工場	呉市	○				
フルノ関西販売(株) 境港支店	境港市				○	
(有)吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産(株)	境港市	○				
(有)旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部山陰支店	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中国営業部鳥取営業所	鳥取市	○				
(株)福栄	境港市	○				
和幸(株)	松江市			○	○	○
東備ヤンマー(株)	備前市	○				
(有)松本鉄工所	備前市	○				

(注) ○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

8. JCI（日本小型船舶検査機構）

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)254-6027
尾道支部	尾道市	(0848)23-7250
岡山支部	岡山市	(086)200-1780
境支部	境港市	(0859)47-2220
下関支部	下関市	(083)245-3241

9. その他の検査機関

(1) 日本海事協会（NK）

船級船（主として国際航海船）

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)249-1971
尾道支部	尾道市	(0848)25-2400
尾道支部 因島事務所	尾道市 因島土生町	(0845)22-0012
岡山支部	岡山市	(086)221-3645

(2) 日本海事検定協会（NKKK）

（危険物の積付等に関する検査）

	所在地	電話番号
広島事務所	広島市	(082)254-0237
水島事業所	倉敷市	(086)446-2105
福山事務所	福山市	(084)941-0253
尾道事務所	尾道市	(0848)22-5229
呉事業所	呉市	(0823)21-6149
岩国事務所	岩国市	(0827)21-3415
徳山事業所	周南市	(0834)21-5340

V 船員法適用船員等の概要

1．船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

令和2年10月1日現在

区分	報告対象者数	報告者数	隻数	総トン数	乗組員						予備船員				合計	
					雇用船員		家族船員		小計		職員	部員	計	職員	部員	合計
					職員	部員	職員	部員	職員	部員						
本局	79	74	264	111,850.16	851	343	14	3	865	346		95	317	1,087	441	1,528
尾道海事事務所	76	75	193	151,424.95	618	232	14	3	632	235		68	262	826	303	1,129
因島海事事務所	13	12	27	20,172.81	70	39	2	1	72	40		18	56	110	58	168
呉海事事務所	91	89	152	104,493.64	542	128	52	12	594	140		23	109	680	163	843
鳥取運輸支局	55	55	95	10,216.50	265	403	3	1	268	404		0	0	268	404	672
鳥根運輸支局	87	81	185	22,827.04	328	508	25	0	353	508		39	46	360	547	907
岡山運輸支局	51	49	138	74,344.83	489	139	7	0	496	139		71	197	622	210	832
水島海事事務所	59	54	144	21,906.10	329	66	27	2	356	68		23	64	397	91	488
山口運輸支局	113	111	229	135,334.14	670	253	16	1	686	254		35	208	859	289	1,148
計	624	600	1,427	652,570.17	4,162	2,111	160	23	4,322	2,134		372	1,259	5,209	2,506	7,715

2．船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年別 所有船舶数	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
船舶所有者数（者）	1,023	979	915	883	881	835	807	782	758	717	673	677	662	653	640	624
船舶数（隻）	1,889	1,832	1,700	1,659	1,616	1,598	1,559	1,536	1,486	1,453	1,425	1,396	1,290	1,400	1,414	1,427
船員数（人）	8,897	9,014	8,785	8,800	8,487	8,374	8,138	8,021	7,869	7,733	7,665	7,696	7,673	7,767	7,832	7,715

3. 船員法関係業務の処理状況

令和2年度

種 別 区 分		船員手帳交付				訂 正	写 真 貼 換	雇入契約の成立等の届出							法 19 条 関 係			記 載 事 項 証 明
		新 規	再交付	書 換	計			雇 入	雇 止	更 新	変 更	就 退	計	受 理	証 明 件 数	通 数		
本 局	局	98	0	53	151	11	0	515	539	0	180	1	1,235	50	51	57	0	
	運 輸 支 局	19	0	32	51	6	0	595	649	0	145	1	1,390	185	185	191	1	
	尾 道 島	11	0	14	25	0	0	491	379	0	101	0	971	75	75	78	1	
	呉	39	0	40	79	8	0	521	413	0	251	3	1,188	73	73	75	0	
	鳥 取	39	0	22	61	7	0	446	406	16	229	0	1,097	14	14	25	0	
	島 根	4	0	8	12	3	0	21	19	0	9	0	49	2	2	2	0	
	岡 山	10	1	27	38	2	0	151	159	0	52	0	362	12	12	12	0	
	水 島	19	0	22	41	2	0	2,118	2,135	0	621	1	4,875	45	45	47	0	
	山 口	34	1	36	71	3	0	2,833	2,854	2	947	0	6,636	32	32	37	0	
	小 計	175	2	201	378	31	0	7,176	7,014	18	2,355	5	16,568	438	438	467	2	
指定市町村 (25) 計		243	10	182	435	21	0	5,287	5,201	7	1,457	2	11,954	329	330	357	—	
合 計		516	12	436	964	63	0	12,978	12,754	25	3,992	8	29,757	817	819	881	2	

4. 労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査 延日数	船舶監査			事業場監査			合計			
		監査 隻数	違反 隻数	違反 件数	監査事 業場数	違反事 業場数	違反 件数	監査数 A	違反数 B	違反 件数	違反率 $\frac{B}{A}$ %
30	917	621	23	25	1	0	0	622	23	25	3.7
令和 元年	832	592	23	25	1	0	0	593	23	25	3.9
令和 2年	520	380	14	17	2	1	1	382	15	18	3.9

5. 災害疾病発生の現状と推移

(1) 災害疾病発生状況

令和元年度

区分 船種	災 害		疾 病	
	発生件数	千人率	発生件数	千人率
一般船舶	27	5.8	21	4.5
漁 船	34	20.3	14	8.4
そ の 他	8	5.4	21	14.2
計	69	8.8	56	7.2

(2) 年度別災害発生状況

(災 害)

(全 体)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中 国	25.8	20.3	16.5	18.7	15.5	13.6	12.2	11.8	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4	6.5	9.4	8.8
全 国	23.0	17.6	12.5	11.9	11.3	11.8	11.3	11.5	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.2	9.3	9.3	8.6	8.8	8.3

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中 国	17.7	12.0	9.4	10.4	10.9	7.1	7.5	7.1	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7	5.7	5.5	5.8
全 国	17.4	11.7	10.1	10.5	10.9	9.3	9.5	9.0	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4	7.0	5.7	6.1

(漁 船)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中 国	43.5	44.6	38.0	43.9	27.2	32.1	28.7	25.9	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4	11.8	23.9	20.3
全 国	30.2	25.8	16.5	15.7	14.6	16.2	14.8	15.5	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5	12.3	13.4	12.3

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中 国	19.1	13.1	9.2	10.6	14.7	10.5	6.8	9.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9	3.2	5.1	5.4
全 国	15.3	10.9	8.0	6.2	5.6	6.8	6.5	7.4	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.7	6.7	5.6	5.2	7.5	6.5

(3) 年度別疾病発生状況
(疾病)

(全 体)		(千人率)																	
年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
中 国	33.4	27.4	18.1	14.3	14.3	12.5	14.2	11.8	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0	5.9	6.2	7.2
全 国	28.1	22.0	11.2	9.8	10.7	11.4	11.0	10.9	12.0	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3	8.3

		(一般船舶)																			(千人率)			
年度 区分		4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1				
中 国		29.5	22.7	13.5	12.8	9.3	10.8	11.6	8.1	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2	6.1	6.6	4.5				
全 国		29.4	22.7	14.3	12.0	12.6	14.8	13.0	11.9	15.0	12.0	11.0	12.0	10.2	8.9	9.3	9.2	7.9	8.8	8.7				

		(漁 船)																			(千人率)			
年度 区分		4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1				
中 国		45.9	48.5	32.1	21.0	29.6	17.5	24.7	23.3	21.0	16.6	14.3	19.9	9.3	11.0	8.0	9.3	6.0	3.6	8.4				
全 国		28.8	23.8	10.8	9.7	10.9	10.1	12.0	11.4	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9	8.3	8.2	7.8				

		(その他の船舶)																			(千人率)
年度 区分	4	9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1		
中 国	22.4	14.7	12.9	9.9	9.8	11.7	9.9	9.8	9.5	4.8	3.6	2.5	7.5	6.3	9.3	4.6	5.2	7.7	14.2		
全 国	23.1	16.8	7.2	6.5	7.2	8.4	6.6	7.7	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4	8.3	7.4	8.2		

6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況

令和2年度

船員災害 防止大会	広 報		サバイバル トレーニング	講習会等
	ポスター しおり 配布数	横断幕等 掲示数		
2会場 85人	645枚 810部	24ヶ所	0回 0人	0回 0人

訪 船		巡回健康診断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安全指導	衛生指導			
53回 134隻	53回 134隻	萩地区 121人	4施設 39人	0隻

7. 船員安全衛生推進会設立状況

名 称	代表者	所 在 地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会（旅客船・カーフェリー）	内堀 達也	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10. 7. 8
広島船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	埴野 治次	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10. 7. 8
鳥取網代港船員安全衛生推進会（沖合底曳網漁業）	板倉 高司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-470	H11. 2. 26
呉船員安全衛生推進会（内航貨物船等）	河菜 春文	呉市広大新開1-12-20	H11.12. 7

Ⅵ 海技資格に関する業務の概要

１．海技士国家試験実施状況（中国・大型）

（単位：人）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
受験者数	1,300	1,389	1,313	1,523	1,739	2,077	2,165	2,069	2,088	1,929
合格者数	758	1,000	892	1,080	1,186	1,005	1,180	1,311	1,181	794

２．海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種別 年度	免許登録			海技免状引換	海技免状 操縦免許証 訂正・再交付	海技免状 操縦免許証 失効・再交付	海技免状・操縦免許証更新				海技免状 限定解除	乗組基準 特例許可
	大 型	小 型	計				大 型	小 型	通 信	計		
H 23	367	3,978	4,345	0	337	1,863	1,086	24,921	10	26,017	98	173
H 24	574	4,622	5,196	0	462	1,761	1,089	26,119	13	27,221	92	155
H 25	440	4,768	5,208	0	523	2,052	1,418	26,554	11	27,983	119	116
H 26	537	4,244	4,781	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
H 27	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
H 28	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
H 29	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95
H 30	623	3,739	4,362	0	465	1,517	1,184	23,010	3	24,197	179	127
R 1	592	3,736	4,328	7	587	1,442	1,196	21,776	10	22,982	174	138
R 2	594	4,323	4,917	0	483	1,491	1,137	18,738	23	19,898	147	157

(注) 海技免状引換欄は、海技免状の様式変更に伴う引換件数をいう。

３．境水先区水先実績

年度別 区分	隻 数			総 ト ン 数		
	日本船	外国船	計	日 本 船	外 国 船	計
H 23	1	246	247	745	5,854,846	5,855,591
H 24	4	222	226	115,464	6,352,025	6,467,489
H 25	4	211	215	200,568	7,606,250	7,806,818
H 26	4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
H 27	4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
H 28	14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
H 29	21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413
H 30	30	244	274	1,024,489	13,218,113	14,242,602
R 1	22	220	242	866,530	11,549,546	12,416,076
R 2	16	121	137	590,173	4,164,242	4,754,415

VII 管内旅客船事故発生状況

令和2年度

		衝突・接触		乗 揚 げ	機 関 故 障	火 災	浸 水	推 進 器 障 害	舵 故 障	車 両 事 故	そ の 他	計
		船 舶	そ の 他									
船 種 別	在 来 船		1					1				2
	カーフェリー	1	5		5							11
	高 速 船			1								1
計		1	6	1	5			1				14
月 別	4		2		1							3
	5				1							1
	6											
	7	1	1		2							4
	8				1							1
	9											
	10		1									1
	11											
	12		1					1				2
	1			1								1
	2		1									1
	3											

VIII 外国船舶監督の概要

1. PSCのはじまりと現状

1970年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶が登録されている旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡を絶たないため、1982年欧州でパリMOU（Memorandum Of Understanding on PSC（PSCに関する覚書））が採択され、旗国の監督を補完するものとして寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：Port State Control）を実施していく地域協力体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では1993年に東京MOUが採択され、現在ではPSCへの地域的な取り組みは世界の9地域（欧州、アジア・太平洋、地中海、黒海、中東、中西部アフリカ、インド洋、カリブ海、南米）に及んでいます。

我が国では、1983年から地方運輸局等によりPSCが開始され、1997年度には専従の外国船舶監督官組織が創設されて全国の地方運輸局等に配置されました。また、東京MOUへも設立当初から主要メンバー国として参加しています。

PSCの主な業務は、我が国の港に入港した外国船舶に立ち入り、条約が定める基準の適合性について検査することです。検査の結果、基準に適合していない場合には是正を指導しますが、航海の安全や海洋環境に対する切迫した脅威となる重大な基準不適合については、是正されるまで出港を差し止める行政処分を行うこととなります。

適用される国際条約は海上人命安全条約（SOLAS）、海洋汚染防止条約（MARPOL）、船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約（STCW）、海上労働条約（MLC）、バラスト水管理条約（BWM）等があり、近年の新たな条約の発効や度重なる条約改正により検査対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み一層多様化しているため、外国船舶監督官にはより高度な専門知識と能力が求められています。

2. 中国運輸局におけるPSCの現状

中国運輸局は中国5県（山口県の一部を除く）を管轄しており、令和2年における管内主要港への外国船舶入港隻数は9,714隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多いため様々な船種の外国船舶が入港し、日本海側では中国・韓国間のコンテナ船や木材を運ぶロシア籍船等環日本海諸国との貿易に携わる外国船舶の入港が目立っています。

このような状況の下、中国運輸局では1983年から船舶検査官、船員労務官が合同でPSCを実施していましたが、1997年4月から専従の外国船舶監督官を本局及び山口運輸支局（徳山庁舎）に配置した後、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局（境庁舎）にも配置して、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

3. PSCに関する国際的な技術協力

PSCは国際的な協調も必要であることから、東京MOUにおいて加盟各国のPSC検査官に対する研修や技術交流が行われています。中国運輸局では、東京MOU主催の研修や技術交流への講師派遣、外国人研修生の受け入れなど積極的に協力しています。

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等に関する法律）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示：紙へのリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作成しています。

運輸要覧 令和3（2021）年版

令和4年2月

編集発行 中国運輸局 総務部総務課

本要覧について、ご意見・お問い合わせ事項等ございましたら、
下記までご連絡をお願いいたします。

〒730-8544

広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館

中国運輸局 総務部 総務課

TEL：(082)228-3434
